



## 議題1（委員会決裁事項（規則第3条第6号））

### 知事からの意見聴取に対する回答の承認について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により知事から意見を求められた令和8年2月定例府議会に提出された次の議案について、大阪府教育委員会事務決裁規則第5条に基づき教育長が代決により異議がない旨を回答した。

この代決を、大阪府教育委員会事務決裁規則第7条第2項に基づき承認する。

令和8年3月27日

大阪府教育委員会

#### ○予算案

- 1 令和8年度大阪府一般会計予算の件（教育委員会関係分）
- 2 令和7年度大阪府一般会計補正予算（第7号）の件（教育委員会関係分）
- 3 令和7年度大阪府一般会計補正予算（第8号）の件（教育委員会関係分）

#### ○事件議決案

- 1 工事請負契約締結の件（大阪府立高等学校施設整備事業）
- 2 工事請負契約締結の件（大阪府立支援学校施設整備事業）
- 3 大阪府立高等学校における食堂の使用及び自動販売機の設置に係る光熱水費に相当する負担金に関する債権放棄の件
- 4 指定管理者の指定の件（教育委員会所管施設）

#### ○条例案

- 1 大阪府高等学校等教育改革促進基金条例制定の件
- 2 大阪府附属機関条例等一部改正の件
- 3 職員の給与に関する条例及び技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例一部改正の件
- 4 職員の特殊勤務手当に関する条例一部改正の件
- 5 大阪府指定障害児通所支援事業者の指定並びに指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等一部改正の件
- 6 大阪府障害者の雇用の促進及び職業の安定に係る法人の事業税の税率等の特例に関する条例一部改正の件

- 7 大阪府立学校条例及び大阪府教育センター条例一部改正の件
- 8 府費負担教職員定数条例一部改正の件

<参考>

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律

(教育委員会の意見聴取)

第29条 地方公共団体の長は、歳入歳出予算のうち教育に関する事務に係る部分その他特に教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案を作成する場合においては、教育委員会の意見をきかなければならない。

○大阪府教育委員会事務決裁規則

(委員会決裁事項)

第3条 委員会が会議の議決により決裁する事項は、次のとおりとする。

一 ～ 五 (略)

六 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条に規定する意見の申出に関すること。

七 (略)

(事務の専決及び代決)

第5条 第3条各号に規定する事項について緊急やむを得ないときは、教育長がその事項を代決することができる。

(専決した事項等の報告)

第7条 (略)

2 第5条の規定により教育長が代決したときは、速やかに委員会の会議において報告し、その承認を受けるものとする。

令和8年度 教育庁予算の主な事業

一般会計	令和8年度当初予算額	6,805億3,497万4千円
	令和7年度当初予算額	6,090億7,225万6千円
	令和7年度最終予算額	6,058億7,418万7千円
	前年比 R8当初/R7当初	111.7%

第2次教育振興基本計画項目	主な事業	予算額(千円)	(参考) 2月16日報告内容 予算額(千円)
【基本方針1】 確かな学力の定着と 学びの深化	① 小学生新学力テスト事業費	313,606	313,606
	② 中学生学びチャレンジ事業費	382,822	382,822
	③ 市町村立学校スマートスクール推進事業費	6,934	6,934
	④ 府立学校スマートスクール推進事業費	拡充 4,072,349	4,072,349
	⑤ GIGAスクール構想加速化基金事業費	3,955,348	3,955,348
	⑥ おおさかグローバル人材育成事業費(教育振興事業) (生成AI活用事業など)	拡充 370,900	370,900
	⑦ 英語教育推進事業費 (姉妹校交流支援、高校生大使派遣プロジェクトなど)	拡充 741,076	741,076
	⑧ グローバルリーダーズハイスクール支援事業費	26,244	26,244
	⑨ 府立高等学校再編整備事業費 (商業系・農業高校、学びの多様化学校など)	拡充 1,333,712	1,333,712
	⑩ 工業系高等学校新校整備事業費	2,241,204	2,241,204
	⑪ 知的障がいのある生徒の教育環境整備事業費	50,659	50,659
	⑫ 障がいのある生徒の高校生活支援事業費	140,469	140,469
	⑬ 日本語指導推進事業費(小中学校)	拡充 81,142	81,142
	⑭ 日本語教育学校支援事業費 (日本語指導拠点校整備など)	拡充 130,291	130,291
	⑮ 府立図書館運営費	1,225,592	811,598
	⑯ 府立学校入学者選抜等デジタル化推進事業費	拡充 106,288	106,288
	⑰ 不登校等対策支援事業費	拡充 254,705	254,705
【基本方針2】 豊かな心と 健やかな体の育成	① いじめ・虐待等対応支援体制構築事業費	15,171	15,171
	② 課題を抱える生徒フォローアップ事業費	拡充 69,003	69,003
	③ ヤングケアラー支援体制強化事業費	74,788	74,788
	④ スクールカウンセラー配置事業費	拡充 1,069,106	1,069,106
	⑤ スクールソーシャルワーカー配置事業費	76,243	76,243
	⑥ 教育総合相談事業費	32,318	32,318
	⑦ SNS活用相談体制整備事業費	30,772	30,772
	⑧ 文化財保護管理費	拡充 173,710	173,710
	⑨ 学校給食実施費	拡充 24,461,480	25,012,563
	⑩ 地域クラブ活動体制整備等事業費	拡充 349,024	349,024
【基本方針3】 将来をみすえた自主性 ・自立性の育成	① 教育庁ハートフルオフィス推進事業費	63,656	63,656
	② 部活動指導員等配置事業費	拡充 164,495	164,495
【基本方針4】 多様な主体との協働	① 教育コミュニティづくり推進事業費	58,084	58,084
	② 広報強化推進事業費	拡充 446,209	446,209
	③ 府立学校産学官共創教育モデル事業費	新規 198,000	198,000
	※【基本方針2】の②～⑤の事業も【基本方針4】に該当(再掲)	1,289,140	1,289,140

第2次教育振興 基本計画項目	主な事業		予算額(千円)	(参考) 2月16日報告内容 予算額(千円)
【基本方針5】 力と熱意を備えた教員 と学校組織づくり	① 教員確保事業費	新規	22,449	22,449
	② 教職員資質向上方策推進事業費		60,150	60,150
	③ 学校経営推進事業費	拡充	63,386	63,386
	④ 校長マネジメント推進事業費		206,534	206,534
	⑤ 府立学校教育ICT化推進事業費		1,379,062	1,379,062
	⑥ 府立学校働き方改革推進事業費		17,888	17,888
	⑦ 災害時学校支援体制構築事業費	新規	1,237	1,237
	※【基本方針2】の⑩、【基本方針3】の②の事業も【基本方針5】に該当(再掲)			513,519
【基本方針6】 学びを支える環境整備	① 就学支援金関連事業費	拡充	69,186,505	69,186,505
	② 知的障がい支援学校新校整備事業費		3,528,158	3,528,158
	③ 市町村医療的ケア実施体制サポート事業費		63,034	63,034
	④ 医療的ケア通学支援事業費		971,649	971,649
	⑤ 府立学校老朽化対策費 (内装リニューアル、旭・東住吉改築基本構想策定など)	拡充	3,160,710	3,160,710
	⑥ 府立学校施設・設備改修費		700,329	700,329
	⑦ 府立学校施設設備緊急改修事業費		1,142,993	1,142,993
	⑧ 府立学校施設長寿命化整備事業費		8,651,133	8,651,133
	⑨ 高等学校教育環境改善事業費		967,127	967,127
	⑩ スクールサポートスタッフ配置事業費		149,853	149,853
	⑪ 大阪府育英会助成費		573,407	573,407
	⑫ 学習環境改善事業費(府立学校トイレ改修)		1,668,374	1,668,374
	⑬ 大阪教育ゆめ基金積立金		113,880	113,880
	⑭ AI電話対応システム事業費	新規	10,463	10,463
私立学校に関する事 業であるため協議の 対象外  【基本方針7】 私立学校の振興	① 私立高等学校等振興助成費	拡充	43,296,013	42,057,232
	② 私立高等学校等生徒授業料支援補助金	拡充	13,791,579	13,791,579
	③ 私立幼稚園振興助成費		5,056,027	4,958,117
	④ 施設型給付費等負担金		16,385,973	16,385,973
	⑤ 子育て支援施設等利用給付費負担金		1,383,123	1,383,123
	⑥ 私立専門学校授業料等減免事業費		7,837,325	7,837,325

## 教育庁 令和7年度一般会計補正予算案の概要

一般会計	第7号補正予算額	32億8,193万5千円
	※第8号補正予算額	▲166億1,532万9千円
	補正前予算額	6,192億758万1千円
	補正後予算額	6,058億7,418万7千円

※第8号補正予算額については、定例的な各種事業費の増減に係るもの。

### 第7号補正予算案の概要

#### 〔 一 般 会 計 〕

上段 補正額

中段 補正前予算額

下段 補正後予算額

事業名	事業費	事業内容の説明
<p>【国経済対策】 G I G A スクールの 構想加速化基金事業費</p>	<p>30億4,591万7千円 0 30億4,591万7千円</p>	<p>令和2～3年度に整備した「1人1台端末」について、G I G A スクール構想第2期を念頭に、令和6年度から5年程度をかけて端末を計画的に更新するとともに、端末故障時のための予備機の整備を進めるために、必要な経費の積み立てを行う。 ○対象：公立の小学校、中学校、義務教育学校、支援学校（小学部・中学部） ※入出力支援装置のみ 公立の高等学校、支援学校（高等部）</p>
<p>【国経済対策】 高等学校等教育改革 促進基金積立金</p>	<p>6,000万円 0 6,000万円</p>	<p>国から令和7年度中に提示される「高校教育改革に関するグランドデザイン2040（仮称）」に沿った、高等学校における産業イノベーション人材の育成など、緊要性のある取組みを実施するために必要な経費を積み立てる。</p>

○事件議決案

番号	件名	概要
1	工事請負契約締結の件 (大阪府立高等学校施設整備事業)	大阪府立新工業系高等学校(仮称)改築機械設備工事(その2)請負契約 契約金額 15億2,900万円 請負者 川崎設備工業株式会社
2	工事請負契約締結の件 (大阪府立支援学校施設整備事業)	(1) 大阪府立大阪市北東部地域支援学校(仮称)改修その他工事請負契約 契約金額 21億9,450万円 請負者 株式会社浅沼組
		(2) 大阪府立大阪市北東部地域支援学校(仮称)改修その他電気設備工事(その2)請負契約 契約金額 5億8,602万600円 請負者 鶴田電設株式会社
3	大阪府立長野高等学校における食堂の使用及び自動販売機の設置に係る光熱水費に相当する負担金に関する債権放棄の件	大阪府立長野高等学校における食堂の使用及び自動販売機の設置に係る光熱水費に相当する負担金の債務者に対して、大阪府が有する債権を放棄することについて議決を求めるもの。 件数 1件 金額 回収不能となった51万293円及び当該負担金に係る遅延損害金
4	指定管理者の指定の件 (教育委員会所管施設)	(1) 大阪府立臨海スポーツセンター 指定期間 令和8年4月1日から 令和9年3月31日まで 指定する団体 南海ビルサービス株式会社
		(2) 大阪府立中央図書館 指定期間 令和8年4月1日から 令和13年3月31日まで 指定する団体 長谷工・大阪共立・TRCグループ

○条例案

番号	件名	概要
1	大阪府高等学校等教育改革促進基金条例制定の件	<p>公立の高等学校等における教育改革の推進のための事業に要する資金を積み立てるため、高等学校等教育改革促進基金の設置、積立て、管理等について定める。</p> <p>施行日：公布の日</p>
2	大阪府附属機関条例等一部改正の件	<p>委員の本業及び主要都道府県等の報酬の水準等を踏まえ、附属機関の委員の報酬の上限額を改定する。</p> <p>〔改正前〕 日額 9,800円 〔改正後〕 日額 18,000円 等</p> <p>施行日：令和8年4月1日</p> <p>〔関係条例〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大阪府スポーツ推進審議会条例</li> <li>・大阪府社会教育委員条例</li> <li>・大阪府教育職員免許状再授与審査会の委員の報酬及び費用弁償に関する条例</li> <li>・大阪府文化財保護審議会条例</li> <li>・大阪府立図書館協議会条例</li> </ul>
3	職員の給与に関する条例及び技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例一部改正の件	<p>1 地方自治法の改正に伴い、給料等の額が、在勤する地域における民間の賃金の最低基準を考慮して人事委員会で定める額を下回る職員に対して、その差額を月額に換算した額を支給するための第二種初任給調整手当を新設する。</p> <p>2 令和7年10月の人事委員会の勧告等を踏まえ、所要の改正を行う。</p> <p>〔主な改正内容〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・交通の用具を使用する職員についての通勤手当を、66,400円を超えない範囲内で使用距離の区分に応じて人事委員会規則で定める額とする。</li> <li>・駐車場等を利用する職員についての通勤手当を新設する。</li> </ul> <p>施行日：令和8年4月1日</p>

4	職員の特殊勤務手当に関する条例一部改正の件	<p>義務教育費国庫負担金の算定基準額の引上げが行われることに伴い、週休日等に行う部活動等における指導に係る教員特殊業務手当について、額の引上げ等を行う。</p> <p>〔改正前〕 4時間以上 3,600円 〔改正後〕 3時間以上 3,900円 等</p> <p>施行日：規則で定める日</p>
5	大阪府指定障害児通所支援事業者の指定並びに指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等一部改正の件	<p>地域限定保育士試験の実施に関する試験実施方法書について内閣総理大臣より認定を受けたことに伴い、指定障害児通所支援事業所等に置く保育士に地域限定保育士を含むこととする。</p> <p>施行日：公布の日</p>
6	大阪府障害者の雇用の促進及び職業の安定に係る法人の事業税の税率等の特例に関する条例一部改正の件	<p>障害者の雇用の促進等に関する法律施行令の経過措置期間が終了することにより、障害者雇用率が2.5%から2.7%に引き上げられることに伴い、障害者多数雇用中小法人が事業税の額の控除を受けようとする場合に満たすべき要件を変更する。</p> <p>〔改正前〕 平均雇用労働者数が40人未満のもの 平均雇用障害者数 2人を超えるもの 〔改正後〕 平均雇用労働者数が37.5人未満のもの 平均雇用障害者数 2人を超えるもの 等</p> <p>施行日：令和8年7月1日</p>

7	大阪府立学校条例及び大阪府教育センター条例一部改正の件	<p>1 府立学校の児童及び生徒の数の変動に伴う学級数の増減に伴い、府立学校の職員の定数を改定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・高等学校〔改正前〕 9,251人</li> <li style="padding-left: 100px;">〔改正後〕 9,071人</li> <li>・特別支援学校〔改正前〕 5,530人</li> <li style="padding-left: 100px;">〔改正後〕 5,697人</li> </ul> <p style="text-align: center;">施行日：令和8年4月1日</p> <p>2 府立高等学校再編整備計画に基づき、学びの多様化学校として大阪府教育センター附属高等学校窓明分校を設置する。</p> <p>3 大阪府立門真西高等学校及び大阪府立懐風館高等学校を廃止する。</p> <p>4 大阪府教育センターの事業として、大阪府教育センター附属高等学校窓明分校との関係及び協力に関することを追加する。</p> <p style="text-align: center;">施行日：規則で定める日</p>
8	府費負担教職員定数条例一部改正の件	<p>市町村立学校の児童及び生徒の数の変動に伴う学級数の増減並びに国の定数改善等に伴い、府費負担教職員の定数を改定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・小学校〔改正前〕 18,368人</li> <li style="padding-left: 100px;">〔改正後〕 18,707人</li> <li>・中学校〔改正前〕 10,185人</li> <li style="padding-left: 100px;">〔改正後〕 10,467人</li> </ul> <p style="text-align: center;">施行日：令和8年4月1日</p>

大阪府条例第 号

大阪府高等学校等教育改革促進基金条例

(設置)

第一条 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十一条第一項の規定に基づき、公立の高等学校等（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に規定する高等学校、中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部をいう。）における教育改革の推進に係る事業に要する資金を積み立てるため、大阪府高等学校等教育改革促進基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第二条 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算で定める。

(管理)

第三条 基金に積み立てた資金は、確実な金融機関への預金、確実かつ有利な有価証券の買入れその他の最も確実かつ有利な方法により運用しなければならぬ。

第四条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定め、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(運用収益の処理)

第五条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金の管理に要する経費に充てる場合のほか、基金に積み立てるものとする。

(処分)

第六条 基金は、第一条に規定する基金の設置の目的を達成するための事業に必要な経費に充てる場合に限り、これを処分することができる。

(委任)

第七条 この条例に定めるもののほか、基金に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

大阪府条例第 号

大阪府附属機関条例等の一部を改正する条例

(大阪府附属機関条例の一部改正)

第一条 大阪府附属機関条例(昭和二十七年大阪府条例第三十九号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(報酬)</p> <p>第三条 委員等の報酬の額は、日額一万八千円を超えない範囲内において、当該附属機関を設置する執行機関が定める額とする。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 委員等が著しく困難な業務に従事する場合その他の特別の事情により第一項の報酬の額により難いときは、同項の規定にかかわらず、その報酬の額を、当該業務に従事した時間一時間につき、当該附属機関を設置する執行機関が定める額とすることができる。ただし、当該額は、一万七百元を超えることができない。</p> <p>4 前項の報酬は、当該業務に従事した時間に応じて、その都度支給し、第一項の報酬の支給と併せて行うことを妨げない。ただし、前項の報酬の額の合計額並びに第一項及び前項の報酬の額の合計額は、一日につき五万五千円を超えることができない。</p> <p>5 (略)</p>	<p>(報酬)</p> <p>第三条 委員等の報酬の額は、日額九千八百円を超えない範囲内において、当該附属機関を設置する執行機関が定める額とする。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 委員等が著しく困難な業務に従事する場合その他の特別の事情により第一項の報酬の額により難いときは、同項の規定にかかわらず、その報酬の額を、当該業務に従事した時間一時間につき、当該附属機関を設置する執行機関が定める額とすることができる。ただし、当該額は、第一項の報酬の額を超えることができない。</p> <p>4 前項の報酬は、当該業務に従事した時間に応じて、その都度支給し、第一項の報酬の支給と併せて行うことを妨げない。</p> <p>5 (略)</p>

(大阪府防災会議条例の一部改正)

第二条 大阪府防災会議条例(昭和三十七年大阪府条例第二十九号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(報酬)</p> <p>第五条 委員及び専門委員の報酬の額は、日額一万八千円とし、幹事の報酬の額は、日額一万五千二百円とする。</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>(報酬)</p> <p>第五条 委員及び専門委員の報酬の額は、日額九千八百円とし、幹事の報酬の額は、日額八千三百円とする。</p> <p>2・3 (略)</p>

(大阪府国民保護協議会条例の一部改正)

第三条 大阪府国民保護協議会条例(平成十七年大阪府条例第九号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で

示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(報酬) 第七条 委員及び専門委員(以下「委員等」という。)の報酬の額は、日額一万八千円とし、幹事の報酬の額は、日額一万五千二百円とする。 2・3 (略)</p>	<p>(報酬) 第七条 委員及び専門委員(以下「委員等」という。)の報酬の額は、日額九千八百円とし、幹事の報酬の額は、日額八千三百円とする。 2・3 (略)</p>

(大阪府石油コンビナート等防災本部条例の一部改正)

第四条 大阪府石油コンビナート等防災本部条例(昭和五十一年大阪府条例第十五号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(報酬) 第五条 本部長及び専門員の報酬の額は、日額一万八千円とし、幹事の報酬の額は、日額一万四千四百円とする。 2・3 (略)</p>	<p>(報酬) 第五条 本部長及び専門員の報酬の額は、日額九千八百円とし、幹事の報酬の額は、日額六千二百円とする。 2・3 (略)</p>

(大阪府公益認定等委員会条例の一部改正)

第五条 大阪府公益認定等委員会条例(平成十九年大阪府条例第四号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(報酬) 第十二条 委員及び専門委員(以下「委員等」という。)の報酬の額は、日額一万八千円とする。 2・3 (略)</p>	<p>(報酬) 第十二条 委員及び専門委員(以下「委員等」という。)の報酬の額は、日額九千八百円とする。 2・3 (略)</p>

(大阪府行政不服審査会条例の一部改正)

第六条 大阪府行政不服審査会条例(平成二十八年大阪府条例第一号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(報酬) 第八条 委員、臨時委員及び専門委員(以下「委員等」という。)の報酬の額は、日額一万八千</p>	<p>(報酬) 第八条 委員、臨時委員及び専門委員(以下「委員等」という。)の報酬の額は、日額九千八百</p>

2・3 (略)	円とする。
2・3 (略)	円とする。

(大阪府職員基本条例の一部改正)

第七条 大阪府職員基本条例(平成二十四年大阪府条例第八十六号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

	改正後		改正前
(報酬) 第四十五条 委員の報酬の額は、日額 <u>一万八千円</u> とする。		(報酬) 第四十五条 委員の報酬の額は、日額 <u>九千八百円</u> とする。	
2 (略)		2 (略)	

(大阪府自治紛争処理委員の報酬及び費用弁償並びに委員の求めに応じて出頭した当事者及び関係人の実費弁償に関する条例の一部改正)

第八条 大阪府自治紛争処理委員の報酬及び費用弁償並びに委員の求めに応じて出頭した当事者及び関係人の実費弁償に関する条例(昭和二十七年大阪府条例第四十四号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

	改正後		改正前
(報酬) 第二条 委員の報酬の額は、一日につき <u>一万五千二百円</u> を超えない範囲内において知事が定める額とする。		(報酬) 第二条 委員の報酬の額は、一日につき <u>八千三百円</u> を超えない範囲内において知事が定める額とする。	

(大阪府固定資産評価審議会条例の一部改正)

第九条 大阪府固定資産評価審議会条例(昭和三十七年大阪府条例第二十八号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

	改正後		改正前
(報酬) 第五条 委員の報酬の額は、日額 <u>一万八千円</u> とする。		(報酬) 第五条 委員の報酬の額は、日額 <u>九千八百円</u> とする。	
2・3 (略)		2・3 (略)	

(大阪府地方独立行政法人評価委員会条例の一部改正)

第十条 大阪府地方独立行政法人評価委員会条例(平成十六年大阪府条例第二号)

の一部を次のように改正する。  
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(報酬)          第九条 委員等の報酬の額は、日額二万八千円とする。          2・3 (略)</p>	<p>(報酬)          第九条 委員等の報酬の額は、日額九千八百円とする。          2・3 (略)</p>

(大阪府個人情報保護審議会条例の一部改正)  
 第十一条 大阪府個人情報保護審議会条例(令和四年大阪府条例第五十八号)の一部を次のように改正する。  
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(報酬)          第七条 委員の報酬の額は、日額一万八千円とする。          2 (略)</p>	<p>(報酬)          第七条 委員の報酬の額は、日額九千八百円とする。          2 (略)</p>

(大阪府社会福祉審議会条例の一部改正)  
 第十二条 大阪府社会福祉審議会条例(平成十二年大阪府条例第九号)の一部を次のように改正する。  
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(報酬)          第四条 審議会の委員及び臨時委員(以下「委員等」という。)の報酬の額は、日額一万八千円とする。          2 (略)</p>	<p>(報酬)          第四条 審議会の委員及び臨時委員(以下「委員等」という。)の報酬の額は、日額九千八百円とする。          2 (略)          3 委員等が著しく困難な業務に従事する場合その他の特別の事情により第一項の報酬の額により難いときは、同項の規定にかかわらず、その報酬の額を、当該業務に従事した時間一時間につき、九千八百円とする。          4 前項の報酬は、当該業務に従事した時間に応じて、その都度支給し、第一項の報酬の支給と併せて行うことを妨げない。          5 (略)</p>
<p>3 (略)</p>	

(大阪府障害者施策推進協議会条例の一部改正)  
 第十三条 大阪府障害者施策推進協議会条例(昭和四十六年大阪府条例第三号)

の一部を次のように改正する。  
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(報酬)          第七条 協議会の委員及び専門委員(以下「委員等」という。)の報酬の額は、日額一万八千円とする。          2・3 (略)</p>	<p>(報酬)          第七条 協議会の委員及び専門委員(以下「委員等」という。)の報酬の額は、日額九千八百円とする。          2・3 (略)</p>

(大阪府障害者介護給付費等不服審査会条例の一部改正)  
 第十四条 大阪府障害者介護給付費等不服審査会条例(平成十八年大阪府条例第三号)の一部を次のように改正する。  
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(報酬)          第四条 委員の報酬の額は、日額一万八千円とする。          2・3 (略)</p>	<p>(報酬)          第四条 委員の報酬の額は、日額九千八百円とする。          2・3 (略)</p>

(大阪府介護保険審査会の公益代表委員等の定数並びに委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)  
 第十五条 大阪府介護保険審査会の公益代表委員等の定数並びに委員等の報酬及び費用弁償に関する条例(平成十一年大阪府条例第三十四号)の一部を次のように改正する。  
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(委員等の報酬)          第三条 委員等の報酬の額は、委員の場合にあつては日額一万八千円とし、専門調査員の場合にあつては日額一万千四百円とする。          2・3 (略)</p>	<p>(委員等の報酬)          第三条 委員等の報酬の額は、委員の場合にあつては日額九千八百円とし、専門調査員の場合にあつては日額六千二百円とする。          2・3 (略)</p>

(大阪府子ども家庭審議会条例の一部改正)  
 第十六条 大阪府子ども家庭審議会条例(令和五年大阪府条例第五十八号)の一部を次のように改正する。  
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(報酬) 第九条 委員等の報酬の額は、日額一万八千円とする。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 委員等が著しく困難な業務に従事する場合その他の特別の事情により第一項の報酬の額により難いときは、同項の規定にかかわらず、その報酬の額を、当該業務に従事した時間一時間につき、一万七百元とする。</p> <p>4 前項の報酬は、当該業務に従事した時間に応じて、その都度支給し、第一項の報酬の支給と併せて行うことを妨げない。ただし、前項の報酬の額の合計額並びに第一項及び前項の報酬の額の合計額は、一日につき五万五千円を超えることができない。</p> <p>5 (略)</p>	<p>(報酬) 第九条 委員等の報酬の額は、日額九千八百円とする。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 委員等が著しく困難な業務に従事する場合その他の特別の事情により第一項の報酬の額により難いときは、同項の規定にかかわらず、その報酬の額を、当該業務に従事した時間一時間につき、九千八百円とする。</p> <p>4 前項の報酬は、当該業務に従事した時間に応じて、その都度支給し、第一項の報酬の支給と併せて行うことを妨げない。</p> <p>5 (略)</p>

(大阪府感染症の診査に関する協議会条例の一部改正)  
 第十七条 大阪府感染症の診査に関する協議会条例(平成十一年大阪府条例第二号)の一部を次のように改正する。  
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(報酬) 第八条 委員の報酬の額は、日額一万五千二百円とする。</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>(報酬) 第八条 委員の報酬の額は、日額八千三百円とする。</p> <p>2・3 (略)</p>

(大阪府精神保健福祉審議会条例の一部改正)  
 第十八条 大阪府精神保健福祉審議会条例(昭和四十年大阪府条例第四十号)の一部を次のように改正する。  
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(報酬) 第七条 委員及び臨時委員(以下「委員等」という。)の報酬の額は、日額一万八千円とする。</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>(報酬) 第七条 委員及び臨時委員(以下「委員等」という。)の報酬の額は、日額八千三百円とする。</p> <p>2・3 (略)</p>

(大阪府国民健康保険運営協議会条例の一部改正)  
 第十九条 大阪府国民健康保険運営協議会条例(平成二十八年大阪府条例第八十三号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で

示すように改正する。

改正後	改正前
(報酬) 第四条 委員の報酬の額は、日額一万八千円とする。 2・3 (略)	(報酬) 第四条 委員の報酬の額は、日額九千八百円とする。 2・3 (略)

(大阪府生活衛生適正化審議会条例の一部改正)

第二十条 大阪府生活衛生適正化審議会条例（平成十二年大阪府条例第十七号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
(報酬) 第七条 委員及び専門委員（以下「委員等」という。）の報酬の額は、日額一万五千二百円とする。 2・3 (略)	(報酬) 第七条 委員及び専門委員（以下「委員等」という。）の報酬の額は、日額八千三百円とする。 2・3 (略)

(大阪府小売商業紛争調停員の報酬及び費用弁償並びに調停員の求めに応じて出頭した参考人の実費弁償に関する条例の一部改正)

第二十一条 大阪府小売商業紛争調停員の報酬及び費用弁償並びに調停員の求めに応じて出頭した参考人の実費弁償に関する条例（昭和三十四年大阪府条例第三十五号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
(報酬) 第二条 調停員の報酬の額は、日額一万五千二百円とする。 2・3 (略)	(報酬) 第二条 調停員の報酬の額は、日額八千三百円とする。 2・3 (略)

(大阪府環境審議会条例の一部改正)

第二十二条 大阪府環境審議会条例（平成六年大阪府条例第七号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
(報酬)	(報酬)

<p>第八条 委員、臨時委員及び専門委員の報酬の額は、日額一万八千円とし、幹事の報酬の額は、日額一万千四百円とする。</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>第八条 委員、臨時委員及び専門委員の報酬の額は、日額九千八百円とし、幹事の報酬の額は、日額六千二百円とする。</p> <p>2・3 (略)</p>
---	--

(大阪府自動車排出窒素酸化物及び粒子状物質総量削減計画策定協議会条例の一部改正)

第二十三条 大阪府自動車排出窒素酸化物及び粒子状物質総量削減計画策定協議会条例(平成四年大阪府条例第四十五号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

<p>改正後</p> <p>(報酬)</p> <p>第八条 委員及び専門委員の報酬の額は、日額一万八千円とし、幹事の報酬の額は、日額一万千四百円とする。</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>改正前</p> <p>(報酬)</p> <p>第八条 委員及び専門委員の報酬の額は、日額九千八百円とし、幹事の報酬の額は、日額六千二百円とする。</p> <p>2・3 (略)</p>
---	--

(大阪府水防協議会条例の一部改正)

第二十四条 大阪府水防協議会条例(平成十二年大阪府条例第三十七号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

<p>改正後</p> <p>(報酬)</p> <p>第六条 委員の報酬の額は、日額一万八千円とし、幹事の報酬の額は、日額一万五千二百円とする。</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>改正前</p> <p>(報酬)</p> <p>第六条 委員の報酬の額は日額九千八百円とし、幹事の報酬の額は日額八千三百円とする。</p> <p>2・3 (略)</p>
--	--

(大阪府交通安全対策会議条例の一部改正)

第二十五条 大阪府交通安全対策会議条例(昭和四十五年大阪府条例第三十九号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

<p>改正後</p> <p>(報酬)</p> <p>第五条 委員及び特別委員の報酬の額は、日額一万八千円とし、幹事の報酬の額は、日額一万五千二百円とする。</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>改正前</p> <p>(報酬)</p> <p>第五条 委員及び特別委員の報酬の額は、日額九千八百円とし、幹事の報酬の額は、日額八千三百円とする。</p> <p>2・3 (略)</p>
--	--

(大阪府土地利用審査会条例の一部改正)  
 第二十六条 大阪府土地利用審査会条例(昭和四十九年大阪府条例第三十八号)の一部を次のように改正する。  
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(報酬)          第五条 委員の報酬の額は、日額一万八千円とする。          2・3 (略)</p>	<p>(報酬)          第五条 委員の報酬の額は、日額九千八百円とする。          2・3 (略)</p>

(大阪府事業認定審議会条例の一部改正)  
 第二十七条 大阪府事業認定審議会条例(平成十四年大阪府条例第七十九号)の一部を次のように改正する。  
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(報酬)          第六条 委員及び専門委員(以下「委員等」という。)の報酬の額は、日額一万八千円とする。          2・3 (略)</p>	<p>(報酬)          第六条 委員及び専門委員(以下「委員等」という。)の報酬の額は、日額九千八百円とする。          2・3 (略)</p>

(大阪府建築審査会条例の一部改正)  
 第二十八条 大阪府建築審査会条例(昭和二十五年大阪府条例第八十四号)の一部を次のように改正する。  
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(報酬及び費用弁償)          第六条 委員の報酬の額は、日額一万八千円とする。          2・6 (略)</p>	<p>(報酬及び費用弁償)          第六条 委員の報酬の額は、日額九千八百円とする。          2・6 (略)</p>

(大阪府開発審査会条例の一部改正)  
 第二十九条 大阪府開発審査会条例(昭和四十四年大阪府条例第三十六号)の一部を次のように改正する。  
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
-----	-----

<p>(報酬) 第五条 委員の報酬の額は、日額一万八千円とする。 2・3 (略)</p>	<p>(報酬) 第五条 委員の報酬の額は、日額九千八百円とする。 2・3 (略)</p>
--	--

(大阪府都市計画審議会条例の一部改正)  
第三十条 大阪府都市計画審議会条例(昭和四十四年大阪府条例第三十一号)の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

<p>改正後</p> <p>(報酬) 第七条 委員等の報酬の額は、日額一万八千円とする。 2・3 (略)</p>	<p>改正前</p> <p>(報酬) 第七条 委員等の報酬の額は、日額九千八百円とする。 2・3 (略)</p>
--	--

(大阪府国土利用計画審議会条例の一部改正)  
第三十一条 大阪府国土利用計画審議会条例(昭和四十九年大阪府条例第三十七号)の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

<p>改正後</p> <p>(報酬) 第七条 委員及び臨時委員(以下「委員等」という。)の報酬の額は、日額一万八千円とする。 2・3 (略)</p>	<p>改正前</p> <p>(報酬) 第七条 委員及び臨時委員(以下「委員等」という。)の報酬の額は、日額九千八百円とする。 2・3 (略)</p>
--	--

(大阪府地方港湾審議会条例の一部改正)  
第三十二条 大阪府地方港湾審議会条例(昭和四十九年大阪府条例第十号)の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

<p>改正後</p> <p>(報酬) 第九条 委員、臨時委員及び専門委員の報酬の額は、日額一万八千円とし、幹事の報酬の額は、日額一万千四百円とする。 2・3 (略)</p>	<p>改正前</p> <p>(報酬) 第九条 委員、臨時委員及び専門委員の報酬の額は、日額九千八百円とし、幹事の報酬の額は、日額六千二百円とする。 2・3 (略)</p>
--	---

(大阪府スポーツ推進審議会条例の一部改正)

第三十三条 大阪府スポーツ推進審議会条例（昭和三十七年大阪府条例第六号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(報酬) 第八条 委員等の報酬の額は、日額<u>一万五千二百円</u>とする。 2・3 (略)</p>	<p>(報酬) 第八条 委員等の報酬の額は、日額<u>八千三百円</u>とする。 2・3 (略)</p>

(大阪府社会教育委員条例の一部改正)

第三十四条 大阪府社会教育委員条例（昭和三十四年大阪府条例第三十六号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(報酬) 第四条 委員の報酬の額は、日額<u>一万五千二百円</u>とする。 2・3 (略)</p>	<p>(報酬) 第四条 委員の報酬の額は、日額<u>八千三百円</u>とする。 2・3 (略)</p>

(大阪府教育職員免許状再授与審査会の委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第三十五条 大阪府教育職員免許状再授与審査会の委員の報酬及び費用弁償に関する条例（令和七年大阪府条例第六号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(報酬) 第二条 委員の報酬の額は、日額<u>一万八千円</u>とする。 2・3 (略)</p>	<p>(報酬) 第二条 委員の報酬の額は、日額<u>九千八百円</u>とする。 2・3 (略)</p>

(大阪府文化財保護審議会条例の一部改正)

第三十六条 大阪府文化財保護審議会条例（昭和五十年大阪府条例第二十八号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
-----	-----

<p>(報酬) 第六条 委員の報酬の額は、日額<u>一万五千二百円</u>とする。 2・3 (略)</p>	<p>(報酬) 第六条 委員の報酬の額は、日額<u>八千三百円</u>とする。 2・3 (略)</p>
---	---

(大阪府私立学校審議会の委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)  
第三十七条 大阪府私立学校審議会の委員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和二十五年大阪府条例第十七号)の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

<p>改正後</p> <p>(報酬) 第二条 委員の報酬の額は、日額<u>一万五千二百円</u>とする。 2・3 (略)</p>	<p>改正前</p> <p>(報酬) 第二条 委員の報酬の額は、日額<u>八千三百円</u>とする。 2・3 (略)</p>
--	--

(大阪府立図書館協議会条例の一部改正)  
第三十八条 大阪府立図書館協議会条例(昭和二十七年大阪府条例第四十二号)の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

<p>改正後</p> <p>(報酬) 第七条 委員の報酬の額は、日額<u>一万五千二百円</u>とする。 2・3 (略)</p>	<p>改正前</p> <p>(報酬) 第七条 委員の報酬の額は、日額<u>八千三百円</u>とする。 2・3 (略)</p>
--	--

(大阪府警察署協議会条例の一部改正)  
第三十九条 大阪府警察署協議会条例(平成十三年大阪府条例第八号)の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

<p>改正後</p> <p>(報酬) 第五条 委員の報酬の額は、日額<u>一万五千二百円</u>とする。 2・3 (略)</p>	<p>改正前</p> <p>(報酬) 第五条 委員の報酬の額は、日額<u>八千三百円</u>とする。 2・3 (略)</p>
--	--

附 則  
この条例は、令和八年四月一日から施行する。

大阪府条例第 号

職員の給与に関する条例及び技能労務職員の給与の種類及び基準に

関する条例の一部を改正する条例

(職員の給与に関する条例の一部改正)

第一条 職員の給与に関する条例(昭和四十年大阪府条例第三十五号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(手当) 第十条 (略)</p> <p>一 (略)</p> <p>二 初任給調整手当(第一種初任給調整手当及び第二種初任給調整手当をいう。)</p> <p>三 一二十三 (略)</p> <p>(初任給調整手当)</p> <p>第十二条 第一種初任給調整手当は、次の各号に掲げる職に新たに採用された職員に対して、当該各号に定める額を超えない範囲内の額を、第一号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から三十五年以内、第二号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から十五年以内、第三号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から五年以内の期間、採用の日(第一号に掲げる職に係るものにあつては、採用後人事委員会規則で定める期間を経過した日)から一年を経過することによる額を減じて支給する。</p> <p>一 一三 (略)</p> <p>2 前項の職に在職する職員のうち、同項の規定により第一種初任給調整手当を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、同項の規定に準じて、第一種初任給調整手当を支給する。</p> <p>3 前二項の規定により第一種初任給調整手当を支給する職員の範囲、第一種初任給調整手当の支給期間及び支給額その他第一種初任給調整手当の支給に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。</p> <p>第十二条の二 新たに採用された職員であつて、採用の日において、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち第五条第一項の規定により当該職員の属する職務の級並びに同条第二項、第三項及び第五項から第十一項までの規定により当該職員の受ける号給に応じた額(定年前再任用短時間勤務職員その他の人事委員会規則で定める職員にあつては、人事委員会規則で定める額)並びにこれに第十三条の二の規定による地域手当の支給割合を乗じて得た額の合計額(その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)に十二を乗じ、その額を勤務時間条例第二条第一項に規定する勤務時間に五十二を乗じたものから人事委員会</p>	<p>(手当) 第十条 (略)</p> <p>一 (略)</p> <p>二 初任給調整手当</p> <p>三 一二十三 (略)</p> <p>(初任給調整手当)</p> <p>第十二条 初任給調整手当は、次の各号に掲げる職に新たに採用された職員に対して、当該各号に定める額を超えない範囲内の額を、第一号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から三十五年以内、第二号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から十五年以内、第三号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から五年以内の期間、採用の日(第一号に掲げる職に係るものにあつては、採用後人事委員会規則で定める期間を経過した日)から一年を経過することによる額を減じて支給する。</p> <p>一 一三 (略)</p> <p>2 前項の職に在職する職員のうち、同項の規定により初任給調整手当を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、同項の規定に準じて、初任給調整手当を支給する。</p> <p>3 前二項の規定により初任給調整手当を支給する職員の範囲、初任給調整手当の支給期間及び支給額その他初任給調整手当の支給に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。</p>

規則で定めるものを減じたもので除して得た額(その額に五十銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十銭以上一円未満の端数を生じたときはこれを一円に切り上げた額)(以下「特定額」という。)が、その在勤する地域における民間の賃金の最低基準を考慮して人事委員会規則で定める額(以下「基準額」という。)を下回るものには、採用の日から人事委員会規則で定める日までの間、第二種初任給調整手当を支給する。

2| 第二種初任給調整手当の月額は、人事委員会規則で定めるところにより基準額と特定額との差額を月額に換算した額とする。

3| 第一項の規定の適用を受ける職員以外の職員で、同項の規定により第二種初任給調整手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして人事委員会規則で定めるものには、人事委員会規則の定めるところにより、前二項の規定に準じて、第二種初任給調整手当を支給する。

4| 前三項に規定するもののほか、第二種初任給調整手当の支給に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

#### (通勤手当) 第十四条 (略)

一 (略)

二 通勤のため自動車その他の交通の用具で人事委員会規則で定めるもの(以下「自動車等」という。)を使用することを常例とする職員(自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難であると認められる者として人事委員会規則で定める職員以外の職員であつて自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道二キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。)

三 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする職員(交通機関等を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難であると認められる者として人事委員会規則で定める職員以外の職員であつて、交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道二キロメートル未満であるものを除く。)

2 (略)

#### 一 (略)

二 前項第二号に掲げる職員 六万六千四百円を超えない範囲内で自動車等の使用距離の区分に応じて人事委員会規則で定める額(第十四条の三第一項の規定により在宅勤務等手当を支給される職員、育児短時間勤務職員等、定年前再任用短時間勤務職員、任期付短時間勤務職員及び法第二十六条の三第一項の規定による承認を受けて一週間の勤務時間の一部について勤務しない職員)一月当たりの通勤回数を考慮して人事委員会規則で定める職員に限る。)にあつては、その

#### (通勤手当) 第十四条 (略)

一 (略)

二 通勤のため自転車その他の交通の用具で人事委員会規則で定めるもの(以下「自転車等」という。)を使用することを常例とする職員(自転車等を使用しなければ通勤することが著しく困難であると認められる者として人事委員会規則で定める職員以外の職員であつて自転車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道二キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。)

三 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自転車等を使用することを常例とする職員(交通機関等を利用し、又は自転車等を使用しなければ通勤することが著しく困難であると認められる者として人事委員会規則で定める職員以外の職員であつて、交通機関等を利用せず、かつ、自転車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道二キロメートル未満であるものを除く。)

2 (略)

#### 一 (略)

二 前項第二号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ次に定める額(第十四条の三第一項の規定により在宅勤務等手当を支給される職員、育児短時間勤務職員等、定年前再任用短時間勤務職員、任期付短時間勤務職員及び法第二十六条の三第一項の規定による承認を受けて一週間の勤務時間の一部について勤務しない職員)一月当たりの通勤回数を考慮して人事委員会規則で定める職員に限る。)にあつては、その額から、その額に人事委員会規則で定める割

額から、その額に人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額)に支給対象期間の月数を乗じて得た額

合を乗じて得た額を減じた額)に支給対象期間の月数を乗じて得た額

- 5| 3  
4 (略)
- 三 前項第三号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して人事委員会規則で定める区分に応じ、運賃等相当額及び前号に定める額の合計額、第一号に定める額又は前号に定める額

- 3  
4 (略)
- 三 前項第三号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自転車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自転車等の使用距離等の事情を考慮して人事委員会規則で定める区分に応じ、運賃等相当額及び前号に定める額の合計額、第一号に定める額又は前号に定める額

- 5| 3  
4 (略)
- 第一項第二号又は第三号に掲げる職員で、自動車等の駐車のための施設(その所在地及び利用形態が人事委員会規則で定める要件を満たすものに限る。以下「駐車場等」という。)を利用し、その料金を負担することを常例とするもの(人事委員会規則で定める職員を除く。)の通勤手当の額は、前三項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
- 一 駐車場等に係る通勤手当 五千円を超え

- イ 自転車等の使用距離(以下この号において「使用距離」という。)が片道五キロメートル未満である職員 一、二千円
- ロ 使用距離が片道五キロメートル以上十キロメートル未満である職員 四千二百円
- ハ 使用距離が片道十キロメートル以上十五キロメートル未満である職員 七千三百円
- ニ 使用距離が片道十五キロメートル以上二十キロメートル未満である職員 一万四百円
- ホ 使用距離が片道二十キロメートル以上二十五キロメートル未満である職員 一万三千五百円
- ヘ 使用距離が片道二十五キロメートル以上三十キロメートル未満である職員 一万六千六百元
- ト 使用距離が片道三十キロメートル以上三十五キロメートル未満である職員 一万九千七百元
- チ 使用距離が片道三十五キロメートル以上四十キロメートル未満である職員 二万二千八百円
- リ 使用距離が片道四十キロメートル以上四十五キロメートル未満である職員 二万五千九百元
- ヌ 使用距離が片道四十五キロメートル以上五十キロメートル未満である職員 二万九千五百円
- ル 使用距離が片道五十キロメートル以上五十五キロメートル未満である職員 三万二千三百円
- ヲ 使用距離が片道五十五キロメートル以上六十キロメートル未満である職員 三万五千五百円
- ワ 使用距離が片道六十キロメートル以上である職員 三万八千七百元

<p>ない範囲内で一箇月当たりの駐車場の料金に相当する額として人事委員会規則で定める額に支給対象期間の月数を乗じて得た額</p> <p>二 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前 三項の規定による額</p> <p>6 運賃等相当額（交通機関等が二以上ある場合においては、その合計額）、第二項第二号に定める額、特別料金等相当額（新幹線鉄道等が二以上ある場合においては、その合計額）及び前項第一号に定める額の合計額を支給対象期間の月数で除して得た額が十五万円を超える職員 の通勤手当の額は、第二項から前項までの規定にかかわらず、十五万円に当該支給対象期間の月数を乗じて得た額とする。</p> <p>7・8 (略)</p>	<p>5 運賃等相当額（交通機関等が二以上ある場合においては、その合計額）、第二項第二号に定める額及び特別料金等相当額（新幹線鉄道等が二以上ある場合においては、その合計額）の合計額を支給対象期間の月数で除して得た額が十五万円を超える職員の通勤手当の額は、前三項の規定にかかわらず、十五万円に当該支給対象期間の月数を乗じて得た額とする。</p> <p>6・7 (略)</p>
--	--

(技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第二条 技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成二十三年大阪府条例第五号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(給与の種類)</p> <p>第三条 (略)</p> <p>2 手当の種類は、第二種初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、在宅勤務等手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当、勤勉手当及び退職手当とする。</p> <p>第四条 (略)</p> <p>(第二種初任給調整手当)</p> <p>第五条 第二種初任給調整手当は、新たに採用された職員であつて、採用の日において、当該職員に支給される勤務一時間当たりの給料及びこれに対する地域手当の合計額が、その在勤する地域における民間の賃金の最低基準を考慮して任命権者が定める額を下回るものに対して支給する。</p> <p>第六条・第七条 (略)</p> <p>(住居手当)</p> <p>第八条 (略)</p> <p>一 (略)</p> <p>二 第九条第一項又は第二項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者が居住するための住宅（任命権者が定める住宅を除く。）を借り受け、家賃を支払っているもの又はこれらのものとの権衡上必要があると認められるものとして任命権者が定める</p>	<p>(給与の種類)</p> <p>第三条 (略)</p> <p>2 手当の種類は、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、在宅勤務等手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当、勤勉手当及び退職手当とする。</p> <p>第四条 (略)</p> <p>(住居手当)</p> <p>第五条・第六条 (略)</p> <p>第七条 (略)</p> <p>一 (略)</p> <p>二 第九条第一項又は第二項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者が居住するための住宅（任命権者が定める住宅を除く。）を借り受け、家賃を支払っているもの又はこれらのものとの権衡上必要があると認められるものとして任命権者が定める</p>

もの

(通勤手当)  
第九条 通勤手当は、通勤のため交通機関又は有料の道路を利用し、かつ、その運賃又は料金を負担することを常例とする職員及びその他の職員で通勤のため自動車等の交通の用具を使用することを常例とする職員(任命権者が特に必要があると認める場合を除くほか、徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道二キロメートル未満である職員を除く。)に對して支給する。

第十条―第二十四条 (略)

(定年前再任用短時間勤務職員等についての適用除外)  
第二十五条 第六条及び第十九条の規定は、地方公務員法第二十二條の四第一項の規定により採用された職員には、適用しない。  
2 第六条、第八条、第十条及び第十九条の規定は、任期付短時間勤務職員には、適用しない。

もの

(通勤手当)  
第八条 通勤手当は、通勤のため交通機関又は有料の道路を利用し、かつ、その運賃又は料金を負担することを常例とする職員及びその他の職員で通勤のため自動車等の交通の用具を使用することを常例とする職員(任命権者が特に必要があると認める場合を除くほか、徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道二キロメートル未満である職員を除く。)に對して支給する。

第九条―第二十三条 (略)

(定年前再任用短時間勤務職員等についての適用除外)  
第二十四条 第五条及び第十八条の規定は、地方公務員法第二十二條の四第一項の規定により採用された職員には、適用しない。  
2 第五条、第七条、第九条及び第十八条の規定は、任期付短時間勤務職員には、適用しない。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和八年四月一日から施行する。

(委任)

2 この条例(第二条及び次項の規定を除く。)の施行に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

(一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

3 一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成十四年大阪府条例第八十六号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(技能労務職員である特定任期付職員の給与の特例) 第九条 技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成二十三年大阪府条例第五号)第六条及び第八条の規定は、技能労務職員(特定地方独立行政法人の職員を除く。)である特定任期付職員には、適用しない。</p>	<p>(技能労務職員である特定任期付職員の給与の特例) 第九条 技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成二十三年大阪府条例第五号)第五条及び第七条の規定は、技能労務職員(特定地方独立行政法人の職員を除く。)である特定任期付職員には、適用しない。</p>

大阪府条例第 号

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

第一条 職員の特殊勤務手当に関する条例（平成十年大阪府条例第四十一号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後		改正前		
業務 (略)	区分 (略)	手当の額 (略)	<p>(死体取扱手当) 第十一条 (略)</p> <p>一 人事委員会規則で定める機関に勤務する職員（給与条例第八条第一項の規定により給料の調整額が定められた職に在職する職員を除く。）が、死体解剖保存法（昭和二十四年法律第二百四号）第八条第一項の規定による死体の検案又は解剖に関する業務に従事したとき。</p> <p>二 (略)</p> <p>二 (略)</p> <p>一 (略)</p> <p>イ 医師及び臨床検査技師 六百五十円</p> <p>ロ (略)</p> <p>二 (略)</p>	<p>(死体取扱手当) 第十一条 (略)</p> <p>一 人事委員会規則で定める機関に勤務する職員（医師である職員を除く。）が、死体解剖保存法（昭和二十四年法律第二百四号）第八条第一項の規定による死体の検案又は解剖に関する業務に従事したとき。</p> <p>二 (略)</p> <p>二 (略)</p> <p>一 (略)</p> <p>イ 衛生検査技師 六百五十円</p> <p>ロ (略)</p> <p>二 (略)</p>
			<p>(教員特殊業務手当) 第十八条 (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>(教員特殊業務手当) 第十八条 (略)</p> <p>2 (略)</p>
前項第四号に掲げる業務	<p>一 週休日又は指定日等において、従事した時間が引き続き三時間以上であるとき。</p> <p>二 四時間勤務日等において、正規の勤務時間以外に従事した時間が引き続き三時間以上であるとき。</p> <p>三 週休日又は指定日等において、従事した時間が引き続き二時間以上三時間未満であるとき。</p> <p>四 四時間勤務日等において、正規の勤務時間以外に従事した時間が引き続き二時間以上三時間未満であるとき。</p>	<p>三、九〇〇円</p>	<p>一、六〇〇円</p>	
前項第四号に掲げる業務	<p>一 週休日又は指定日等において、従事した時間が引き続き四時間以上であるとき。</p> <p>二 四時間勤務日等において、正規の勤務時間以外に従事した時間が引き続き四時間以上であるとき。</p> <p>三 週休日又は指定日等において、従事した時間が引き続き二時間以上四時間未満であるとき。</p> <p>四 四時間勤務日等において、正規の勤務時間以外に従事した時間が引き続き二時間以上四時間未満であるとき。</p>	<p>三、六〇〇円</p>	<p>一、八〇〇円</p>	

(略)	(略)	(略)
(併給禁止)		
第二十一条 人事委員会規則で定める機関に勤務する職員のうち、給与条例第八条第一項の規定により給料の調整額が定められた職に在職する職員については、防疫等作業手当(第九条第一項第一号イからハまで及び第五号イからハまでに掲げる業務に係るものに限る。)は支給しない。		
2 ― 5 (略)		
(併給禁止)		
第二十一条 人事委員会規則で定める機関に勤務する職員のうち、給与条例第八条第一項の規定により給料の調整額が定められた職に在職する職員については、防疫等作業手当(第九条第一項第五号イからハまでに掲げる業務に係るものに限る。)は支給しない。		
2 ― 5 (略)		

第二条 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(災害応急作業等手当)</p> <p>第六条 (略)</p> <p>一 気象業務法(昭和二十七年法律第百六十五号)第十四条の二第一項から第四項までに規定する警報がされている状況下(これに相当するものとして人事委員会規則で定める場合を含む。)において、土木事務所その他の人事委員会規則で定める機関に勤務する職員が、第三条第一項第四号イからニまでに掲げる箇所又は次に掲げる箇所において巡回監視、応急作業又は応急作業のための災害状況の調査の業務に従事したとき。</p> <p>二―五 (略)</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>(災害応急作業等手当)</p> <p>第六条 (略)</p> <p>一 気象業務法(昭和二十七年法律第百六十五号)第十四条の二第一項又は第二項に規定する警報がされている状況下(これに相当するものとして人事委員会規則で定める場合を含む。)において、土木事務所その他の人事委員会規則で定める機関に勤務する職員が、第三条第一項第四号イからニまでに掲げる箇所又は次に掲げる箇所において巡回監視、応急作業又は応急作業のための災害状況の調査の業務に従事したとき。</p> <p>二―五 (略)</p> <p>2・3 (略)</p>

附 則

この条例中第一条の規定は令和八年四月一日から、第二条の規定は規則で定める日から施行する。

大阪府条例第 号

大阪府指定障害児通所支援事業者の指定並びに指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例

(大阪府指定障害児通所支援事業者の指定並びに指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第一条 大阪府指定障害児通所支援事業者の指定並びに指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成二十四年大阪府条例第百四号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(従業者の員数) 第六条 (略)</p> <p>一 児童指導員(児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和二十三年厚生省令第六十三号)第二十一条第六項に規定する児童指導員をいう。以下同じ。)又は保育士(法第十八条の二十九に規定する地域限定保育士及び児童福祉法等の一部を改正する法律(令和七年法律第二十九号)附則第十五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法附則第十二条の規定による改正前の国家戦略特別区域法(平成二十五年法律第百七号)第十一条の五第二項に規定する国家戦略特別区域限定保育士を含む。以下同じ。)指定児童発達支援の単位)ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定児童発達支援の提供に当たる児童指導員又は保育士の合計数が、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める数</p> <p>イ・ロ (略)</p> <p>二 (略)</p> <p>2―9 (略)</p>	<p>(従業者の員数) 第六条 (略)</p> <p>一 児童指導員(児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和二十三年厚生省令第六十三号)第二十一条第六項に規定する児童指導員をいう。以下同じ。)又は保育士(児童福祉法等の一部を改正する法律(令和七年法律第二十九号)附則第十五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法附則第十二条の規定による改正前の国家戦略特別区域法(平成二十五年法律第百七号)第十二条の五第二項に規定する国家戦略特別区域限定保育士を含む。以下同じ。)指定児童発達支援の単位)ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定児童発達支援の提供に当たる児童指導員又は保育士の合計数が、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める数</p> <p>イ・ロ (略)</p> <p>二 (略)</p> <p>2―9 (略)</p>

(大阪府指定障害児入所施設の指定並びに指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第二条 大阪府指定障害児入所施設の指定並びに指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成二十四年大阪府条例第百五号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(従業者の員数) 第五条 (略)</p> <p>一・二 (略)</p>	<p>(従業者の員数) 第五条 (略)</p> <p>一・二 (略)</p>

<p>三 児童指導員及び保育士(法第十八条の二十九に規定する地域限定保育士及び児童福祉法等の一部を改正する法律(令和七年法律第二十九号)附則第十五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法附則第十二条の規定による改正前の国家戦略特別区域法(平成二十五年法律第七号)第十二条の五第二項に規定する国家戦略特別区域限定保育士を含む。以下同じ。) 次に掲げる員数</p> <p>イーハ (略)</p> <p>四一六 (略)</p> <p>2   4 (略)</p>	<p>三 児童指導員及び保育士(児童福祉法等の一部を改正する法律(令和七年法律第二十九号)附則第十五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法附則第十二条の規定による改正前の国家戦略特別区域法(平成二十五年法律第七号)第十二条の五第二項に規定する国家戦略特別区域限定保育士を含む。以下同じ。) 次に掲げる員数</p> <p>イーハ (略)</p> <p>四一六 (略)</p> <p>2   4 (略)</p>
---	--

(大阪府認定こども園の認定の要件並びに設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第三条 大阪府認定こども園の認定の要件並びに設備及び運営に関する基準を定める条例(平成十八年大阪府条例第八十八号)の一部を次のように改正する。  
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

	改正後	改正前	
<p>3 2 (職員) 第三十二条 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>1 (略)</p> <p>備考 (略)</p>	<p>(職員の資格等)</p> <p>第六条 第四条第一項の規定により認定こども園に置かなければならない職員のうち満三歳未満の子どもの保育に直接従事する者は、保育士(児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第十八条の二十九に規定する地域限定保育士及び児童福祉法等の一部を改正する法律(令和七年法律第二十九号)附則第十五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法附則第十二条の規定による改正前の国家戦略特別区域法(平成二十五年法律第七号)(以下「旧国家戦略特別区域法」という。)第十二条の五第二項に規定する国家戦略特別区域限定保育士を含む。以下同じ。)の資格を有する者でなければならない。</p> <p>2   6 (略)</p> <p>(虐待等の禁止)</p> <p>第二十二条の二 認定こども園の職員は、園児に対し、児童福祉法第三十二条の十第一項各号(幼稚園型認定こども園にあつては、学校教育法第二十八条第二項において準用する法第二十七条の二第一項各号)に掲げる行為その他当該園児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p>	<p>(職員の資格等)</p> <p>第六条 第四条第一項の規定により認定こども園に置かなければならない職員のうち満三歳未満の子どもの保育に直接従事する者は、保育士(児童福祉法等の一部を改正する法律(令和七年法律第二十九号)附則第十五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法附則第十二条の規定による改正前の国家戦略特別区域法(平成二十五年法律第七号)(以下「旧国家戦略特別区域法」という。)第十二条の五第二項に規定する国家戦略特別区域限定保育士を含む。以下同じ。)の資格を有する者でなければならない。</p> <p>2   6 (略)</p> <p>(虐待等の禁止)</p> <p>第二十二条の二 認定こども園の職員は、園児に対し、児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第三十二条の十第一項各号(幼稚園型認定こども園にあつては、学校教育法第二十八条第二項において準用する法第二十七条の二第一項各号)に掲げる行為その他当該園児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p>	<p>3 2 (職員) 第三十二条 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>1 (略)</p> <p>備考 (略)</p>

<p>1 この表に定める員数は、副園長（幼稚園の教諭の普通免許状（教育職員免許法（昭和二十四年法律第四百十七号）第四条第二項に規定する普通免許状をいう。以下同じ。）を有し、かつ、児童福祉法第十八条の十八第一項（旧国家戦略特別区域法第十二条の五第八項において準用する場合を含む。）又は児童福祉法第十八条の二十八第一項の登録（以下備考1において「登録」という。）を受けたものに限る。）、教頭（幼稚園の教諭の普通免許状を有し、かつ、登録を受けたものに限る。）、主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭、助保育教諭又は講師であつて、園児の教育及び保育に直接従事する者の数をいう。</p> <p>2―4 （略）</p> <p>4―7 （略）</p>	<p>1 この表に定める員数は、副園長（幼稚園の教諭の普通免許状（教育職員免許法（昭和二十四年法律第四百十七号）第四条第二項に規定する普通免許状をいう。以下同じ。）を有し、かつ、児童福祉法第十八条の十八第一項（旧国家戦略特別区域法第十二条の五第八項において準用する場合を含む。）の登録（以下備考1において「登録」という。）を受けたものに限る。）、教頭（幼稚園の教諭の普通免許状を有し、かつ、登録を受けたものに限る。）、主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭、助保育教諭又は講師であつて、園児の教育及び保育に直接従事する者の数をいう。</p> <p>2―4 （略）</p> <p>4―7 （略）</p>
---	---

（大阪府児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）  
 第四条 大阪府児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年大阪府条例第三百三号）の一部を次のように改正する。  
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

<p>改正後</p> <p>（十人以上の乳幼児を入所させる乳幼児院の職員）      第二十八条 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 第一項第二号に掲げる看護師は、保育士（法第十八条の二十九に規定する地域限定保育士及び児童福祉法等の一部を改正する法律（令和七年法律第二十九号）附則第十五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法附則第十二条の規定による改正前の国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第七号）第十二条の五第二項に規定する国家戦略特別区域限定保育士を含む。附則第八項、附則第十八項及び附則第十九項を除き、以下同じ。）又は児童指導員（児童の生活指導を行う者をいう。以下同じ。）をもってこれに代えることができる。ただし、十人の乳幼児が入所する乳幼児院にあっては二人以上、十人を超える乳幼児が入所する乳幼児院にあっては乳幼児の数がおむね十人増すごとに一を加えた数以上の看護師を置かなければならない。</p> <p>4―6 （略）</p>	<p>改正前</p> <p>（十人以上の乳幼児を入所させる乳幼児院の職員）      第二十八条 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 第一項第二号に掲げる看護師は、保育士（児童福祉法等の一部を改正する法律（令和七年法律第二十九号）附則第十五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法附則第十二条の規定による改正前の国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第七号）第十二条の五第二項に規定する国家戦略特別区域限定保育士を含む。附則第八項、附則第十八項及び附則第十九項を除き、以下同じ。）又は児童指導員（児童の生活指導を行う者をいう。以下同じ。）をもってこれに代えることができる。ただし、十人の乳幼児が入所する乳幼児院にあっては二人以上、十人を超える乳幼児が入所する乳幼児院にあっては乳幼児の数がおむね十人増すごとに一を加えた数以上の看護師を置かなければならない。</p> <p>4―6 （略）</p>
---	--

（大阪府一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）  
 第五条 大阪府一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和七年大阪府条例第四号）の一部を次のように改正する。  
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後		改正前	
<p>(職員) 第十九条 (略)</p> <p>一―三 (略)</p> <p>四 保育士(法第十八条の二十九に規定する地域限定保育士及び児童福祉法等の一部を改正する法律(令和七年法律第二十九号)附則第十五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法附則第十二条の規定による改正前の国家戦略特別区域法(平成二十五年法律第七号)第十二条の五第二項に規定する国家戦略特別区域限定保育士を含む。以下同じ。)</p> <p>五―九 (略)</p> <p>二―四 (略)</p>	<p>(職員) 第十九条 (略)</p> <p>一―三 (略)</p> <p>四 保育士(児童福祉法等の一部を改正する法律(令和七年法律第二十九号)附則第十五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法附則第十二条の規定による改正前の国家戦略特別区域法(平成二十五年法律第七号)第十二条の五第二項に規定する国家戦略特別区域限定保育士を含む。以下同じ。)</p> <p>五―九 (略)</p> <p>二―四 (略)</p>		

(大阪府福祉行政事務手数料条例の一部改正)  
 第六条 大阪府福祉行政事務手数料条例(平成十二年大阪府条例第七号)の一部を次のように改正する。  
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後		改正前	
<p>(納入義務者及び金額)            第二条 児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号。以下この条において「法」という。)、児童福祉法等の一部を改正する法律(令和七年法律第二十九号)附則第十五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法附則第十二条の規定による改正前の国家戦略特別区域法(平成二十五年法律第七号)(以下「旧国家戦略特別区域法」という。)、児童福祉法施行令(昭和二十三年政令第七十四号。以下この条において「令」という。)、児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令(令和七年政令第三百三十七号)附則第四条の規定によりなおその効力を有するものとされる同令第十條の規定による改正前の国家戦略特別区域法施行令(平成二十六年政令第九十九号)(以下「旧国家戦略特別区域法施行令」という。))及び児童福祉法施行規則(昭和二十三年厚生省令第十一号。以下この条において「規則」という。))に基づく事務に関し、次の表の中欄に掲げる者は、それぞれ同表の下欄に定める金額の手料を納付しなければならない。</p>			
<p>二</p> <p>の保育士登録を受けようとする者</p>	<p>改正後</p> <p>法第十八条の八第三項の保育士登録を受けようとする者</p> <p>(略)</p>	<p>改正前</p> <p>児童福祉法第十八条の八第三項の保育士登録を受けようとする者</p> <p>(略)</p>	<p>金額</p> <p>(略)</p>
<p>一</p> <p>保育士試験を受けようとする者</p>	<p>改正後</p> <p>法第十八条の八第二項の保育士試験を受けようとする者</p> <p>(略)</p>	<p>改正前</p> <p>児童福祉法第十八条の八第二項の保育士試験を受けようとする者</p> <p>(略)</p>	<p>金額</p> <p>(略)</p>

三	法第十八条の二十八第一項の地域限定保育士試験を受けようとする者	七〇〇 一、二
四	法第十八条の二十八第二項の地域限定保育士登録を受けようとする者	四〇二
五	旧国家戦略特別区域法第十二条の五第八項において読み替えて準用する法第十八条の十八第三項の国家戦略特別区域限定保育士の登録を受けようとする者	(略)
六	令第十七条第一項の保育士登録証の書換え交付を受けようとする者	(略)
七	令第十八条第一項の保育士登録証の再交付を受けようとする者	(略)
八	令第二十條の六において読み替えて準用する令第十七条第一項の保育士登録証の書換え交付を受けようとする者	一、六 〇〇
九	令第二十條の六において読み替えて準用する令第十八条第一項の保育士登録証の再交付を受けようとする者	一、一 〇〇
十	旧国家戦略特別区域法施行令第九条において読み替えて準用する令第十七条第一項の国家戦略特別区域限定保育士登録証の書換え交付を受けようとする者	(略)
十一	旧国家戦略特別区域法施行令第九条において準用する令第十八条第一項の国家戦略特別区域限定保育士登録証の再交付を受けようとする者	(略)
十二	規則第六条の十一の二の規定による保育士試験の全部の免除の申請をしようとする者	(略)
十三	規則第六条の五十四において読み替えて準用する規則第六条の十一の二の規定による地域限定保育士試験の全部の免除の申請をしようとする者	二、四 〇〇

2 法第十八条の九第一項の規定により知事が保育士試験の実施に関する事務を行わせること

三	旧国家戦略特別区域法第十二条の五第八項において読み替えて準用する児童福祉法第十八条の十八第三項の国家戦略特別区域限定保育士登録を受けようとする者	(略)
四	児童福祉法施行令第十七条第一項の保育士登録証の書換え交付を受けようとする者	(略)
五	児童福祉法施行令第十八条第一項の保育士登録証の再交付を受けようとする者	(略)
六	旧国家戦略特別区域法施行令第九条において読み替えて準用する児童福祉法施行令第十七条第一項の国家戦略特別区域限定保育士登録証の書換え交付を受けようとする者	(略)
七	旧国家戦略特別区域法施行令第九条において準用する児童福祉法施行令第十八条第一項の国家戦略特別区域限定保育士登録証の再交付を受けようとする者	(略)
八	児童福祉法施行規則第六条の十一の二の規定による保育士試験の全部の免除の申請をしようとする者	(略)

2 児童福祉法第十八条の九第一項の規定により知事が保育士試験の実施に関する事務を行

とした者（以下この条において「指定試験機関」という。）が行う保育士試験を受けようとする者又は保育士試験の全部の免除の申請をしようとする者は、前項の表一の項又は十二の項に定める金額の手数料を当該指定試験機関に納付しなければならない。

3| 法第十八条の三十二第一項の規定により知事が地域限定保育士試験の実施に関する事務を行わせることとした者（以下この条において「指定地域試験機関」という。）が行う地域限定保育士試験を受けようとする者又は地域限定保育士試験の全部の免除の申請をしようとする者は、第一項の表三の項又は十三の項に定める金額の手数料を当該指定地域試験機関に納付しなければならない。

4| 前二項の規定により指定試験機関又は指定地域試験機関に納付された手数料は、当該指定試験機関又は指定地域試験機関の収入とする。

わせることとした者（以下この条において「指定試験機関」という。）が行う保育士試験を受けようとする者又は保育士試験の全部の免除の申請をしようとする者は、前項の表一の項又は八の項に定める金額の手数料を当該指定試験機関に納付しなければならない。

3| 前項の規定により指定試験機関に納付された手数料は、当該指定試験機関の収入とする。

## 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

大阪府条例第 号

大阪府障害者の雇用の促進及び職業の安定に係る法人の事業税の税率等の特例に関する条例の一部を改正する条例

大阪府障害者の雇用の促進及び職業の安定に係る法人の事業税の税率等の特例に関する条例（平成二十二年大阪府条例第二号）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後		改正前																							
<p>（定義） 第二条（略） 一・二（略） 三（略） イ 一の事業年度に属する各月ごとの初日におけるその雇用する労働者の数の合計数を当該事業年度の月数で除して得た数（以下「平均雇用労働者数」という。）が三十七・五人未満の法人 二人 ロ 平均雇用労働者数が三十七・五人以上七十四・五人未満の法人 三人 ハ 平均雇用労働者数が七十四・五人以上百人以上の法人 四人</p>	<p>（定義） 第二条（略） 一・二（略） 三（略） イ 一の事業年度に属する各月ごとの初日におけるその雇用する労働者の数の合計数を当該事業年度の月数で除して得た数（以下「平均雇用労働者数」という。）が四十人未満の法人 二人 ロ 平均雇用労働者数が四十人以上八十人未満の法人 三人 ハ 平均雇用労働者数が八十人以上百人以上の法人 四人</p>	<p>（障害者多数雇用中小法人に係る不均一課税） 第九条（略） 2（略） 3（略）</p>	<p>（障害者多数雇用中小法人に係る不均一課税） 第九条（略） 2（略） 3（略）</p>																						
<table border="1"> <tr> <td style="text-align: center;">4・5 （略）</td> <td style="text-align: center;">障害者多数雇用中小法人の区分</td> <td style="text-align: center;">金額</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">平均雇用労働者数が三十七・五人未満のもの</td> <td style="text-align: center;">（略）</td> <td style="text-align: center;">（略）</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">平均雇用労働者数が三十七・五人以上七十四・五人未満のもの</td> <td style="text-align: center;">（略）</td> <td style="text-align: center;">（略）</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">平均雇用労働者数が七十四・五人以上百人以上のもの</td> <td style="text-align: center;">（略）</td> <td style="text-align: center;">（略）</td> </tr> </table>	4・5 （略）	障害者多数雇用中小法人の区分	金額	平均雇用労働者数が三十七・五人未満のもの	（略）	（略）	平均雇用労働者数が三十七・五人以上七十四・五人未満のもの	（略）	（略）	平均雇用労働者数が七十四・五人以上百人以上のもの	（略）	（略）	<table border="1"> <tr> <td style="text-align: center;">4・5 （略）</td> <td style="text-align: center;">障害者多数雇用中小法人の区分</td> <td style="text-align: center;">金額</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">平均雇用労働者数が四十人未満のもの</td> <td style="text-align: center;">（略）</td> <td style="text-align: center;">（略）</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">平均雇用労働者数が四十人以上八十人未満のもの</td> <td style="text-align: center;">（略）</td> <td style="text-align: center;">（略）</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">平均雇用労働者数が八十人以上百人以上のもの</td> <td style="text-align: center;">（略）</td> <td style="text-align: center;">（略）</td> </tr> </table>	4・5 （略）	障害者多数雇用中小法人の区分	金額	平均雇用労働者数が四十人未満のもの	（略）	（略）	平均雇用労働者数が四十人以上八十人未満のもの	（略）	（略）	平均雇用労働者数が八十人以上百人以上のもの	（略）	（略）
4・5 （略）	障害者多数雇用中小法人の区分	金額																							
平均雇用労働者数が三十七・五人未満のもの	（略）	（略）																							
平均雇用労働者数が三十七・五人以上七十四・五人未満のもの	（略）	（略）																							
平均雇用労働者数が七十四・五人以上百人以上のもの	（略）	（略）																							
4・5 （略）	障害者多数雇用中小法人の区分	金額																							
平均雇用労働者数が四十人未満のもの	（略）	（略）																							
平均雇用労働者数が四十人以上八十人未満のもの	（略）	（略）																							
平均雇用労働者数が八十人以上百人以上のもの	（略）	（略）																							

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和八年七月一日から施行する。  
（経過措置）

- 2 改正後の大阪府障害者の雇用の促進及び職業の安定に係る法人の事業税の税

率等の特例に関する条例第九条第三項の規定は、この条例の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の事業税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の事業税については、なお従前の例による。

大阪府条例第 号

大阪府立学校条例及び大阪府教育センター条例の一部を改正する条例

(大阪府立学校条例の一部改正)

第一条 大阪府立学校条例(平成二十四年大阪府条例第八十九号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>第二十二條 (略)</p> <p>一 (略)</p> <p>二 高等学校 九、〇七一人</p> <p>三 特別支援学校 五、六九七人</p>	<p>第二十二條 (略)</p> <p>一 (略)</p> <p>二 高等学校 九、二五一人</p> <p>三 特別支援学校 五、五三〇人</p>

第二条 大阪府立学校条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前																		
<p>別表第一(第三条関係)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大阪府教育センター附 属高等学校</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>大阪府教育センター附 属高等学校</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>大阪府教育センター附 属高等学校窓明分校</td> <td>同</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 大阪府教育センター附属高等学校及び大阪府教育センター附属高等学校窓明分校は、大阪府教育センターとの連係及び協力の下に教育活動を行うものとする。</p>	名称	位置	大阪府教育センター附 属高等学校	(略)	大阪府教育センター附 属高等学校	(略)	大阪府教育センター附 属高等学校窓明分校	同	(略)	(略)	<p>別表第一(第三条関係)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大阪府教育センター附 属高等学校</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>大阪府教育センター附 属高等学校</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 大阪府教育センター附属高等学校は、大阪府教育センターとの連係及び協力の下に教育活動を行うものとする。</p>	名称	位置	大阪府教育センター附 属高等学校	(略)	大阪府教育センター附 属高等学校	(略)	(略)	(略)
名称	位置																		
大阪府教育センター附 属高等学校	(略)																		
大阪府教育センター附 属高等学校	(略)																		
大阪府教育センター附 属高等学校窓明分校	同																		
(略)	(略)																		
名称	位置																		
大阪府教育センター附 属高等学校	(略)																		
大阪府教育センター附 属高等学校	(略)																		
(略)	(略)																		

第三条 大阪府立学校条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前														
<p>別表第一(第三条関係)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大阪府立守口東高等学 校</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	大阪府立守口東高等学 校	(略)	(略)	(略)	<p>別表第一(第三条関係)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大阪府立守口東高等学 校</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>大阪府立門真西高等学 校</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>門真市柳田町</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	大阪府立守口東高等学 校	(略)	大阪府立門真西高等学 校	(略)	門真市柳田町	
名称	位置														
大阪府立守口東高等学 校	(略)														
(略)	(略)														
名称	位置														
大阪府立守口東高等学 校	(略)														
大阪府立門真西高等学 校	(略)														
門真市柳田町															

備考 (略)	(略)	(略)
	大阪府立金剛高等学校	(略)

備考 (略)	(略)	(略)
	大阪府立金剛高等学校 大阪府立懐風館高等学校	羽曳野市大黒

(大阪府教育センター条例の一部改正)

第四条 大阪府教育センター条例(昭和三十七年大阪府条例第五号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

	改正後	改正前
(事業) 第二条 (略) 一―四 (略) 五 大阪府教育センター附属高等学校及び大阪府教育センター附属高等学校窓明分校との連係及び協力に関すること。 六 (略)		(事業) 第二条 (略) 一―四 (略) 五 大阪府教育センター附属高等学校との連係及び協力に関すること。 六 (略)

附 則

この条例中第一条の規定は令和八年四月一日から、第二条から第四条までの規定は規則で定める日から施行する。

大阪府条例第 号

府費負担教職員定数条例の一部を改正する条例

府費負担教職員定数条例（昭和二十七年大阪府条例第三十七号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（府費負担教職員の定数） 第二条（略）</p> <p>一 小学校（義務教育学校の前期課程を含む。） 一八、七〇七人</p> <p>二 中学校（義務教育学校の後期課程を含む。） 一〇、四六七人</p> <p>三（略）</p>	<p>（府費負担教職員の定数） 第二条（略）</p> <p>一 小学校（義務教育学校の前期課程を含む。） 一八、三六八人</p> <p>二 中学校（義務教育学校の後期課程を含む。） 一〇、一八五人</p> <p>三（略）</p>

附 則

この条例は、令和八年四月一日から施行する。

議題 2（委員会決裁事項（規則第 3 条第 1 号））

令和 9 年度大阪府公立学校入学者選抜方針等について

以下の選抜方針等について、次のとおり決定する。

- ・ 令和 9 年度大阪府公立高等学校入学者選抜方針
- ・ 令和 9 年度大阪府立中学校入学者選抜方針
- ・ 令和 9 年度大阪府立知的障がい高等支援学校職業学科入学者選抜方針
- ・ 令和 9 年度大阪府立支援学校高等部及び幼稚部入学者決定方針

令和 8 年 3 月 27 日

大阪府教育委員会

# 令和9年度大阪府公立高等学校入学者選抜方針

大阪府公立高等学校（以下「高等学校」という。）の入学者選抜は、以下の方針に基づいて、各高等学校長が行う。

## 第1 全般的な事項

### I 入学者選抜の種類

入学者選抜の種類は、特別入学者選抜、大阪府立豊中高等学校能勢分校に係る入学者選抜、海外から帰国した生徒の入学者選抜、日本語指導が必要な帰国生徒・外国人生徒入学者選抜、知的障がい生徒自立支援コース入学者選抜、一般入学者選抜、二次入学者選抜、知的障がい生徒自立支援コース補充入学者選抜、秋季入学者選抜とする。

### II 応募資格

高等学校入学者選抜に志願することのできる者は、法令に定められた入学資格を有する者のうち次の者とする。

- 1 全日制の課程の入学者選抜、多部制単位制Ⅰ部及びⅡ部（クリエイティブスクール）並びに昼夜間単位制の入学者選抜に志願することのできる者は、原則として、本人及びその保護者の住所が大阪府内にある者とする。（注）住所とは、住民票に記載されている居所をいう。以下同じ。
- 2 定時制及び通信制の課程の入学者選抜に志願することのできる者は、原則として、本人の住所若しくは勤務先が大阪府内にある者又は本人の勤務先が大阪府内になることが確定している者とする。

### III 学力検査等

- 1 学力検査及び実技検査等の問題は、大阪府教育委員会（以下「府教育委員会」という。）が作成する。
- 2 学力検査の問題は、中学校卒業までに習得される基礎的な学力を評価することを主なねらいとして、国語、社会、数学、理科及び英語について作成する。なお、実施する学力検査は、選抜の種類によって異なる。また、英語の学力検査にはリスニングテストを含む。
- 3 学力検査「英語」において、外部機関が認証した英語力判定テスト（TOEFL iBT、IELTS及び実用英語技能検定を対象とする。）のスコア等を活用する。なお、活用にあたり必要な事項は、府教育委員会が別に定める\*。

\*高等学校を設置する教育委員会の決定を踏まえ、府教育委員会が別に定める場合は、「府教育委員会が別に定める」という。以下同じ。

- 4 学力検査及び実技検査等は、各高等学校長が当該高等学校において行う。

## IV 提出書類等

- 1 中学校若しくはこれに準ずる学校、義務教育学校又は中等教育学校（以下「中学校」という。）の校長（以下「中学校長」という。）は、原則として、調査書を提出するものとする。
- 2 志願者は、出願時に自己申告書を提出するものとする。ただし、日本語指導が必要な帰国生徒・外国人生徒入学者選抜に志願する者を除く。

## V 募集人員・通学区域

- 1 各高等学校の募集人員は、府教育委員会が別に定める。なお、秋季入学者選抜における各高等学校の募集人員は、若干名とする。
- 2 通学区域に関し必要な事項は、高等学校を設置する教育委員会が別に定める。

## VI その他

- 1 この方針で定めるもののほか、入学者選抜の実施に関し必要な事項は、府教育委員会が別に定める。

## 第2 各入学者選抜の具体的事項

### I 特別入学者選抜

特別入学者選抜を実施する課程等は、全日制の課程専門学科（工業に関する学科（建築デザイン科、インテリアデザイン科、デザインシステム科、ビジュアルデザイン科、映像デザイン科及びプロダクトデザイン科）、総合造形科、美術科、音楽科、体育に関する学科、グローバル探究科、演劇科及び芸能文化科）、全日制の課程総合学科（エンパワメントスクール及びステップスクール）、多部制単位制Ⅰ部及びⅡ部（クリエイティブスクール）並びに昼夜間単位制とする。

#### 1 全日制の課程専門学科

（工業に関する学科（建築デザイン科、インテリアデザイン科、デザインシステム科、ビジュアルデザイン科、映像デザイン科及びプロダクトデザイン科）、総合造形科、美術科、音楽科、体育に関する学科、グローバル探究科、演劇科及び芸能文化科）

##### (1) 学力検査等

- 学力検査及び実技検査を実施する。
- 学力検査は、国語、社会、数学、理科及び英語とする。
- 実技検査の内容を次のとおりとする。

学 科 名	実技検査の内容
工業に関する学科（建築デザイン科、インテリアデザイン科、デザインシステム科、ビジュアルデザイン科、映像デザイン科及びプロダクトデザイン科）、総合造形科及び美術科	美術に関する基礎的な描写力及び総合的な表現力
音楽科	音楽に関する基礎的な視唱力・聴取力及び希望する専攻実技における表現力
体育に関する学科	運動に関する基礎的な能力及び希望する検査種目における技能

グローバル探究科	英語に関する技能のうち、「読む」「聴く」「話す」の総合的な運用能力
演劇科	演技に関する基礎的な表現力
芸能文化科	芸能文化に関する基礎的な表現力及び探究力

(2) 選抜資料

- ・ 調査書、学力検査の成績、実技検査の成績及び自己申告書を選抜の資料とする。

(3) 選抜方法

ア 学力検査の成績及び調査書中の各学年の必修の全教科の評定の合計により算出した点数に、実技検査の成績を加えた総合点を基本に、自己申告書及び調査書中の活動/行動の記録をも資料として選抜を行う。

イ 総合点の算出に当たっては、次のとおり行うものとする。

(ア) 学力検査の各教科の成績を合計する。

(イ) 調査書中の各学年の各教科の評定の合計に、府教育委員会が別に定める倍率をそれぞれ乗じて合計する。

(ウ) (ア)及び(イ)で算出した点数に、高等学校を設置する教育委員会が定める倍率の中からあらかじめ各高等学校長が選択し、高等学校を設置する教育委員会が決定した倍率をそれぞれ乗じて合計する。

(エ) (ウ)で算出した点数に、実技検査の成績を加え、総合点とする。

(4) 出願、学力検査、実技検査及び合格発表の期日

- ・ 工業に関する学科（建築デザイン科、インテリアデザイン科、デザインシステム科、ビジュアルデザイン科、映像デザイン科及びプロダクトデザイン科）、総合造形科、美術科、体育に関する学科、グローバル探究科、演劇科及び芸能文化科

出 願	学 力 検 査	実 技 検 査	合 格 発 表
2月15日(月)から2月16日(火)	2月18日(木)	2月19日(金)	3月1日(月)

- ・ 音楽科

出 願	視唱、専攻実技	学力検査、聴音	合 格 発 表
2月2日(火)から2月3日(水)	2月14日(日)	2月18日(木)	3月1日(月)

## 2 全日制の課程総合学科（エンパワメントスクール）

(1) 学力検査等

- ・ 学力検査及び面接を実施する。
- ・ 学力検査は、国語、社会、数学、理科及び英語とする。

(2) 選抜資料

- ・ 調査書、学力検査の成績、面接の評価及び自己申告書を選抜の資料とする。

(3) 選抜方法

ア 選抜の第一手順として、学力検査の成績において、府教育委員会が別に定める基準に達した者の中から、面接の評価、自己申告書の評価及び調査書中の活動/行動の記録の評価を資料として選抜を行う。なお、第一手順によるそれぞれの資料の評価の比率及び募集人員に対する合格者の割合については、府教育委員会が別に定める。

- イ 選抜の第二手順として、第一手順における合格者を除いた者の中から、学力検査の成績及び調査書中の各学年の必修の全教科の評定の合計により算出した総合点により選抜を行う。
- ウ 総合点の算出に当たっては、次のとおり行うものとする。

- (ア) 学力検査の各教科の成績を合計する。
- (イ) 調査書中の各学年の各教科の評定の合計に、府教育委員会が別に定める倍率をそれぞれ乗じて合計する。
- (ウ) (ア)及び(イ)で算出した点数に、府教育委員会が定める倍率の中からあらかじめ各高等学校長が選択し、府教育委員会が決定した倍率をそれぞれ乗じて合計する。

(4) 出願、学力検査、面接及び合格発表の期日

出 願	学 力 検 査	面 接	合 格 発 表
2月15日(月)から2月16日(火)	2月18日(木)	2月19日(金)	3月1日(月)

### 3 全日制の課程総合学科（ステップスクール）

(1) 学力検査等

- ・ 学力検査及び面接を実施する。
- ・ 学力検査は、国語、数学及び英語とする。

(2) 選抜資料

- ・ 調査書、学力検査の成績、面接の評価を選抜の資料とする。
- ・ 自己申告書を面接の参考資料とする。

(3) 選抜方法

ア 学力検査の成績及び調査書中の各学年の必修の全教科の評定の合計により算出する「これまでの学び等に関する評価（以下「学びに関する評価」という。）」並びに面接による「高校生活に対する意欲等に関する評価（以下「意欲に関する評価」という。）」を資料として選抜を行う。

イ 評価に際しては、学びに関する評価及び意欲に関する評価をそれぞれ一定の幅に区分したうえで、段階による評価を行う。なお、学びに関する評価及び意欲に関する評価の比率については、府教育委員会が別に定める。

ウ 学びに関する評価の算出に当たっては、次のとおり行うものとする。

- (ア) 学力検査の各教科の成績を合計する。
- (イ) 調査書中の各学年の各教科の評定に、府教育委員会が別に定める倍率をそれぞれ乗じて、教科ごとに合計する。受験者ごとに調査書の評定の高い3教科についてその評定をそれぞれ2倍し、各学年の必修の全教科の評定を合計する。
- (ウ) (ア)及び(イ)で算出した点数に、府教育委員会が別に定める倍率をそれぞれ乗じて合計する。

(4) 出願、学力検査、面接及び合格発表の期日

出 願	学 力 検 査	面 接	合 格 発 表
2月15日(月)から2月16日(火)	2月18日(木)	2月19日(金) 2月22日(月) のうち1日	3月1日(月)

#### 4 多部制単位制Ⅰ部及びⅡ部（クリエイティブスクール）並びに昼夜間単位制

##### 4-1 令和9年3月に中学校を卒業又は修了（以下「卒業」という。）見込みの者

###### (1) 学力検査等

- ・ 学力検査及び面接を実施する。
- ・ 学力検査は、国語、社会、数学、理科及び英語とする。

###### (2) 選抜資料

- ・ 調査書、学力検査の成績、面接の評価及び自己申告書を選抜の資料とする。

###### (3) 選抜方法

ア 選抜の第一手順として、学力検査の成績において、府教育委員会が別に定める基準に達した者の中から、面接の評価、自己申告書の評価及び調査書中の活動/行動の記録の評価を資料として選抜を行う。なお、第一手順によるそれぞれの資料の評価の比率及び募集人員に対する合格者の割合については、府教育委員会が別に定める。

イ 選抜の第二手順として、第一手順における合格者を除いた者の中から、学力検査の成績及び調査書中の各学年の必修の全教科の評定の合計により算出した総合点により選抜を行う。

ウ 総合点の算出に当たっては、次のとおり行うものとする。

(ア) 学力検査の各教科の成績を合計する。

(イ) 調査書中の各学年の各教科の評定の合計に、府教育委員会が別に定める倍率をそれぞれ乗じて合計する。

(ウ) (ア)及び(イ)で算出した点数に、高等学校を設置する教育委員会が定める倍率の中からあらかじめ各高等学校長が選択し、高等学校を設置する教育委員会が決定した倍率をそれぞれ乗じて合計する。

###### (4) 出願、学力検査、面接及び合格発表の期日

出 願	学 力 検 査	面 接	合 格 発 表
2月15日(月)から2月16日(火)	2月18日(木)	2月19日(金)	3月1日(月)

##### 4-2 中学校を卒業した者（過年度卒業生）

(1) 上記4-1による選抜と「調査書を要しない選抜」のどちらかを選択することができる。

(2) 「調査書を要しない選抜」は、次のとおり行うものとする。

ア 学力検査等については、上記4-1(1)に準ずる。

イ 中学校長からの調査書の提出は不要とする。

ウ 学力検査の成績、面接の評価及び自己申告書を選抜の資料とする。

エ 選抜方法については、府教育委員会が別に定める。

###### (3) 出願、学力検査、面接及び合格発表の期日

出 願	学 力 検 査	面 接	合 格 発 表
2月15日(月)から2月16日(火)	2月18日(木)	2月19日(金)	3月1日(月)

## Ⅱ 大阪府立豊中高等学校能勢分校に係る入学者選抜

大阪府立豊中高等学校能勢分校に係る入学者選抜を実施する高等学校は、大阪府立豊中高等学校能勢分校とする。

### 1 学力検査等

- ・ 学力検査及び面接を実施する。
- ・ 学力検査は、国語、社会、数学、理科及び英語とする。

### 2 選抜資料

- ・ 調査書、学力検査の成績、面接の評価及び自己申告書を選抜の資料とする。

### 3 出願、学力検査、面接及び合格発表の期日

出 願	学 力 検 査	面 接	合 格 発 表
2月15日(月)から2月16日(火)	2月18日(木)	2月19日(金)	3月1日(月)

### 4 その他

- ・ 本人及び保護者の住所が能勢町又は豊能町にある者は、別に定める「能勢・豊能地域選抜」を選択することができる。

## Ⅲ 海外から帰国した生徒の入学者選抜

海外から帰国した生徒の入学者選抜を実施する学科は、総合科学科、英語科、国際文化科、グローバル科及びグローバル探究科とする。

### 1 志願できる者

- ・ 原則として、外国において継続して2年以上在留し、帰国後2年以内の者とする。

### 2 学力検査等

- ・ 学力検査及び面接を実施する。
- ・ 学力検査は、数学及び英語とする。

### 3 選抜資料等

- ・ 中学校長からの調査書の提出は不要とする。
- ・ 学力検査の成績及び面接の評価を選抜の資料とする。
- ・ 自己申告書を面接の参考資料とする。

### 4 出願、学力検査等及び合格発表の期日

出 願	学力検査、面接	合 格 発 表
2月15日(月)から2月16日(火)	2月18日(木)	3月1日(月)

#### IV 日本語指導が必要な帰国生徒・外国人生徒入学者選抜

日本語指導が必要な帰国生徒・外国人生徒入学者選抜を実施する高等学校は、大阪府立東淀川高等学校、大阪府立長吉高等学校、大阪府立福井高等学校、大阪府立門真なみはや高等学校、大阪府立布施北高等学校、大阪府立八尾北高等学校、大阪府立成美高等学校、大阪府立大阪わかば高等学校とする。

##### 1 志願できる者

- ・ 原則として、中国等から帰国した者又は外国籍を有する者で小学校第4学年以上の学年に編入学した者とする。

##### 2 学力検査等

- ・ 学力検査及び作文を実施する。
- ・ 学力検査は、数学及び英語とする。
- ・ 作文は、日本語以外の使用を認める。

##### 3 選抜資料等

- ・ 中学校長からの調査書の提出は不要とする。
- ・ 学力検査の成績及び作文の評価を選抜の資料とする。

##### 4 出願、学力検査等及び合格発表の期日

出 願	学力検査、作文	合 格 発 表
2月15日(月)から2月16日(火)	2月18日(木)	3月1日(月)

#### V 知的障がい生徒自立支援コース入学者選抜

知的障がい生徒自立支援コース入学者選抜を実施する高等学校は、大阪府立桜宮高等学校、大阪府立阿武野高等学校、大阪府立八尾翠翔高等学校、大阪府立園芸高等学校、大阪府立東淀工業高等学校、大阪府立柴島高等学校、大阪府立西成高等学校、大阪府立枚方なぎさ高等学校、大阪府立松原高等学校、大阪府立堺東高等学校、大阪府立貝塚高等学校とする。

##### 1 志願できる者

- ・ 次の(1)～(3)のいずれにも該当する者とする。
  - (1) 令和9年3月に大阪府内の中学校を卒業する見込みの者
  - (2) 療育手帳を所持している者又は児童相談所等の公的機関により知的障がいと判定を受けた者
  - (3) 自主的な通学が可能である者

##### 2 学力検査等

- ・ 学力検査を実施せず、面接を実施する。

##### 3 選抜資料等

- ・ 中学校長が提出する書類は、調査書及び推薦書とする。
- ・ 調査書、推薦書及び面接を選抜の資料とする。
- ・ 自己申告書を面接の参考資料とする。

##### 4 出願、面接及び合格発表の期日

出 願	面 接	合 格 発 表
2月15日(月)から2月16日(火)	2月18日(木)、2月19日(金)、 2月22日(月)のうち一日	3月1日(月)

## 5 その他

- ・ 本コースは、高等学校において知的障がいのある生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じた支援を行い、「ともに学び、ともに育つ」教育を推進する制度である。

## VI 一般入学者選抜

一般入学者選抜を実施する課程等は、全日制の課程普通教育を主とする学科（普通科単位制を含む。）、全日制の課程専門学科（農業に関する学科、工業に関する学科（建築デザイン科、インテリアデザイン科、デザインシステム科、ビジュアルデザイン科、映像デザイン科及びプロダクトデザイン科を除く。）、商業に関する学科、グローバルビジネス科、食物文化科、福祉ボランティア科、理数科、総合科学科、サイエンス創造科、英語科、国際文化科、グローバル科、文理学科及び教育文理学科）、全日制の課程総合学科（エンパワメントスクール及びステップスクールを除く。）、定時制の課程及び通信制の課程とする。

令和9年度特別入学者選抜、大阪府立豊中高等学校能勢分校に係る入学者選抜、海外から帰国した生徒の入学者選抜、日本語指導が必要な帰国生徒・外国人生徒入学者選抜、知的障がい生徒自立支援コース入学者選抜、大阪公立大学工業高等専門学校における入学者選抜及び大阪府立知的障がい高等支援学校職業学科入学者選抜の合格者は、一般入学者選抜に出願することができない。

### 1 全日制の課程普通教育を主とする学科（普通科単位制を除く。）

全日制の課程専門学科（農業に関する学科、工業に関する学科（建築デザイン科、インテリアデザイン科、デザインシステム科、ビジュアルデザイン科、映像デザイン科及びプロダクトデザイン科を除く。）、商業に関する学科、グローバルビジネス科、食物文化科、福祉ボランティア科、理数科、総合科学科、サイエンス創造科、英語科、国際文化科、グローバル科、文理学科及び教育文理学科）

全日制の課程総合学科（エンパワメントスクール及びステップスクールを除く。）

#### (1) 学力検査等

- ・ 学力検査を実施する。
- ・ 学力検査は、国語、社会、数学、理科及び英語とする。

#### (2) 選抜資料

- ・ 調査書、学力検査の成績及び自己申告書を選抜の資料とする。

#### (3) 選抜方法

ア 学力検査の成績及び調査書中の各学年の必修の全教科の評定の合計により算出した総合点を基本に、自己申告書及び調査書中の活動/行動の記録をも資料として選抜を行う。

イ 総合点の算出に当たっては、次のとおり行うものとする。

- (ア) 学力検査の各教科の成績を合計する。
- (イ) 調査書中の各学年の各教科の評定の合計に、府教育委員会が別に定める倍率をそれぞれ乗じて合計する。
- (ウ) (ア)及び(イ)で算出した点数に、高等学校を設置する教育委員会が定める倍率の中からあらかじめ各高等学校長が選択し、高等学校を設置する教育委員会が決定した倍率をそれぞれ乗じて合計する。

(4) 出願、学力検査及び合格発表の期日

出 願	学 力 検 査	合 格 発 表
3月3日(水)から3月5日(金)	3月10日(水)	3月18日(木)

## 2 全日制の課程普通科単位制

### 2-1 令和9年3月に中学校を卒業見込みの者

(1) 学力検査等

- ・ 学力検査を実施する。
- ・ 学力検査は、国語、社会、数学、理科及び英語とする。

(2) 選抜資料

- ・ 調査書及び学力検査の成績、自己申告書を選抜の資料とする。

(3) 選抜方法

ア 学力検査の成績及び調査書中の各学年の必修の全教科の評定の合計により算出した総合点を基本に、自己申告書及び調査書中の活動/行動の記録をも資料として選抜を行う。

イ 総合点の算出に当たっては、次のとおり行うものとする。

- (ア) 学力検査の各教科の成績を合計する。
- (イ) 調査書中の各学年の各教科の評定の合計に、府教育委員会が別に定める倍率をそれぞれ乗じて合計する。
- (ウ) (ア)及び(イ)で算出した点数に、府教育委員会が定める倍率の中からあらかじめ各高等学校長が選択し、府教育委員会が決定した倍率をそれぞれ乗じて合計する。

(4) 出願、学力検査及び合格発表の期日

出 願	学 力 検 査	合 格 発 表
3月3日(水)から3月5日(金)	3月10日(水)	3月18日(木)

### 2-2 中学校を卒業した者（過年度卒業生）

(1) 上記2-1による選抜と「調査書を要しない選抜」のどちらかを選択することができる。

(2) 「調査書を要しない選抜」は、次のとおり行うものとする。

ア 学力検査等については、上記2-1(1)に示す学力検査に加え、面接を実施する。

イ 中学校長からの調査書の提出は不要とする。

ウ 学力検査の成績、面接の評価及び自己申告書を選抜の資料とする。

エ 選抜方法については、府教育委員会が別に定める。

(3) 出願、学力検査等及び合格発表の期日

出 願	学力検査、面接	合 格 発 表
3月3日(水)から3月5日(金)	3月10日(水)	3月18日(木)

### 3 定時制の課程

#### 3-1 満21歳未満の者（平成18年4月2日以降に生まれた者）

- (1) 学力検査等
  - ・ 学力検査を実施する。
  - ・ 学力検査は、国語、数学及び英語とする。
- (2) 選抜資料
  - ・ 調査書及び学力検査の成績、自己申告書を選抜の資料とする。
- (3) 選抜方法
  - ア 学力検査の成績及び調査書中の各学年の必修の全教科の評定の合計により算出した総合点を基本に、自己申告書及び調査書中の活動/行動の記録をも資料として選抜を行う。
  - イ 総合点の算出に当たっては、次のとおり行うものとする。
    - (ア) 学力検査の各教科の成績を合計する。
    - (イ) 調査書中の各学年の各教科の評定の合計に、府教育委員会が別に定める倍率をそれぞれ乗じて合計する。
    - (ウ) (ア)及び(イ)で算出した点数に、高等学校を設置する教育委員会が定める倍率の中からあらかじめ各高等学校長が選択し、高等学校を設置する教育委員会が決定した倍率をそれぞれ乗じて合計する。
- (4) 出願、学力検査及び合格発表の期日

出 願	学 力 検 査	合 格 発 表
3月3日(水)から3月5日(金)	3月10日(水)	3月18日(木)

#### 3-2 満21歳以上の者（平成18年4月1日までに生まれた者）

- (1) 学力検査等については、上記3-1(1)に示す学力検査に加え、面接を実施する。
- (2) 中学校長からの調査書の提出は不要とする。
- (3) 学力検査の成績、面接の評価及び自己申告書の評価を選抜の資料とする。
- (4) 志願者の希望により、学力検査を小論文に代えることができる。この場合、小論文の評価、面接の評価及び自己申告書の評価を選抜の資料とする。
- (5) 選抜方法については、府教育委員会が別に定める。
- (6) 出願、学力検査等及び合格発表の期日

出 願	学力検査又は小論文、面接	合 格 発 表
3月3日(水)から3月5日(金)	3月10日(水)	3月18日(木)

### 4 通信制の課程

#### 4-1 満21歳未満の者（平成18年4月2日以降に生まれた者）

- (1) 学力検査等
  - ・ 学力検査を実施せず、面接を実施する。
- (2) 選抜資料等
  - ・ 調査書及び面接の評価を選抜の資料とする。
  - ・ 自己申告書及び調査書中の活動/行動の記録を面接の参考資料とする。

(3) 出願、面接及び合格発表の期日

出 願	面 接	合 格 発 表
3月1日(月)から3月3日(水)	3月7日(日)、3月8日(月)、 3月9日(火)のうち1日	3月18日(木)

4-2 満21歳以上の者（平成18年4月1日までに生まれた者）

- (1) 学力検査等については、上記4-1(1)に準ずる。
- (2) 中学校長からの調査書の提出は不要とする。
- (3) 面接の評価を選抜の資料とし、自己申告書を面接の参考資料とする。
- (4) 出願、面接及び合格発表の期日については、上記4-1(3)に準ずる。

## Ⅶ 二次入学者選抜

二次入学者選抜は、令和9年度大阪府公立高等学校入学者選抜実施校のうち、特別入学者選抜、大阪府立豊中高等学校能勢分校に係る入学者選抜及び一般入学者選抜を実施する学科等において、合格者数が募集人員に満たない場合において実施する。

1 志願できる者

- 次の(1)～(3)のいずれかに該当する者とする。ただし、高等学校若しくはこれに準ずる学校、中等教育学校後期課程又は高等専門学校に在籍している者は出願することはできない。
  - (1) 本入学者選抜出願時に国公立の高等学校、高等専門学校、特別支援学校高等部のうち、いずれの入学者選抜にも合格していない者（出願していない者を含む。）又は合格しても必要な手続きをしなかったため入学の資格を失った者
  - (2) 中等教育学校前期課程を修了見込みの者であって後期課程に進級しないことが確定している者のうち、(1)に該当する者
  - (3) 併設型中高一貫教育における併設中学校を卒業見込みの者であって併設高等学校に進学しないことが確定している者のうち、(1)に該当する者

2 学力検査等

- 学力検査を実施せず、面接を実施する。

3 選抜資料等

- 中学校長が提出する書類は、調査書とする。
- 調査書及び面接の評価を選抜の資料とする。
- 自己申告書を面接の参考資料とする。

4 出願、面接及び合格発表の期日

出 願	面 接	合 格 発 表
3月23日(火)	3月24日(水)	3月25日(木)

## Ⅷ 知的障がい生徒自立支援コース補充入学者選抜

知的障がい生徒自立支援コース補充入学者選抜は、知的障がい生徒自立支援コース入学者選抜実施校のうち合格者数が募集人員に満たない高等学校において実施する。

### 1 志願できる者

- ・ 上記「Ⅶ 二次入学者選抜」における「1 志願できる者」のうち、次の(1)～(3)のいずれにも該当する者とする。
  - (1) 令和9年3月に大阪府内の中学校を卒業する見込みの者
  - (2) 療育手帳を所持している者又は児童相談所等の公的機関により知的障がいを有すると判定を受けた者
  - (3) 自主的な通学が可能である者

### 2 学力検査等

- ・ 学力検査を実施せず、面接を実施する。

### 3 選抜資料等

- ・ 中学校長が提出する書類は、調査書及び推薦書とする。
- ・ 調査書、推薦書及び面接を選抜の資料とする。
- ・ 自己申告書を面接の参考資料とする。

### 4 出願、面接及び合格発表の期日

出 願	面 接	合 格 発 表
3月23日(火)	3月24日(水)	3月25日(木)

### 5 その他

- ・ 本コースは、高等学校において知的障がいのある生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じた支援を行い、「ともに学び、ともに育つ」教育を推進する制度である。

## Ⅸ 秋季入学者選抜

秋季入学者選抜は、大阪府立大阪わかば高等学校（多部制単位制Ⅰ部（クリエイティブスクール））、大阪府立中央高等学校（昼夜間単位制）及び大阪府立桃谷高等学校（定時制及び通信制の課程）において実施する。

### 1 多部制単位制Ⅰ部（クリエイティブスクール）、昼夜間単位制及び定時制の課程

#### (1) 学力検査等

- ・ 学力検査を実施せず、小論文及び面接を実施する。

#### (2) 選抜資料等

- ・ 中学校長からの調査書の提出は不要とする。
- ・ 小論文の評価及び面接の評価を選抜の資料とする。
- ・ 自己申告書を面接の参考資料とする。

#### (3) 出願、小論文等及び合格発表の期日

出 願	小論文、面接	合 格 発 表
令和9年 9月6日(月)	令和9年 9月9日(木)	令和9年 9月15日(水)

## 2 通信制の課程

### (1) 学力検査等

- 学力検査を実施せず、面接を実施する。

### (2) 選抜資料等

- 中学校長からの調査書の提出は不要とする。
- 面接の評価を選抜の資料とする。
- 自己申告書を面接の参考資料とする。

### (3) 出願、面接及び合格発表の期日

出 願	面 接	合 格 発 表
令和9年 9月6日(月)	令和9年 9月9日(木)	令和9年 9月15日(水)

令和9年度大阪府公立高等学校入学者選抜 日程表

資料1

高等学校

		選抜の種類	出願期間	学力検査等	合格発表
特別入学者選抜	全日制の課程	<ul style="list-style-type: none"> <li>工業に関する学科 (建築デザイン科・インテリアデザイン科・デザインシステム科・ビジュアルデザイン科・映像デザイン科・プロダクトデザイン科)</li> <li>総合造形科 ・美術科 ・体育に関する学科</li> <li>グローバル探究科 ・演劇科 ・芸能文化科</li> </ul>	2月15日(月)から 2月16日(火)まで	学力検査 2月18日(木) 実技検査 2月19日(金)	3月1日(月)
		<ul style="list-style-type: none"> <li>音楽科</li> </ul>	2月2日(火)から 2月3日(水)まで	視唱、専攻実技 2月14日(日) 学力検査、聴音 2月18日(木)	
		<ul style="list-style-type: none"> <li>総合学科(エンパワメントスクール)</li> </ul>	2月15日(月)から 2月16日(火)まで	学力検査 2月18日(木) 面接 2月19日(金)	
		<ul style="list-style-type: none"> <li>総合学科(ステップスクール)</li> </ul>		学力検査 2月18日(木) 面接 2月19日(金)、22日(月)、 のうち一日	
	多部制単位制Ⅰ部・Ⅱ部(クリエイティブスクール) 昼夜間単位制		学力検査 2月18日(木) 面接 2月19日(金)		
大阪府立豊中高等学校能勢分校に係る入学者選抜			2月15日(月)から 2月16日(火)まで	学力検査 2月18日(木) 面接 2月19日(金)	
海外から帰国した生徒の入学者選抜			2月15日(月)から 2月16日(火)まで	学力検査、面接 2月18日(木)	
日本語指導が必要な帰国生徒・外国人生徒入学者選抜				学力検査、作文 2月18日(木)	
知的障がい生徒自立支援コース入学者選抜				面接 2月18日(木)、19日(金)、 22日(月)のうち一日	
一般入学者選抜	全日制の課程	<ul style="list-style-type: none"> <li>普通教育を主とする学科(普通科単位制を含む。)</li> <li>農業に関する学科</li> <li>工業に関する学科(特別選抜実施学科を除く。)</li> <li>商業に関する学科 ・グローバルビジネス科</li> <li>食物文化科 ・福祉ボランティア科 ・理数科</li> <li>総合科学科 ・サイエンス創造科 ・英語科</li> <li>国際文化科 ・グローバル科 ・文理学科</li> <li>教育文理学科</li> <li>総合学科(エンパワメントスクール及びステップスクールを除く。)</li> </ul>	3月3日(水)から 3月5日(金)まで	学力検査等 3月10日(水)	3月18日(木)
	定時制の課程				
	通信制の課程		3月1日(月)から 3月3日(水)まで	面接 3月7日(日)、8日(月)、 9日(火)のうち一日	
二次入学者選抜(実施校がある場合)				面接	
知的障がい生徒自立支援コース補充入学者選抜 (実施校がある場合)			3月23日(火)	3月24日(水)	3月25日(木)
秋季入学者選抜	多部制単位制Ⅰ部(クリエイティブスクール)、昼夜間単位制、定時制の課程		令和9年 9月6日(月)	小論文、面接 令和9年9月9日(木)	令和9年 9月15日(水)
	通信制の課程			面接 令和9年9月9日(木)	

# 令和9年度大阪府立中学校入学者選抜方針

大阪府立中学校の入学者選抜は、以下の方針に基づいて、各中学校長が行う。

## 第1 全般的な事項

### I 応募資格

大阪府立中学校に入学を志願することのできる者は、令和9年3月に小学校、特別支援学校の小学部、義務教育学校の前期課程又はこれらに準ずるものとして別に定める学校(以下「小学校」という。)を卒業又は修了(以下「卒業」という。)する見込みの者のうち、原則として、本人及びその保護者の住所が大阪府内にある者とする。

(注)住所とは、住民票に記載されている居所をいう。

### II 適性検査等

- 1 適性検査及び作文の問題は、大阪府教育委員会(以下「府教育委員会」という。)が作成する。
- 2 適性検査及び作文の問題は、小学校で習得される基礎的・基本的な知識・技能、思考力・判断力・表現力、中高一貫校で6年間学び続けていくことができる意欲・適性等をみることを主なねらいとして作成する。
- 3 適性検査及び作文は、各中学校長が当該中学校において行う。

### III 提出書類等

志願者は、志願者情報等を志願先中学校長に提出する。その際、小学校の校長による応募資格の確認を必要とする。

### IV 募集人員・通学区域

- 1 募集人員は、次のとおりとする。

中学校名	募集人員
咲くやこの花	* 70
水都国際	70
富田林	105

(注) \*咲くやこの花中学校については、「ものづくり(理工)分野」及び「芸術(美術・デザイン)分野」の募集人員を各18人とし、「スポーツ分野」及び「言語分野」の募集人員を各17人とする。

- 2 通学区域は大阪府内全域とし、保護者のもとから通学することとする。

## V 出願、適性検査等及び合格発表の期日

出 願	適 性 検 査 等	合 格 発 表
1月7日(木)から1月12日(火)	1月23日(土)	1月31(日)

## VI その他

この方針で定めるもののほか、入学者選抜の実施に関し必要な事項は、府教育委員会が別に定める。

## 第2 入学者選抜の具体的事項

### I 府立咲くやこの花中学校に係る入学者選抜

#### 1 適性検査等

- (1) 適性検査及び作文（自己表現）を実施する。
- (2) 適性検査は、適性検査Ⅰ（国語・算数的問題）及び適性検査Ⅱとし、適性検査Ⅱは、「ものづくり（理工）」「スポーツ」「言語」「芸術（美術・デザイン）」の各分野に関する才能の芽生えをみるための検査とする。
- (3) 作文（自己表現）は、300字程度とし、志願者の志望動機や興味・関心等をみる。

#### 2 選抜資料・方法

- (1) 適性検査Ⅰ・Ⅱ及び作文（自己表現）の成績を選抜の資料とし、その総合点により選抜を行う。
- (2) 合格者の決定に当たっては、次のように行う。
  - ア 分野ごとに、総合点の高い者から順に募集人員を満たすよう合格者を決定する。
  - イ 入学辞退者が生じた場合、分野ごとに「繰上順位」に従い、順次入学の意思を確認する。「繰上順位」は、上記アで合格とならなかった者のうち、総合点の高い者から決定する。

### II 府立水都国際中学校に係る入学者選抜

#### 1 適性検査等

- (1) 適性検査を実施する。
- (2) 適性検査は、適性検査Ⅰ（国語・英語的問題）、適性検査Ⅱ（算数的問題）及び適性検査Ⅲとし、適性検査Ⅲは、物事を多面的に深く思考し、論理的に表現する力をみるための検査とする。

#### 2 選抜資料・方法

- (1) 適性検査Ⅰ・Ⅱ・Ⅲの成績を選抜の資料とし、その総合点により選抜を行う。
- (2) 合格者の決定に当たっては、次のように行う。
  - ア 総合点の高い者から順に、募集人員を満たすよう合格者を決定する。
  - イ 入学辞退者が生じた場合、「繰上順位」に従い、順次入学の意思を確認する。「繰上順位」は、上記アで合格とならなかった者のうち、総合点の高い者から決定する。

### Ⅲ 府立富田林中学校に係る入学者選抜

#### 1 適性検査等

- (1) 適性検査及び作文を実施する。
- (2) 適性検査は、適性検査Ⅰ（国語・英語的問題）、適性検査Ⅱ（算数的問題）及び適性検査Ⅲ（社会・理学的問題）とする。
- (3) 作文は、400字程度とし、中高一貫校で6年間学び続けていくことができる意欲・適性及び自らの考えや意見を論理的かつ適切に表現する力をみる。

#### 2 選抜資料・方法

- (1) 適性検査Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ及び作文の成績を選抜の資料とし、その総合点により選抜を行う。
- (2) 合格者の決定に当たっては、次のように行う。
  - ア 総合点の高い者から順に、募集人員を満たすよう合格者を決定する。
  - イ 入学辞退者が生じた場合、「繰上順位」に従い、順次入学の意思を確認する。  
「繰上順位」は、上記アで合格とならなかった者のうち、総合点の高い者から決定する。

# 令和9年度大阪府立知的障がい高等支援学校職業学科

## 入学者選抜方針

大阪府立知的障がい高等支援学校職業学科入学者選抜は、以下の方針に基づいて、職業学科を設置する各高等支援学校長が行う。

### 第1 全般的な事項

#### I 入学者選抜の種類

入学者選抜の種類は、大阪府立知的障がい高等支援学校職業学科（本校）入学者選抜、大阪府立知的障がい高等支援学校職業学科（本校）補充入学者選抜、大阪府立高等学校に設置する共生推進教室入学者選抜、大阪府立高等学校に設置する共生推進教室補充入学者選抜とする。

#### II 提出書類

- 1 中学校もしくはこれに準ずる学校、義務教育学校又は中等教育学校（以下「中学校等」という。）の校長（以下「中学校等の校長」という。）は、原則として、調査書及び推薦書を提出するものとする。
- 2 志願者は、出願時に自己申告書を提出するものとする。

#### III 募集人員・通学区域

- 1 各知的障がい高等支援学校職業学科（本校）及び各共生推進教室の募集人員は、大阪府教育委員会（以下「府教育委員会」という。）が別に定める。
- 2 通学区域は、府内全域とする。

#### IV その他

この方針で定めるもののほか、入学者選抜の実施に関し必要な事項は、府教育委員会が別に定める。

### 第2 各入学者選抜の具体的事項

#### I 大阪府立知的障がい高等支援学校職業学科（本校）入学者選抜

就労を通じた社会的自立をめざす、大阪府立知的障がい高等支援学校職業学科（本校）の入学者選抜を実施する学校（以下「職業学科を設置する高等支援学校（本校）」という。）は、大阪府立たまたがわ高等支援学校、大阪府立とりかい高等支援学校、大阪府立すながわ高等支援学校、大阪府立むらの高等支援学校及び大阪府立なにわ高等支援学校とする。

##### 1 応募資格

職業学科を設置する高等支援学校（本校）への入学を志願することのできる者は、本人及び保護者の住所（住民票に記載されている居所をいう。以下同じ。）が原則として大阪府内にある者のうち、次の(1)～(3)のいずれにも該当する者とする。

- (1) 令和9年3月に中学校等を卒業または修了（以下「卒業」という。）する見込みの者
- (2) 療育手帳を所持している者又は児童相談所等の公的機関により知的障がいと判定を受けた者
- (3) 自主的な通学が可能である者

##### 2 選抜方法等

- (1) 入学者の選抜は、調査書及び推薦書並びに適性検査及び面接（以下「検査等」という。）の結果を総合的に判断して、職業学科を設置する高等支援学校（本校）の校長（以下「高等支援学校長」という。）が行う。
- (2) 検査等は、各高等支援学校長が当該高等支援学校において行う。

### 3 出願、検査等及び合格発表の期日

出 願	検 査 等	合格発表
2月15日（月）から 2月16日（火）	面 接 2月18日（木） 適性検査 2月19日（金）	3月1日（月）

### 4 併願等

- (1) 本入学者選抜に出願する者は、本入学者選抜方針の大阪府立高等学校に設置する共生推進教室入学者選抜並びに令和9年度大阪府公立高等学校入学者選抜のうち特別入学者選抜、大阪府立豊中高等学校能勢分校に係る入学者選抜、海外から帰国した生徒の入学者選抜、日本語指導が必要な帰国生徒・外国人生徒入学者選抜、知的障がい生徒自立支援コース入学者選抜への志願において、併願することができない。
- (2) 本入学者選抜の合格者は、令和9年度大阪府公立高等学校入学者選抜のうち一般入学者選抜及び二次入学者選抜に出願することができない。本入学者選抜の合格者で令和9年度大阪府立支援学校高等部入学者決定に出願している者は、その受験資格を失う。

## II 大阪府立知的障がい高等支援学校職業学科（本校）補充入学者選抜

職業学科を設置する高等支援学校（本校）のうち、合格者数が募集人員に満たない職業学科を設置する高等支援学校（本校）において、大阪府立知的障がい高等支援学校職業学科（本校）補充入学者選抜を実施する。

### 1 応募資格

志願することのできる者は、「I 大阪府立知的障がい高等支援学校職業学科（本校）入学者選抜」の「1 応募資格」に該当する者のうち、次の①～③のいずれかに該当する者とする。

- ① 本補充入学者選抜出願時に、国公私立の高等学校、高等専門学校、特別支援学校高等部のうち、いずれの入学者選抜にも合格していない者（出願していない者を含む。）又は合格しても必要な手続きをしなかったため入学の資格を失った者
- ② 中等教育学校前期課程を修了見込みの者であって後期課程に進級しないことが確定している者のうち、①に該当する者
- ③ 併設型中高一貫教育における併設中学校を卒業見込みの者であって併設高等学校に進学しないことが確定している者のうち、①に該当する者

### 2 選抜方法等

- (1) 適性検査を実施せず、実施校において面接を行う。
- (2) 入学者の選抜は、調査書及び推薦書並びに面接の内容を資料として、高等支援学校長が行う。

### 3 出願、面接及び合格発表の期日

出 願	面 接	合格発表
3月23日（火）	3月24日（水）	3月25日（木）

### 4 併願等

- (1) 本入学者選抜に出願する者は、大阪府立高等学校に設置する共生推進教室補充入学者選抜及び令和9年度大阪府公立高等学校入学者選抜のうち二次入学者選抜、知的障がい生徒自立支援コース補充入学者選抜において、併願することはできない。
- (2) 本入学者選抜の合格者は、大阪府立支援学校高等部入学者決定による入学資格を失う。

### Ⅲ 大阪府立高等学校に設置する共生推進教室入学者選抜

大阪府立高等学校に設置する共生推進教室入学者選抜を実施する共生推進教室設置校（以下「実施校」という。）は、大阪府立金剛高等学校、大阪府立枚岡樟風高等学校、大阪府立北摂つばさ高等学校、大阪府立千里青雲高等学校、大阪府立信太高等学校、大阪府立久米田高等学校、大阪府立緑風冠高等学校、大阪府立芦間高等学校、大阪府立東住吉高等学校及び大阪府立今宮高等学校とする。

#### 1 応募資格

大阪府立高等学校に設置する共生推進教室への入学を志願することのできる者は、本人及び保護者の住所が原則として大阪府内にある者のうち、次の(1)～(3)のいずれにも該当する者とする。

- (1) 令和9年3月に大阪府内の中学校等を卒業する見込みの者
- (2) 療育手帳を所持している者又は児童相談所等の公的機関により知的障がいがあると判定を受けた者
- (3) 自主的な通学が可能である者

#### 2 選抜方法等

- (1) 学力検査を実施せず、実施校において面接を行う。
- (2) 入学者の選抜は、調査書及び推薦書並びに面接の内容を資料として、高等支援学校長が行う。

#### 3 出願、面接及び合格発表の期日

出 願	面 接	合格発表
2月15日（月）から 2月16日（火）	2月18日（木）、2月19日（金）、 2月22日（月）のうち一日	3月1日（月）

#### 4 併願等

- (1) 本入学者選抜に出願する者は、本入学者選抜方針の大阪府立知的障がい高等支援学校職業学科（本校）入学者選抜及び、令和9年度大阪府公立高等学校入学者選抜のうち特別入学者選抜、大阪府立豊中高等学校能勢分校に係る入学者選抜、海外から帰国した生徒の入学者選抜、日本語指導が必要な帰国生徒・外国人生徒入学者選抜、知的障がい生徒自立支援コース入学者選抜への志願において、併願することができない。
- (2) 本入学者選抜の合格者は、大阪府立知的障がい高等支援職業学科（本校）補充入学者選抜、大阪府立高等学校に設置する共生推進教室補充入学者選抜及び、令和9年度大阪府公立高等学校入学者選抜のうち一般入学者選抜、二次入学者選抜、知的障がい生徒自立支援コース補充入学者選抜に出願することができない。また、本入学者選抜の合格者で令和9年度大阪府立支援学校高等部入学者決定に出願している場合は、その受験資格を失う。

#### 5 その他

共生推進教室は、職業学科を設置する高等支援学校と府立高等学校が連携し、知的障がいのある生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じた支援を行い、「ともに学び、ともに育つ」教育を推進する制度である。

## IV 大阪府立高等学校に設置する共生推進教室補充入学者選抜

大阪府立高等学校に設置する共生推進教室入学者選抜実施校のうち、合格者数が募集人員に満たない実施校において、大阪府立高等学校に設置する共生推進教室補充入学者選抜を実施する。

### 1 応募資格

本入学者選抜により大阪府立高等学校に設置する共生推進教室への入学を志願することのできる者は、「Ⅲ 大阪府立高等学校に設置する共生推進教室入学者選抜」の「1 応募資格」に該当する者のうち、次の①～③のいずれかに該当する者とする。

- ① 本入学者選抜出願時に、国公立の高等学校、高等専門学校、特別支援学校高等部のうちいずれの入学者選抜にも合格していない者（出願していない者を含む。）又は合格しても必要な手続きをしなかったため入学の資格を失った者
- ② 中等教育学校前期課程を修了見込みの者であって後期課程に進級しないことが確定している者のうち、①に該当する者
- ③ 併設型中高一貫教育における併設中学校を卒業見込みの者であって併設高等学校に進学しないことが確定している者のうち、①に該当する者

### 2 選抜方法等

入学者の選抜は「Ⅲ 大阪府立高等学校に設置する共生推進教室入学者選抜」の「2 選抜方法等」の(1)及び(2)に準じて行う。

### 3 出願、面接及び合格発表の期日

出 願	面 接	合格発表
3月23日（火）	3月24日（水）	3月25日（木）

### 4 併願等

- (1) 本入学者選抜に出願する者は、大阪府立知的障がい高等支援職業学科（本校）補充入学者選抜及び、令和9年度大阪府公立高等学校入学者選抜のうち二次入学者選抜、知的障がい生徒自立支援コース補充入学者選抜において、併願することができない。
- (2) 本入学者選抜の合格者は、大阪府立支援学校高等部入学者決定による入学資格を失う。

### 5 その他

共生推進教室は、職業学科を設置する高等支援学校と府立高等学校が連携し、知的障がいのある生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じた支援を行い、「ともに学び、ともに育つ」教育を推進する制度である。

## 令和9年度大阪府立知的障がい高等支援学校職業学科入学者選抜の期日について

### 1 大阪府立知的障がい高等支援学校職業学科（本校）入学者選抜

#### （1）出願、検査等及び合格発表の期日

出願	検査等	合格発表
2月15日（月）から 2月16日（火）	面接 2月18日（木） 適性検査 2月19日（金）	3月1日（月）

#### （2）補充入学者選抜の出願、面接及び合格発表の期日

出願	面接	合格発表
3月23日（火）	3月24日（水）	3月25日（木）

### 2 大阪府立高等学校に設置する共生推進教室入学者選抜

#### （1）出願、面接及び合格発表の期日

出願	面接	合格発表
2月15日（月）から 2月16日（火）	2月18日（木）、19日（金）、 22日（月）のうち1日	3月1日（月）

#### （2）補充入学者選抜の出願、面接及び合格発表の期日

出願	面接	合格発表
3月23日（火）	3月24日（水）	3月25日（木）

## 令和 9 年度大阪府立支援学校高等部及び幼稚部 入学者決定方針

大阪府立支援学校（大阪府立知的障がい高等支援学校職業学科を除く。）の高等部及び幼稚部入学者の決定は、以下の方針に基づいて、各支援学校長が行う。

### 1 募集人員

大阪府立視覚支援学校高等部専攻科の募集人員は別に定める。なお、入学予定者数が募集人員に満たないときは、追加募集を行うことがある。

### 2 志願できる者

応募資格は、「大阪府立支援学校高等部及び幼稚部入学者決定実施要項」（以下「入学者決定実施要項」という。）により定める。

### 3 検査方法等

- (1) 入学者の決定は、大阪府教育委員会が入学者決定実施要項で定める入学志願書等及び出身学校長が提出する書類並びに入学のための検査（以下「入学者決定検査」という。）の結果を資料として行う。ただし、大阪府立視覚支援学校・聴覚支援学校の幼稚部の志願者は、出身学校長が提出する書類は不要とする。
- (2) 入学者決定検査は、当該校において行う。
- (3) やむを得ず入学者決定検査を実施できない場合には、入学者決定検査に準じた検査又は教育相談を当該校長が実施することにより、入学者決定検査の一部又はすべてを省略して行うことができる。

### 4 出願期間、入学者決定検査及び入学予定者発表の期日

学校種別	学部及び課程	出願期間	入学者決定検査	入学予定者発表
視覚障がい 支援学校	高等部専攻科	1月15日(金)から 1月22日(金)まで (土、日を除く)	2月13日(土)	2月19日(金)
	高等部本科 幼稚部	1月22日(金)から 1月29日(金)まで (幼稚部及び聴覚障がい 支援学校高等部専攻科は土、日を除く)	3月11日(木)	3月15日(月)
聴覚障がい 支援学校	高等部専攻科			
	高等部本科 幼稚部			
知的障がい 肢体不自由 病弱 支援学校	高等部			

### 5 併願等

- (1) 本入学者決定に出願する者は、令和9年度大阪府公立高等学校入学者選抜及び令和9年度大阪府立知的障がい高等支援学校職業学科入学者選抜において、併願することができる。
- (2) 令和9年度大阪府公立高等学校入学者選抜及び令和9年度大阪府立知的障がい高等支援学校職業学科入学者選抜の合格者は、本入学者決定による入学資格を失う。

### 6 その他

入学者の決定に関し必要な事項は、大阪府教育委員会が別に定める。

## 令和9年度大阪府立支援学校高等部及び幼稚部入学者決定の期日について

### 1 出願期間、入学者決定検査及び入学予定者発表の期日

学校種別	学部及び課程	出願期間	入学者決定検査	入学予定者発表
視覚障がい 支援学校	高等部専攻科	1月15日(金)から 1月22日(金)まで (土、日を除く)	2月13日(土)	2月19日(金)
	高等部本科	1月22日(金)から 1月29日(金)まで (幼稚部及び聴覚障がい 支援学校高等部専攻科は 土、日を除く)	3月11日(木)	3月15日(月)
	幼稚部			
聴覚障がい 支援学校				
聴覚障がい 支援学校	高等部専攻科	1月22日(金)から 1月29日(金)まで (幼稚部及び聴覚障がい 支援学校高等部専攻科は 土、日を除く)	3月11日(木)	3月15日(月)
	高等部本科			
	幼稚部			
知的障がい 肢体不自由 病弱 支援学校	高等部			

議題3（委員会決裁事項（規則第3条第1号））

「第二期大阪府視覚障がい者等の読書環境の整備の推進に関する計画」  
及び「第5次大阪府子ども読書活動推進計画」について

標記について、別紙のとおり決定する。

令和8年3月27日

大阪府教育委員会

<参考>

〔趣旨〕

「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」（令和元年法律第49号）及び「子どもの読書活動の推進に関する法律」（平成13年法律第154号）に基づき令和8年度から令和12年度の5年間の施策の基本的方針と具体的な方策を示す標記計画を定めるものである。

# 第二期大阪府視覚障がい者等の読書環境の整備の推進に関する計画（読書バリアフリー計画）概要

## 第1章 はじめに（計画の策定にあたって）

### 1. 策定の趣旨

- 視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律第8条第1項の規定に基づき、大阪府における基本的な施策の方向性を示すとともに、取組を推進するための指針としての計画を策定。
- 障がいの有無にかかわらず、すべての府民が読書を通じて文化的な豊かさを享受できる社会の実現をめざす。

### 2. 計画の理念・役割

- 視覚障がい者等の読書環境の整備を通じ、障がい者の社会参加・活躍の推進や共生社会の実現をめざす。
- SDGs（持続可能な開発目標）の目標達成に貢献する計画。

### 3. 計画の対象

- 視覚障がい者、発達障がい者、書籍を持つことやページをめくること、眼球使用が困難である身体障がい者。
- 聴覚障がい者、知的障がい者、高齢者、外国人等、読書や図書館の利用に困難を伴う人へも配慮。

### 4. 計画期間

- 令和8（2026）年度から令和12（2030）年度までの5年間
- 定期的な進捗状況の把握及び評価

### 5. SDGsとの関係

視覚障がい者等の読書環境を整備することにより、SDGsの目標達成に貢献する。

## 第2章 第一期大阪府読書バリアフリー計画の振り返り（令和3年度～令和6年度）

### 1. 読書を取り巻く環境の変化

- （1）視覚障がい者等の読書環境の変化
- （2）法制度の変化と社会的対応
- （3）読書手段の多様化
- （4）書籍整備の課題
- （5）国の「基本計画（第二期）」（令和7年3月策定）

### 2. 大阪府の5つの方向性に基づく取組と実績

- <方向性1>アクセシブルな書籍等の充実（法第9、10条関係）
  - アクセシブルな書籍の収集・製作、全国的な情報共有の推進、市町村図書館等への支援と連携強化、情報発信の強化、市場動向の調査等
- <方向性2>公立図書館等の人材育成・体制整備（法第9、10、11、15、17条）
  - 職員向け研修の実施、学校図書館との連携強化、点訳者・音訳者の養成、障がい当事者の雇用による支援体制の強化、情報発信の強化（再掲）
- <方向性3>利用しやすい施設・設備（機器）、サービスの充実（法第9、14、15条）
  - 施設のバリアフリー化と機器整備、情報発信の強化（再掲）、制度の活用による支援、読書支援機器の利用案内、イベントによる体験機会の提供
- <方向性4>図書館サービスに係る情報発信（法第9、10条）
  - 情報発信の強化（再掲）、教育現場への周知、イベントによる体験機会の提供（再掲）、医療従事者への周知、福祉関係機関・当事者団体への周知
- <方向性5>国、市町村との連携（法第5、9、17条）
  - アクセシブルな書籍の充実に向けた要望、製作体制の見直しと人材育成の支援、図書館利用環境の整備とサービス対象の拡大、図書館現場との意見交換と情報共有、市町村図書館との連携強化

### 3. 課題

- ・アクセシブルな書籍を製作する点訳・音訳奉仕員（ボランティア）の人材確保や、安定した体制整備
- ・公立図書館などが提供する読書支援サービスの情報が、当事者に十分に届いていない可能性があること
- ・視覚障がい者等が利用しやすい電子書籍等の出版体制がいまだ十分ではない

## 第3章 基本方針及び施策の方向性

### 1. 基本方針

- 視覚障がい者等の読書環境の整備を総合的かつ計画的に推進することにより、障がいの有無にかかわらず、すべての府民が読書を通じて文字・活字文化の恵沢を享受することができる社会の実現に寄与することをめざす。
- 第一期大阪府読書バリアフリー計画において定めた5つの方向性を継承し、計画を推進。

### 2. 施策の方向性と取組内容

- <方向性1>アクセシブルな書籍等の充実（法第9、10条）  
（取組内容）
  - 公立図書館等におけるアクセシブルな書籍等の収集・製作の継続、製作したデータ等を国会図書館・サピエ図書館へ継続して提供するとともに、書籍・データ等の相互貸出を引き続き実施
  - 府立図書館におけるデジタルデバイスの活用の検討、無料コンテンツの紹介等
- <方向性2>公立図書館等の人材育成・体制整備（法第9、10、11、15、17条）  
（取組内容）
  - 公立図書館・点字図書館等の職員を対象に、支援方法や読書支援機器の使用方法を学ぶ研修を実施
  - 学校における教職員間の連携、地域のボランティア等協力者との連携により、学校図書館の活用を支援
  - 公立図書館、点字図書館における点訳者や音訳者等の養成講座の開催、特定書籍、特定電子書籍等の製作ノウハウや基準等の情報共有
  - 府民への点訳・音訳資料製作過程の紹介等による、興味・関心を抱くきっかけ作り
- <方向性3>利用しやすい施設・設備（機器）、サービスの充実（法第9、14、15条）  
（取組内容）
  - 図書館施設のバリアフリー化、読書支援機器等の整備及び利用サービスを紹介するリーフレット等の配付
  - 市町村における日常生活用具給付等事業への継続支援
  - 読書支援機器の利用及び入手方法の案内、使用体験講習会の実施
- <方向性4>図書館サービスに係る情報発信（法第9、10条）  
（取組内容）
  - 利用しやすいアクセシブルなホームページの作成、アクセシブルな書籍等の体験型イベントの実施
  - 公立図書館、点字図書館、サピエ図書館、国会図書館の利用方法・サービス内容の周知
  - 医療機関や地域ボランティア、当事者団体、支援団体と連携した図書館サービスの情報発信
- <方向性5>国、市町村との連携（法第5、9、17条）  
（取組内容）
  - ボランティア主体となっているアクセシブルな書籍製作状況の抜本的見直し及び障がい種別・等級等の制約がある利用サービスの対象範囲の拡大検討について要望
  - 府及び府立図書館は、府内市町村における施策の推進を支援

## 第4章 基本的施策に関する指標

「施策に関する指標」を設け、これらの進捗状況を確認することで、着実な施策の推進をめざす。

- （1）アクセシブルな書籍等の充実
- （2）人材育成・体制整備
- （3）読書環境サービスの充実
- （4）図書館サービスに係る情報発信

## 第5章 おわりに

- 指標等を活用しながら進捗状況を把握し、読書環境の整備を着実に推進。
- 取組を着実に推進するため、市町村等の協力、公立図書館等における環境整備や施策の充実が必要。

# 第二期大阪府視覚障がい者等の読書環境の整備の推進に関する計画（読書バリアフリー計画）概要

## 第4章 基本的施策に関する指標

※現在、実施している取組を継続し視覚障がい者等の読書環境の整備に努めます

施策の分類		取組	実績（令和6年度）	目標
方向性1 第9条関係 第10条関係	アクセシブルな書籍等の充実	書籍等の収集（所蔵数） ※点字図書、LLブック、拡大図書、音声デジター、デジター図書等 ※書籍等の製作（タイトル）数を含む	58,474点 （内訳） ・府立図書館:9,425点 ・府立点字図書館:49,049点	令和12年度末 5,250点増 （63,724点※注）
		書籍等の製作（タイトル）数 ※点字図書、LLブック、拡大図書、音声デジター、デジター図書等	907点 （内訳） ・府立図書館:49点 ・府立点字図書館:858点	令和12年度末 4,500点
		年間データ提供数 ※府立図書館は国立国会図書館へ、府立点字図書館はサピエ図書館へ	府立図書館：49件 府立点字図書館：273タイトル	40件/年 270タイトル/年
方向性2 第9条関係 第10条関係 第11条関係 第15条関係 第17条関係	人材育成・体制整備	図書館サービス人材育成に係る研修会等の実施	【府立図書館】 ・手話研修（初級(23回)、中級講座(24回)・実践クラス(全12回)) ・障がい者サービス研修会（基本研修(1回)・実務研修(2回)）	毎年同水準以上の取組を継続する
		点訳者等の養成講座等の実施	【府立点字図書館】 ・点字奉仕員（ボランティア）中級養成講座(全24回) ・朗読奉仕員（ボランティア）中級養成講座(全24回)	
方向性3 第9条関係 第14条関係 第15条関係	読書環境サービスの充実	読書環境の充実	・対面朗読サービス（1,268件） ・郵送貸出（1,820件） ・パソコン利用支援（サピエ利用支援含む）（194人） ・読書支援機器等の貸出 ・レファレンスサービス	取組を継続する
方向性4 第9条関係 第10条関係	図書館サービスに係る情報発信	読書支援サービスを周知するイベント等の開催	・図書館見学（127人） ・図書館だより等の情報提供（年6回） ・見て・聴いて・さわって楽しむ読書の世界（イベント:1回） ・共に生きる障がい者フェスティバル（イベント:1回）	取組を継続する

※注：書籍等を廃棄した際は、目標所蔵数に変動が発生します。

第二期大阪府視覚障がい者等の  
読書環境の整備の推進に関する計画  
(読書バリアフリー計画)

(案)

令和〇年〇月

大阪府

# 目 次

第1章 はじめに（計画の策定にあたって）	1
1. 策定の趣旨	1
2. 計画の理念・役割	2
3. 計画の対象	2
4. 計画期間	2
5. SDGsとの関係	2
第2章 第一期大阪府読書バリアフリー計画の振り返り（令和3年度～令和6年度）	4
1. 読書を取り巻く環境の変化	4
2. 大阪府の5つの方向性に基づく取組と実績	5
3. 課題の把握と今後の方向性	11
第3章 基本方針及び施策の方向性	13
1. 基本方針	13
2. 施策の方向性と取組内容	13
<方向性1>アクセシブルな書籍等の充実	13
<方向性2>公立図書館等の人材育成・体制整備	14
<方向性3>利用しやすい施設・設備（機器）、サービスの充実	15
<方向性4>図書館サービスに係る情報発信	16
<方向性5>国、市町村との連携	17
第4章 基本的施策に関する指標	18
第5章 おわりに	19
用語集	20

参考資料	23
アクセシブルな書籍・電子書籍等の例（視覚障がい者等が利用しやすい書籍）	24
読書支援機器の例（視覚障がい者等の読書を支援するための機器（道具））	25
参考データ	26
大阪府内のサピエ図書館加入施設一覧（2025.11 現在）	30
視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律	31
視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する基本的な計画（第二期）	35
著作権法（抜粋）	36
国立国会図書館・サピエ図書館・大阪府立図書館	37
大阪府立中央図書館の利用案内（令和7（2025）年度版）	38
大阪府内の点字図書館	42

＊「障害」の「害」のひらがな表記の取り扱いについて

大阪府では、障がいのある方の思いを大切に、府民の障がい者理解を深めていくため、大阪府が作成する文書等においてマイナスのイメージがある「害」の漢字をできるだけ用いないで、ひらがなで表記することとしています。

【取り扱いの原則】

「障害」という言葉が、前後の文脈から人や人の状態を表す場合は、「害」の漢字をひらがな表記とします。

※ただし、次に掲げる場合は、引き続き、「障害」を漢字で表記します。

- ・法令、条例、規則、訓令等の例規文書（ただし、法令や条例・規則・訓令等に基づき定義されている制度・事業・府の組織の名称について、法的効力を伴わない一般的な文書等において使用する場合は、ひらがな表記を基本とします。）
- ・団体名などの固有名詞
- ・医学用語・学術用語等の専門用語として漢字使用が適切な場合
- ・他の文書や法令等を引用する場合
- ・その他漢字使用が適切と認められる場合

＊本文中に「※（数字）」が付いている語句について

20 ページ以降の「用語集」に解説があります。

この計画書には、音声コード（Uni-Voice（ユニボイス））が各ページに印刷されています。  
 音声アプリで内容を表示し、音声読み上げで御案内します。  
 音声案内で聞くにはユニボイスを聞くためのアプリのインストールが必要です。

音声コード  
 (Uni-Voice  
 (ユニボイス))  
 掲載予定箇所

# 第1章 はじめに（計画の策定にあたって）

## 1. 策定の趣旨

令和元年6月21日、議員立法により成立した「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」（以下「読書バリアフリー法」という。）は、視覚障がい者等（視覚障がい、発達障がい、肢体不自由その他の障がいにより、書籍（雑誌、新聞その他の刊行物を含む）について、視覚による表現の認識が困難な者をいう。なお、以下「視覚障がい者等」という。）の読書環境の整備を総合的かつ計画的に推進することにより、障がいの有無にかかわらず、すべての国民が等しく読書を通じて、文字・活字文化の恵沢を享受することができる社会の実現に寄与することを目的としています。

この法律に基づき、国は令和2年に「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する基本的な計画（第一期）」を策定し、地方公共団体に対しても地域の実情を踏まえた計画の策定が求められました。大阪府では、令和3年度から5年間を計画期間とする「大阪府視覚障がい者等の読書環境の整備の推進に関する計画（読書バリアフリー計画）」（以下「大阪府読書バリアフリー計画」という。）を策定し、読書環境の整備に取り組んできました。

その後、社会全体で情報アクセスへの関心が高まる中、令和4年には「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律」が施行され、令和6年には「障害者差別解消法の改正法」が施行され、民間事業者における合理的配慮の提供が義務化されました。さらに、著作権法の改正により、図書館等による著作物の公衆送信や、著作権者の意思確認が困難な場合の裁定制度の創設など、読書支援に資する制度整備も進められています。

こうした社会的・制度的な変化を踏まえ、令和7年3月には国の「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する基本的な計画（第二期）」（以下「基本計画（第二期）」という。）が策定され、第一期の成果を踏まえた内容の更新に加え、新たな指標の設定や施策の充実が図られ、進捗管理を行いながら施策を推進することとされています。

大阪府においても、第一期大阪府読書バリアフリー計画の基本的な施策の方向性を継承しつつ、国の基本計画（第二期）を踏まえた第二期大阪府読書バリアフリー計画を策定し、障がいの有無にかかわらず、すべての府民が読書を通じて文化的な豊かさを享受できる社会の実現をめざし、取り組んでいきます。なお、本計画は、「第5次大阪府子ども読書活動推進計画」や「第5次大阪府障がい者計画」など、関連施策との連携を図りながら、より効果的な読書環境の整備を推進していきます。

## 2. 計画の理念・役割

本計画は、国の計画と同様に、障がいの有無にかかわらず、すべての府民が等しく読書を通じて文字・活字文化の恵沢を享受することができる社会の実現に寄与することを目的とし、視覚障がい者等の読書環境の整備を通じ、障がい者の社会参加・活躍の推進と、すべての人が支え合って生きるインクルーシブな社会の実現をめざしています。

読書は、一生涯にわたって、個人の学びや成長を支えるものであり、教養や娯楽のみならず、生活するために必要な情報を得る手段であり、教育や就労を支える重要な活動です。

しかしながら、視覚障がい者等が利用しやすい書籍等の発行数は、一般書籍と比べ依然として少ない状況にあります。

そのため、障がい等の有無にかかわらず、誰もが読みたい書籍に出合い、触れるための環境整備は大変重要です。大阪府では、これまでの取組の成果を踏まえ、読書バリアフリーのさらなる推進に向けて、継続的かつ計画的に取り組んでいきます。

また、本計画は「誰一人取り残さない」という理念を掲げる「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」に基づき、SDGs（持続可能な開発目標）の達成にも貢献する計画とします。

## 3. 計画の対象

本計画は、視覚障がい者（盲、弱視、盲ろう等）、読字に困難がある発達障がい者（ディスレクシア等）、寝たきりや上肢に障がいがある等の理由により、書籍を持つことやページをめくることが難しい、あるいは眼球使用が困難である者を対象としています。

なお、読書環境の整備にあたっては、聴覚障がい者、知的障がい者、高齢者、外国人等、さまざまな状況により読書や図書館の利用に困難を伴う人へも配慮します。

## 4. 計画期間

本計画期間（第二期）は、令和 8（2026）年度から令和 12（2030）年度までの 5 年間とします。策定後は、定期的に進捗状況を把握・評価しながら、必要に応じて見直しを行います。

## 5. SDGs との関係

視覚障がい者等の読書環境を整備することは、障がいのある方の社会参加と活躍の推進、共生社会の実現に寄与するとともに、SDGs の目標達成にも貢献します。

音声コード  
(Uni-Voice  
(ユニボイス))  
掲載予定箇所

<関連するゴール>

- 4 質の高い教育をみんなに
- 10 人や国の不平等をなくそう
- 16 平和と公正をすべての人に



持続可能な開発目標 (SDGs) について

平成 27 (2015) 年 9 月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」にて記載された平成 28 (2016) 年から令和 12 (2030) 年までの国際目標。

持続可能な世界を実現するための 17 のゴールと 169 のターゲットから構成され、地球上の誰一人として取り残さないことが宣言されています。



音声コード  
(Uni-Voice  
(ユニボイス))  
掲載予定箇所

## 第2章 第一期大阪府読書バリアフリー計画の振り返り (令和3年度～令和6年度)

### 1. 読書を取り巻く環境の変化

令和3年度に策定された第一期大阪府読書バリアフリー計画は、障がいの有無にかかわらず、すべての府民が等しく読書を通じて文字・活字文化の恵沢を享受できる社会の実現をめざし、読書環境の整備と支援の充実に取り組んできました。

本計画の期間中には、ICT技術の進展や法制度の整備、社会的意識の高まりなど、読書を取り巻く環境に大きな変化が見られました。これらの変化は、読書手段やサービスの在り方にも影響を及ぼし、より柔軟で多様な読書環境の構築が求められるようになっていきます。

本章では、第一期大阪府読書バリアフリー計画の成果と課題を整理するとともに、国の動向や技術革新を踏まえた今後の方向性について検討します。具体的には、読書環境の変化、法制度の整備、読書手段の多様化、アクセシブルな書籍<sup>※1</sup>の課題、国の基本計画（第二期）の内容、そして大阪府における5つの方向性に基づく取組と実績について、順を追って振り返ります。

#### (1) 視覚障がい者等の読書環境の変化

令和3年に第一期大阪府読書バリアフリー計画を策定して以降、技術の進展や社会的意識の高まりにより、視覚障がい者等の読書環境は大きく変化しています。特にインターネットの普及により、書籍以外にも多様な情報源へのアクセスが可能となり、個々のニーズに応じた読書スタイルが広がっています。

#### (2) 法制度の変化と社会的対応

法制度の面では、障がい者による情報取得や意思疎通の支援が法的に位置づけられ、民間事業者による合理的配慮の提供も義務化されました。これにより、社会全体として情報保障への関心が高まりを見せています。

#### (3) 読書手段の多様化

読書手段は近年、大きく変化しています。従来は、著作権法第37条に基づいて製作された点字図書<sup>※2</sup>、録音図書<sup>※3</sup>、拡大図書<sup>※4</sup>等の書籍が、視覚障がい者等の読書環境を支える中心でした。現在は、それらに加え、市場で流通する電子書籍<sup>※5</sup>や、同法第37条第3項に基づいて製作されるアクセシブルな電子書籍の普及により、より多様で柔軟な読書環境の提供が可能となっています。これにより、視覚障がい者等の読書の選択肢は広がりつつあります。こうした変化は、読書手段の可能性を広げる一方で、新たな課題も浮き彫りにしています。

音声コード  
(Uni-Voice  
(ユニボイス))  
掲載予定箇所

#### (4) 書籍整備の課題

こうした読書手段の拡充にもかかわらず、視覚障がい者等が利用しやすい書籍の整備は依然として十分とは言えない状況にあります。アクセシブルな電子書籍の製作数や対応ジャンルには偏りがあり、利用者のニーズに応じたコンテンツの提供が追いついていないのが現状です。

国も「視覚障害者等が利用しやすい書籍等は必ずしも十分に整備されているとは言えず、障害の有無にかかわらず全ての国民が文字・活字文化を等しく恵沢できる状況とはなっていない。」との認識を示しており、読書環境の充実に向けて、アクセシブルな書籍の普及促進、製作体制の強化、情報提供の充実など、さらなる取組が求められています。

#### (5) 国の「基本計画（第二期）」（令和7年3月策定）

令和7年3月に策定された国の基本計画（第二期）では、技術の進展や社会的変化を踏まえた施策が示されています。中でも、アクセシブルな電子書籍の普及及びアクセシブルな書籍の継続的な提供が重要な柱として位置づけられており、図書館サービスの充実、端末機器の利用支援、製作人材の育成など、読書環境のさらなる向上に向けた具体的な取組が推進されています。

## 2. 大阪府の5つの方向性に基づく取組と実績

第一期大阪府読書バリアフリー計画では、以下の5つの方向性に基づき、読書環境のバリアフリー化に向けた取組を進めました。

### <方向性1>アクセシブルな書籍等の充実

#### (読書バリアフリー法第9、10条関係)

障がいの有無にかかわらず、すべての府民が読書を楽しめる環境づくりをめざして、アクセシブルな書籍の充実に取り組んできました。利用者のニーズに応じた書籍等の収集・製作を継続するとともに、国立国会図書館やサピエ図書館<sup>\*6</sup>と連携し、全国的な情報共有と利用促進を図りました。また、公立図書館や点字図書館<sup>\*7</sup>、学校図書館との連携を強化し、誰もが使いやすい図書館づくりに努めました。

#### ○主な取組内容

##### (1) アクセシブルな書籍の収集・製作

大阪府立図書館（以下「府立図書館」という。）、大阪府立点字図書館（以下「府立点字図書館」という。）では、視覚障がい者等のニーズに応じて、点字図書・録音図書・拡大図書、LLブックなどのアクセシブルな書籍を収集・製作に努めました。（参考データ：別表1、2）

音声コード  
(Uni-Voice  
(ユニボイス))  
掲載予定箇所

## (2) 全国的な情報共有の推進

大阪府立中央図書館（以下「府立中央図書館」という。）、府立点字図書館で製作した点訳<sup>\*8</sup>・音訳<sup>\*9</sup>資料のデータを国立国会図書館やサピエ図書館に提供し、全国の利用者がアクセスできるネットワークの充実に努めました。（参考データ：別表3）

## (3) 市町村図書館等への支援と連携強化

府立図書館では、府内の市町村図書館や図書館が未設置の町村に対して、近隣市町村の図書館や府立図書館との連携による図書の貸出を行っているほか、府内全43市町村を対象に、毎週1回協力車を運行して資料の搬送を行っています。また、障がい者サービスに関する情報交換会の開催や、市町村の司書を対象とした研修の実施、特別貸出用図書セットにおけるアクセシブルな書籍のセットの提供など、支援や図書館間の相互協力を通じて、読書環境の整備と利便性の向上に努めるとともに、府域市町村図書館等との協力貸出業務担当者連絡会を開催し、情報共有を図りました。さらに、府立中央図書館のホームページに「学校支援のページ」を設け、特別支援学校<sup>\*10</sup>（以下「支援学校」という。）を含む学校向けに、テーマ別・対象別の特別貸出用図書セットの提供や大阪府立高等学校図書館への協力貸出をするなど、学校における読書環境づくりの支援にも努めました。（参考データ：別表4）

## (4) 情報発信の強化

大阪府教育庁では、さまざまな読書方法や図書館サービスを紹介するリーフレットを作成し、関係機関へ配布しました。また、点字の仕組みなどを含む情報を掲載した「さまざまな読書の方法及び図書館情報等を紹介する」ページをホームページ上に公開し、読書バリアフリーへの理解促進と関心喚起に努めました。加えて、府内公立図書館で開催されるイベント情報をホームページで紹介し、情報発信に努めました。

## (5) 市場動向の調査等

府立中央図書館では、電子書籍の市場動向や全国の導入状況について調査・検討を行い、今後の施策に活かすための基礎資料を整備しました。

## <方向性2>公立図書館等の人材育成・体制整備

### (読書バリアフリー法第9、10、11、15、17条)

障がいの有無にかかわらず、すべての府民が読書を楽しめる環境を整えるため、図書館職員や点訳・音訳を担う人材の育成に取り組みました。公立図書館、学校図書館、点字図書館の連携を強化し、利用者のニーズに応じた適切なサービス提供が可能となるよう、職員を対象とした研修を実施しました。

また、点訳者・音訳者の養成を進めるとともに、さまざまな読書方法に関する情報提供を通じて、利用者が読書への関心を高めるきっかけづくりにも努めました。

音声コード  
(Uni-Voice  
(ユニボイス))  
掲載予定箇所

## ○主な取組内容

### (1) 職員向け研修の実施

公立図書館、学校図書館、点字図書館の職員を対象に、障がい者サービスや読書支援機器<sup>※11</sup>の操作方法に関する研修会を開催し、利用者に寄り添った対応スキルの向上を図りました。(参考データ：別表5、10)

### (2) 学校図書館との連携強化

府立図書館では、大阪府立学校対象 協力貸出業務担当者情報交換会(以下「情報交換会」という。)を開催し、学校図書館との連携体制の強化を図っています。

また、府立中央図書館のホームページに「学校支援のページ」を設け、支援学校<sup>※10</sup>を含む学校向けに、テーマ別・対象別の特別貸出用図書セットの提供や大阪府立高等学校図書館への協力貸出をするなど、学校における読書環境づくりの支援にも努めました。

(参考データ：別表6)

### (3) 点訳者・音訳者の養成

府立点字図書館において、点訳者・音訳者の養成講座を開催し、アクセシブルな書籍の継続的な製作体制の確保に努めました。(参考データ：別表7)

### (4) 障がい当事者の雇用による支援体制の強化

府立中央図書館では、ピアサポート<sup>※12</sup>が可能な障がい当事者を非常勤職員として雇用し、利用者支援の充実を図っています。令和3年度より1名、令和6年度からは2名体制で運用しています。

### (5) 情報発信の強化(再掲：方向性1ー主な取組内容(4))

大阪府教育庁では、さまざまな読書方法や図書館サービスを紹介するリーフレットを作成し、関係機関へ配布しました。また、点字の仕組みなどを含む情報を掲載した「さまざまな読書の方法及び図書館情報等を紹介する」ページをホームページ上に公開し、読書バリアフリーへの理解促進と関心喚起に努めました。加えて、府内公立図書館で開催されるイベント情報をホームページで紹介し、情報発信に努めました。

## <方向性3>利用しやすい施設・設備（機器）、サービスの充実 (読書バリアフリー法第9、14、15条)

障がいの有無にかかわらず、すべての府民が利用しやすい読書環境の整備をめざし、施設のバリアフリー化（手すりやスロープの設置等）や、拡大読書器<sup>※13</sup>、活字文書読上げ装置などの読書支援機器の整備を進めました。さらに、インターネットを活用した貸出申込サービスなどの周知や、日常生活用具給付補助事業の継続的な実施にも取り組みました。また、制度の活用と情報発信を通じて、さまざまな読書方法への理解と関心を促す取り組みを進め、ハード・ソフト両面から読書環境の充実を図りました。

### ○主な取組内容

#### (1) 施設のバリアフリー化と機器整備

府立中央図書館では、「大阪府福祉のまちづくり条例」に基づき、段差の解消や配慮されたトイレ・エレベーターの設置、点字・ピクトグラム<sup>※14</sup>による案内表示など、施設面でのバリアフリー化を実施しています。また、府立中央図書館及び府立点字図書館において、対面朗読室や拡大読書器、活字文書読上げ装置などの読書支援機器を整備し、視覚障がい者等の利用環境の向上に努めました。

#### (2) 情報発信の強化（再掲：方向性1－主な取組内容（4））

大阪府教育庁では、さまざまな読書方法や図書館サービスを紹介するリーフレットを作成し、関係機関へ配布しました。また、点字の仕組みなどを含む情報を掲載した「さまざまな読書の方法及び図書館情報等を紹介する」ページをホームページ上に公開し、読書バリアフリーへの理解促進と関心喚起に努めました。加えて、府内公立図書館で開催されるイベント情報をホームページで紹介し、情報発信に努めました。

#### (3) 制度の活用による支援

府内43市町村に対し、日常生活用具給付補助事業を継続実施しており、国が費用の2分の1以内、府が4分の1以内での補助を行っています。また、さまざまな読書方法や図書館サービスを紹介するリーフレットにも、日常生活用具給付等事業に関する情報を掲載し、制度の周知を図りました。

#### (4) 読書支援機器の利用案内

府立図書館、学校図書館、府立点字図書館、地域のICTサポートセンター<sup>※15</sup>等において、アクセシブルな電子書籍等を利用するための機器の使用方法などの案内をしました。

音声コード  
(Uni-Voice  
(ユニボイス))  
掲載予定箇所

#### (5) イベントによる体験機会の提供

府立中央図書館及び福祉部が開催したイベントでは、読書支援機器の体験やパソコンを活用した図書館資料（マルチメディアデジターや手話付き DVD など）の利用方法の紹介及び視覚障がい者等が実際に機器に触れ、読書環境を体験できる機会を提供しました。（参考データ：別表 8、9）

## <方向性 4>図書館サービスに係る情報発信

### （読書バリアフリー法第 9、10 条）

障がいの有無にかかわらず、すべての府民が読書支援サービスを円滑に利用できるよう、府立図書館・府立点字図書館・サピエ図書館などが提供するサービスの内容や利用方法について、リーフレットやホームページを通じて積極的に情報発信を行いました。これにより、支援制度やサービスの認知度向上を図るとともに、潜在的な利用ニーズの掘り起こしを進め、より多くの方がサービスを利用しやすい環境づくりに努めました。

#### ○主な取組内容

##### (1) 情報発信の強化（再掲：方向性 1－主な取組内容（4））

大阪府教育庁では、さまざまな読書方法や図書館サービスを紹介するリーフレットを作成し、関係機関へ配布しました。また、点字の仕組みなどを含む情報を掲載した「さまざまな読書の方法及び図書館情報等を紹介する」ページをホームページ上に公開し、読書バリアフリーへの理解促進と関心喚起に努めました。加えて、府内公立図書館で開催されるイベント情報をホームページで紹介し、情報発信に努めました。

##### (2) 教育現場への周知

さまざまな読書方法や図書館サービスを紹介するリーフレットを府立支援学校<sup>※10</sup>の学校図書館に掲示するよう依頼し、読書支援サービスの周知を図りました。府立図書館では、学校図書館間の連携強化を目的とした情報交換会を開催し、大阪府立高等学校図書館への協力貸出を通じて支援を行いました。また、支援学校の見学対応時にも利用案内を行いました。

##### (3) イベントによる体験機会の提供（再掲：方向性 3－主な取組内容（5））

府立中央図書館及び福祉部が開催したイベントでは、読書支援機器の体験やパソコンを活用した図書館資料（マルチメディアデジターや手話付き DVD など）の利用方法の紹介及び視覚障がい者等が実際に機器に触れ、読書環境を体験できる機会を提供しました。（参考データ：別表 8、9）

音声コード  
(Uni-Voice  
(ユニボイス))  
掲載予定箇所

#### (4) 医療従事者への周知

一般社団法人大阪府医師会及び一般社団法人大阪府眼科医会に加盟する医療従事者に対して、読書支援サービスを紹介するリーフレットを配布し、認知拡大を図りました。

#### (5) 福祉関係機関・当事者団体への周知

各市町村の福祉事務所や視覚障がい者等の当事者団体にさまざまな読書方法や図書館サービスを紹介するリーフレットを配布し、読書支援サービスの周知を行いました。

また、府立中央図書館及び福祉部が開催したイベントでは、府内4か所の点字図書館などのリーフレットを配架し、図書館の利用促進に努めました。（参考データ：別表8）

### <方向性5>国、市町村との連携（読書バリアフリー法第5、9、17条）

障がいの有無にかかわらず、すべての府民が読書を楽しめる環境の整備を進めるため、大阪府では市町村等と連携し、府内の現状や課題を国に報告するとともに、必要な支援について要望を行いました。あわせて、書籍のアクセシブル化や電子書籍の拡充、障がい等級による利用制限などの課題についても、制度改善に向けた働きかけを実施しました。

#### ○主な取組内容

##### (1) アクセシブルな書籍の充実に向けた要望

一般書籍の出版と同時に電子書籍等が提供されることが、最も効率的かつ効果的な方策であると考え、国に対してその推進を要望しました。あわせて、読書支援機器の整備やアクセシブルな書籍の充実に向けた支援も求めました。

##### (2) 製作体制の見直しと人材育成の支援

現在、アクセシブルな書籍は、大部分を無償のボランティアが製作している状況であるため、国に対して点訳者・音訳者の育成や体制整備に対する財政支援の拡充を要望しました。また、読書支援機器の操作習得や資料製作のための講習会など、人材育成に必要な措置も求めました。

##### (3) 図書館利用環境の整備とサービス対象の拡大

視覚障がい者等が電子書籍をより利用しやすくするため、端末機器の入手支援を要望しました。さらに、障がい者手帳の有無や記載内容に関わらず、誰もが読書支援サービスを受けられるよう、対象範囲の拡大についても国に検討を求めました。

音声コード  
(Uni-Voice  
(ユニボイス))  
掲載予定箇所

#### (4) 図書館現場との意見交換と情報共有

府立中央図書館で開催された公立図書館障がい者サービス担当者情報交換会において、市町村における取組状況などの情報共有を行うとともに、国への要望内容についても情報共有を図りました。

#### (5) 市町村図書館との連携強化

府立図書館では、府内の市町村図書館や図書館が未設置の町村に対して、近隣市町村の図書館や府立図書館との連携による図書の貸出を行っているほか、府内全43市町村を対象に、毎週1回協力車を運行して資料の搬送を行っています。また、障がい者サービスに関する情報交換会の開催や、市町村の司書を対象とした研修の実施、特別貸出用図書セットにおけるアクセシブルな書籍のセットの提供など、支援や図書館間の相互協力を通じて、読書環境の整備と利便性の向上に努めました。（参考データ：別表4）

### 3. 課題の把握と今後の方向性

#### (1) 課題の把握

第一期大阪府読書バリアフリー計画に基づき、読書環境の整備を進めてきた結果、一定の成果が得られた一方で、いくつかの課題も明らかとなりました。これらの課題に対しては、今後も継続的な検討と対応が求められます。

まず、一般書籍と電子書籍の同時出版については、視覚障がい者等の多様なニーズに対応できるようアクセシブルな書籍等の充実を図るため、国への要望を重ねてきましたが、体制整備は未だ実現していません。出版業界や関係機関との連携強化が不可欠であり、引き続き働きかけを行う必要があります。

次に、点訳・音訳奉仕員（ボランティア）の人材育成については、研修や養成講座を通じて育成に取り組んできたものの、十分な人材の確保や安定した体制整備には至っていません。継続的な人材育成と支援体制の強化が、安定したサービス提供のために重要です。

また、当事者への情報提供に関しても課題が残っています。ホームページやリーフレットによる周知を行ってきましたが、令和5年度「福祉行政報告例」によると、大阪府内の視覚障がい者は24,809人、肢体不自由障がい者は194,181人に対し、府立図書館の障がい者サービス利用登録者は約330人、府内4つの点字図書館の利用登録者は延べ約7,600人とどまっています。

上記は一例ではありますが、これらの人数を見ますと、必要な情報が十分に届いていない可能性がうかがえます。そのため、より効果的な情報発信方法の検討と、支援へのアクセス環境の整備が求められます。

さらに、第二期大阪府読書バリアフリー計画の策定にあたり、関係団体等から以下のような意見が寄せられました。

- ・アクセシブルな書籍は、一般書籍の出版から発行までに時間がかかる
- ・点訳・音訳等を行う制作ボランティアが不足している
- ・読書が困難である理由への理解を深める研修の実施が望まれる

これらの課題や意見を踏まえ、今後はより効果的な情報発信の方法を検討し、当事者が必要な支援にアクセスしやすい環境づくりを進めることが重要です。

## (2) 第二期大阪府読書バリアフリー計画に向けた方向性

第二期大阪府読書バリアフリー計画では、第一期で明らかとなった課題への対応を図るとともに、次章において示す各方向性に基づく具体的な取組を推進していきます。特に、読書環境のさらなる充実と、誰もが必要な支援にアクセスできる社会の実現に向けて、以下の施策を重点的に取り組んでまいります。

- ・一般書籍の出版と同時に電子書籍等が提供されるよう、引き続き国への要望を継続
- ・視覚障がい者等に読書支援サービスの情報が確実に届くよう、周知方法の見直しと情報発信の強化
- ・点訳・音訳等を担う人材の育成に係る研修や養成講座の継続
- ・新たに指標を作成し、進捗状況の把握と評価を実施

## (3) 誰もが読書を楽しめる社会の実現へ

読書を楽しみたいという思いは、障がいの有無にかかわらず、すべての人に共通するものです。視覚障がい者等の読書環境の現状や課題を共有し、理解を深める取組みを推進することが重要です。

これまでの大阪府読書バリアフリー計画の成果をさらに発展させ、誰もが文字・活字文化の恩恵を享受できる社会の実現に向けて、継続的かつ計画的な取組を進めてまいります。

音声コード  
(Uni-Voice  
(ユニボイス))  
掲載予定箇所

## 第3章 基本方針及び施策の方向性

### 1. 基本方針

視覚障がい者等の読書環境の整備を総合的かつ計画的に推進することにより、障がいの有無にかかわらず、すべての府民が読書を通じて文字・活字文化の恵沢を享受することができる社会の実現に寄与することをめざし、第一期大阪府読書バリアフリー計画において定めた5つの方向性を継承し、計画を推進します。

<方向性1>アクセシブルな書籍等の充実（読書バリアフリー法第9、10条）

<方向性2>公立図書館等の人材育成・体制整備

（読書バリアフリー法第9、10、11、15、17条）

<方向性3>利用しやすい施設・設備（機器）、サービスの充実

（読書バリアフリー法第9、14、15条）

<方向性4>図書館サービスに係る情報発信（読書バリアフリー法第9、10条）

<方向性5>国、市町村との連携（読書バリアフリー法第5、9、17条）

### 2. 施策の方向性と取組内容

#### <方向性1>アクセシブルな書籍等の充実

#### （読書バリアフリー法第9、10条関係）

##### 【基本的な考え方】

利用者のニーズに応えるため、引き続き、アクセシブルな書籍等の収集及び製作を行うとともに、製作されたアクセシブルな書籍等を国立国会図書館やサピエ図書館と共有するなど、利用しやすいアクセシブルな書籍等の充実に取り組みます。

##### （取組内容）

- 公立図書館、点字図書館における点字図書や録音図書、LLブック<sup>※16</sup>、拡大図書、デジタル図書<sup>※17</sup>等の収集・製作を継続します。
- 公立図書館、点字図書館で製作した点訳・音訳資料データ等について、国立国会図書館、サピエ図書館への提供を継続することにより、アクセシブルな資料やデータが全国的に利用できるネットワークの充実に寄与します。
- 公立図書館、学校図書館、点字図書館、国立国会図書館、サピエ図書館の連携による相互貸出を引き続き実施します。

音声コード  
(Uni-Voice  
(ユニボイス))  
掲載予定箇所

- 府立図書館では、デジタルデバイスの活用の検討を行うとともに、無料コンテンツの紹介等の取組を進め、より良い読書環境が整備されることをめざします。

## <方向性2>公立図書館等の人材育成・体制整備 (読書バリアフリー法第9、10、11、15、17条)

### 【基本的な考え方】

公立図書館、学校図書館、点字図書館間での連携を図るとともに、アクセシブルな書籍等を提供する図書館等の職員が利用者ニーズに沿った適切な対応スキルを身に付けるための研修の実施、アクセシブルな書籍等を製作する点訳者や音訳者の養成に取り組み、視覚障がい者等の読書環境整備を担う人材の確保に努めます。

### (取組内容)

- 利用者と接する公立図書館、学校図書館、点字図書館職員を対象に、障がい者サービスを理解し、支援方法を習得するための研修や読書支援機器の使用方法を学ぶための研修を実施します。
- 司書教諭や学級担任、通級<sup>※18</sup>による指導を担当する教員、リーディングスタッフ<sup>※19</sup>(特別支援教育コーディネーター)等の教員間連携、地域のボランティアなどの協力者との連携を図り、学校図書館の活用を支援します。
- 公立図書館、点字図書館において、点訳者や音訳者等の養成講座を開催し、アクセシブルな書籍の継続的な製作支援に努めます。
- 公立図書館、点字図書館における特定書籍<sup>※20</sup>や特定電子書籍<sup>※21</sup>等の製作を支援するため、ノウハウや基準等の情報共有を図ります。
- 府立中央図書館において、障がい当事者でピアサポートができる人材の確保に取り組みます。
- 点訳・音訳資料の製作過程や、それらを用いて読書を行っている視覚障がい者等の声を広く府民に紹介することなどにより、多様な読書方法があることを知り、興味や関心を抱くきっかけとなるよう取り組みます。

音声コード  
(Uni-Voice  
(ユニボイス))  
掲載予定箇所

## <方向性3>利用しやすい施設・設備（機器）、サービスの充実 （読書バリアフリー法第9、14、15条）

### 【基本的な考え方】

手すりやスロープの設置など施設のバリアフリー化、読書支援機器等（拡大読書器・活字文書読上げ装置など）の機器整備、インターネット等を利用した貸出申込などの障がい者向けサービス等の周知、読書支援機器等の給付事業や使用方法に関する支援等を引き続き行うことにより、ハード・ソフトの両面から視覚障がい者等の読書環境の充実を図ります。

### （取組内容）

- 図書館施設の段差解消、利用者に配慮したトイレやエレベーターの設置、点字やピクトグラムを使用したわかりやすい表示をはじめ、対面朗読室や拡大読書器等の読書支援機器の整備について、引き続き取り組みます。
- 公立図書館の窓口で障がい者向け利用サービスを紹介するリーフレットを配布するなど、情報提供体制の充実を図ります。
- 市町村における日常生活用具給付等事業について、国と大阪府による市町村への費用の一部負担を継続します。
- 公立図書館、学校図書館、点字図書館、地域のICTサポートセンター等において、アクセシブルな電子書籍等を利用するための読書支援機器の利用方法や入手方法について案内します。
- 読書支援機器の操作方法を習得するための講習会等が身近な地域で受講できるよう、市町村や機器製造メーカーと連携した使用体験講習会の実施に向け、検討します。

## <方向性4>図書館サービスに係る情報発信 (読書バリアフリー法第9、10条)

### 【基本的な考え方】

公立図書館、点字図書館、サピエ図書館等が視覚障がい者等に提供しているサービスについて、その内容や利用方法等が十分に周知されるよう、あらゆる手段を用いて広報し、潜在的利用ニーズの掘り起こしを進めます。

### (取組内容)

- 利用しやすいアクセシブルなホームページを作成します。
- 公立小・中学校、義務教育学校、高等学校及び支援学校<sup>※10</sup>において、学校図書館をはじめ公立図書館や点字図書館の利用方法について周知を行います。
- 公立図書館や点字図書館、サピエ図書館及び国立国会図書館で実施されているサービスについて、その内容を周知します。
- アクセシブルな書籍等を「見て、聴いて、触れる」体験型イベントの実施に向けて取り組みます。
- かかりつけ医などの身近な医療機関等を通じた情報発信方法について検討し、読書支援サービスの周知に取り組みます。
- 地域において住民生活を支援するボランティアや視覚障がい者等の当事者団体、家族会等の支援団体に対し、情報発信に係る協力を依頼し、アクセシブルな書籍等の利用の拡大を図ります。

音声コード  
(Uni-Voice  
(ユニボイス))  
掲載予定箇所

## <方向性5>国、市町村との連携（読書バリアフリー法第5、9、17条）

### 【基本的な考え方】

書籍のアクセシブル化をはじめ、読書環境の整備の推進に必要な措置について、市町村等と連携し、大阪府内の現状を国へ伝えるとともに、要望を行います。また、電子書籍等の拡大や障がい等級による利用制限等については、国における制度改正の議論や研究成果の検証等を踏まえ、具体的に施策を実施するよう求めています。

### （取組内容）

- アクセシブルな書籍等を充実させるためには、一般書籍の出版と同時に電子書籍等が販売されることが最も効率的・効果的な方策であることから、国における取組が進むよう要望を行います。また、書籍の出版時に、そのデータが点字図書館に提供されるよう求めます。
- アクセシブルな書籍等の製作は、大部分を無償のボランティアが担っている現体制について、その抜本的な見直しを国に求めています。
- 障がい者手帳の有無や手帳に記載された障がい種別・等級等による利用サービスの制約について、その対象範囲の拡大に向けた検討を国へ要望します。
- 国への要望にあたっては、利用者と身近に接している公立図書館や市町村と連携します。
- 大阪府、府立図書館及び府立点字図書館は、府内市町村における施策の推進を支援し、府域全体の読書環境整備を図ります。

## 第4章 基本的施策に関する指標

「施策に関する指標」を設け、これらの進捗状況を確認することで、着実な施策の推進をめざします。また、現在、実施している取組を継続し、視覚障がい者等の読書環境の整備に努めます。

施策の方向性		取組	実績（令和6年度）	目標
方向性1 第9条関係 第10条関係	アクセシブルな書籍等の充実	書籍等の収集（所蔵数） ※点字図書、LLブック、拡大図書、音声デイジー※22、デイジー図書等 ※書籍等の製作（タイトル）数を含む	58,474点  （内訳） ・府立図書館：9,425点 ・府立点字図書館：49,049点	令和12年度末 5,250点増 （63,724点※注）
		書籍等の製作（タイトル）数 ※点字図書、LLブック、拡大図書、音声デイジー※22、デイジー図書等	907点  （内訳） ・府立図書館：49点 ・府立点字図書館：858点	令和12年度末 4,500点
		年間データ提供数  ※府立図書館は国立国会図書館へ、府立点字図書館はサピエ図書館へ	府立図書館：49件  府立点字図書館：273タイトル	40件/年  270タイトル/年
方向性2 第9条関係 第10条関係 第11条関係 第15条関係 第17条関係	人材育成・体制整備	図書館サービス人材育成に係る研修会等の実施	【府立図書館】 ・手話研修 初級（23回）、中級講座（24回） 実践クラス（全12回） ・障がい者サービス研修会 基本研修（1回）、実務研修（2回）	毎年同水準以上の取組を継続する
		点訳者等の養成講座等の実施	【府立点字図書館】 ・点字奉仕員（ボランティア） 中級養成講座（全24回） ・朗読奉仕員（ボランティア） 中級養成講座（全24回）	
方向性3 第9条関係 第14条関係 第15条関係	読書環境サービスの充実	読書環境の充実	・対面朗読※23サービス（1,268件） ・郵送貸出（1,820件） ・パソコン利用支援（サピエ利用支援含む）（194人） ・読書支援機器等の貸出 ・レファレンスサービス※24	取組を継続する
方向性4 第9条関係 第10条関係	図書館サービスに係る情報発信	読書支援サービスを周知するイベント等の開催	・図書館見学（127人） ・図書館だより等の情報提供（年6回） ・見て・聴いて・さわって楽しむ読書の世界（イベント：1回） ・共に生きる障がい者フェスティバル（イベント：1回）	取組を継続する

※「方向性5 国、市町村との連携」は、国における制度改正の議論や研究成果の検証等を踏まえて具体的な施策を実施することを要望する取組であるため、指標は設定しないものとする。

※注：書籍等を廃棄した際は、目標所蔵数に変動が発生します。

音声コード  
(Uni-Voice  
(ユニボイス))  
掲載予定箇所

## 第5章 おわりに

本計画（第二期）は、第一期大阪府読書バリアフリー計画におけるさまざまな取組を基に、進捗状況を踏まえて新たに指標を設定しました。今後、この第二期大阪府読書バリアフリー計画において設定した指標等を活用しながら進捗状況を適切に把握し、読書環境の整備を着実に推進していきます。

また、取組を推進するにあたっては、市町村や関係機関・団体等の理解と協力はもとより、府立図書館をはじめとする公立図書館、学校図書館、点字図書館においても、環境の整備や施策を充実させる必要があります。

本計画を推進することにより、障がいの有無にかかわらず、すべての府民が等しく読書を通じて文字・活字文化の恵沢を享受することができる社会の実現に寄与することをめざすとともに、視覚障がい者等の読書環境の整備を通じて障がい者の社会参加・活躍の推進と、すべての人が支え合って生きるインクルーシブな社会の実現をめざします。

音声コード  
(Uni-Voice  
(ユニボイス))  
掲載予定箇所

## 用語集 (P. 4～22の※印の番号を説明しています。)

用語		本計画における意味
※1	アクセシブルな書籍	「アクセシブル」とは、利用しやすいさまをいい、「アクセシブルな書籍」は、読書バリアフリー法第2条第2項の「視覚障害者等が利用しやすい書籍」のこと。点字図書、拡大図書、録音図書、触る絵本、LLブック、布の絵本等、視覚障がい者等が、その内容を容易に認識することができる書籍。
※2	点字図書	6つの点を組み合わせて、文字や記号、数字、アルファベットを表す点字で記された図書。点字と点図（点を使って図や絵を表したものを）を使った点訳絵本もある。
※3	録音図書	耳で聴いて読書できるように、墨字（活字）の文章を声に出して読み、その音声を収録したもの。再生機を使用する。
※4	拡大図書	弱視の人などが読みやすいよう、通常の書籍より文字や図を拡大して製作された図書。
※5	電子書籍	電磁的に記録され、電子端末機器を用いて読めるようにした書籍。動画や音声再生可能なものもある。電子書籍には、あらかじめ固定されたレイアウトで表示される「固定レイアウト型」と端末の画面に合わせて自動表示され、文字の大きさも変更できる「リフロー型」がある。
※6	サピエ図書館	視覚障がい者及び視覚による表現の認識に障がいのある人に対して点字データ、デイジーデータ等を提供するネットワーク。日本点字図書館がシステムを管理し、全国視覚障害者情報提供施設協会が運営を行っている。正式名称は「視覚障害者情報総合ネットワーク」。
※7	点字図書館	点字、録音、デイジー図書等の製作・貸出やレファレンスサービス、デイジー図書再生機の貸出等、目の見えない、見えにくい人などへの情報提供サービスを行っている施設。 大阪府内には、大阪府立福祉情報コミュニケーションセンター点字図書館、大阪市立早川福祉会館点字図書室、社会福祉法人日本ライトハウス情報文化センター、堺市立健康福祉プラザ点字図書館がある。
※8	点訳	文字や文章を点字化すること。
※9	音訳	文字や文章を音声化すること。

音声コード  
(Uni-Voice  
(ユニボイス))  
掲載予定箇所

※10	特別支援学校 (支援学校)	学校教育法第 72 条に定められている、視覚・聴覚・知的障がい者、肢体不自由者又は病弱者（身体虚弱者を含む。）のための学校。大阪府が所管する特別支援学校は、校名に「特別」をつけず、「支援学校」としている。
※11	読書支援機器	視覚障がい者等の読書を支援するための機器で、点字ディスプレイ、デジプレイヤー、拡大読書器等がある。
※12	ピアサポート	「仲間同士の支え合い」を表す言葉。ここでは、障がい当事者による支援のこと。
※13	拡大読書器	カメラで撮影した文字や画像を拡大したり、背景と文字を白黒表示することにより、読み書きを支援する機器。据置型と持ち運びができる携帯型などがある。
※14	ピクトグラム	絵文字や絵を使った図表を用いて、情報や注意を示すために表示される記号。
※15	ICT サポート センター	障がい者等の ICT（情報通信技術）の利用機会の拡大や活用能力の向上を目的として、パソコンボランティアの養成や派遣、ICT 機器の紹介、貸出・利用に係る相談、サピエ図書館等のインターネットサービスの利用支援等を行う拠点。大阪府では、大阪府 IT ステーションで障がい者向け IT 支援機器・ソフトの展示も含め実施しています。
※16	LL ブック	「LL」とは、スウェーデン語の「Lattlast（分かりやすく読みやすい）」の略で、「LL ブック」は、読むことに困難を感じている人に合うよう、分かりやすく読みやすい形で書かれた本のこと。 (「Lattlast」の表記は、正しくは2つの「a」の上にウムラウト記号が付く)
※17	デイジー図書	「デイジー」とは、「Digital Accessible Information System」の略で、「利用しやすい情報システム」のこと。デイジー図書の特徴は、目次から読みたい章や節、任意のページに飛ぶことができる、最新の圧縮技術で一枚の CD に 50 時間以上も収録が可能である、音声にテキストや画像を同期させることができる等がある。
※18	通級	小・中学校、義務教育学校、高等学校又は中等教育学校の通常の学級に籍をおき、大部分の授業を通常の学級で受けながら、一部、障がいに応じた個別の指導を通常の学級以外の場（通級指導教室等）で受ける指導形態のこと。

※19	リーディングスタッフ（特別支援教育コーディネーター）	障がいのある幼児・児童・生徒の指導・支援方法や、支援に向けた校内体制構築に関する助言のため、小・中学校等への訪問相談や教員研修の支援を行うなど、府内の支援教育推進のけん引役として指導的な役割を果たす教員。
※20	特定書籍	著作権法第 37 条第 1 項又は第 3 項本文の規定により製作される視覚障がい者等が利用しやすい書籍。
※21	特定電子書籍	著作権法第 37 条第 2 項又は第 3 項本文の規定により製作される視覚障がい者等が利用しやすい電子書籍等。
※22	音声デイジー	音声データに章や節、任意のページに飛ぶことができる機能を付加し、デイジー再生機等で読み上げさせて聴くことができるもの。
※23	対面朗読（リーディング）	視覚による読書に困難を感じている人を対象として、本や雑誌等を代読すること。
※24	レファレンスサービス	資料や情報を求める利用者に対して、図書館の資料やデータを使って文献の紹介・提供などを行うサービス。

音声コード  
(Uni-Voice  
(ユニボイス))  
掲載予定箇所

# 参考資料

音声コード  
(Uni-Voice  
(ユニボイス))  
掲載予定箇所

3 - 2 9

## アクセシブルな書籍・電子書籍等の例（視覚障がい者等が利用しやすい書籍）

1	点字図書 (用語集より再掲)	6つの点を組み合わせて、文字や記号、数字、アルファベットを表す点字で記された図書。 点字と点図（点を使って図や絵を表したもの）を使った点訳絵本もある。
2	録音図書 (用語集より再掲)	耳で聴いて読書できるように、墨字（活字）の文章を声に出して読み、その音声を収録したもの。再生機を使用する。
3	拡大図書 (用語集より再掲)	弱視の人などが読みやすいよう、通常の書籍より文字や図を拡大して製作された図書。
4	触る絵本	さまざまな材料を用いて盛り上がった形の挿絵を作り、それを貼り付けるなどして、指で触って絵が分かるようにした絵本。
5	布の絵本	触る絵本の一つで、厚地の台布に絵の部分を縫い付けたり、貼り付けたりし、マジックテープやボタン、ファスナー、紐等を用いて、留めたり、外したり、結んだりできるようにしたもの。
6	LLブック (用語集より再掲)	「LL」とは、スウェーデン語の「Lattlast（分かりやすく読みやすい）」の略で、「LLブック」は、読むことに困難を感じている人に合うよう、分かりやすく読みやすい形で書かれた本のこと。 (「Lattlast」の表記は、正しくは2つの「a」の上にウムラウト記号が付く)
7	デイジー図書 (用語集より再掲)	「デイジー」とは、「Digital Accessible Information System」の略で、「利用しやすい情報システム」のこと。デイジー図書の特徴は、目次から読みたい章や節、任意のページに飛ぶことができる、最新の圧縮技術で一枚のCDに50時間以上も収録が可能である、音声にテキストや画像を同期させることができる等がある。
8	音声デイジー (用語集より再掲)	音声データに章や節、任意のページに飛ぶことができる機能を付加し、デイジー再生機等で読み上げさせて聴くことができるもの。
9	テキストデイジー	本文のテキストに見出し等の文書構造や画像を付加したもの。テキストデータに章や節、任意のページに飛ぶことができる機能を付加し、デイジー再生機等の音声合成機能で読み上げさせて聴くことができる。
10	マルチメディア デイジー	本文のテキストに音声データと見出し等の文書構造や画像を付加したもの。章や節、任意のページに飛ぶことができる機能を付加しているほか、音声を同期させることで、読み誤りなく作成できる。

音声コード  
(Uni-Voice  
(ユニボイス))  
掲載予定箇所

11	テキストデータ	文字コードだけで構成された文字列や文書のデータ。ワープロデータのように書体や行間などの情報を含まないもの。
12	電子書籍 (用語集より再掲)	電磁的に記録され、電子端末機器を用いて読めるようにした書籍。動画や音声再生可能なものもある。電子書籍には、あらかじめ固定されたレイアウトで表示される「固定レイアウト型」と端末の画面に合わせて自動表示され、文字の大きさも変更できる「リフロー型」がある。
13	オーディオブック	書籍等の文章を読み上げ又は口演し、必要に応じて効果音及び BGM 等を付与することにより、利用者が耳で聴くことを通じて情報を得られる形式の電子音声コンテンツ。文字を目で読んで情報を得られる電子書籍とは異なり、オーディオブックは利用者の視界を占有しないこと及び発音、抑揚等の発声技術を駆使した表現が可能となること等の特徴がある。

### 読書支援機器の例（視覚障がい者等の読書を支援するための機器（道具））

1	デジプレーヤー（録音再生機器）	デジ図書（録音図書）を音声で再生して聴くための機器。パソコンやタブレット、スマートフォンで再生できるようにするアプリケーションなどもある。
2	アプリケーション	文書編集、表計算、ゲームなど、特定の目的に使用するために作成されたコンピュータソフトウェア。アプリともいう。
3	拡大読書器 (用語集より再掲)	カメラで撮影した文字や画像を拡大したり、背景と文字を白黒表示することにより、読み書きを支援する機器。据置型と持ち運びができる携帯型などがある。
4	音声読書器	印刷物を読み取り、文字を音声で読み上げる読書機器。拡大が可能な機器もある。
5	活字文書読上げ装置	音声コードの情報を読み上げる機器。
6	電子書籍リーダー	電子書籍を読むための機器。
7	リーディングトラッカー	ページの読みたい行にあてることにより、視点を集中して読書を行うことができる道具。
8	ルーペ	小さな文字を大きくしてみるレンズ。持つルーペ、携帯用のルーペ、置き型のルーペやライトを搭載したものなどもある。

音声コード  
(Uni-Voice  
(ユニボイス))  
掲載予定箇所

## 参考データ

(別表1) アクセシブルな書籍等の所蔵数(府立図書館及び府立点字図書館の合計点数)

	R2 末	R6 末
デージー図書 (マルチメディアデージー含む) (巻)	13,071	15,054
大活字本 (冊)	3,879	4,713
LLブック (冊)	79	104
点字図書 (点字・音声雑誌含む) (冊)	17,771	19,517
テープ図書 (巻)	18,936	19,008
手話・字幕入りビデオ (巻)	65	74
プレーンテキスト	2	4
所蔵合計点数	53,803	58,474

(別表2) アクセシブルな書籍等の製作数(府立図書館及び府立点字図書館の合計点数) (件)

	R2 末	R3 末	R4 末	R5 末	R6 末
製作点数	1,280	1,141	1,105	1,072	907

※注：別表2の製作点数は、カセット図書の利用減少により新規製作を行わなくなったことに加え、カセット図書がタイトル数ではなく必要巻数で計上されていること、デジタル媒体への移行が進んだことから、1点あたりに収録できる情報量が増加したこと、さらに専門書など製作に時間を要する資料へのリクエストも増加していることなどから、減少傾向にあります。

(別表3) アクセシブルな資料やデータの提供数 (件)

	R2 末	R3 末	R4 末	R5 末	R6 末
国立国会図書館への提供 (※1)	46	44	58	45	49
サピエ図書館への提供 (※2)	314	296	271	280	273

※1 府立図書館から提供した件数

※2 府立点字図書館から提供した件数

※注：別表3の提供数には、国立国会図書館やサピエ図書館に新たに提供した未登録資料のみを計上しています。なお、個人からの製作依頼によって作成された資料は、国立国会図書館やサピエ図書館への提供基準を満たさないものもあるため提供を行っていない資料は提供数に含めていません。

(別表4) 府立図書館における貸出等実績

		R3	R4	R5	R6	
貸出実績 上段：中央図書館 下段：中之島図書館	協力貸出 (冊)	57,415 3,162	58,434 3,325	54,694 3,332	51,567 2,825	
	市町村読書会 (冊)	624 -	718 -	457 -	495 -	
	高等学校図書館 (冊)	1,010 -	817 -	636 -	502 -	
	府域公共図書館以外 (冊)	1,459 116	1,388 98	1,466 114	1,343 110	
	計	60,508 3,278	61,357 3,423	57,253 3,446	53,907 2,935	
他館から借受実績 (冊) 上段：中央図書館、下段：中之島図書館		1,388 822	1,476 1,073	1,476 931	1,227 838	
録音図書による 貸出実績 (中央図書館)	借受 貸出	タイトル数 (冊)	2,618	3,664	2,383	1,925
		巻数 (巻)	3,812	8,670	2,673	2,186
	協力 貸出	タイトル数 (冊)	683	729	580	501
		巻数 (巻)	689	739	580	501
国立国会図書館視覚障害 者等用データ送信サービス (中央図書館)	音声デジター (件)	12,633	13,675	14,776	11,265	
	テキストデータ (件)	1	3	0	0	

音声コード  
(Uni-Voice  
(ユニボイス))  
掲載予定箇所

(別表5) 職員研修開催の開催実績(府立中央図書館)

		R3	R4	R5	R6
館内職員研修 (手話研修)	初級講座	全 22 回	全 22 回	全 22 回	全 23 回
	中級講座	全 44 回	全 22 回	全 22 回	全 24 回
障がい者接遇研修 (インターネット配信)		R3.6~R4.1	R4.7~R5.3	R5.7~R6.3	R6.4~R7.3
障がい者サービス基本研修		1回(R3.6)	1回(R4.6)	1回(R5.5)	1回(R6.5)
障がい者サービス実務研修		2回(R3.11)	2回 (R4.10・12)	2回(R5.10)	2回(R6.10)
公立図書館と学校との合同 研修(インターネット配信)		全5回 (うち2回は再 配信)	全5回 (うち2回は再 配信)	全5回 (うち2回は再 配信)	全5回 (うち2回は再 配信)
司書セミナー(特にバリアフリー関 連をテーマとしたものの回数)		1回(R3.11)	1回(R4.10)	1回(R6.2)	1回(R6.10)
障がい者サービス担当者情報交 換会		1回(R4.3)	1回(R5.3)	1回(R6.3)	1回(R7.3)

※カッコ内は開催月

※障がい者サービス基本研修：R3年度はインターネット配信による開催(6月1日~6月30日)

(別表6) 大阪府立高等学校図書館への貸出実績(府立中央図書館)

	R3	R4	R5	R6
対象校(校)	28	32	37	41
貸出実績冊数(冊)	1,010	817	636	502
搬送協力市	松原市・四條畷市・交野市・和泉市・八尾市・門真市・東大阪市・堺市・大阪 市・茨木市・枚方市・羽曳野市・寝屋川市			

音声コード  
(Uni-Voice  
(ユニボイス))  
掲載予定箇所

(別表7) 点訳者や音訳者等養成講座の開催実績 (府立点字図書館)

		R3	R4	R5	R6
点訳奉仕員 (ボランティア)中級 養成講座	実施回数/ 参加者数	24/13	24/20	24/10	24/6
朗読奉仕員 (ボランティア)中級 養成講座	実施回数/ 参加者数	24/27	24/15	24/13	24/8

(別表8) 周知・体験イベントの開催実績 (来場者数) (人)

	R3	R4	R5	R6
①「見て、聴いて、さわって楽しむ読書の世界」	125	134	146	180
②「共に生きる障がい者展」	—	318	230	275

①府立中央図書館開催の「見て、聴いて、さわって楽しむ読書の世界」において、読書支援機器の展示・体験を実施 (毎年2日間開催)

②福祉部開催の「共に生きる障がい者展」において、読書支援機器の展示・体験を実施 (毎年2日間開催のうち1日)

※R3「共に生きる障がい者展」は、ホームページでの開催のため来場者不明

(別表9) パソコン利用者への支援実績 (府立中央図書館)

	R3	R4	R5	R6
指導時間数 (時間)	11	16	11	6
利用時間数 (時間)	313	219	526	489
延べ利用者数 (人)	92	85	263	194

(別表10) 障がい者サービス研修の開催実績 (府立中央図書館) (実施回数/参加人数)

	R3	R4	R5	R6
障がい者サービス基本研修 (職員向け)	1/86	1/35	1/22	1/28
障がい者サービス実務研修 (職員向け)	2/13、15	2/9、14	2/16、11	2/10、14

※障がい者サービス基本研修：R3年度はインターネット配信による開催(6月1日～6月30日)

音声コード  
(Uni-Voice  
(ユニボイス))  
掲載予定箇所

## 大阪府内のサピエ図書館加入施設一覧（2025.11 現在）

	名称	備考
1	大阪府立中央図書館	大阪府
2	大阪府立大阪北視覚支援学校	支援学校
3	大阪府立大阪南視覚支援学校	
4	大阪府立福祉情報コミュニケーションセンター点字図書館	点字図書館 (公立)
5	大阪市立早川福祉会館点字図書室	
6	堺市立健康福祉プラザ 視覚・聴覚障害者センター	
7	大阪市立中央図書館	市町村立 図書館
8	豊中市立岡町図書館	
9	池田市立図書館	
10	豊能町立図書館	
11	吹田市立千里山・佐井寺図書館	
12	摂津市民図書館	
13	茨木市立中央図書館	
14	枚方市立中央図書館	
15	大東市立中央図書館	
16	四条畷市立図書館	
17	東大阪市立永和図書館	
18	松原市民図書館	
19	八尾市立八尾図書館	
20	藤井寺市立図書館	
21	羽曳野市立陵南の森図書館	
22	富田林市立金剛図書館	
23	河内長野市立図書館	
24	大阪狭山市立図書館	
25	岸和田市立図書館	
26	泉大津市立図書館	
27	貝塚市民図書館	
28	有限会社リポート	民間施設
29	JBS 日本福祉放送	
30	日本ライトハウス視覚障害リハビリテーションセンター	
31	日本ライトハウス情報文化センター	
32	豊中点訳会	
33	点訳グループ「いちご」	
34	特定非営利活動法人デイジー枚方	
35	日本ライトハウス点字情報技術センター	
36	大阪YWCA点字子ども図書室	

# 視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律

(令和元年法律第四十九号 令和元年6月28日公布・施行)

## 第一章 総則

### (目的)

第一条 この法律は、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、基本計画の策定その他の視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策の基本となる事項を定めること等により、視覚障害者等の読書環境の整備を総合的かつ計画的に推進し、もって障害の有無にかかわらず全ての国民が等しく読書を通じて文字・活字文化（文字・活字文化振興法（平成十七年法律第九十一号）第二条に規定する文字・活字文化をいう。）の恵沢を享受することができる社会の実現に寄与することを目的とする。

### (定義)

第二条 この法律において「視覚障害者等」とは、視覚障害、発達障害、肢体不自由その他の障害により、書籍（雑誌、新聞その他の刊行物を含む。以下同じ。）について、視覚による表現の認識が困難な者をいう。

2 この法律において「視覚障害者等が利用しやすい書籍」とは、点字図書、拡大図書その他の視覚障害者等がその内容を容易に認識することができる書籍をいう。

3 この法律において「視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等」とは、電子書籍その他の書籍に相当する文字、音声、点字等の電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録をいう。第十一条第二項及び第十二条第二項において同じ。）であって、電子計算機等を利用して視覚障害者等がその内容を容易に認識することができるものをいう。

### (基本理念)

第三条 視覚障害者等の読書環境の整備の推進は、次に掲げる事項を旨として行われなければならない。

一 視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等が視覚障害者等の読書に係る利便性の向上に著しく資する特性を有することに鑑み、情報通信その他の分野における先端的な技術等を活用して視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等の普及が図られるとともに、視覚障害者等の需要を踏まえ、引き続き、視覚障害者等が利用しやすい書籍が提供されること。

二 視覚障害者等が利用しやすい書籍及び視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等（以下「視覚障害者等が利用しやすい書籍等」という。）の量的拡充及び質の向上が図られること。

三 視覚障害者等の障害の種類及び程度に応じた配慮がなされること。

(国の責務)

第四条 国は、前条の基本理念にのっとり、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第五条 地方公共団体は、第三条の基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(財政上の措置等)

第六条 政府は、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

## 第二章 基本計画等

(基本計画)

第七条 文部科学大臣及び厚生労働大臣は、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する基本的な計画（以下この章において「基本計画」という。）を定めなければならない。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策についての基本的な方針
- 二 視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関し政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策
- 三 前二号に掲げるもののほか、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 文部科学大臣及び厚生労働大臣は、基本計画を策定しようとするときは、あらかじめ、経済産業大臣、総務大臣その他の関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 文部科学大臣及び厚生労働大臣は、基本計画を策定しようとするときは、あらかじめ、視覚障害者等その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

5 文部科学大臣及び厚生労働大臣は、基本計画を策定したときは、遅滞なく、これをインターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。

6 前三項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(地方公共団体の計画)

第八条 地方公共団体は、基本計画を勘案して、当該地方公共団体における視覚障害者等の読書環境の整備の状況等を踏まえ、当該地方公共団体における視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する計画を定めるよう努めなければならない。

2 地方公共団体は、前項の計画を定めようとするときは、あらかじめ、視覚障害者等その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 地方公共団体は、第一項の計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。

4 前二項の規定は、第一項の計画の変更について準用する。

### 第三章 基本的施策

(視覚障害者等による図書館の利用に係る体制の整備等)

第九条 国及び地方公共団体は、公立図書館、大学及び高等専門学校の附属図書館並びに学校図書館（以下「公立図書館等」という。）並びに国立国会図書館について、各々の果たすべき役割に応じ、点字図書館とも連携して、視覚障害者等が利用しやすい書籍等の充実、視覚障害者等が利用しやすい書籍等の円滑な利用のための支援の充実その他の視覚障害者等によるこれらの図書館の利用に係る体制の整備が行われるよう、必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、点字図書館について、視覚障害者等が利用しやすい書籍等の充実、公立図書館等に対する視覚障害者等が利用しやすい書籍等の利用に関する情報提供その他の視覚障害者等が利用しやすい書籍等を視覚障害者が十分かつ円滑に利用することができるようにするための取組の促進に必要な施策を講ずるものとする。

(インターネットを利用したサービスの提供体制の強化)

第十条 国及び地方公共団体は、視覚障害者等がインターネットを利用して全国各地に存する視覚障害者等が利用しやすい書籍等を十分かつ円滑に利用することができるようにするため、次に掲げる施策その他の必要な施策を講ずるものとする。

- 一 点字図書館等から著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）第三十七条第二項又は第三項本文の規定により製作される視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等（以下「特定電子書籍等」という。）であってインターネットにより送信することができるもの及び当該点字図書館等の有する視覚障害者等が利用しやすい書籍等に関する情報の提供を受け、これらをインターネットにより視覚障害者等に提供する全国的なネットワークの運営に対する支援
- 二 視覚障害者等が利用しやすい書籍等に係るインターネットを利用したサービスの提供についての国立国会図書館、前号のネットワークを運営する者、公立図書館等、点字図書館及び特定電子書籍等の製作を行う者の間の連携の強化

(特定書籍及び特定電子書籍等の製作の支援)

第十一条 国及び地方公共団体は、著作権法第三十七条第一項又は第三項本文の規定により製作される視覚障害者等が利用しやすい書籍（以下「特定書籍」という。）及び特定電子書籍等の製作を支援するため、製作に係る基準の作成等のこれらの質の向上を図るための取組に対する支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、特定書籍及び特定電子書籍等の効率的な製作を促進するため、出版を行う者（次条及び第十八条において「出版者」という。）からの特定書籍又は特定電子書籍等の製作を行う者に対する書籍に係る電磁的記録の提供を促進するための環境の整備に必要な支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等の販売等の促進等)

第十二条 国は、視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等の販売等が促進されるよう、技術の進歩を適切に反映した規格等の普及の促進、著作権者と出版者との契約に関する情報提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、書籍を購入した視覚障害者等からの求めに応じて出版者が当該書籍に係る電磁的記録の提供を行うことその他の出版者からの視覚障害者等に対する書籍に係る電磁的記録の提供を促進するため、その環境の整備に関する関係者間における検討に対する支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(外国からの視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等の入手のための環境の整備)

第十三条 国は、視覚障害者等が、盲人、視覚障害者その他の印刷物の判読に障害のある者が発行された著作物を利用する機会を促進するためのマラケシュ条約の枠組みに基づき、視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等であってインターネットにより送信することができるものを外国から十分かつ円滑に入手することができるよう、その入手に関する相談体制の整備その他のその入手のための環境の整備について必要な施策を講ずるものとする。

(端末機器等及びこれに関する情報の入手の支援)

第十四条 国及び地方公共団体は、視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等を利用するための端末機器等及びこれに関する情報を視覚障害者等が入手することを支援するため、必要な施策を講ずるものとする。

(情報通信技術の習得支援)

第十五条 国及び地方公共団体は、視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等を利用するに当たって必要となる情報通信技術を視覚障害者等が習得することを支援するため、講習会及び巡回指導の実施の推進その他の必要な施策を講ずるものとする。

(研究開発の推進等)

第十六条 国は、視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等及びこれを利用するための端末機器等について、視覚障害者等の利便性の一層の向上を図るため、これらに係る先端的な技術等に関する研究開発の推進及びその成果の普及に必要な施策を講ずるものとする。

(人材の育成等)

第十七条 国及び地方公共団体は、特定書籍及び特定電子書籍等の製作並びに公立図書館等、国立国会図書館及び点字図書館における視覚障害者等が利用しやすい書籍等の円滑な利用のための支援に係る人材の育成、資質の向上及び確保を図るため、研修の実施の推進、広報活動の充実その他の必要な施策を講ずるものとする。

音声コード  
(Uni-Voice  
(ユニボイス))  
掲載予定箇所

#### 第四章 協議の場等

第十八条 国は、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策の効果的な推進を図るため、文部科学省、厚生労働省、経済産業省、総務省その他の関係行政機関の職員、国立国会図書館、公立図書館等、点字図書館、第十条第一号のネットワークを運営する者、特定書籍又は特定電子書籍等の製作を行う者、出版者、視覚障害者等その他の関係者による協議の場を設けることその他関係者の連携協力に関し必要な措置を講ずるものとする。

#### 附 則

この法律は、公布の日から施行する。

### 視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する基本的な計画（第二期）

○文部科学省 ホームページアドレス

[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/ikusei/gakusyushien/mext\\_00822.html](https://www.mext.go.jp/a_menu/ikusei/gakusyushien/mext_00822.html)

QRコード  
掲載予定箇所

○厚生労働省 ホームページアドレス

[https://www.mhlw.go.jp/stf/syougai\\_dokusyo\\_keikaku2.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/syougai_dokusyo_keikaku2.html)

QRコード  
掲載予定箇所

音声コード  
(Uni-Voice  
(ユニボイス))  
掲載予定箇所

## 著作権法（抜粋）

第三十七条 公表された著作物は、点字により複製することができる。

2 公表された著作物については、電子計算機を用いて点字を処理する方式により、記録媒体に記録し、又は公衆送信（放送又は有線放送を除き、自動公衆送信の場合にあつては送信可能化を含む。次項において同じ。）を行うことができる。

3 視覚障害その他の障害により視覚による表現の認識が困難な者（以下この項及び第百二条第四項において「視覚障害者等」という。）の福祉に関する事業を行う者で政令で定めるものは、公表された著作物であつて、視覚によりその表現が認識される方式（視覚及び他の知覚により認識される方式を含む。）により公衆に提供され、又は提示されているもの（当該著作物以外の著作物で、当該著作物において複製されているものその他当該著作物と一体として公衆に提供され、又は提示されているものを含む。以下この項及び同条第四項において「視覚著作物」という。）について、専ら視覚障害者等で当該方式によつては当該視覚著作物を利用することが困難な者の用に供するために必要と認められる限度において、当該視覚著作物に係る文字を音声にすることその他当該視覚障害者等が利用するために必要な方式により、複製し、又は公衆送信を行うことができる。ただし、当該視覚著作物について、著作権者又はその許諾を得た者若しくは第七十九条の出版権の設定を受けた者若しくはその複製許諾若しくは公衆送信許諾を得た者により、当該方式による公衆への提供又は提示が行われている場合は、この限りでない。

## 国立国会図書館

### ○国立国会図書館サーチ

ホームページアドレス <https://iss.ndl.go.jp/>

### ○みなサーチ

ホームページアドレス <https://mina.ndl.go.jp/>

※みなサーチは、目の見えない方・見えにくい方、活字の図書を読むのが難しい方など、さまざまな障害のある方が、利用しやすい形式の資料を探ることができるサービスです。

QRコード  
掲載予定箇所

QRコード  
掲載予定箇所

## サピエ図書館

ホームページアドレス

[https://library.sapie.or.jp/cgi-](https://library.sapie.or.jp/cgi-bin/CN1MNI?S00101=S00MNU01&S00102=H0kPIdqmr+tM&S00103=GhEt+70VHZN)

[bin/CN1MNI?S00101=S00MNU01&S00102=H0kPIdqmr+tM&S00103=GhEt+70VHZN](https://library.sapie.or.jp/cgi-bin/CN1MNI?S00101=S00MNU01&S00102=H0kPIdqmr+tM&S00103=GhEt+70VHZN)

QRコード  
掲載予定箇所

## 大阪府立図書館

### ○大阪府立中央図書館

場所 東大阪市荒本北1-2-1

電話番号 06-6745-0170 (代表)

06-6745-9282 (障がい者支援室直通)

ホームページアドレス <http://www.library.pref.osaka.jp/site/central/>  
(トップページ)

<http://www.library.pref.osaka.jp/central/taimen/index.html>  
(障がい者サービスのページ)

QRコード  
掲載予定箇所

### ○大阪府立中之島図書館

場所 大阪市北区中之島1-2-10

電話番号 06-6203-0474 (代表)

ホームページアドレス <http://www.library.pref.osaka.jp/site/nakato/>

QRコード  
掲載予定箇所

音声コード  
(Uni-Voice  
(ユニボイス))  
掲載予定箇所

## ○大阪府立中央図書館の利用案内（令和7（2025）年度版）

**場所** 東大阪市荒本北1-2-1

大阪府立図書館ホームページ <http://www.library.pref.osaka.jp/>

**開館時間** 火曜日から金曜日までは午前9時から午後7時まで。土曜日・日曜日、国民の祝日・休日は午前9時から午後5時まで

**休館日** 毎週月曜日（国民の祝日・休日のときは開館し、その次の日が休館）。  
毎月第2木曜日（ただし、7月・8月及び祝日は開館）。  
年末年始（12月29日～1月4日）

### ○視覚障がい者の皆さんへ

大阪府立中央図書館では大阪府内にお住まい・通勤・通学の視覚障がい者の皆さんに利用していただけるよう、対面朗読、墨字図書・録音図書・点字図書の郵送貸出、パソコン利用などのサービスを無料で行なっています。どうぞ気軽にご利用ください。

**問合せ先** 障がい者支援室

**電話** 06-6745-9282（直通）

**最寄りの駅** 近鉄けいはんな線（地下鉄中央線経由）荒本駅。図書館へは大阪寄りの1番出口の階段を上がって右へ300メートル、交差点を右折、200メートル進み、信号を左に渡って正面が図書館です。なお、駅から図書館まで点字ブロックが敷設されています。荒本駅から地上へは、エレベーターも設置されています。

**駐車場** 平面駐車場が83台（うち、車いす使用者用1台）、地下駐車場が25台（うち、車いす使用者用2台、ゆずりあい区画2台）あります。1階総合案内で、障がい者手帳などをお見せくだされば、無料サービス券をお渡しします。

### <利用の申込み>

最初に登録が必要です。その際、住所・名前などの確認のため障害者手帳をお見せください。来館が困難な方は、手帳のコピーをお送りください。以後のご利用は、電話や手紙などでお名前と用件を伝えていただければ結構です。手紙は点字でもお受けします。

音声コード  
(Uni-Voice  
(ユニボイス))  
掲載予定箇所

## <サービスの内容>

### 1 対面朗読

ご希望の資料(図書館所蔵の資料及びそれに準ずる資料)を対面朗読室でお読みします。2日前までに、ご希望の資料名と来館日時をお知らせください。対面朗読室には、音声読み上げソフトの入ったパソコン、点字ディスプレイ、デジター図書録音機などがあります。録音機器の持ち込みも可能です。朗読者は当館で採用した人たちで、プライバシーを守ることが義務づけられています。なお、オンラインによる遠隔対面朗読も実施しています。

### 2 郵送貸出

墨字図書、録音図書、点字図書の郵送貸出をしています。郵送料は無料です。当館に所蔵していない墨字図書の場合は、府内の公共図書館から借り受けて提供することができます。録音図書、点字図書については、全国の視覚障害者情報提供施設(点字図書館など)や公共図書館から借り受けて提供することができます。

また、音楽CDや落語CDも郵送貸出をしています。

貸出期間は、郵送の往復日数を含めて、録音図書・点字図書が5週間、墨字図書が3ヶ月、CDは3週間です。貸出点数は12点までです。

なお、パソコンをお持ちの方は自宅からインターネットを利用して当館の蔵書検索及び郵送貸出申込ができます。当館ホームページの蔵書検索画面には、音声読み上げソフト対応のものも用意しています。詳しい説明が必要な方は障がい者支援室までお問い合わせ下さい。

### 3 墨字図書新着資料の情報提供

当館で新しく受け入れた墨字図書の中から医学、社会福祉及び文学を中心に選択したリスト『墨字図書新着案内』を年4回「点字版」と「録音版」(デジターまたはカセットテープ)で発行しています。新着墨字図書の情報または対面朗読利用の参考としてお使い下さい。ご希望の方にはお送りしますのでお申し込み下さい。

### 4 大活字本の貸出

大きな文字で書かれた大活字の本を1階の小説読物室に置いています。これらの本も貸出できます。

### 5 各種読書支援機器の利用

弱視の方のために、拡大読書器を各階の閲覧室及び対面朗読室に備えています。また、拡大機能のついた音声読書器やデジター再生機器もご利用いただけます。

### 6 所蔵資料調査・読書相談

調べ物や、そのほか図書館の利用について、わからないことがありましたらお気軽に障がい者支援室までお問い合わせ下さい。

音声コード  
(Uni-Voice  
(ユニボイス))  
掲載予定箇所

## 7 国立国会図書館 視覚障害者等用資料の利用

国立国会図書館では所蔵する学術文献を視覚障がい者からの申込みにより、デジタイズ図書・テキストデータとして製作し、貸出をしています。当館はその利用申込窓口指定されています。

また、国立国会図書館による、学術文献録音図書と公共図書館など製作の点訳図書データ・デジタイズ図書データ・テキストデータ・EPUB形式の電子書籍などの送信サービスを対面朗読室でもご利用いただけます。なお、マラケシュ条約締約国である外国において製作された視覚障害者等用データは、国立国会図書館を通じて利用することができます。当館を通じて国立国会図書館に問い合わせすることもできますのでご相談ください。

## 8 パソコン利用サービス

パソコンを利用して、音声や点字、拡大画面での蔵書検索、資料の閲覧などができます。初めての方には職員が利用方法を説明しますので、事前にご連絡ください。

- (1) ホームページの閲覧と検索…大阪府立図書館や全国の図書館の蔵書検索、出版情報や図書館での調べものなどに、音声でホームページの閲覧ができます。
- (2) オンラインデータベースやCD-ROMの利用…新聞記事・雑誌記事、法律や医学などの各種オンラインデータベース、辞書や百科事典など障がい者支援室及び各主題室所在のCD-ROMをご利用いただけます。
- (3) 点訳ソフト・デジタイズ再生ソフトの利用…「サピエ」や「国立国会図書館」所蔵の点訳図書データ・デジタイズ図書データなどを閲覧いただけます。
- (4) その他、各種視覚障がい者用機器・ソフトの利用

### <当館所蔵資料>

点字版「大阪府政だより」や大阪府内の各市の点字広報紙、「点字毎日」や「点字ジャーナル」「視覚障害」といった点字新聞・雑誌のほかに、参考図書として点字版の国語辞典や英和辞典などがあります。録音図書については購入・寄贈により受入したデジタイズ図書のほか、当館で製作したものもあります。ほかに、子ども向けの点字の本やマルチメディアデジタイズ図書などもあります。詳しくは障がい者支援室までお問い合わせください。

### <所蔵点数> (2025年3月現在)

録音図書 (デジタイズ)	約 1760 タイトル
点字図書 (一般書)	約 140 タイトル
大活字本	約 4750 冊
墨字図書	約 215 万冊
CD	約 15000 点
DVD	約 3340 点

音声コード  
(Uni-Voice  
(ユニボイス))  
掲載予定箇所

<建物の概観>

敷地面積約1万8500㎡、建築面積約6426㎡、延床面積3万770㎡、地上4階、  
地下2階の鉄骨鉄筋コンクリート造

地下2階・・・書庫および駐車場

地下1階・・・書庫

1階・・・障がい者支援室、貸出・返却カウンター、こども資料室、小説読物室、国際  
児童文学館、食堂、セルフカフェコーナー、カームダウン・クールダウンス  
ペース

CDおよびDVDは小説読物室にあります。

他に384席ある貸ホール（ライティホール）も併設されています。

2階・・・複写カウンター、新聞コーナー、貸会議室、研究室、リフレッシュルーム  
（自動販売機があり、スマホやパソコンの充電が可能な休憩室）

3階・・・社会・自然系資料室、屋上庭園

4階・・・人文系資料室

※多機能トイレは、1階から4階までの各階にあります。

## 大阪府内の点字図書館

### ○大阪府立福祉情報コミュニケーションセンター点字図書館

場所 大阪市東成区中道1-3-59

大阪府立福祉情報コミュニケーションセンター内 視覚障がい者支援センター2階

電話番号 06-6748-0611 (直通)

06-6748-0609 (貸出専用)

ファックス番号 06-6748-0631 (直通)

メールアドレス tosyol@fushikyo.or.jp

ホームページアドレス <http://fushikyo.or.jp/tosyokan/tosyokan.html>

QRコード  
掲載予定箇所

### ○大阪市立早川福祉会館点字図書室

場所 大阪市東住吉区南田辺1-9-28 早川福祉会館3階

電話番号 06-6622-0123

ファックス番号 06-6622-0020

メールアドレス hayakawa-f@k2.dion.ne.jp

ホームページアドレス <http://www.lighthouse.or.jp/hayakawa/>

QRコード  
掲載予定箇所

### ○社会福祉法人日本ライトハウス情報文化センター

場所 大阪市西区江戸堀1-13-2

電話番号 06-6441-0015 (代表)

06-6441-0139 (図書貸出)

06-6441-0039 (対面リーディング、用具・機器)

ファックス番号 06-6441-0095 (代表)

06-6441-0125 (図書貸出)

06-6441-1126 (対面リーディング、用具・機器)

メールアドレス info@iccb.jp (代表)

book@iccb.jp (図書貸出)

enjoy@lighthouse.or.jp (対面リーディング、用具・機器)

ホームページアドレス <http://www.lighthouse.or.jp/iccb/>

QRコード  
掲載予定箇所

### ○堺市立健康福祉プラザ点字図書館

場所 堺市堺区旭ヶ丘中町4-3-1

電話番号 072-275-5024

072-275-5027 (図書貸出予約)

ファックス番号 072-243-2222

ホームページアドレス <http://www.sakai-kfp.info/eye/index.cgi>

QRコード  
掲載予定箇所

音声コード  
(Uni-Voice  
(ユニボイス))  
掲載予定箇所

# 第5次大阪府子ども読書活動推進計画(概要)

## 第1章 第5次大阪府子ども読書活動推進計画の策定にあたって

### 1 基本的な考え方

- ◆子どもの読書活動は、「豊かな心」や創造力や表現力等様々な力を育み、社会に出るための基盤を形成するとともに、人生をより深く生きる力を身に付ける上で重要なものであり、子ども一人一人に合った読書活動を行うことができる環境整備の実現に向けて取り組む。
- ◆国の読書計画や府のこれまでの読書活動の取組、「情報通信手段の普及・多様化」などの社会情勢の変化を踏まえる。

### 2 第4次計画における取組と成果

- ◆以下の5つの柱のもと、子ども一人ひとりに合った読書環境整備に向けて取り組んできた。
  - ①【ことばを知り】理解できる「ことば」の量を増やす、②【本にひかれ】本を読みたいと思う気持ちへ導く、③【本に出会い】身近な場所で本と出合う環境を整える、④【本に親しみ】本に親しむ時間を取れるような環境を整える、⑤【本に学ぶ】自分の目的に応じた本を探し、読み取る力をつけていくことができる。
- ◆成果指標である「令和7年度までに、本を全く読まない子どもの割合（不読率）を全国平均以下とすること」は達成できなかったが、第4次計画に基づく取組を実施した結果、全国平均との差は縮めることができた。



### 3 子どもの読書活動の現状と課題

#### ◆「読書をしない・できない」主な理由は以下のとおり（R6読書調査結果）

- ・「時間がない」 → 読書時間を確保できない、読書のために時間を割かない
- ・「読みたい本がない」 → 興味を持てるような本が身近にない、身近な本とつながることができる環境が十分に整備・活用されていない
- ・「読むのがめんどろ」 → 本を読むこと自体がめんどろ、読書することへの価値観が低い

#### ◆課題と次期計画の方向性

- ・子どもを取り巻く環境の変化により、読書以外（インターネットを利用した動画視聴、ゲーム、SNSなど）のことに時間を費やすことが増え、読書に時間を割かない子どもが増加している。
- ・一番身近な学校図書館や地域の図書館が十分に活用されておらず、知りたいことがあるときに本を使って調べることが減っているなど、子どもが本とつながる機会が減っている。
- ・小中高生へのアンケート結果によると、「読書をしない・できない理由」として、すべての年齢で「読書をする時間がない」、「読みたいと思う本がない」、「本を読むのがめんどろ」と回答した割合が高く、読書のよさ、楽しさが子どもたちに十分に伝わっていない。

⇒さまざまなデジタルデバイスやツール、魅力的な娯楽が溢れている現代において、読書のよさ、楽しさを改めて子どもたちに伝えていくことが必要。

## 第2章 第5次計画の基本方針と重点的な施策

基本方針

すべての子どもたちが読書に親しみ、学び、読書の楽しさを共有できるよう、読書環境の整備と読書活動の推進に、大阪全体で取り組みます。

視点

不読率を下げるためには、読書習慣のない子どもたち（読書のために時間を割かない・興味を持てるような本がない・本を読むことが面倒と感じる子どもたち）への取組が重要となる。読書の概念を広く捉え、子どもたちの発達段階に応じて、「読書の楽しさ」を普及・啓発していく。

読書の位置づけ

- ※「読書」とは、
  - ・紙媒体に限らず、電子媒体の本（絵本・物語・ノンフィクション・図鑑・事典・新聞・雑誌・マンガ）を読むこと。
  - ・1冊すべてではなく、一部分でも読むこと、調べるために使うこと、図表・写真・絵画・地図などを見る、聞く、活用することを含む。

期間計画

令和8年度から令和12年度までの5年間

成果指標

- ①第4次計画に引き続き、計画期間最終年度までに「本を全く読まない子ども」の割合（不読率）を全国平均以下とする。
- ②「本を全く読まない子ども」（不読率）の割合を毎年減少させる

※「不読率」とは、「全国学力・学習状況調査」（文部科学省）の児童・生徒の授業時間以外に、普段（月曜日から金曜日）、1日当たりどのくらいの時間教科書や参考書、漫画や雑誌は除きます。）に対し、「全く読まない」と回答する割合

R7全国学力・学習状況調査結果

	小6	中3
全国	29.2%	41.8%
大阪	33.7%	47.5%

取組の柱

読書の楽しさを知るための3つの取組の柱

子どもたちの発達段階に応じた取組を進めていく

#### ①本を読む楽しさ

- ・本に触れる機会を増やす
- ・多様な本に触れ、お気に入りの本を見つける
- ・ことばを育む 等



#### ②本で学ぶ楽しさ

- ・知りたいことを本で調べる
- ・本から新しい発見をする
- ・必要な情報を選んだり活用する 等



#### ③本を伝える楽しさ

- ・好きなお話や場面を共有する
- ・好きな本を紹介する
- ・周りの人と感動を伝え合う 等



府の重点的な施策

- ①乳幼児期の保護者や教育保育施設への読書活動支援
- ②小、中、高校生へ向けた読書活動推進
- ③多様な子どもたちへの読書活動支援
- ④地域の図書館の活用促進、子どもに本を届ける環境整備
- ⑤インターネット、SNS、デジタル技術の活用

## 府の重点的な施策

子どもを取巻く社会情勢や環境の変化、子どもの発達段階ごとの特徴に鑑み、読書活動の普及・推進を目指し、府として実施する重点的な施策を5つ掲げ、具体的方策に基づき取り組んでいく。

### 重点的な施策1 乳幼児期の保護者や教育保育施設への読書支援

<具体的な方策>

- ◆特別貸出用図書セットの充実
- ◆ボランティア養成講座の実施
- ◆子どもと楽しむはじめての絵本」(リーフレット)の作成と配布
- ◆教育保育施設職員への子ども読書活動に関する研修の実施
- ◆「えほんのひろば」セットの貸出
- ◆おはなし会の実施
- ◆家庭・教育保育施設・図書館等における幼児期の読書推進の取組みに関する事例の普及、発信等
- ◆府立中央図書館ホームページ「こどものページ」「子どもの読書活動推進のページ」の活用
- ◆ブックスタートなど、家庭や地域における読み聞かせ活動の支援

### 重点的な施策2 小、中、高校生へ向けた読書活動推進

<具体的な方策>

- ◆オーサービジット事業の実施
- ◆小学生向けのコンクールの実施
  - ※小学生向けのイベントを新たに実施予定
- ◆ビブリオバトル大会(中学生・高校生)・ビブリオバトル研修の実施
- ◆中高生向けの本のPOPづくりコンクールの実施
- ◆高校生のための図書館講座「LibCo(りぶこ)」等の読書イベントの実施
- ◆学校図書館(「学習」「情報」「読書」センター機能)活用のための環境整備
  - ※学校図書館活用のためのリーフレットを作成・配付
- ◆図書資料を使った探究学習についての教材の配布や研修の実施

### 重点的な施策3 多様な子どもたちへの読書活動支援

<具体的な方策>

- ◆多言語えほんリーフレットの作成と配布
- ◆「多言語えほんのひろば」セットの貸出
- ◆府立中央図書館における子ども向けの点字図書、デジズー図書、LLブック等の充実
- ◆府立中央図書館における多言語で書かれた絵本の充実や、おはなし会の実施
- ◆えほんのひろばや読み聞かせなど、支援が必要な子どもの状況に応じた本との出会いを提供
- ◆特別貸出用図書セットの充実及び協力貸出の実施
- ◆障がいのある子どもや日本語指導が必要な子どもに対する読み聞かせ活動の支援
- ◆子どもの読書活動に関わる支援者に対する研修や講演等の実施
- ◆図書館利用に困難がある子どもやその保護者に対するサービスを実施

### 重点的な施策4 地域の図書館の活用促進、子どもに本を届ける環境整備

<具体的な方策>

- ◆OSAKA PAGE ONE  
学校、図書館、その他関係機関及び民間団体と協働して、社会全体に対して、子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもの読書活動を推進する気運を醸成し、子どもに読書の楽しさと大切さと豊かさを伝えることを目的とし、OSAKA PAGE ONE(大阪府子ども読書活動推進普及啓発)を実施。
- ◆学校園等への特別貸出用図書セットの貸出
- ◆おすすめ本紹介冊子の作成
- ◆地域の図書館における読書イベントの実施
- ◆ボランティアとの連携支援
- ◆人材育成
- ◆学校と地域の図書館の連携の強化
  - ※学校図書館支援等、府立図書館や地域の図書館の学校図書館へ本を届けるしくみの強化
- ◆読書活動支援者に対する読書関連講演や好事例の紹介
- ◆子どもの読書活動を進めるための情報共有の場を設置
- ◆国際児童文学館の資料展示・イベントの実施

### 重点的な施策5 インターネット、SNS、デジタル技術の活用

<具体的な方策>

- ◆府の公式Xにおける中高生向け本の紹介「さあ、本を読もう！」を実施
- ◆「さあ、本を読もう！」への中高生からの投稿の実施
- ◆大阪府中高生ビブリオバトル大会の動画配信等の実施
- ◆オーサービジット事業の実施
- ◆「YA! YA! YA! べんりやん図書館」の活用
- ◆電子書籍の活用に関する情報収集と情報共有
- ◆DXにおける先進図書館の情報収集と情報共有



# 第5次

## 大阪府子ども読書活動推進計画

### 『読書っていいやん！楽しいやん！』



©2014 大阪府もずやん

令和8(2026)年3月  
大阪府教育委員会



## 目 次

第1章 第5次大阪府子ども読書活動推進計画の策定にあたって.....	1
第1 子どもの読書活動を推進する意義.....	1
第2 国の動き.....	1
1. 子どもの読書活動の推進に関する法律に基づく基本計画.....	1
2. 子ども読書活動に関するその他の動き .....	2
(1)学習指導要領の改訂等 .....	2
(2)第6次「学校図書館図書整備等5か年計画」.....	2
(3)「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」の施行 .....	2
第3 子どもの読書活動を取巻く社会情勢の変化.....	3
1. 新型コロナウイルス感染症拡大の影響.....	3
2. 情報通信手段の普及・多様化.....	3
3. さまざまな言語・文化に触れる機会の増加.....	4
第4 大阪府の子ども読書活動推進計画.....	5
1. 計画の役割.....	5
2. 府のこれまでの動き .....	5
3.第4次計画における取組みと成果 .....	6
1. 取組み.....	6
(1)取組みの柱 .....	6
(2)7つの重点的な施策.....	7
(3)成果指標の達成状況.....	8
第5 子どもの読書活動の現状と課題 .....	8
1. 令和6年度大阪府子ども読書活動調査(大阪府教育庁).....	8
2. 調査結果から見える現状と課題 .....	9
(1)分析結果 .....	10
(2)現状と課題を踏まえた施策の方向性 .....	13
第2章 第5次計画の基本方針と重点的な施策 .....	14
第1 基本方針.....	14
第2 視点.....	14
第3 計画における読書の位置づけ.....	14

第4 計画期間 .....	14
第5 成果指標 .....	15
第6 取組みの方向性 .....	15
1. 本を読む楽しさ .....	16
2. 本で学ぶ楽しさ .....	16
3. 本を伝える楽しさ .....	16
第7 府の重点的な施策と具体的方策 .....	17
第8 生活の場ごとの役割と取組例 .....	26
(1)家庭 .....	26
(2)学校園等 .....	27
(3)地域の公立図書館等.....	34
(4)地域のボランティア団体、書店等 .....	36
第9 SDGsとの関連 .....	38
<b>第3章 参考資料 .....</b>	<b>39</b>
1 子どもの読書活動の推進に関する法律.....	39
2 第2期大阪府視覚障がい者等の読書環境の整備の推進に関する計画.....	41
3 用語解説.....	42
4 子どもの読書への関心を高める具体的な取組例 .....	44
5 令和6年度大阪府子ども読書活動に関する調査結果 概要版.....	47

※本文中の語句に(\*番号)がついているものは、第3章の3で用語解説を行っています。

### 第1 子どもの読書活動を推進する意義

読書活動は、「子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないもの」(「子どもの読書活動の推進に関する法律」第2条)であり、私たちが未知の世界に連れ出してくれ、わくわくさせたり、笑わせたり、涙させたり、時には、勇気を与えるなど、様々な感情や感動を湧き起こし、「豊かな心」を育む助けとなります。

そしてさまざまなジャンルの書物を読んだり調べることに使ったりすることを通して、自ら学ぶ楽しさや知る喜びを体得し、更なる知的探究心を育み、真理を求める態度を培うことができます。さらに、子どもの読書活動は、「豊かな心」や創造力や表現力等、さまざまな力を育み、社会に出るための基盤を形成するとともに、これからの人生をより深く『生きる力』\*1を身に付けることができる等、とても重要な意義を持っています。

「子どもの読書活動の実態とその影響・効果に関する調査」(令和3年度国立青少年教育振興機構)においても、子どもの頃の読書活動が多い人は、意識・非認知能力と認知機能が高い傾向にあることが報告されています。つまり「自分には自分らしさがある」という自己肯定感や、「ものごとを順序だてて考える」などの客観的、多面的、論理的思考力、コミュニケーション能力、何事も進んで取り組む姿勢や意欲などの、人生を豊かにするための能力が高い傾向にあります。

また「全国学力・学習状況調査」\*2(令和7年度文部科学省)において、「普段読書をする」と回答した児童・生徒の方が、「読書を全くしない」と回答した児童・生徒よりも、教科の平均正答率が高い傾向があることがわかっています。

近年、ICT\*3の発達により、膨大な情報があふれ複雑化する社会においては、課題や目的に応じて、必要な情報を主体的に収集・判断・表現・処理・創造し、受け手の状況などを踏まえて発信・伝達できる能力(情報活用能力)が必要不可欠です。読書は、言葉や知識を獲得し、思考を深化し、新たなものを創造する力や他者に自らの考えを伝える力、他者の考えを理解・共感する力を養います。

第5次大阪府子ども読書活動推進計画では、読書に親しみ、学び、読書の楽しさを感じることができる、子ども一人一人に合った読書活動を行うための環境整備の実現に向けて取り組みます。

### 第2 国の動き

#### 1. 子どもの読書活動の推進に関する法律に基づく基本計画

平成13(2001)年に「子どもの読書活動の推進に関する法律」(平成13年法律第154号。以下、「推進法」という。)が公布・施行されて以降、国は推進法に基づき、おおむね5年間の施策の基本的方針と具体的な方策を示した基本計画を策定しています。令和5(2023)年3月には、第五次基本計画が策定され、「不読率の低減」「多様な子どもたちへの読書機会確保」「デジタル社会に対応した読書環境の整備」「子どもの視点に立った読書活動の推進」を基本的方針として、社会全体で子どもの読書活動を推進することを示しました。

## 2. 子ども読書活動に関するその他の動き

### (1) 学習指導要領\*4の改訂等

小学校、中学校、高等学校、支援学校において、令和2年度から4年度にかけて実施された学習指導要領では、言語能力を向上させる重要な活動の一つとして、読書活動の充実と、学校図書館を計画的に利用し、その機能の活用を図り、児童・生徒の自主的、自発的な読書活動を充実させることが記載されています。また、幼稚園の教育要領(令和元年度実施)では、引き続き、幼児が絵本や物語等に親しむこととしており、それらを通して想像したり、表現したりすることを楽しむこと等としています。

### (2) 第6次「学校図書館図書整備等5か年計画」

文部科学省では、令和4年度から令和8年度を対象期間とする、第6次「学校図書館図書整備等5か年計画」を策定しました。この計画は、公立小中学校等の学校図書館における、学校図書館図書標準\*5の達成、計画的な図書の更新、新聞の複数紙配備、学校司書\*6の配置拡充が図られることを目的としており、本計画に基づいた地方財政措置が講じられています。

### (3) 「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」の施行

令和元(2019)年6月に、「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」(以下、「読書バリアフリー法」という。)が公布・施行され、視覚障がい者等の読書環境の整備を総合的かつ計画的に推進するとともに、全ての国民が等しく読書を通じて文字・活字文化の恵沢を受けることができる社会をめざした基本理念や国と地方公共団体の責務等が示され、国や地方公共団体は、視覚障がい者等が利用しやすい書籍の普及や、障がい者向けサービスの提供体制の強化等が規定されました。

これに基づき、大阪府においても、基本的な施策の方向性を示し、取組を推進するための指針として、令和3(2021)年3月に「大阪府視覚障がい者等の読書環境の整備の推進に関する計画」を策定しました。(令和8(2026)年3月には「第2期大阪府視覚障がい者等の読書環境の整備の推進に関する計画」を策定。)

#### 子どもの読書活動の推進に関する法律 (平成13年)※第3章参考資料1

第8条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画(以下「子ども読書活動推進基本計画」という。)を策定しなければならない。

第9条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画(以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。)を策定するよう努めなければならない。

【文部科学省】

「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」  
第五次(令和5年3月)

【大阪府】

「大阪府子ども読書活動推進計画」  
第5次(令和8年3月)

#### 参考

##### 【学校図書館】

- ・学校図書館法(昭和28年)
- ・学校図書館図書標準(平成5年)
- ・「学校図書館図書整備等5か年計画」第6次(令和4年～8年)
- ・学校図書館ガイドライン(通知)(平成28年)

### 第3 子どもの読書活動を取巻く社会情勢の変化

第4次計画期間中の社会情勢の変化として、特に子どもの読書活動に影響があると考えられるものを記載しました。

#### 1. 新型コロナウイルス感染症拡大の影響

令和2年度から新型コロナウイルス感染症の影響により、図書館の臨時休館、学校の臨時休校、読書イベント等の中止等があり、子どもたちが本に触れる機会は減少しました。特に、臨時休校の影響で学校での読書体験活動が不足したことは、その後の不読率にも大きな影響を与えたと考えられます。

#### 2. 情報通信手段の普及・多様化

こども家庭庁が実施している「青少年のインターネット利用環境実態調査」によると、児童・生徒のインターネットの平均利用時間が増加しており、合わせて小学生、中学生、高校生と学校段階が進むにつれて、長時間の利用となる傾向があります。利用内容としては、情報検索やゲーム、動画視聴等の割合が高い傾向にあります。

また中高生はコミュニケーションツールとしてもインターネットの利用が大きな割合をしめています。インターネットを利用する機器についても、スマートフォン(76.8%)、学校から配布・指定されたパソコンやタブレット等(74.0%)、ゲーム機(67.8%)、テレビ(65.4%)、自宅用のパソコンやタブレット等(子供向けタブレットを含む)(45.8%)と多岐に渡っています。このように近年の情報通信手段の普及は、子ども読書環境にも大きな影響を与えています。

学校においても、GIGA スクール構想<sup>※8</sup>の実現に向けて、1人1台端末の導入と高速大容量の通信ネットワークが整備されたことにより、あらゆる授業の場において、児童・生徒はタブレット端末を活用して学習を進めています。探究学習の際も本(図書資料)の活用とともに、1人1台端末を活用して行うことが増えています。

「青少年のインターネット利用環境実態調査」(こども家庭庁)

(1)調査地域:全国

(2)調査対象者:(青少年調査)満10歳から満17歳まで

(3)標本数:令和3年度 3,395/令和6年度 3,129

#### ○子どもの1日当たりのインターネットの平均利用時間の変化

	小学生	中学生	高校生
令和3年度	207.0分	259.4分	330.7分
令和6年度	223.9分	302.3分	379.4分

○子どものインターネットの利用内容(令和6年度)

(%)

		コミュニケーション	ニュース	情報検索	地図・ナビ	音楽視聴	動画視聴	電子書籍(読書)	電子書籍(マンガ)	ゲーム	ショッピング等	勉強	撮影制作記録	その他
小学生	いずれかの機器	48.6	36.9	72.3	26.4	54.8	89.7	8.5	8.6	86.6	4.8	73.9	29.9	13.6
中学生		80.8	57.1	87.6	54.0	79.9	94.2	16.9	32.2	86.7	13.7	76.2	37.9	12.5
高校生		90.1	61.2	91.0	69.1	91.8	95.2	19.0	44.5	80.8	41.3	78.9	48.0	10.6
小学生	スマートフォン	61.7	15.5	63.0	21.9	50.1	74.4	4.6	7.9	68.7	2.8	19.0	29.1	3.7
中学生		86.7	39.4	84.6	56.0	79.1	88.9	14.8	31.4	75.0	13.0	43.8	36.6	2.9
高校生		90.4	49.9	88.5	68.4	90.9	92.8	17.7	43.8	73.9	39.7	55.6	45.3	2.8

(注1)「いずれかの機器」とは、青少年に対して調査した7機器(スマートフォン、契約していないスマートフォン、携帯電話、自宅用のパソコンやタブレット等、学校から配布・指定されたパソコンやタブレット等(GIGA 端末)、ゲーム機、テレビ)のうち、いずれかの機器でインターネットを利用していると回答した青少年をベースに集計。

(注2)「スマートフォン」とは、スマートフォンでインターネットを利用していると回答した青少年をベースに集計。

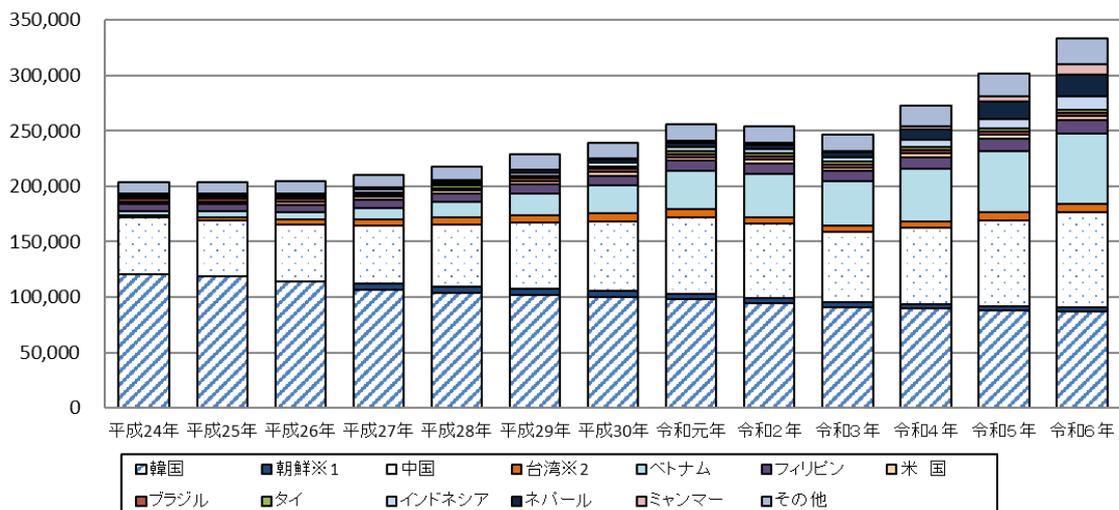
3. さまざまな言語・文化に触れる機会の増加

昨今、府内の在留外国人は、増加傾向にあるとともに国籍も多様化傾向にあり、子どもが、多くのことばや知識を得たり、多様な考えや文化に触れる機会が増えています。

令和6(2024)年12月31日現在の大阪府内の在留外国人数は333,564人であり、府の人口の約3.8%にあたります。(大阪府人口:8,769,534人「大阪府毎月推計人口」(令和7年1月1日現在)による)また令和5(2023)年5月1日現在の、府内の小学校・中学校・高校に在籍する外国人生徒は9,743人で、全体の約1.2%にあたります。

令和7年度には、「2025年日本国際博覧会(大阪・関西万博)」が開催されました。この万博を機に、子どもたちがこれまで知らなかったさまざまな国の言語や文化に興味を持ち、さらに大阪府が世界中の国や人々と繋がるが増えると考えられます。

大阪府の主な国籍・地域(出身地)別 在留外国人数の推移



令和6年12月31日現在(出典:法務省「在留外国人統計」)

## 大阪府内 外国人児童・生徒数の推移

令和5年5月1日現在、府内の小学校・中学校・高校に在籍する外国人生徒は9,743人で、全体の約1.2%であった。

単位：(人)

	令和元年		令和2年		令和3年		令和4年		令和5年	
	外国人 児童・生徒 数	児童・生徒 総数								
小学校	4,658	433,013	4,962	427,884	5,389	422,433	5,469	416,847	6,250	379,245
中学校	2,017	221,426	2,013	220,342	2,024	221,610	2,085	219,494	2,250	217,213
高校(※)	1,350	220,504	1,354	214,115	1,194	207,262	1,253	202,876	1,243	198,941
計	8,025	874,943	8,329	862,341	8,607	851,305	8,807	839,217	9,743	795,399

※高校は全日制及び定時制の合計  
各年5月1日現在 (出典：大阪府「大阪の学校統計」)

## 第4 大阪府の子ども読書活動推進計画

### 1. 計画の役割

大阪府子ども読書活動推進計画は、推進法第9条第1項に規定される「都道府県子ども読書活動推進計画」に基づき策定するものであり、本府における子どもの読書活動の推進に関する基本方針と重点的な施策を示すものです。

また、府民のみなさまに対して、この計画で示す方針や施策についての理解と協力、積極的な参画を願うものです。同時に、市町村に対しては、各自治体の実情に応じて積極的な取組を期待するものです。

### 2. 府のこれまでの動き

大阪府では、以下のとおり第4次までの「大阪府子ども読書活動推進計画」を策定してきました。

第1次計画	平成 15 年度から平成 22 年度
	<p>○基本方針</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・府内のすべての子どもたちが本を読む喜びを味わい、豊かな感性をもつことができるような環境づくりに取組みます。</li> </ul> <p>○主な取組</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもたちが読書の魅力を発見できるような取組</li> <li>・図書館・学校図書館の魅力を高めて、子どもたちの自主的な読書を支援</li> <li>・子どもの読書活動に関わる団体・組織が連携することによって生み出される力の魅力を共有できるような支援</li> </ul>
第2次計画	平成 23 年度から平成 27 年度
	<p>○基本方針</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「読んでみたいと思う本が、子どもの周りにある」「本を紹介する人が、子どもの周りにいる」ことを柱とした読書環境づくりを社会全体で進め、子どもの自主的な読書活動の推進を図ります。</li> </ul> <p>○主な取組</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・乳幼児の保護者への啓発</li> <li>・学校と公立図書館や読書ボランティアとの連携</li> <li>・公立図書館や学校等の取組の支援</li> </ul>

第3次計画	平成 28 年度から令和2年度
	<p>○基本方針</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・発達段階や生活の場に応じて本と親しむことにより、全ての子どもが読書の楽しさと大切さを知り、自主的に読書活動を行うことができる環境整備に大阪全体で取り組みます。</li> </ul> <p>○主な取組</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・家庭、学校、地域、街なかで、乳幼児や児童への読み聞かせの機会の拡大</li> <li>・読書離れが進む中高生が、読みたいと思う魅力的な本と出合う機会の拡大</li> <li>・子どもの読書活動に関わる人材の確保及びスキル向上並びに支援人材同士で、相談・協力・連携できるネットワークづくり</li> </ul>
第4次計画	令和3年度から令和7年度
	<p>○基本方針</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・発達段階や生活の場に応じて、全ての子どもが読書への興味・関心を高め、必要な知識を得るとともに、自ら楽しみながら読書活動を行うことができる環境整備をするために、大阪全体で取り組みます。</li> </ul> <p>○主な取組</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・読書活動普及・啓発</li> <li>・乳幼児の時期の保護者や教育保育施設への読書活動支援</li> <li>・中高生が読書への興味・関心を高めるためのインターネットを活用した取組</li> <li>・支援が必要な子どもへの読書環境づくり</li> <li>・子どもに本を届けるネットワークの整備</li> <li>・子どもの読書活動を進めるための組織の設置</li> <li>・電子書籍の活用検討</li> </ul>

### 3. 第4次計画における取組みと成果

#### 1. 取組み

少しでも本を読む子どもを増やすことをめざし、令和7年度までに「本を全く読まない子ども」の割合(不読率)を全国平均(※)以下とすることを成果指標として、以下の取組みを行いました。

※全国学力・学習状況調査結果(文部科学省)による数値(令和元年度:小学6年生 18.7%、中学3年生 34.8%)

#### (1)取組みの柱

具体的な取組みの方向性として5つの柱のもと、発達段階の特徴をとらえながら、子ども一人一人に合った読書環境整備の実現に向けて取り組んできました。

- ① 【ことばを知り】理解できる「ことば」の量を増やす
- ② 【本にひかれ】本を読みたいと思う気持ちへ導く
- ③ 【本に出合い】身近な場所で本と出合う環境を整える
- ④ 【本に親しみ】本に親しむ時間を取れるような環境を整える
- ⑤ 【本に学ぶ】自分の目的に応じた本を探し、読み取る力をつけていくことができる

環境を整える

## (2)7つの重点的な施策

### ① 読書活動普及・啓発

図書館でのおはなし会や商業施設等でのえほんのひろば\*9をはじめ、学校園向けの取組みである、作家が学校園に訪問するオーサービジット事業\*10や中高生向けのビブリオバトル大会等の実施、SNS\*11を活用した読書活動啓発の実施等、さまざまな子どもたちに対して、少しでも本に興味・関心を持ってもらえるよう読書活動の啓発を行いました。

### ② 乳幼児の時期の保護者や教育保育施設への読書活動支援

民間事業者の協力を得て乳幼児期のおすすめ本リーフレットの作成・配布、乳幼児向けの特別貸出セットの充実、教育保育施設の職員を対象とした講座・研修の実施等、教育保育施設や保護者への幅広い支援に取り組みました。

### ③ 中高生が読書への興味・関心を高めるためのインターネットを活用した取組み

府の公式 X\*12(旧 Twitter)における中高生向け本の紹介「さあ、本を読もう！」の実施、インスタグラム\*13でのオーサービジット事業やおすすめ本の紹介の実施等、SNSを活用した中高生向けの取組みを行いました。

### ④ 支援が必要な子どもへの読書環境づくり

府立中央図書館において子ども向けの点字図書・デージー図書\*14・LLブック\*15等を充実させ、手話でのおはなし会を行ったり、支援学校への出前おはなし会を実施したりしました。また「多言語読書活動推進事業」を新たに実施し、多言語えほんのひろばの開催や外国語保護者向け絵本紹介リーフレットの作成・配布を行いました。また 府立中央図書館においても、多言語絵本の充実やおはなし会に取り組みました。

### ⑤ 子どもに本を届けるネットワークの整備

発達段階ごとの特徴に合わせた、特別貸出用図書セットの貸出を行いました。また子どもと本を繋げる人材の育成として、ボランティア養成講座や司書セミナー、学校向けのビブリオバトル研修や学校図書館活用のための研修等、子どもに本を届けるためのさまざまな取組みを実施しました。

### ⑥ 子どもの読書活動を進めるための組織の設置

子ども読書活動の推進に取組む関係各課による子ども読書活動推進会議を設置し、子どもの読書活動の取組の進捗管理、子どもの読書活動を取巻く環境の変化や課題の共有とともに、毎年度事業計画の内容を検討しました。また、その内容について、大阪府社会教育委員会議へ毎年度報告し、意見を聞きながら、取組みに反映していきました。

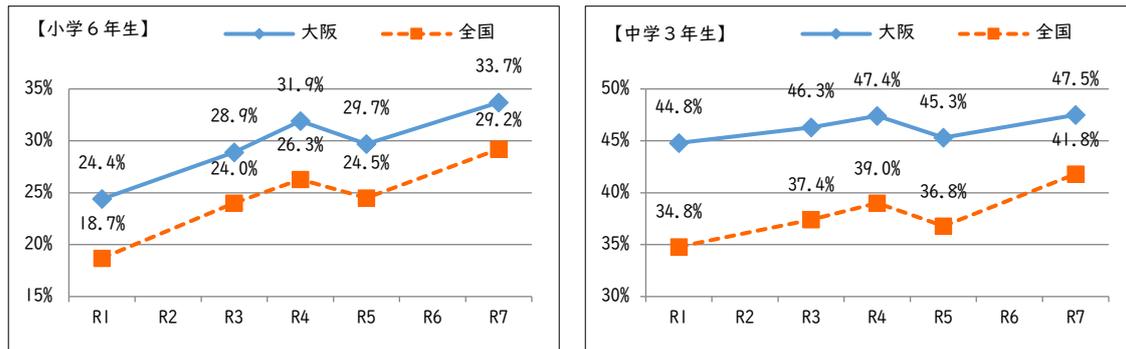
### ⑦ 電子書籍\*16の活用検討

電子書籍貸出サービスの状況について、府域市町村図書館へアンケートを実施し、電子書籍による読書環境について検討しました。そしてさまざまなデジタルコンテンツを紹介しました。

### (3)成果指標の達成状況

「全国学力・学習状況調査」(文部科学省)における府の「本を全く読まない」子どもの割合(令和7年度)は、小学6年生:33.7%(全国 29.2%)、中学3年生:47.5%(全国 41.8%)となっており、目標の全国平均以下には達していませんが、第4次計画に基づく取組みを実施した結果、「本を全く読まない」子どもの割合は、第4次計画策定時の令和元年度と比較して、令和7年度は全国平均と大阪府平均の差を縮めることができました。

#### ○「本を全く読まない」児童・生徒の割合(不読率)



(※)令和2年度は実施なし、令和6年度は調査項目なし

## 第5 子どもの読書活動の現状と課題

### 1. 令和6年度大阪府子ども読書活動調査(大阪府教育庁)

大阪府では第5次計画の策定にあたり、子どもの読書活動の状況等を把握・分析することを目的に、府内の子ども・保護者の読書活動に関する意識や習慣、学校・教育保育施設・社会教育施設における子ども読書活動推進の取組み状況等を調査しました。

①調査名称 「令和6年度大阪府子ども読書活動調査」(以下、「令和6年度読書調査」という。)

②調査時期 令和6(2024)年12月から令和7(2025)年3月

#### ③調査対象

- (ア)国公立の小中高支援学校(義務教育学校含む)の児童・生徒〔抽出調査〕  
(小学5年生:1,609人、中学2年生:3,214人、高校2年生:4,400人)
- (イ)保護者((ア)の児童・生徒の保護者)〔抽出調査〕
- (ウ)国公立小中高支援学校(義務教育学校含む)
- (エ)国公立幼稚園(認定子ども園等含む)
- (オ)公私立保育所(認定子ども園等含む)
- (カ)公立図書館(分館、公民館図書室含む)
- (キ)公民館((カ)を除く)、公民館類似施設
- (ク)青少年教育施設

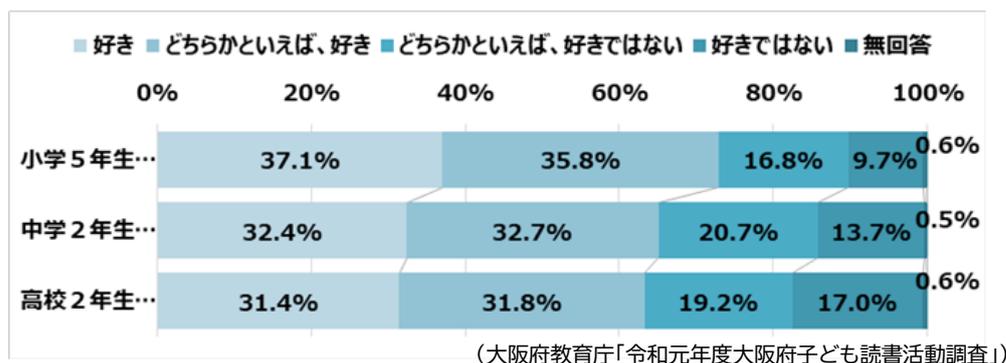
④調査方法 調査内容や方法を各市町村の窓口を通して対象者や対象施設に周知し、オンラインにて回答していただきました。

## 2. 調査結果から見える現状と課題

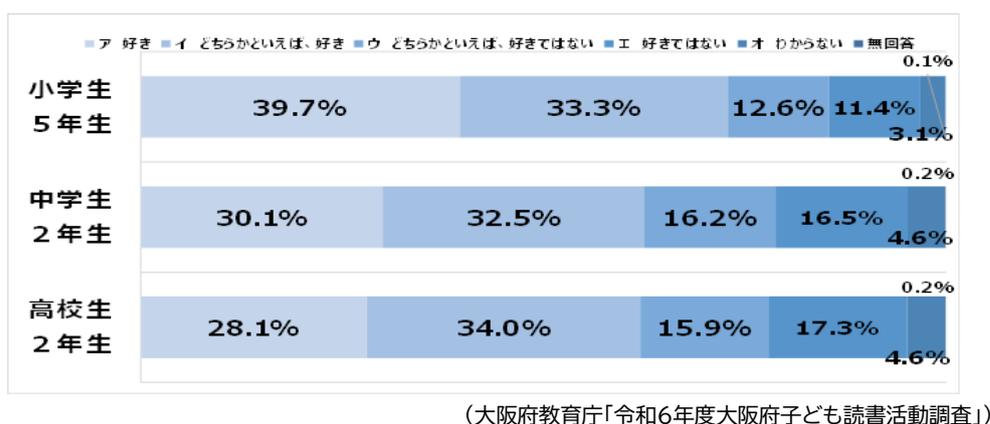
「令和6年度読書調査」結果における「読書好き」な子どもの割合は、すべての校種の子どもにおいて令和元年度調査と比べて、結果は少し減っていますが、ほぼ横ばいを保っており、小学生は73%、中学生は 62.6%、高校生は 62.1%と6～7割の子どもが「読書すること」に対して好意的に感じています。大阪府の子どもたちの不読率は高いですが、読書を好きな子どもは比較的多いことが分かります。

Q. あなたは読書が好きですか。

【R元年度】



【R6年度】



Q. 読書をしない、またはできない理由(複数回答可)

	読書をする時間がない	読みたいと思う本がない	どの本を読んでも良いかわからない	読書をする必要を感じない	本を勧める人が周りにいない	本の値段が高い	地域の図書館が近くにない
小5 (n=677)	240人 (35.5%)	239人 (35.3%)	96人 (14.2%)	72人 (10.6%)	38人 (5.6%)	45人 (6.6%)	23人 (3.4%)
中2 (n=1734)	586人 (33.8%)	689人 (39.7%)	214人 (12.3%)	257人 (14.8%)	95人 (5.5%)	231人 (13.3%)	51人 (2.9%)
高2 (n=2441)	1035人 (42.4%)	1009人 (41.3%)	252人 (10.3%)	215人 (8.8%)	88人 (3.6%)	187人 (7.7%)	53人 (2.2%)
	本屋が近くにない	家に読みたい本がない	学校図書館(室)が開いていない	本を読むのがめんどろ	友だちや家族が本を読んでいない	わからない	その他
小5 (n=677)	56人 (8.3%)	82人 (12.1%)	8人 (1.2%)	202人 (29.8%)	30人 (4.4%)	103人 (15.2%)	49人 (7.2%)
中2 (n=1734)	86人 (5.0%)	222人 (12.8%)	24人 (1.4%)	712人 (41.1%)	93人 (5.4%)	208人 (12.0%)	132人 (7.6%)
高2 (n=2441)	56人 (2.3%)	307人 (12.6%)	10人 (0.4%)	900人 (36.9%)	130人 (5.3%)	142人 (5.8%)	78人 (3.2%)

(大阪府教育庁「令和6年度大阪府子ども読書活動調査」)

小学5年生	中学2年生	高校2年生
①読書をする時間がない (35.5%)	①本を読むのがめんどろ (41.1%)	①読書をする時間がない (42.4%)
②読みたいと思う本がない (35.3%)	②読みたいと思う本がない (39.7%)	②読みたいと思う本がない (41.3%)
③本を読むのがめんどろ (29.8%)	③読書をする時間がない (33.8%)	③本を読むのがめんどろ (36.9%)

「令和6年度読書調査」結果における「読書をしない理由」のうち、特に回答割合の高かった「読書をする時間がない」「読みたいと思う本がない」「本を読むのがめんどろ」の3つの理由について、子どもの読書活動における課題と捉え、子どもの読書活動を取巻く社会情勢の変化や国の計画策定における有識者意見等を踏まえて、次のとおり要因を分析しました。

### (1)分析結果

①「時間がない」➡ 読書時間を確保できない、読書のために時間を割かない

Q.「読書をする時間がない」を選んだ人の、本を読む時間がない理由(複数回答可)

	塾や勉強	学校での放課後活動(部活動・生徒会活動等)	習い事やボランティア活動など	家のお手伝いや家の用事など	テレビやYouTube、SNSなどの動画を観る
小5 (n=240)	145人 (60.4%)	32人 (13.3%)	135人 (56.3%)	79人 (32.9%)	125人 (52.1%)
中2 (n=586)	504人 (86.0%)	394人 (67.2%)	230人 (39.2%)	152人 (25.9%)	471人 (80.4%)
高2 (n=1035)	609人 (58.8%)	685人 (66.2%)	103人 (10.0%)	125人 (12.1%)	561人 (54.2%)
	インターネット・メール・SNS・電話	友だちとの遊びや付き合い	ゲーム	その他	
小5 (n=240)	66人 (27.5%)	167人 (69.6%)	171人 (71.3%)	63人 (26.3%)	
中2 (n=586)	368人 (62.8%)	429人 (73.2%)	405人 (69.1%)	123人 (21.0%)	
高2 (n=1035)	488人 (47.1%)	471人 (45.5%)	306人 (29.6%)	137人 (13.2%)	

(大阪府教育庁「令和6年度大阪府子ども読書活動調査」)

「令和6年度読書調査」において、「読書をする時間がない」理由は、小学生は「ゲーム」「友だちとの遊びや付き合い」「塾や勉強」の順で多く、中学生は「塾や勉強」「テレビやYouTube\*17、SNSなどの動画を観る」「友だちとの遊びや付き合い」の順で多く、高校生は「学校での放課後活動(クラブ活動、生徒会活動など)」「塾や勉強」「テレビやYouTube、SNSなどの動画を観る」の順で多くなっています。

「勉強」や「部活動」など、子どもが自由に時間の使い方を決めることができない活動がある一方で、それよりも多くの時間を「ゲーム」や「テレビやYouTube、SNSなどの動画を観ること」に費やしていることが伺えます。「情報通信手段の普及」によって、急速に子どものインターネットの利用時間が増加しており、それが不読の原因の1つとなっていることが分かります。前述した第3においても、子どもの1日当たりのインターネットの平均利用時間が増加し、小学生で3時間半、中学生、高校生は5時間を超えていることが明らかになっています。(「青少年のインターネット利用環境実態調査」(こども家庭庁))

下の表は、文部科学省「令和6年度全国学力・学習状況調査」の中の、1日当たりのゲームや SNS、動画視聴が4時間以上の子どもの割合です。この結果を見ると、特に大阪府の子どもたちは、全国と比較し、ゲームやインターネットの利用時間が長い傾向にあります。

このことから、不読率が高い傾向にある要因の1つとして、情報通信機器の普及が急速に進み、読書以外(インターネットを利用した動画視聴、ゲーム、SNS など)のことに時間を費やすことが増え、読書に時間を割かない子どもが増加し、全国平均と比べて、高い不読率となっていることが考えられます。

	小学校		中学校	
	大阪府平均	全国平均	大阪府平均	全国平均
1日当たりのゲームに費やす時間が4時間以上の割合	23.0%	17.7%	22.8%	16.6%
1日当たりの SNS や動画視聴に費やす時間が4時間以上の割合	16.6%	11.9%	16.6%	18.2%

(文部科学省「令和6年度全国学力・学習状況調査」)

②「読みたいと思う本がない」➡ 興味を持てるような本が身近にない、身近な本とつながることができる環境が十分に整備・活用されていない

「読みたいと思う本がない」と回答した要因については、主に次の3点が想定されます。

- ・本自体に興味・関心が向けられていない
- ・身近な本とつながることができる環境が十分に整備・活用されていない
- ・読みたい本が偏っており、幅広い本を読む習慣がついていない ことの3つです。

1点目の「本自体に興味・関心が向けられていない」については、そもそも読書への興味・関心がない子どもや必要性を感じていない子ども、分析結果①で示した読書以外のことに興味・関心が向けられて、読書への興味・関心が薄れている子どもがいることが考えられます。

2点目の「身近な本とつながることができる環境が十分に整備・活用されていない」については、子どもたちにとって身近な図書館があまり利用されていないことが考えられます。なぜなら子どもたちに読む本の入手方法を調査したところ、小学生は学校図書館で借りる子どもが多く、学校図書館が比較的良好に利用されていることが分かりましたが、一方中学生や高校生は学校図書館で借りると回答している生徒の割合が低く、あまり学校図書館が利用されていないことが分かりました。さらに地域の図書館については、小中高生ともに利用率が低く、地域の図書館がすべての年代であまり利用されていないということが分かりました。また他にも「家に読みたい本がない」「本の値段が高い」「本屋が近くにない」などの回答もあることから、さまざまな事情により、家庭等の身近な場所に本がない子どもがいるということも想定されます。そして本を読みたいときに図書館が遠かったり開いてなかったりすると、読書をしない選択になってしまうため、子どもたちと本が繋がる場所という部分で改善が必要です。

3点目の「読みたい本が偏っており、幅広い本を読む習慣がついていない」については、2点目が改善されると、子どもたちが図書館等でさまざまな種類の本に出会い、幅広く読書に親しむ習慣をつけることができます。そしてそれは、子どもたちの興味や知識の広がり、思考力の向上や創造力の育成などにつながります。また生涯学習の場である図書館が身近になることは、大人になっても自ら読書に親しむ子どもを育てることができます。

Q. 読む本の入手方法(複数回答可)

	学校図書館で借りる	地域の図書館で借りる	本屋で買う	古本屋で買う	インターネットで買う	友だちや知り合いに借りる
小5 (n=1609)	1181人 (73.4%)	505人 (31.4%)	887人 (55.1%)	227人 (14.1%)	278人 (17.3%)	196人 (12.2%)
中2 (n=3214)	896人 (27.9%)	556人 (17.3%)	2138人 (66.5%)	548人 (17.1%)	666人 (20.7%)	547人 (17.0%)
高2 (n=1959)	354人 (18.1%)	358人 (18.3%)	1549人 (79.1%)	469人 (23.9%)	550人 (28.1%)	303人 (15.5%)
	先生に借りる	家にある本を読む	電子書籍を借りる	電子書籍をかう	その他	
小5 (n=1609)	17人 (1.1%)	677人 (42.1%)	68人 (4.2%)	5人 (0.3%)	49人 (3.0%)	
中2 (n=3214)	49人 (1.5%)	1051人 (32.7%)	261人 (8.1%)	188人 (5.8%)	75人 (2.3%)	
高2 (n=1959)	34人 (1.7%)	550人 (28.1%)	185人 (9.4%)	159人 (8.1%)	62人 (3.2%)	

(大阪府教育庁「令和6年度大阪府子ども読書活動調査」)

③「本を読むのがめんどろ」⇒ 本を読むこと自体がめんどろ、読書することへの価値観が低い

「本を読むのがめんどろ」と回答した子どもは、「本を読まない理由」を複数選択している割合が高く、特に「読みたいと思う本がない」「読書をする時間がない」「読書をする必要性を感じない」を選択している割合が高いという結果となりました。

また、読みたいと思う本がない、どんな本が読みたいかわからないといった、本に対する興味の幅もせまいことも考えられます。こうした子どもたちには、さまざまな本を紹介し、本のおもしろさ、楽しさを伝える活動が特に必要だと考えられます。本のおもしろさ、楽しさを知ること、読書への価値も高まることが期待されます。

Q. 「本を読むのがめんどろ」と回答した子どもの読書をしないその他の選択した回答

	読書をする時間がない	読みたいと思う本がない	どの本を読んでも良いかわからない	読書をする必要性を感じない	本を勧める人が周りにいない	本の値段が高い	地域の図書館が近くにない
小5 (n=202)	56人 (27.7%)	80人 (39.6%)	39人 (19.3%)	46人 (22.8%)	15人 (7.4%)	17人 (8.4%)	9人 (4.5%)
中2 (n=712)	220人 (30.9%)	343人 (48.2%)	111人 (15.6%)	189人 (26.5%)	56人 (7.9%)	115人 (16.2%)	30人 (4.2%)
高2 (n=900)	272人 (30.2%)	393人 (43.7%)	117人 (13.0%)	143人 (15.9%)	61人 (6.8%)	81人 (9.0%)	24人 (2.7%)
	本屋が近くにない	家に読みたい本がない	学校図書館(図書室)が開いていない	友だちや家族が本を読んでいない	わからない	その他	
小5 (n=202)	13人 (6.4%)	34人 (16.8%)	2人 (1.0%)	17人 (8.4%)	12人 (5.9%)	4人 (2.0%)	
中2 (n=712)	39人 (5.5%)	132人 (18.5%)	15人 (2.1%)	64人 (9.0%)	23人 (3.2%)	26人 (3.7%)	
高2 (n=900)	24人 (2.7%)	144人 (16.0%)	4人 (0.4%)	88人 (9.8%)	19人 (2.1%)	13人 (1.4%)	

(大阪府教育庁「令和6年度大阪府子ども読書活動調査」)

## (2)現状と課題を踏まえた施策の方向性

令和6年度読書調査の結果、子ども読書活動を取巻く社会情勢の変化及び第4次計画における取組み成果と課題を踏まえ、第5次計画においては、不読率を下げるために、読書習慣のない子どもたち(読書のために時間を割かない・興味を持てるような本がない・本を読むことが面倒と感じる子どもたち)に対する取組みに重点を置き、読書概念を広く捉え、子どもたちの発達段階に応じて、「読書の楽しさ」を普及、啓発していきます。また大阪府のすべての子どもたちの読書機会を確保し、子どもの視点に立った読書活動の推進ができるよう第4次計画を継承しながら作成します。



©2014 大阪府もずやん

## 第2章 第5次計画の基本方針と重点的な施策

### 第1 基本方針

#### 基本方針

すべての子どもたちが読書に親しみ、学び、読書の楽しさを共有できるよう、読書環境の整備と読書活動の推進に、大阪全体で取り組みます。

### 第2 視点

基本方針に基づき取組む上で留意が必要な事項

- ・令和6年度読書調査において、小学生、中学生及び高校生の発達段階によって、読書をしない・できない理由等に異なる特徴が見られたこと。
- ・「読書のために時間を割かない」、「興味を持てるような本がない」、「本を読むことが面倒」などの理由により、読書活動ができていない子どもがいること。
- ・国の「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画(令和5年3月)」の基本的方針にもあるように、子どもの意見を年齢や発達段階に応じて積極的かつ適切にこども政策に反映する等、子どもの視点に立った読書活動の推進が求められること。

このような状況を踏まえて、以下の視点で子ども一人一人に合った読書環境を整備します。

#### 視点

読書概念を広く捉え、子どもたちの発達段階に応じて、「読書の楽しさ」を普及、啓発していく。

### 第3 計画における読書の位置づけ

- ・紙媒体に限らず、電子媒体の本(絵本・物語・ノンフィクション・図鑑・事典・新聞・雑誌・マンガ)を読むこと。
- ・1冊すべてではなく、一部分でも読むこと、調べるために使うこと。(図表・写真・絵画・地図などを見る、聞く、活用することを含む。)

このように第5次計画では、読書概念を広く捉え、子どもが、発達段階や生活の場の状況に応じて、自分自身に合った読書活動ができるよう「読書」を位置づけます。

### 第4 計画期間

計画期間は、令和8年度から令和12年度までの5年間とします。

## 第5 成果指標

成果指標については2つの指標を掲げます。

1つ目に、達成できなかった「第4次計画」の成果指標を引継ぎ、不読率の全国平均以下を目指します。2つ目に、他府県と比較するだけでなく、大阪府の毎年の不読率の変化を見ていくことが重要ではないかと考え、大阪府の調査において「本を全く読まない子ども(不読率)の割合を毎年減少させる」ことを目指します。

そして第5次計画においても、一人でも多くの子どもが読書活動を行うことをめざし、「不読率の改善」を成果指標に掲げることとします。

### 成果指標

①第4次計画に引き続き、計画期間最終年度までに「本を全く読まない子ども」の割合(不読率)を全国平均以下とする。

②「本を全く読まない子ども」(不読率)の割合を毎年減少させる。

※全国学力・学習状況調査結果(文部科学省)による数値

※大阪府小学生すくすくウォッチ\*18(小学5年生)、中学生チャレンジテスト\*19(中学2年生)による数値

「全国学力・学習状況調査」(文部科学省)の児童・生徒に対する質問「学校の授業時間以外に、普段(月曜日から金曜日)、1日当たりどのくらいの時間、読書を読みますか。(教科書や参考書、漫画や雑誌は除きます。)」に対し、「全く読まない」と回答した児童・生徒の割合

	小学6年生	中学3年生
全国	29.2%	41.8%
大阪	33.7%	47.5%

(文部科学省「令和7年度全国学力・学習状況調査」)

## 第6 取組みの方向性

### 読書の楽しさを知るための 3つの取組みの柱

#### 本を読む楽しさ

- ・本に触れる機会を増やす
- ・多種多様な本に触れ、自分のお気に入りの本を見つける
- ・ことばを育む 等

#### 本で学ぶ楽しさ

- ・知りたいことを本で調べる
- ・本の内容から新しい発見をする
- ・必要な情報を選んで活用する 等

#### 本を伝える楽しさ

- ・好きなお話や場面を共有する
- ・好きな本を紹介する
- ・周りの人と感動を伝え合う 等



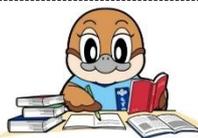
©2014 大阪府もずやん



子どもたちの発達段階に応じた取組みを進めていく



©2014 大阪府もずやん



©2014 大阪府もずやん

## 1. 本を読む楽しさ

さまざまな種類の本に出会い、本を読むこと、読んでもらうことの楽しさを知り、本に対する興味・関心を深めます。そして自分のお気に入りの本や作者を見つけたり、いろいろなジャンルの本を読めるようになったりと、読書の楽しさを実感することで、「新しい発見」や「感動」「いろいろな人の考え方に触れる」など、本の持つ魅力を認識し、また次の本との出会いにつなげていくことができます。読書の魅力を知っている子どもは、多様な選択肢のある生活の中で、一時的に読書から離れることがあっても、興味や必要性が生じたときに、気軽に本を開くことができます。

そのためには、子どもの身近な場所で本と出会う環境を整えることが大切です。例えば保護者などまわりの大人からの本の読み聞かせや、先生や友達からのおすすめの本の紹介、インターネットやメディアを通じた本の紹介等、子ども一人一人がそれぞれ興味・関心を示すものに応じて、本を読みたいと思う気持ちへ導くことが重要です。

また同時に、多様な子どもたちに対応した取組みを行うことも重要です。「ことば」を理解すること、自分で本を読めるようになることなど、理解できる「ことば」の量を増やし、すべての子どもが読書に親しむことができる支援と取組みが必要です。

## 2. 本で学ぶ楽しさ

分からないことや知りたいことがあったときに、本を開いて調べることは、自らの知識を広げ、考えを深め、問題を解決しようとする資質・能力の向上につながります。本にはたくさんの人の知恵や知識が詰まっており、読書を通してそれを自分の学びにすることができます。そしてこのように自分でうまく答えを導き出した経験は、自信となり、喜びとなり、充実感をもたらしてくれます。またその中で新たな発見もあり、学びが広がっていくこともあるでしょう。たくさんの情報から、今自分に本当に必要な情報を選んで活用する力も身につきます。読書は、感動や新たな知識を得るだけでなく、社会の中で生きていく様々な力を育むことができます。

家庭や学校、地域が協力して、子どもが自分の目的に応じた本を探し、そこから情報を読み取って学ぶ力をつけていくことができるような環境を整えることが重要です。

## 3. 本を伝える楽しさ

感動したお話、おもしろかった場面、新たに発見したこと等、本を読むことを通じて感じた自分の気持ちや、調べて分かったことを、さまざまな形で共有し、周りの人に伝えることは、自分の考えや気持ちを表現し、コミュニケーション能力や論理的思考力、主体性を育むことにつながります。また自分の思いや考えを知ってもらうこと、認めてもらうことは、喜びと自己肯定感を高めることにつながります。

一方、本の楽しさを伝えることは、本に興味がない子どもや読書への関心が薄い子どもたちへの働きかけにもなります。友だちや知り合いのおすすめ本は「読んでみようかな」という気持ちや読書のきっかけになることもあると考えられます。学校や図書館などさまざまな生活の場で、子どもたちが本を通して伝える楽しさを知る取組みを実施し、子どもたちの読書への意欲を高めることが重要です。

## 第7 府の重点的な施策と具体的方策

子どもを取巻く社会情勢や環境の変化、子どもの発達段階ごとの特徴に鑑み、読書活動の普及・推進を目指し、府として実施する重点的な施策を5つ掲げ、具体的方策に基づき取り組んでまいります。なお、具体的方策については、計画期間中の情勢の変化により、事業内容を随時見直す等の検討を行います。

- ①乳幼児期の保護者や教育保育施設への読書活動支援
- ②小、中、高校生へ向けた読書活動推進
- ③多様な子どもたちへの読書活動支援
- ④地域の図書館の活用促進、子どもに本を届ける環境整備
- ⑤インターネット、SNS、デジタル技術の活用

### 重点的な施策 1 乳幼児期の保護者や教育保育施設への読書活動支援

乳幼児期の読み聞かせなどの読書活動は、子どもたちの言語能力や想像力、共感力、集中力を育み、読書への最初の入口となります。乳幼児の時期の子どもの読書活動については、家庭が大きな役割を担っており、令和6年度読書調査において、9割近くの保護者が、子どもに絵本や本を読んだことがあると回答するなど、多くの保護者が読み聞かせの重要性を認識していると考えられます。一方で、保護者に対する読書活動の取組みを行うことができていない教育保育施設へ理由を聞いたところ、人的・予算的な余裕がない、施設が狭いため本を置くスペースがない、保護者が時間がないため実施が困難であるという回答がありました。

第5次計画では、第4次計画に引き続き、読書活動の取組みを行うことができていない教育保育施設や、時間のない保護者に焦点を置いて幅広い読書支援を実施し、子どもたちのその後の読書への興味・関心につなげていきます。

### 具体的方策

- ◆特別貸出用図書セットの充実
  - ・言葉遊び、食べもの等、子どもの興味や生活に応じたテーマでそろえた絵本のセットのほか、手遊び・わらべうた等の貸出セットの充実
- ◆ボランティア養成講座の実施
  - ・乳幼児の時期の子ども・保護者に対する読み聞かせなどのボランティアの養成講座の実施
- ◆子どもと楽しむはじめての絵本「(リーフレット)の作成と配布」
  - ・0、1、2歳児のための絵本の選び方や、保護者の接し方などを広く解説したリーフレットの作成と配布
- ◆教育保育施設職員への子ども読書活動に関する研修の実施
  - ・教育保育施設の職員等を対象とした読み聞かせ講座等の研修を実施

◆「えほんのひろば」セットの貸出

- ・「えほんのひろば」を実施してもらうためのさまざまな絵本や面展台、ジョイントマット等の貸出の実施

[<https://www.pref.osaka.lg.jp/o180090/chikikyoiku/osakapageone/ehonhiroba.html>]



◆おはなし会の実施

- ・さまざまなテーマ、年齢の子どもたちに合わせたおはなし会を実施

◆家庭・教育保育施設・図書館等における幼児期の読書推進の取組みに関する事例の普及、発信等

◆府立中央図書館ホームページ「こどものページ」「子どもの読書活動推進のページ」の活用

- ・府立中央図書館のホームページ「こどものページ」「子ども読書活動推進のページ」を活用し、保護者や教育保育施設職員に対して、司書の知識と経験をもとに集めた魅力的な子どもの本や情報を提供

「こどものページ」①

[<http://www.library.pref.osaka.jp/site/kodomo/>]

「子どもの読書活動推進のページ」②

[<http://www.library.pref.osaka.jp/site/central/dokusho-katsudo.html>]



◆ブックスタート\*20など、家庭や地域における読み聞かせ活動の支援

- ・府の新子育て支援交付金\*21の活用による市町村のブックスタート等の全ての保護者を対象とした乳幼児の時期の読書環境の取組支援

★「子どもと楽しむはじめての絵本」(リーフレット) 令和7年度配布版

[<https://www.pref.osaka.lg.jp/o180090/chikikyoiku/oyatokoga/index.html>]



**重点的な施策 2** 小、中、高校生へ向けた読書活動推進

令和7年度の大阪府の小中学生の不読率は、小学6年生 33.7% (全国 29.2%)、中学3年生 47.5%(全国 41.8%)【全国学力・学習状況調査】であり、令和6年度の高校2年生の不読率は 55.5%【令和6年度読書調査】と高い結果になっています。

前述したとおり、この不読率を下げ、多くの子どもたちに読書に親しんでもらうためには、読書習慣のない子どもたち(読書のために時間を割かない・興味を持てるような本がない・本を読むことが面倒と感じる子どもたち)への取組みが重要となってきます。

また学校に探究学習の方法について調査したところ、小学校では「主に本」、また「タブレットと本の両方」が多く、中学校と高校と学年が上がっていくにつれて、「主にタブレット等の情報機器」を使用していることが分かりました。図書資料の利用率としては2割～3割程度であり、学校での探究学習において、積極的な図書資料の使用は減少しています。

こうした課題に対応するために、学校や学校図書館、地域の図書館、地域のボランティア団体等と連携し、子どもたちに読書の『楽しさ』を感じてもらうため、「本を読む楽しさ」「本で学ぶ楽しさ」「本を伝える楽しさ」の3つの視点に沿ったさまざまな取組みを実施していきます。

大阪府の府立学校に対する指示事項、市町村教育委員会に対する指導・助言事項(令和7年度)においても、確かな学力をはぐくむ読書活動の充実として、学校図書館の活用のための環境整備と読書活動の推進について記載されています。各学校において、学校図書館の館長の役割を担う校長のリーダーシップのもと、学校図書館活用のための環境整備と読書活動の推進を図っていくことが望まれます。

## 具体的方策

### ◆オーサービジット事業の実施

- ・平成29年度から実施している「オーサービジット事業(学校園への作家訪問)」を第5次計画期間中も引き続き実施

### ◆小学生向けのコンクールの実施

- ・小学生を対象とした本の紹介に関するコンクールを実施

### ◆ビブリオバトル大会・研修の実施

- ・平成27年度から実施している「大阪府中高生ビブリオバトル大会」を、第5次計画期間中も引き続き実施
- ・各市町村や各学校でも積極的に取り組んでもらえるよう、ワークショップ形式の研修の実施

### ◆中高生向けの本のPOPづくりコンクールの実施

- ・平成20年度から府立中央図書館で実施している「本のPOPづくりコンクール」を、第5次計画期間中も引き続き実施

### ◆高校生のための図書館講座「LibCo(りぶこ)\*22」等の読書イベントの実施

### ◆学校図書館(「学習」「情報」「読書」センター機能)活用のための環境整備

- ・学校図書館の活用や運営体制について、府立学校に対する指示事項、市町村教育委員会に対する指導・助言事項に記載されている内容の周知
- ・学校教育現場の教職員に対して、学校における「子どもの読書への関心を高めるさまざまな読書の取組み」(第3章、4)など、読書推進の取組みに関する研修の実施や好事例の紹介、発信等
- ・学校図書館活用のためのリーフレットを作成・配付

## ◆図書資料を使った探究学習についての教材の配布や研修の実施

- ・学校図書館等を活用した探究学習についての教材の配布や研修の実施
- ・大阪府情報活用能力ステップシートの周知と配布

## ★オーサービジット事業の実施

- ・実施目的(令和7年度)

作家(オーサー)が、大阪府内の小学校、中学校(義務教育学校含む。)、高等学校等、支援学校、幼稚園、保育所、認定こども園、フリースクール、矯正施設、児童自立支援施設(以下「学校園等」という。)を訪問(ビジット)して、お話しやワークショップを通じて子どもと交流することにより、読書に興味・関心を持つ機会の増加を図る。



令和7年度実施の様子

[<https://www.pref.osaka.lg.jp/o180090/chikikyoiku/osabijitto/index.html>]



## ★ビブリオバトル大会

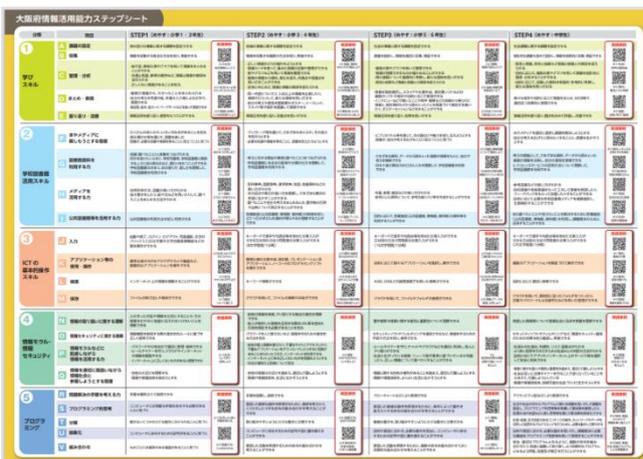
子どもがゲーム感覚で本を紹介しあうビブリオバトルという手法を活用し、大会の開催によって、中高生が実際に本を手にとって読む機会を増やすとともに、読みたいと思う本に出会う機会を拡充することを目的に、ビブリオバトルを開催。

[<https://www.pref.osaka.lg.jp/o180090/chikikyoiku/bibliobattle/index.html>]



## ★大阪府情報活用能力ステップシート

[<https://www.pref.osaka.lg.jp/o180080/shochugakko/jyohokatsuyounouryok/index.html>]



大阪府では、子どもたちが学び方を身に付けるとともに、1人1台端末や学校図書館等、メディアの特性を活かし、アナログとデジタルを融合させ、多様な媒体や手段から情報を収集したり、適切に活用したりする力が重要と考え、『情報活用能力』を「学びスキル」「学校図書館活用スキル」「ICTの基本操作スキル」「情報モラル・情報セキュリティ」「プログラミング」に分類・整理しました。

### 重点的な施策 3 多様な子どもたちへの読書活動支援

令和元(2019)年に「読書バリアフリー法」が施行され、全ての国民が等しく読書を通じて文字・活字文化の恵沢を受けることができる社会の実現が求められました。これに基づき大阪府でも、基本的な施策の方向性を示し、取組を推進するための指針として、令和3(2021)年3月に「大阪府視覚障がい者等の読書環境の整備の推進に関する計画」を策定し、令和8年度3月に「第2期大阪府視覚障がい者等の読書環境の整備の推進に関する計画」を策定しました。

第5次計画においても、障がいのある子ども一人一人の状況に応じることができるよう点字図書やデージー図書、LLブックなどアクセシブルな書籍\*23の整備と、子どもの読書活動に関わる支援者の育成を図ります。

また、府において、日本語指導が必要な児童・生徒数及び言語数は増加傾向にあります。さらに特定分野に特異な才能のある子どもや、相対的貧困状態にあるとされる子ども、また本来大人が担うと想定される家事や家族の世話を日常的に行っている子どもたちの存在も明らかになっています。

多様な子どもたちを受容し、すべての子どもたちが読書に関心を持ち、豊かな読書活動が行えるように、読書支援が必要な子どもの状況に応じてさまざまな機会や環境を整備します。

#### 具体的方策

##### ◆多言語えほんリーフレットの作成と配布

- ・おすすめの絵本や絵本の楽しみ方を外国語(10言語)で紹介するリーフレットを印刷し、大阪府内の各市町村に配布

##### ◆「多言語えほんのひろば」セットの貸出

- ・「多言語えほんのひろば」を実施してもらうためのさまざまな絵本や面展台、ジョイントマット等の貸出の実施

[<https://www.pref.osaka.lg.jp/o180090/chikikyoiku/osakapageone/ehonhiroba.html>]



##### ◆府立中央図書館における子ども向けの点字図書、デージー図書、LLブック等の充実

- ・点字図書、デージー図書、LLブック等の更なる充実

##### ◆府立中央図書館における多言語で書かれた絵本の充実や、おはなし会の実施

- ・現在所蔵している40数ヶ国の絵本の更なる充実と、それらを活用したおはなし会の実施

◆えほんのひろばや読み聞かせなど、支援が必要な子どもの状況に応じた本との出会いを提供

- ・えほんのひろばにおける点字図書や多言語図書の配架
- ・府立中央図書館や支援学校等において、手話でのおはなし会等を実施

◆特別貸出用図書セットの充実及び協力貸出の実施

- ・多言語で書かれた本、誰もが楽しめる文字なし絵本等の貸出セットを充実し、学校や教育保育施設、ボランティア等の団体に貸出を実施

◆障がいのある子どもや日本語指導が必要な子どもに対する読み聞かせ活動の支援

- ・府の新子育て支援交付金の活用による障がいのある子どもや日本語指導が必要な子どもに対する市町村の読み聞かせ活動の支援

◆子どもの読書活動に関わる支援者に対する研修や講演等の実施

- ・支援が必要な子どもの読書活動の現状や課題・方策について、子どもの読書活動に関わる支援者に対する研修や講演等を実施

◆図書館利用に困難がある子どもやその保護者に対するサービスを実施

- ・図書館利用に困難がある子どもやその保護者に対して、郵送貸出や、アプリケーション\*24・ソフトを利用した対面朗読\*25サービス等を実施

★多言語えほんリーフレット

[[https://www.pref.osaka.lg.jp/o180090/chikikyoku/tagengo\\_dokusho/index.html](https://www.pref.osaka.lg.jp/o180090/chikikyoku/tagengo_dokusho/index.html)]



10言語(韓国・朝鮮語、中国語、ベトナム語、フィリピン語、英語、ネパール語、インドネシア語、ポルトガル語、スペイン語、ヒンディー語)で作成し、大阪府内の市町村に配付しています。

#### 重点的な施策 4 地域の図書館の活用促進、子どもに本を届ける環境整備

令和6年度大阪府子ども読書調査において、読む本を選ぶ場所として小学生は「学校図書館(図書室)」、中高生では「本屋」が一番多く、小中高生すべての年代で「地域の図書館」があまり活用されていないことが分かりました。

地域の図書館では子どもの読書に関する取り組みやイベント、子どもたちが読書を楽しむための読書活動を幅広く行っていますが、こうした取り組みや、地域の図書館の活用方法を広く周知し、子どもが本とつながる機会を増やすことが重要となります。

このような課題に対応するため、地域の図書館の活用促進と、子どもの発達段階ごとの特徴を考慮し、さまざまな場所・状況にいる全ての子どもが「読みたいと思える本」と出合えるよう、子どもが必要としている本、興味・関心が向くような本が届けられるような環境を充実していきます。

また学校園においても、子どもたちが読みたい本、調べたいことがあるときに使える本を届けるために、学校園と府立図書館、地域の図書館の連携に取り組んでいきます。さらに、教員や司書、ボランティア等、子どもの読書活動に関わる支援者に対して、本に関する情報や読書手法を届けることができるよう取り組みを実施します。

#### 具体的方策

##### ◆OSAKA PAGE ONE

・学校、図書館、その他関係機関及び民間団体と協働して、社会全体に対して、子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもの読書活動を推進する気運を醸成し、子どもに読書の楽しさと大切さと豊かさを伝えることを目的とし、OSAKA PAGE ONE(大阪府子ども読書活動推進普及啓発)を実施。

・家読(うちどく)<sup>\*26</sup>やスキマ時間読書の普及

毎月第1土曜日と日曜日は  
「OSAKA PAGE ONEの日」  
図書館へ行こう！



##### ◆学校園等への特別貸出用図書セットの貸出

・絵本の特別貸出用図書セットの貸出

・朝読書や調べ学習のテーマ別セットの貸出

・図書館未設置自治体公民館図書室、地域型保育病院内患者図書室、児童福祉施設、矯正施設等への貸出支援の実施

##### ◆おすすめ本紹介冊子の作成

・「だっこでよんで」「よんでよんで」「ほんだな」等の作成

・部活動や塾などで読書活動の時間のない子どもに対して、短時間で読むことのできる短編本等を紹介

- ◆地域の図書館における読書イベントの実施
  - ・図書館の魅力を伝えるためのさまざまなイベントの開催
- ◆ボランティアとの連携支援
  - ・教育保育施設・小学校におけるボランティアによる読み聞かせ等の取組支援
- ◆人材育成
  - ・府内の図書館職員等のスキルアップに役立つ講座等の実施
  - ・ボランティア養成講座等の実施
- ◆学校と地域の図書館の連携の強化
  - ・学校図書館支援等、府立図書館や地域の図書館の学校図書館へ本を届けるしくみの強化
- ◆読書活動支援者に対する読書関連講演や好事例の紹介
  - ・図書館職員やボランティア等を対象としたフォーラムの実施
  - ・府立中央図書館における「新刊紹介」講座の実施
- ◆子どもの読書活動を進めるための情報共有の場を設置
  - ・子ども読書活動の推進に取組む関係各課による子ども読書活動推進会議の開催と大阪府社会教育委員会議\*27への報告
  - ・市町村子ども読書活動推進担当者連絡会の開催
- ◆国際児童文学館\*28の資料展示・イベントの実施
  - ・国際児童文学館が所蔵する国内外の貴重な資料を活用することによる読書への関心を高める取組みの実施

### 重点的な施策 5 インターネット、SNS、デジタル技術の活用

「青少年のインターネット利用環境実態調査」(令和6年度内閣府)結果によると、1日のインターネットの平均利用時間は、小学生は約3.7時間、中学生では約5時間、高校生では約6.3時間の利用時間となっています。その利用内容はさまざまですが、全体的に情報検索や動画視聴、ゲーム等の割合が高く、情報や娯楽を得るためのツールとして、インターネットやSNS等を使用していることが分かります。こうした子どもたちの読書への興味・関心が高まるように、インターネット、SNSを活用した取組みをこれからも進めていきます。

またコロナ禍以降、学校でのGIGAスクール構想におけるデジタル端末の導入や、図書館における非来館による図書館資料の利用、電子書籍への関心が高まっています。府内でも、子ども向けのコンテンツ\*29を含む電子書籍貸出サービスを導入する公立図書館は増加傾向にあります。

府立図書館において、電子書籍の活用に関する調査・検討を行うとともに、無料コンテンツの紹介等の取組を進め、より良い読書環境が整備されることをめざします。そして学校図書館や図書館のDX(デジタルトランスフォーメーション)<sup>\*30</sup>についても研究を進めていきます。

## 具体的方策

- ◆府の公式 X における中高生向け本の紹介「さあ、本を読もう！」を実施
  - ・大阪府広報担当副知事“もずやん”がつぶやく府公式 X での「さあ、本を読もう！」コーナーにおいて、大阪府職員が、主に中高生に向けたおすすめ本を選書し、紹介
- ◆「さあ、本を読もう！」への中高生からの投稿の実施
  - ・「さあ、本を読もう！」に投稿機能を加え、新たに中高生からのおすすめ本を投稿できる参加型とし、中高生の読書に対する興味・関心を高める取組を実施
- ◆大阪府中高生ビブリオバトル大会の動画配信等の実施
  - ・平成27年度から実施している「大阪府中高生ビブリオバトル大会」を、第5次計画期間中も引き続き実施(再掲)
  - ・大会の様子を大阪府ホームページで動画配信し、来場できない生徒にも視聴できる取組を実施
- ◆オーサービジット事業の実施
  - ・平成29年度から実施している「オーサービジット事業(学校園への作家訪問)」を第5次計画期間中も引き続き実施(再掲)
  - ・オーサービジット事業の様子を大阪府ホームページで紹介し、学校教育現場におけるオーサービジット事業の普及を促進
- ◆「YA! YA! YA! べんりやん図書館」の活用
  - ・府立中央図書館の中高生(YA<sup>\*31</sup>世代)をメインターゲットに図書館の使い方を紹介したウェブサイト「YA! YA! YA! べんりやん図書館」において、中高生が読みたい本を見つけられるようさまざまなジャンルの本を紹介
- ◆電子書籍の活用に関する情報収集と情報共有
  - ・府立中央図書館において、電子書籍の活用に関する情報収集及び府内市町村図書館との情報共有並びに無料コンテンツを紹介
- ◆DX における先進図書館の情報収集と情報共有
  - ・DX における先進図書館の情報収集及び府内市町村図書館との情報共有

## 第8 生活の場ごとの役割と取組み例

### (1)家庭

子どもの読書活動については、家庭が大きな役割を担っています。子どもにとって最も身近な存在である保護者が配慮・率先して「子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすこと」(推進法第6条「保護者の役割」)が求められています。

『子どもの生活と学びに関する親子調査』(2023年、東京大学社会科学研究所・ベネッセ教育総合研究所による共同実施)によると、幼少期の読み聞かせや早期の読書習慣の形成がその後の読書行動に大きく影響していることが指摘されています。蔵書数が多い家庭の子どもや、本を読む大切さを伝えている保護者の子どもほど、読書時間が長いことが明らかになり、また同じ子どもを7年間追跡した結果では、入学前に読み聞かせをたくさん受けていた子どもたちのグループは、そうでないグループと比べて、中学生までずっと読書時間が長いという結果が得られました。さらに、早い段階で読書習慣を身につけた子どもは、その後も長い読書時間を保つ傾向があることもわかりました。

こうしたことから、できるだけ早い時期に家庭で読書習慣を身につけることが重要であることが分かります。

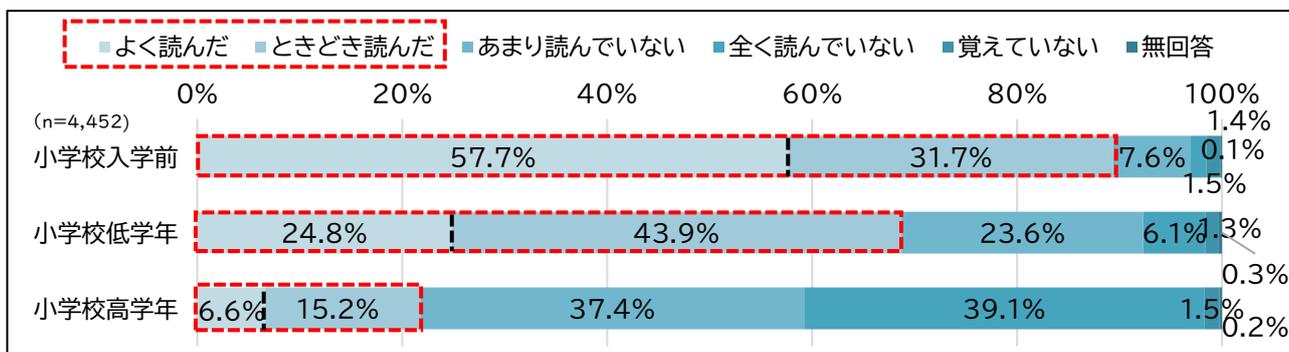
令和6年度に実施した『大阪府子ども読書活動調査』では、子どもに対しての絵本や本の読み聞かせをほとんどの保護者が実施しており、保護者においても乳幼児の時期を中心に、子どもへの本の読み聞かせは大事だと感じている家庭が多いことがわかりました。

子どもの読書活動は、日常生活を通じて形成されるものであり、前述した調査結果においても、できるだけ早い時期に家庭で読書習慣を身につけることが重要であるとあります。早い時期に読書習慣を身につけるためには、乳幼児の時期から日常生活の中で本に親しむ機会が提供されていることが必要です。このため、家庭においては、子どもの身近な場所に本を用意したり、読み聞かせをしたり、子どもと一緒に本を読んだり、図書館や本屋に出向くなど、工夫して子どもが読書に親しむきっかけをつくることが重要です。

また教育保育施設や地域の図書館、ボランティア団体等も、早期の子どもの読書習慣の形成のための取組みを、進んで実施していくことが求められます。

そして、読書活動の機会の充実及び習慣化を図るためには、保護者自身も本に親しみ、読書に対する興味・関心を引き出すよう働きかけることが望まれます。

#### ○保護者の子どもに対する読み聞かせ



(大阪府教育庁「令和6年度大阪府子ども読書活動調査」)

## (2) 学校園等

子どもが自ら進んで読書に親しみ、読書を通して学び、読書習慣を形成していく上で、学校園等はかけがえのない大きな役割を担っています。学習指導要領においても、言語活動の充実とともに、「学校図書館を計画的に利用しその機能の活用を図り、児童の主体的、意欲的な学習活動や読書活動を充実すること。」と明記されており、小学校学習指導要領には、「読書意欲を高め、日常生活において読書活動を活発に行うようにするとともに、他の教科における読書の指導や学校図書館における指導との関連を考えて行うこと。学校図書館の利用に際しては、本の題名や種類などに注目したり、索引を利用して検索をしたりするなどにより、必要な本や資料を選ぶことができるように指導すること。なお、児童の読む図書については、人間形成のため幅広く、偏りがないように配慮して選定すること。」と具体的に記されています。また、幼児期に読書の楽しさを知ることができるよう、教育保育施設等においては、幼稚園教育要領及び保育所保育指針に示されているように、幼児が絵本や物語などに親しむ活動を積極的に行うよう、その指導の充実を期待されています。

これらを踏まえ、学校等においては、司書教諭や学校司書を含む教職員間の連携に留まらず、地域の図書館やボランティア等と連携することで、学校図書館の開館時間の確保や図書の充実、授業等での学校図書館の活用等に努め、全ての子どもが自ら進んで読書に親しみ、さまざまな読書活動を通して読書の幅を広げたり、多様な資料を使って探究学習を行い、情報活用能力を身につけたりできるように、適切な読書支援を行うとともに、そのための環境を整備することが求められます。

### 本とのふれあいを大切に

#### <つばさ共同保育園> (泉南郡熊取町)

##### ○えほんのへや

- ・保育室と別に設けた子どものための図書室。
- ・子どもの本専門店が選書した本に加え、司書に選書

してもらった図書館の団体貸出も利用して、絵本だけでなく科学絵本なども置いている。

- ・他の部屋よりも一段低く作っており、子どもたちが落ち着いて本が読める空間となっている。

- ・棚は、子どもが手に取って選びやすい高さになっており、子どもが自分で本を選んで触って開くという、本を読む一連の動作を通して、本に親しめる工夫がされている。

##### ○ふれあいルーム

- ・地域交流室(ふれあいルーム)があり、地域の方にも開放している部屋である。

そこでは毎週、熊取文庫連絡協議会の方と一緒に「つばさ文庫」を開室している。

- ・園児は、ふれあいルームの本を自由に読んだり、自分で選んだ本を借りることができる。文庫の開室中は、保育士や文庫の方に絵本を読んでもらったりしている。また、地域の方にも本の貸出を行っている。

- ・文庫の本だけでなく、図書館の団体貸出も利用しているため、本の種類や冊数も豊富。

⇒子どもたちは自分の好きな本、読みたい本を選んで、本や本を通して人とのふれあいを楽しんでいる。

☆園での活動においては、体験を大事にして、そこから興味を持ったことを探究する学びにつなげている。またその中で絵本と体験を結びつけ、絵本で興味付けを行ったり、ふり返りを行ったりしている。子どもたちは絵本の世界の空想を楽しみ、体験を通して実際に学び、そこから自分を客観視して見つめ直すことができおり、日々子どもたちの成長を感じている。

園のいたるところに、本があり、図書館からは年2回季節の本などが入った団体貸出セット「絵本こぐま便」も届けられている。



季節の本の展示



## 魅力ある学校図書館に

### <松原市立松原北小学校>

○学校図書館を活用した読書推進の取組み

・書籍の展示方法の工夫や読書活動促進(きっかけづくり)に向けた展示物の作成。

①②テーマ展示 季節や児童の興味関心に合わせたテーマ

ごとの本の展示 ③平行読書 授業と並行して、同じ作家や関連する本を読めるように学年ごとにおく ④読み聞かせて児童と楽しんだ本を手書きの短冊にし、廊下に掲示



- ・児童部会のメンバーによる新刊紹介
- ・絵の本広場…400冊以上の絵本や写真集を面展台上に置き、自由に読める絵の本広場を設営した。文字に苦手意識がある児童も進んで絵の本を楽しむ姿があった。
- ・味見読書…味見をするように多くの本を少しずつ読み、読書傾向に偏りのある児童の本の世界を広げるために、市民図書館と連携して行っている。



《絵の本広場》

《味見読書》

・Library 通信の発行…保護者に向けて「ことばの力を育む大切さ」について発信  
⇒取組みの結果、本や読書に興味・関心をもつ児童が増え、不読率も減少した。

○学校図書館を活用し、自分で考え取り組む力(主体性)を高める授業づくり

学校図書館を「読書センター」だけでなく、「情報センター」、「学習センター」として課題解決の場として位置づけ、児童につけたい力を育成する場としての活用を推進

・各教科の学習について、単元計画の中に図書館の活用を位置づけ、調べ学習や学習内容に関連のある書籍の紹介などに取り組んでいる。

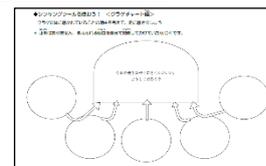
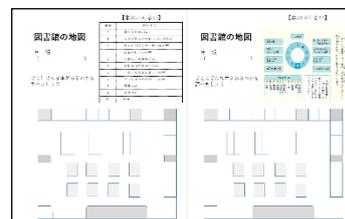
・本の地図…自分の力で、読みたい本や課題を解決するための本を探し出すために作成

・調べ学習のための百科事典の調べ方学習をおこなっている。

・ことばの力を育むための、さまざまな「シンキングツール」を

活用し、自分の考えを整理したり、広げたり、深めたりするために学ぶ。

⇒自ら探究したい課題を解決するために、学校図書館を利用しようとする児童が増えた。



☆学校図書館の持つ機能を最大限に発揮し、日々の学習の中に読書活動、学校図書館活用を取り入れることで、子どもたちの「ことばの力」を育むことができている。また「ことばの力」を育むことで、子どもたちが自分の思いを自信を持って相手に伝えることができるようになった。

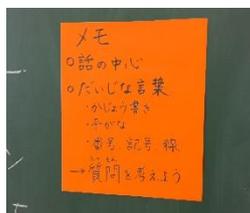
<茨木市立天王小学校>

学校図書館の活用(学校図書館を学びの1つの手段として大いに活用)

○図書を活用した授業

・カリマネ(カリキュラム・マネジメント)マップを作成し、国語科と他教科のつながりを見える化し、図書活用につなげる。

(例:4年社会「くらしと水」)



国語でつけた話す聞くの力



【言語活動】  
栄養教諭の先生の話聞く



【図書活動】  
レポートにまとめる

・物流システム(月1~2回)を活用し、市立図書館・他校と連携。授業で使用する本を揃えている。

・成果物は子どもたちの目につくところに掲示している。図書日よりでも紹介。

⇒学びの幅が広がり、表現が豊かになった。自分で調べたいテーマを決めて、自主学習で調べ学習をしてまとめる子が増えた。

○豊かな心を育てる読書活動

・読書ゆうびん・・・はがきにおすすめの本の題名とおすすめの原因を書き、紹介したい人の学年・クラス、名前を書いてポストに入れる。本を通して、友だちや先生、他学年の子どもとつながる取組み。

・あおぞら読書会・・・中庭の芝生広場を読書スペースとして活用。お気に入りの一冊を手に太陽の光や風を感じながら読書に親しんでいる。先生たちの読み聞かせも行い、大人気の取組み。



【読書ゆうびん】



【あおぞら読書会】

・本に親しむ活動

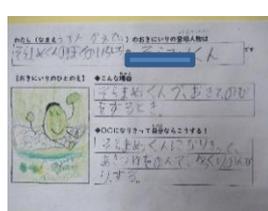
(例:1年「おはなしを読もう」)



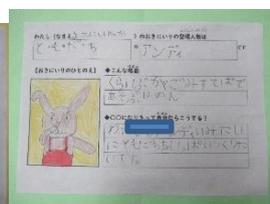
「だれでしょう」クイズ



絵本の中の人物に着目して  
本を選ぶ



おきにいりのひと しょうかいカード



・図書委員会による『わたしの「推し本」紹介』や「分類番号キャラクターの作成」

⇒読書への興味が1年間で6%アップした。(子どもたちのアンケートから)

☆ことばの力をつけるための取組みによって、自分の「考え」を書ける子どもが増えた。

本に触れ合う機会が増え、普段から、図書室で本を使って調べたり、百科事典を使って調べる習慣がついた。

調べたことについて交流する中で、相手を意識して、互いに聴き合う姿が増えた。

### <大東市立深野中学校>

#### ○出会いを生む環境づくり

・教員おすすめの1冊…毎年度4月に教員のおすすめ本を紹介している。

#### 【委員会活動(学習委員)】

・古本市…年に2回(前期・後期)に懇談に合わせて実施。教職員、生徒、保護者、地域から読まなくなった本を寄贈してもらい、正面玄関にならべ、欲しい人は申込書に記入してもらうことができる。

・一箱本だな…1人1箱自分の好きな本、人に薦めたい本を学校図書館の本の中から選んで、紹介POPと一緒に、一箱にまとめてテーマごとに展示。貸出もおこなっている。



テーマ「人情」

- ・吾輩は猫である
- ・君の膵臓を食べたい
- ・ナミヤ雑貨店の奇蹟 など

・他にも、学級文庫の本の買い出し、ビブリオバトル、Uber booksなどの活動をしている。

#### 【立ち止まりたくなる新着図書紹介】

・季節ごとの廊下展示は、五感を刺激できるようなものを置いて、興味付けをおこなっている。

#### 【ビブリオバトルの実施】

・学年の実態に合わせて形態やゴールを設定し、全学年で実施した年度もある。学習委員に年々受け継がれている。「伝える」「聞く」の楽しいトレーニングにもなっている。

⇒さまざまな「本と出会う」取組みを通して、本を読む習慣がついたり、いつもは読まないジャンルの本を読んだりする姿が見られるようになった。

#### ○学びがつながる探究学習

・全教科での図書活用を実施することで、教員の授業デザイン力も向上。

・学年の実態に合わせて形態やゴールを設定し、自分が調べてみたいことを調べる。

・本が足りないときは、2時間続きの時間で地域の図書館へ。

⇒自分が調べたことを発表することで、1人ずつにスポットが当たり、みんなから「知らなかった!」と調べた内容について、認められる経験になる。また自分の関心のあることがテーマになるので、自ら本を読んでいる。



☆学校図書館を使った授業を通して、子どもたちの普段見ることができない一面を見ることができ、子どもたちの興味・関心が分かるようになった。意欲的に課題に取り組む姿、生き生きと活動している姿もよく見られるようになった。

### <大阪府立東高等学校>

○学校図書館を本を借りる場所に

- ・学校図書館が学校の中心部に位置している。
- ・学校図書館の開館時間は、毎日昼、放課後、探究の時間(朝も試験的に開館している)。
- ・さまざまなジャンルの図書を購入し、生徒が学校図書館に入って来て、一番見えるところに新刊や話題の本を配架している。
- ・学校図書館に来館する子どもたちにていねいにレファレンスを実施。
- ・学校図書館にある本や新しく購入した本を、図書館通信を通して紹介。多いときは月2回発行。

・保護者も生徒を通して、学校図書館の本を借りられる。

(親子読書交流にもなっている)

・創立100周年の節目に、教員のおすすめ100冊を紹介する冊子を発行し、生徒に配布。

近くの書店とコラボし、書店で紹介もしてもらった。

⇒探究学習の取組みとの相乗効果もあり、貸出数は年々上昇。2年間で約2倍に！！



新刊も大人気！  
本の種類も  
多種多様です！



○読むことと書くことはセット(探究学習)

・「総合的な探究の時間」を1年生は週1時間、2年生は週2時間設定。

・1年次は「論理コミュニケーション」で論理的思考とアウトプットする表現力の育成するとともに、グループで先行研究を読破したうえで、「プレ探究」により発想力や計画力を身に付け、一通りの「探究活動」のかたちを学ぶ。

・2年次は、1年次の学びに、自らの興味・関心あるいは専門性の高い分野における課題を設定し、その解決に向けてさまざまな手法でグループで取り組み、発表会で発表する。

・『図書館とつながる探究』を進めており、さまざまな資料を通して、学びを深めている。

⇒子どもたちは探究学習を通して、さまざまなジャンルの本に興味を持つことができている。



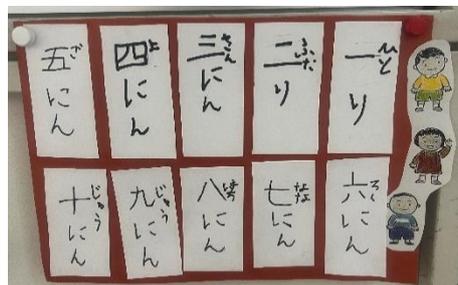
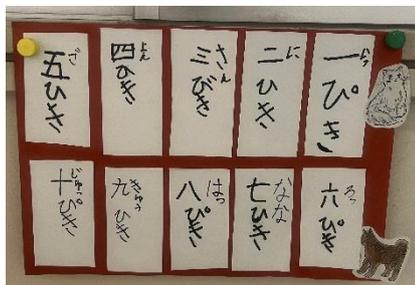
図書館を探究学習が取組みやすいように改修し、子どもたちが集まる場所に。

☆学校図書館の3つの機能「読書センター」「学習センター」「情報センター」を十分に活かし、多くの生徒に学校図書館が活用されている。また活用が進むことで、学力の向上にもつながっている。

<大阪府立中央聴覚支援学校>

○本を読むことを楽しむ

聴覚障がいのある子どもが、『言葉の力』をいかに伸ばすかが重要な課題となっており、その一環として図書活動に力を入れている。



校内に言葉についての掲示をいろいろおこなっている。

・図書室開放(小学部)

各学部で図書の貸出を行っている。小学部では、毎週火曜日の昼休みに図書室の開放をおこなっている。開放時には子どもたちが本を持って次々にやってくる。中学部と図書室を共有しているので、高学年は、中学生向けの本を借りる子どももいる。手話についての本も充実している。本を借りるとスタンプカードにスタンプが押される。カードにスタンプ増えるのを見て、どのくらい本を借りたかわかり、達成感を抱くことができる。



図書室はきれいに本が整頓されていて、表示等探しやすい工夫もおこなっている。

・読書への啓発

校内の随所に読書関連の掲示をおこない、子どもたちへ読書の動機づけをおこなっている。



☆読書活動を通して、語彙力を増やしたり想像力を培ったり『言葉を育むこと』は、聴覚障がいのある子どもたちにとって、とても重要なことと考えている。まずは、本を読むことを楽しんでもらいたいと、校内に本や言葉に関する掲示をおこない、目で見分りやすい取組みをおこなっている。子どもたちは幼稚部・小学部の頃から読み聞かせ活動などで本に親しんでおり、中学部生徒においては本の感想文において、全国大会に作品を出品するなど取組みの成果が現れている。



### <河内長野市教育委員会>

#### ○「B1 グランプリ(Best Book Battle)」の開催

- ・児童生徒一人ひとりがおすすめの本を選び、その本のよさを紹介し合う取組み。
  - ・対象は、市立小学校5年生、中学校2年生。各学校の国語科の学習活動の中で、全児童生徒が自分たちの選んだおすすめの本を紹介し合う。
  - ・その後、市内全校をオンラインでつなぎ、各校の代表がおすすめの本を紹介。全校児童生徒が1人1台端末で投票し、リアルタイムで集計。一番を決めるのではなく、各発表のよさを見つけて評価する。
  - ・伝え合い、聞き合う言語活動を通して、目的に応じて情報を整理する力、適切な言葉でまとめ構成する思考力、互いの立場や考えを尊重して伝え合う表現力を育成する。
  - ・単発のイベントとして終わるのではなく、この取組みを国語科の教育課程内で扱う内容を題材とし、発展的な学習活動として教育課程に位置づけた取組みとして、令和4年度より実施している。
  - ・大会後には、各校の代表本を掲載したポスターを作成し、読書意欲の向上を図っている。
- ⇒子どもたちは、自分の好きな本をみんなに聞いてもらえる、友だちが紹介した本に興味を持ち、今までまったく興味のなかったジャンルの本を読んでみるきっかけとなった等、読書への興味・関心・意欲が高まっている。
- ⇒先生たちは、国語の授業の発展的な活動として計画的に実施できる。この活動を通して、学校図書館や読書の楽しみ方など、読書指導につながる機会となる。また教員もビブリオバトルを実際に行い、子どもたちと一緒に取り組むことで、互いに読書活動の推進となっている。

#### ○その他の読書推進の取組み

- ・言語力向上司書職員の配置。(学校図書館の業務だけでなく、言語力向上に資する学習にも関わる)
  - ・学校図書館図書標準を超えた蔵書数の充実。
  - ・1人1台端末を活用した市立図書館の電子図書の貸出を実施。家庭での読書にもつながる。
  - ・市立図書館による「えほんのひろば」事業の実施。
  - ・市独自の「読書ノート」を配付。感想を言葉で記して記録することで、読書意欲、国語力の向上を図る。10冊達成者を表彰。市 HP、広報誌に掲載。また「読書ノート」の表紙やイラストを児童から募集。
  - ・11月の読書月間に読書冊数調査を実施。(結果を提示し、読書活動推進の意識付けとしている)
  - ・小中学校間の本の相互貸借を行い、各教科の授業で参考となる図書や小学校にはない中学校の図書を「おためし読書」として使用するなど、積極的に活用している。
  - ・「おためし読書」の取組み。普段は読まないような本に出会うことを目的とした取組み。1人2冊(読み物と説明文)ずつ選んで5分間読み、書名・分類・評価をワークシートに記入する。その後、本を隣に回して、計3回繰り返す。最後にその中から1冊を選んで借りる。
- ⇒さまざまな取組みを通して、読書への興味関心を高め、主体的に学校図書館を活用している。不読率が低く、取組みの成果が表れている。

☆読書活動から言語活動につなげる取組みを通して、子どもたちの表現力や思考力が高まっている。また読書を通して、多様な価値観にふれることで視野が広がり、特に Best Book Battle においては、実施することでコミュニケーション能力も向上している。

### (3)地域の図書館等

さまざまな事情により読書活動ができていない子どもが、いつでもどこでも本に親しむことができるよう、地域において読書活動が身近で行える環境を整備することが必要です。

地域の図書館は、子どもが探していた本だけでなく、思いがけない本と出会い、自主的に読書を楽しむことのできる場所であり、地域における読書活動推進の中核的な役割を果たしています。

また学校等への支援も積極的に行い、学校等において読書活動がより一層推進されるように、その専門性を活かした支援が求められています。今後さらにその役割を果たすよう努めることが望まれます。

児童館や公民館等の図書室は、身近な読書活動を行う施設として機能しており、地域の図書館等と連携し図書資料等を整備することが求められます。また、読書活動に関し専門的知識を持つ者やボランティア等多様な人々と連携・協力し、読み聞かせ、おはなし会等、子どもに読書活動の機会を提供する取組の実施に努めることが望まれます。

また、子どもの読書活動の推進を社会全体で効果的に取組むためには、公民連携による普及・啓発が大切です。

#### さまざまな学校サポート

##### < 泉大津市立図書館 >

###### ○学校支援の取組み

朝読サポート貸出、授業サポート貸出、訪問ブックトーク、訪問おはなし会等、希望した学校にさまざまなサポートを行っている。

朝読サポート：学期ごとに朝読書用の本を貸出している。新しい本や人気の本も取り揃え、子どもたちが「読みたい」と思える本を貸出している。

授業サポート：探究学習で使用する本などについて、教科、単元、テーマなどの希望を聞いて、貸出している。テーマ別の貸出セットも充実している。(現在小学校が36種類、中学校が27種類)(テーマ例：SDGs、手話、情報モラル、食育、米、動物、昔の暮らし、政治、アジア、金融・消費生活、太平洋戦争 等)

・他にもボードゲーム貸出やTホンバコ(教職員のための図書資料)の貸出も行っている。

・幼稚園、保育園やこども園にもえほん貸出セットを貸出している。

・貸出については、学校支援担当のスタッフが、直接学校に配送を行っている。

###### ○探究学習の推進

「図書館を使った調べる学習コンクール in 泉大津」を開催。子どもだけでなく、大人も参加可能。

・調べ方が分からない人のために、調べ方の方法や手順、注意事項等を示した冊子を全校に配布。

・学校に出向いて「ミニ調べる学習」の授業をおこなったり、図書館内で先生向け「ミニ調べる学習指導ワークショップ」をおこなったりしている。



☆図書館が積極的に学校をサポートしていくことで、学校からのサポートの依頼が年々増加。学校での図書活用が進み、市内の学校において読書活動が推進されている。

## 多言語えほんのひろば

○令和6年度の取組み(一部)

### <茨木市立穂積図書館>

【開催言語】日本語、韓国・朝鮮語、中国語、ベトナム語、フィリピン語、英語、スペイン語、ネパール語、モンゴル語

- ・大阪府立福井高等学校の多文化共生部コスモスの生徒、図書館のおはなし会ボランティアと一緒に、イオンモール茨木において「いろいろなことばのえほんのひろば」を実施。
- ・会場に自由に絵本を読めるスペースを設置し、日本語と外国語によるおはなし会を2回開催。
- ・フォトスポットを作ったり、外国の遊びを体験できるブースを設置したりと、絵本以外にも参加者が楽しめる工夫を行った。

⇒「英語以外の外国の言葉に触れる機会がないので、こどもにとっていい刺激になったと思う」「日本の絵本がたくさん言葉で世界中の人に読まれていると知ることができた」(参加者の感想)

### <寝屋川市立中央図書館>

【開催言語】

- ・寝屋川国際交流協会を通じて、市内摂南大学の留学生3名(インドネシア・ベトナム・中国)他、姉妹都市アメリカニューポートニュース市交流団、当館の児童サービスボランティア団体といっしょに、「第15回ねやがわ多文化フェスタ」内でのイベントの一環として「いろいろなことばのえほんのひろば」を開催。

- ・午前と午後で計2回、絵本の読み比べと各国の読み手が参加する寸劇を行った。
  - ・いろいろな言葉で来場者の名前を書いてもらうしおり作りを実施。
- ⇒絵本を聞く親子連れは、熱心に耳を傾けていた。今まで図書館では見かけなかった外国籍の子どもにも出会うことができた。しおり作りでは、各国の文字にも興味を持ってもらえたと感じた。



☆外国語絵本を使用して「えほんのひろば」を開催。外国語の絵本を通して、さまざまな言葉や文化に触れることで、子どもたちの多文化理解につながっている。

#### (4)地域のボランティア団体、書店等

これまでも街なかにおいては、さまざまな読書ボランティア団体、NPO 法人、メディア、出版業界、書店、商業施設等の民間事業者や子ども文庫\*32、まちライブラリー\*33等において、自由な発想により、府民に「読書の楽しさと重要性」を伝えていく各種の活動が推進されています。

引き続き、民間事業者等と行政とが持続的な協力関係を築き、子ども読書推進に関わる団体のネットワークづくりを進めることが望まれます。

### 地域の繋がりを築く

#### <特定非営利活動法人 モモの木> (堺市)

##### ○子ども図書館

本と出会い、人と繋がれる場所であり、自分の時間も持てる図書館として、小さい子どもの親子連れや、小学生、中学生等たくさんの人の集いの場となっている。

- ・開館日：毎週火・木・金曜日 10時～18時(祝日を除く)
- ・本の貸出は一人1回7冊まで2週間可能
- ・本を読んだり、友達と遊んだり(スマホ・ゲーム機の持込はNG)と好きな時間を自由に過ごしている。



小さい子に進んで読み聞かせをするなど、異年齢交流にもなっている。



子どもの目につくところに季節の絵本を展示し、手に取りやすいようにしている。



いろいろな年齢やジャンルの本を、ボランティアさんが選書している



- ・読書の他にも図書館の場所を使って、「子育て広場」や「季節のイベント」「プロの演奏家の演奏会」など、さまざまな交流の場としての活動やイベントを行っている。

##### ○子ども食堂

手作りのご飯をお弁当に詰めて販売している。誰でも来ることができ、買うことができる。

- ・開催日：毎週金曜日 17時～18時半(祝日を除く)
- ・18時～19時半は2階のスペースを中学生に開放している。中学生の子どもたちの交流の場となり、勉強を教えてくれるボランティアさんも来て、みんなで楽しく過ごしている。

☆絵本や本に囲まれた「子ども図書館」は、親子の繋がりの場所、子どもの居場所として、本と人、人と人を繋げ、地域の繋がりを築いている。本がある安心感、子どもが選んだ本を借りられる場所、大人も本に触れ合える場所として、絵本や本を身近に感じ、魅力に触れる機会を提供している。来た人がほっと一息、心が休まる居場所を提供する場として、地域において重要な役割を担っている。

大阪府ホームページにおいて、その他読書活動事例を掲載しています。(随時更新)

[<https://www.pref.osaka.lg.jp/o180090/chikikyoyoku/kodomodokusyo/index.html>]



<参考>

	家庭	学校等	地域 (図書館、公民館、 民間団体、書店等)		
			図書館等	その他	
乳幼児の時期	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもに読み聞かせる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・絵本や紙芝居等の読み聞かせの実施</li> <li>・保護者に対する読書活動の実施</li> <li>・ボランティアとの連携</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公立図書館との連携</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・おはなし会の実施</li> <li>・保健センターとの連携(ブックスタート・読み聞かせの実施)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校・教育委員会との連携・ネットワークづくり</li> <li>・学校図書館・教育保育施設への支援</li> </ul>
小学生の時期	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもと一緒に公立図書館、書店に行く</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・読書イベントの実施(読み聞かせ等)</li> <li>・ボランティアとの連携</li> <li>・委員会等における子ども主体の読書活動の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一斉読書の実施</li> <li>・授業等での学校図書館の活用のための環境整備</li> <li>・家読(うちどく)の推奨</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・読書イベントの実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・(民間団体)教育保育施設や学校への読書活動支援</li> <li>・(出版社・書店等)読書啓発・普及、行政との連携協力</li> </ul>
中学生の時期	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもが自ら好きな本を読む</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・読書イベントの実施(ビブリアバトル等)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・探究学習における図書利用の推進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・YAコーナーの充実</li> </ul>	
高校生の時期	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもがすきま時間を見つけて本を読む</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生徒会活動や部活動等生徒主体による読書活動の活性化</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・インターネット・SNSを活用した読書活動に関する情報提供</li> </ul>	

## 第9 SDGsとの関連

社会全体で子どもの読書活動を推進し、いつもそばに本がある読書環境を実現することで、SDGsの目標4「質の高い教育をみんなに」、目標10「人や国の不平等をなくそう」、目標16「平和と公正をすべての人に」の達成に寄与します。



### 持続可能な開発目標(SDGs)について

平成 27(2015)年 9 月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」にて記載された平成 28(2016)年から令和 12(2030)年までの国際目標。

持続可能な世界を実現するための 17 のゴールと 169 のターゲットから構成され、地球上の誰一人として取り残さないことが宣言されています。



### 1 子どもの読書活動の推進に関する法律

子どもの読書活動の推進に関する法律 (平成 13 年 12 月 12 日法律第 154 号)

#### (目的)

第1条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

#### (基本理念)

第2条 子ども(おおむね 18 歳以下の者をいう。以下同じ。)の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

#### (国の責務)

第3条 国は、前条の基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

#### (地方公共団体の責務)

第4条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

#### (事業者の努力)

第5条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

#### (保護者の役割)

第6条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

#### (関係機関等との連携強化)

第7条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(子ども読書活動推進基本計画)

第8条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画(以下「子ども読書活動推進基本計画」という。)を策定しなければならない。

2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県子ども読書活動推進計画等)

第9条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画(以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。)を策定するよう努めなければならない。

2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画(都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画)を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画(以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。)を策定するよう努めなければならない。

3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

(子ども読書の日)

第10条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

2 子ども読書の日は、4月23日とする。

3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日の趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

(財政上の措置等)

第11条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

## 2 第2期大阪府視覚障がい者等の読書環境の整備の推進に関する計画

### 1. 基本方針

視覚障がい者等の読書環境の整備を総合的かつ計画的に推進することにより、障がいの有無にかかわらず、すべての府民が読書活動を通じて文字・活字文化の恵沢を享受することができる社会の実現に寄与することをめざし、第一期大阪府視覚障がい者等の読書環境の整備の推進に関する計画において定めた5つの方向性を継承し、計画を推進します。

### 2. 方向性

<方向性1>アクセシブルな書籍等の充実(読書バリアフリー法第9、10条)

<方向性2>公立図書館等の人材育成・体制整備  
(読書バリアフリー法第9、10、11、15、17条)

<方向性3>利用しやすい施設・設備(機器)、サービスの充実  
(読書バリアフリー法第9、14、15条)

<方向性4>図書館サービスに係る情報発信(読書バリアフリー法第9、10条)

<方向性5>国、市町村との連携(読書バリアフリー法第5、9、17条)

### 3. 指標

「施策に関する指標」を設け、これらの進捗状況を確認することで、着実な施策の推進をめざす。

- (1)アクセシブルな書籍等の充実
- (2)インターネットを利用したサービスの提供体制の強化
- (3)人材育成・体制整備
- (4)読書環境の充実
- (5)図書館サービスに係る情報発信

大阪府ホームページにおいて、計画全文を掲載しています。

[[https://www.pref.osaka.lg.jp/o180090/chikikyoiku/barrier\\_free/index.html](https://www.pref.osaka.lg.jp/o180090/chikikyoiku/barrier_free/index.html)]



### 3 用語解説

*	用語	意味
1	生きる力	いかに社会が変化しようと、自分で課題を見つけ、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、行動し、よりよく問題を解決する資質や能力や、自らを律しつつ、他人とともに協調し、他人を思いやる心や感動する心など、豊かな人間性、たくましく生きるための健康といった資質や能力。 「生きる力」と称することとし、これらをバランスよくはぐくんでいくことが重要となっている。
2	全国学力・学習状況調査	文部科学省において、小学校第6学年、中学校第3学年を対象とし、義務教育の機会均等とその水準の維持向上の観点から、全国的な児童・生徒の学力や学習状況を把握・分析し、「教育施策の成果と課題を検証し、その改善を図ること。」「学校における児童・生徒への教育指導の充実や学習状況の改善等に役立てること。」「そのような取組を通じて、教育に関する継続的な検証改善サイクルを確立すること。」を目的に、全国的に子どもたちの学力状況を把握するため、平成19年度より実施している調査
3	ICT	Information and Communication Technology の略。情報通信技術のこと。情報処理および情報通信に関連する技術の総称
4	学習指導要領	全国のどの地域で教育を受けても、一定の水準の教育を受けられるようにするため、文部科学省が、学校教育法等に基づき、各学校で教育課程(カリキュラム)を編成する際に定めている基準
5	学校図書館図書標準	公立の小・中学校において、学校図書館の図書の整備を図る際の標準として、国が平成5年に定めたもの。学級数に応じて、蔵書冊数が示されている。
6	学校司書	学校図書館の運営の改善及び向上を図り、児童又は生徒及び教員による学校図書館の利用の一層の促進に資するため、専ら学校図書館の職務に従事する者。学校図書館法では、「司書教諭*7」のほか、学校司書を置くよう努めなければならないと定められている
7	司書教諭	教諭として採用された者が学校内の役割としてその職務を担当し、学校図書館資料の選択・収集・提供や子どもの読書活動に対する指導、さらには、学校図書館の利用指導計画を立案し、実施の中心となるなど、学校図書館の運営・活用について中心的な役割を担う者
8	GIGA スクール構想	1人1台端末や高速大容量の通信ネットワーク等の学校 ICT 環境を整備・活用することによって、教育の質を向上させ、全ての子供たちの可能性を引き出す「個別最適な学び」と「協働的な学び」を実現することを目的としたこと。
9	えほんのひろば	たくさんの絵本や図鑑、写真集などを表紙が見えるよう並べた広場のようなスペースを設け、子どもが本をくつろぎながら読んだり、眺めたり、読んでもらったりする活動
10	オーサービジット事業	本の作家(オーサー)が、幼稚園、保育所、認定こども園、小学校、中学校、高等学校、支援学校を訪問(ビジット)して、子どもに読み聞かせ等を行い、本の楽しさを伝える取組
11	SNS	Social Networking Service の略。人と人との社会的な繋がりを維持・促進する様々な機能を提供する、会員制のオンラインサービス
12	X(旧 Twitter)	X Corp. 社が提供する、今していること、感じたこと、他の利用者へのメッセージなどをテキスト・動画・URL で「つぶやき」(ポスト)のような形式で 280 文字(日本語などは 140 文字)以内の短い文章にして投稿するスタイルのブログサービス
13	インスタグラム(Instagram)	Facebook 社が提供する、写真や動画の共有に特化した SNS
14	デージー図書	「デージー」とは、「Digital Accessible Information System」の略で、「利用しやすい情報システム」のこと。デージー図書の特徴は、目次から読みたい章や節、任意のページに飛ぶことができる、最新の圧縮技術で一枚の CD に 50 時間以上も収録が可能である、音声にテキストや画像を同期させることができる等がある。

15	LLブック	「LL」とは、スウェーデン語の「Lattlast(分かりやすく読みやすい)」の略で、「LLブック」は、読むことに困難を伴いがちな青年や成人を対象に、生活年齢に合った内容を、分かりやすく読みやすい形で提供すべく書かれた本のこと (「Lattlast」の表記は、正しくは2つの「a」の上にウムラウト記号が付く)
16	電子書籍	電磁的に記録され、電子端末機器を用いて読めるようにした書籍。動画や音声再生可能なものもある。 電子書籍には、あらかじめ固定されたレイアウトで表示される「固定レイアウト型」と端末の画面に合わせて自動表示され、文字の大きさも変更できる「リフロー型」がある。
17	ユーチューブ(YouTube)	Google 社の運営する世界最大の動画共有サービス
18	小学生すくすくウォッチ	大阪府の小学校5年生と6年生の児童を対象に、各教科の学力に加え、ことばの力や、文章や情報を読み取り考える力、さまざまな情報を活用する力、そして「見えない学力」と言われるねばり強さや好奇心などを育む取組み。
19	中学生チャレンジテスト	大阪府の中学校の生徒を対象に、府内における生徒の学力を把握・分析することにより、大阪の生徒の課題の改善に向けた教育施策及び教育の成果と課題を検証し、その改善を図ったり、テスト結果を活用し、大阪府公立高等学校入学者選抜における評定の公平性の担保に資する資料を作成し、市町村教育委員会及び学校に提供したりするために行う取組み。ほかにも生徒一人ひとりが、自らの学習到達状況を正しく理解することにより、自らの学力に目標を持ち、また、その向上への意欲を高めるなどの目的で行っている。
20	ブックスタート	乳幼児健診などの機会を利用して、乳幼児とその保護者に、絵本を介して触れ合う楽しさや大切さを伝えながら、絵本や子育てに関する情報などを手渡す活動
21	新子育て支援交付金	子育て支援施策の向上に資することを目的に、市町村が地域の実情に沿って取り組む事業を支援するための交付金
22	高校生のための図書館講座「LibCo(りびこ)」	府立中央図書館で実施している図書館やインターネットの上手な使い方等について学び、調べる力をつけることができる高校生向けの図書館講座付き見学プログラム
23	アクセシブルな書籍	点字図書、拡大図書、録音図書、さわる絵本、LLブック、布の絵本等、視覚障がい者等が、その内容を容易に認識することができる書籍
24	アプリケーション	文書編集、データ管理、ゲームなど、特定の目的に使用するために作成されたコンピュータソフトウェア。アプリともいう。
25	対面朗読	視覚による読書に困難を感じている人を対象として、本や雑誌等を代読すること。リーディング
26	家読(うちどく)	家庭内での読書活動。家族で同じ本を読む、それぞれが読んだ本についての感想を話し合うなどの行動を介して、読書の習慣をつけるとともに、家庭内でのコミュニケーションを図ろうとするもの。
27	大阪府社会教育委員会議	「社会教育法」に基づき、社会教育に関し教育委員会に助言するため大阪府が置いている社会教育委員により構成されている会議
28	国際児童文学館	日本国内外の児童書や関連書籍を収集し、研究を行っていた府立国際児童文学館(吹田市千里万博公園内)より約70万点の資料を引き継ぎ、平成22年に府立中央図書館内に移転開館した。「子どもの読書支援センター」、「児童文化の総合資料センター」としての機能をもつ。
29	コンテンツ	「中身」、特に「情報の中身」のこと CD-ROM やインターネットやデジタル放送などの電子媒体を通じてやり取りされる、テキスト、音声、映像、ソフトウェアなどの情報やサービスをさす。
30	図書館のDX(デジタルトランスフォーメーション)	図書館のサービスや運営においてデジタル技術を活用して革新すること。
31	YA(ヤングアダルト)	Young Adult の略。主に中学生・高校生を中心とした10代の若者を指す。
32	子ども文庫	個人あるいは地域のボランティアグループ等が、自宅や公民館、集会所等で本の貸出やおはなし会等を行う活動または場所のこと。
33	まちライブラリー	まちの中のカフェ、ギャラリー、シェアオフィス、お寺、病院などに本棚を設置し、そこにメッセージを付けた本を持ち寄り、交換しながらまちのコミュニケーションをつくる活動。または場所。

## 4 子どもの読書への関心を高める具体的な取組例

第五次「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」(文部科学省)より

### ○ 読み聞かせ

大人が子どもに絵本等を読んで聞かせること。乳幼児期から行われ、子どもは読み聞かせを通じて、言葉を獲得するだけでなく、本への関心を高めることができる。家庭、学校、幼稚園、保育所、認定こども園、図書館等広く行われており、子どもたちが同世代や異年齢の子どもたちへ行う場合もある。

### ○ お話(ストーリーテリング)

語り手が昔話や創作された物語を全て覚えて語り聞かせること。絵本の読み聞かせは絵が想像の助けとなるが、お話は耳からの言葉だけで想像を膨らませる。直接物語を聞くことで、語り手と聞き手が一体となって楽しむことができる。

### ○ ブックトーク

本への興味が湧くような工夫を凝らしながら、ジャンルの異なる複数の本をテーマに沿って紹介する取組。様々なジャンルの本に触れることができる。

### ○ 読書会

数人で集まり、本の感想を話し合う取組。その場で同じ本を読む、事前に読んでくる、一冊の本を順番に読む等、様々な方法がある。この取組により、本の新たな魅力に気づき、より深い読書につなげることができる。

### ○ 書評合戦(ビブリオバトル)

バトラー(発表者)が読んで面白いと思った本を一人5分程度で紹介し、その発表に関する意見交換を2～3分程度で行う。すべての発表が終了した後に、どの本が一番読みたくなったかを参加者の多数決で選ぶ取組。ゲーム感覚で楽しみながら本に関心を持つことができる。

### ○ パネルシアター

パネル布やフランドル布を貼ったボードを舞台にして、不織布で作った絵人形や絵や文字を貼ったり外したりしながらお話や歌遊びをして楽しむもの。

### ○ ピッチトーク

テーマを決めて、自分が読んだ本を、短く発表する取組。ビブリオバトルの形式をとってもよい。

### ○ ペア読書

二人で読書を行うものであり、家族や他の学年、クラス等様々な単位で一冊の本を読み、感想や意見をかわす取組。読む力に差がある場合も相手を意識し、本を共有することにつなげることができる。感想を手紙等の形で相手に伝える方法がとられる場合もある。

○ 味見読書

グループになり、3～5分間と決められた時間で順番に5～10冊程度の本を全て試し読みした後で、一番読みたくなった本を紹介し合う取組。

○ ブッククラブ

同じ本をみんなで少しずつ、数週間かけて読み、お互いに交流していく取組。

○ リテラチャーサークル

読みたい本ごとに3～5人のグループになり、何回かに分けて読み、話し合う取組。

○ アニマシオン

読者のアニマシオンとは、子どもたちの参加により行われる読書指導の一つ。読書の楽しさを伝え自主的に読む力を引き出すために行われる。ゲームや著者訪問等、様々な形で行われる。

○ 本探しゲーム

お題を出して、そのテーマにあった本を探していく取組。ゲーム感覚で楽しみながら、思い掛けない本と出会うことができる。

○ 図書委員、読書リーダー等の読書推進活動

子どもが図書館や読書活動について学び、読書のきっかけ作りになるような子ども向けの企画を実施する取組。読書リーダーは「子ども司書」、「読書コンシェルジュ」、「読書ソムリエ」等の名称でも呼ばれる。

○ 子ども同士の意見交換を通じて、一冊の本を「〇〇賞」として選ぶ取組

参加者が複数の同じ本を読み、評価の基準も含めて議論を行った上で、一冊のお薦め本を決める取組。複数の本を読み込み、共通の本について自身の考えで話し合うことで、自分と異なる視点を知り、自身の幅を広げることにつながる。

○ 読書新聞や読書ポスター、本の帯やPOPの作成

読後の感想や本の紹介等を、新聞形式やポスター形式、カード形式のPOPや本の帯にまとめる取組。読書活動を表現活動へと発展させるものでもある。作成したものを展示したり、コンテストを行ったりする例もある。

○ 自分も書き手となる

自作の小説を書き、お互いに読みあい、工夫したところや、作品に対する思い等を伝えたり、友達の作品へ感想(ファンレター)を書いたりする等、互いに交流する取組。自分が書き手になることで、読書への機会や、プロの作品へのリスペクトへつなげていく。電子化すると、一度に多くの子どもが読むことが可能になる。

○ 映画等と原作の比較

原作本を読みながら映画(ドラマ)を鑑賞する等、映像作品と比較しながら本を読む取組。どちらが先でも、章ごとに区切ってもよい。

○ まわし読み新聞

みんなで新聞を持ち寄り、気になる記事や、面白い記事を一人1件ずつ切り抜き、なぜその記事を選んだかを発表する。その後、みんなで今日のトップ記事を決め、上から順番に記事を貼っていき、最後に編集後記を付けて完成。新聞の記事に親しみ、じっくりと読むことができる。

○ 読書の記録

読んだ本の署名などを記録できるよう、冊子などを手渡したり、「読書通帳機」で記録を印字できるようにしたりする取組。読書の記録によって、自分の読書傾向を把握したり、読んだ内容を改めて思い出したりすることができる。読書記録のためのアプリ等は、協働的な活動を可能とする仕組みを付加すること等で、多様な子どもの関心を集められる可能性もある。なお、読書の記録については、プライバシーの保護に、十分な配慮が必要である。

## 5 令和6年度大阪府子ども読書活動に関する調査結果 概要版

### (1) 調査の目的

「第5次大阪府子ども読書活動推進計画（仮称）」策定にあたり、子ども・保護者の読書に対する意識や習慣、府内の学校や市町村図書館等における子どもの読書活動推進の取組み状況等のうち、全国学力・学習状況調査等の既存調査では把握できない項目を調査し、大阪府の課題の把握・分析を行う。

### (2) 調査時期

抽出 令和6年12月～令和7年1月

悉皆 令和6年12月～令和7年1月（2月まで延長）

### (3) 調査対象

- ① 国立・公立・私立の小・中・高・支援学校（義務教育学校を含む）の児童生徒（対象学年：小学5年生、中学2年生、高校2年生）【抽出】
- ② 保護者（①の児童生徒の保護者）【抽出】
- ③ 国立・公立・私立の小・中・高・支援学校
- ④ 公立・私立幼稚園（認定子ども園を含む）
- ⑤ 公立・民間保育所（認定子ども園を含む）
- ⑥ 公立図書館（分館、公民館図書室を含む）
- ⑦ 社会教育施設（公民館（⑥を除く）、公民館類似施設、青少年教育施設）
- ※③～⑦は悉皆、いずれの調査もオンラインにて実施

調査項目のうち、特徴的なものや傾向を捉えることができるものを概要版として、抽出する。

※（ ）内は前回令和元年度調査のデータ、番号を○で囲んでいる調査項目は複数回答可のもの

### ① 調査対象【児童・生徒】

番号	調査項目	小学5年生	中学2年生	高校2年生
1	読書が好き	73% (73%)	63% (65%)	62% (63%)
②	調べる方法	インターネット 78% (55%) 家族に聞く 69% (76%) 友だちに聞く 51% (43%) ※本や辞書 32% (48%)	インターネット 89% (81%) 友だちに聞く 63% (56%) 家族に聞く 53% (50%) ※本や辞書 19% (32%)	インターネット 91% (89%) 友だちに聞く 58% (48%) 先生に聞く 38% (29%) ※本や辞書 16% (29%)
3	学校図書館利用率	週1以上 38% (—) 授業のみ 56% (—) 全く利用しない 6% (—)	週1以上 21% (—) 授業のみ 41% (—) 全く利用しない 37% (—)	週1以上 8% (—) 授業のみ 22% (—) 全く利用しない 70% (—)
4	不読率 ※ (授業以外全く本を読まない子どもの割合)	「令和6年度すくすくウオッチ」の結果を代用 21% (11%)	「令和6年度チャレンジテスト」の結果を代用 31% (25%)	56% (47%)
高校生は4において、授業以外で本を読んでいると回答した子どものみ対象	⑤ 読む本の種類	マンガ 65% (—) 主に文字だけの本 51% (—) 絵本 31% (—)	マンガ 38% (—) 主に文字だけの本 30% (—) 雑誌 9% (—)	主に文字だけの本 75% (—) マンガ 69% (—) 雑誌 15% (—)
	⑥ 学校がある日の授業以外の読書時間	朝読書 46% (—) 帰宅から寝るまで 30% (52%) 休み時間 23% (31%)	朝読書 56% (—) 帰宅から寝るまで 29% (38%) 読まない 21% (9%)	帰宅から寝るまで 60% (50%) 登校前 20% (12%) 朝読書 19% (—)
	7 休日の不読率	24% (17%)	40% (40%)	53% (53%)
	⑧ 読書をする理由 (読書が好きな理由)	物語を楽しむ 53% ※内容を楽しむ (69%) 知らないことを知る 45% (62%) 気分転換 42% (53%)	物語を楽しむ 51% ※内容を楽しむ (69%) 気分転換 38% (47%) 知らないことを知る 28% (44%)	物語を楽しむ 65% ※内容を楽しむ (69%) 気分転換 53% (50%) 感動を得る 37% (33%)
	⑨ 本を選ぶ場所	学校図書館 42% (63%) 書店 38% (55%) 家 34% (32%) 地域の図書館 15% (29%)	書店 46% (66%) 家 27% (32%) 学校図書館 17% (31%) 地域の図書館 10% (17%)	書店 56% (64%) 家 24% (23%) 学校図書館 13% (15%) 地域の図書館 8% (10%)
	⑨ 本の選び方	好きなジャンル 53% (64%) 友だちのおすすめ 42% (45%) 家族のおすすめ 30% (28%)	好きなジャンル 48% (64%) SNSで紹介 41% (34%) アニメや漫画の原作 41% (45%)	好きなジャンル 53% (56%) SNSで紹介 48% (40%) アニメや漫画の原作 37% (36%)
	10	電子書籍より紙の本をよく読む	68% (86%)	57% (73%)
	紙より電子書籍をよく読む	5% (10%)	16% (21%)	23% (24%)

	⑪	本の入手方法	学校図書館 73% (—) 本屋 55% (—) 家にある本 42% (—) 地域の図書館 31% (—)	本屋 67% (—) 家にある本 33% (—) 学校図書館 28% (—) 地域の図書館 17% (—)	本屋 79% (—) インターネット 28% (—) 家にある本 28% (—) 学校図書館 18% (—) 地域の図書館 18% (—)
小中高ともに本を全く読まない子どもが対象（高校生は4において、授業以外で本を読んでいると回答した子どものみ対象）	⑫	読書をしない・できない理由	時間がない 36% (33%) 読みたい本がない 35% (53%) 読むのがめんどろ 30% (45%)	読むのがめんどろ 41% (42%) 読みたい本がない 40% (49%) 時間がない 34% (37%)	時間がない 42% (48%) 読みたい本がない 41% (39%) 読むのがめんどろ 37% (36%)
	⑬	時間がない理由	ゲーム 71% (59%) 友だちとの遊び 70% (39%) 塾や勉強 60% (44%) 習い事やボランティア 56% (39%) TV・YouTube・SNS等の動画 52% (44%)	塾や勉強 86% (57%) TV・YouTube・SNS等の動画 80% (34%) 友だちとの遊び 73% (46%) ゲーム 69% (46%) 部活動 67% (75%)	部活動 66% (50%) 塾や勉強 59% (40%) TV・YouTube・SNS等の動画 54% (28%) インターネット・SNS 47% (51%) 友だちとの遊び 46% (38%)
	⑭	読書をするための方法	本を読む時間の確保 41% (28%) 友だちと本の話をする 22% (14%) 本の値段を安くする 21% (20%)	本を読む時間の確保 36% (32%) 本を SNS で紹介 36% (21%) 本の値段を安くする 32% (26%)	本を読む時間の確保 37% (43%) 本を SNS で紹介 36% (28%) 本の値段を安くする 21% (24%)

※令和6年度調査はマンガ・雑誌等も読書に含んだ調査となっている

## ② 調査対象【保護者】

番号	調査項目	小学校入学前	小学校低学年	小学校高学年
1	読み聞かせ【よく、ときどき読んだ】	89%(87%)	69%(52%)	22%(12%)
番号	調査項目	小学5年生保護者	中学2年生保護者	高校2年生保護者
2	読み聞かせ以外のきっかけづくり	一緒に本屋へ行く 60% (60%) 読みたい本を渡す 58% (42%) 一緒に図書館に行く 52% (47%)	一緒に本屋へ行く 54% (54%) 読みたい本を渡す 52% (35%) 一緒に図書館に行く 46% (37%)	一緒に本屋へ行く 49% (43%) 読みたい本を渡す 47% (34%) 一緒に図書館に行く 43% (33%)
3	読書好きな保護者	64% (64%)	65% (59%)	67% (63%)
④	調べる方法	インターネット 98% (—) 家族に聞く 44% (—) 友だちに聞く 30% (—) ※本や辞書 24% (—)	インターネット 98% (—) 家族に聞く 42% (—) 友だちに聞く 26% (—) ※本や辞書 24% (—)	インターネット 96% (—) 家族に聞く 38% (—) 本や辞書 25% (—)
5	保護者の不読率	26% (42%)	27% (45%)	25% (41%)
⑥	読む本の種類	主に文字だけの本 52% (—) マンガ 47% (—) 雑誌 38% (—) 新聞 18% (—)	主に文字だけの本 52% (—) マンガ 45% (—) 雑誌 36% (—) 新聞 22% (—)	主に文字だけの本 54% (—) マンガ 40% (—) 雑誌 36% (—) 新聞 29% (—)
⑦	読書をしない・できない理由 ※2	時間がない 57% (74%) 読むのがめんどろ 20% (17%) 読みたい本がない 19% (13%)	時間がない 57% (69%) 読むのがめんどろ 20% (21%) 読みたい本がない 16% (15%) 文字を読むのがめんどろ 16% (—)	時間がない 47% (69%) 読むのがめんどろ 20% (19%) 読みたい本がない 18% (14%)
⑧	子どもが読書をするための方法	本を読む時間の確保 50% (56%) 読書ができる場が身近にある 43% (31%) 小さいころから読み聞かせ 39% (45%) 図書館に読みたくなる本を置く 37% (38%)	本を読む時間の確保 47% (52%) 読書ができる場が身近にある 40% (24%) 小さいころから読み聞かせ 37% (46%) 図書館に読みたくなる本を置く 36% (31%)	本を読む時間の確保 49% (49%) 小さいころから読み聞かせ 40% (45%) 読書ができる場が身近にある 36% (19%) SNSでの本の紹介 32% (26%)

※1 令和6年度調査はマンガ・雑誌等も読書に含んだ調査となっている ※2 7は5で本を全く読まないと回答した保護者のみ対象

### ③ 調査対象【学校】

番号	調査項目	小学校		中学校		高等学校		支援学校等
		公立	国・私立	公立	国・私立	公立	国・私立	国・公立
4	学校図書館が平日5日開館している割合	76% (87%)	67% (100%)	74% (74%)	97% (100%)	89% (94%)	92% (98%)	69% (57%)
5	学校図書館が1日中開いている割合	23%	44%	18%	70%	28%	66%	31%
6	調べ学習の方法で本を使っている割合	79% (96%)	78% (100%)	37% (85%)	64% (96%)	33% (91%)	48% (93%)	26% (63%)
7	公立図書館と連携している割合	93% (94%)	56% (83%)	70% (81%)	21% (19%)	36% (42%)	20% (21%)	33% (35%)
⑧	公立図書館との連携内容	団体貸出 91% 図書館見学 49% 配送システム 45%	団体貸出 80% 配送システム 60% 図書館見学 40%	団体貸出 71% 配送システム 49% 職業体験 42%	団体貸出 71% 情報共有 14%	情報共有 42% 団体貸出 36%	団体貸出 60% 情報共有 40% ピブリオバトル 20%	リサイクル図書 36% 団体貸出 29% 図書館見学 29%
⑨	7を行っていない理由	教職員の要望がない 56% 時間的な余裕がない 42% 図書館が遠い 40%	人的余裕がない 100% 時間的な余裕がない 75% 教職員の要望がない 50%	時間的な余裕がない 52% 人的余裕がない 49% 教職員の要望がない 49%	学校図書館で十分 39% 教職員の要望がない 35% 人的余裕がない 27%	人的余裕がない 68% 時間的な余裕がない 60% 教職員の要望がない 48%	人的余裕がない 43% 教職員の要望がない 43% 時間的な余裕がない 25% 学校図書館で十分 25%	教職員の要望がない 43% 人的余裕がない 39% 時間的な余裕がない 36%
11	学校司書が平日5日配置されている割合※1	21%	33%	23%	85%	44%	78%	14%
12	学校司書が1日中配置されている割合※1	60%	33%	70%	79%	31%	74%	7%
13	読書に関する取組をおこなっている割合	99%	100%	97%	97%	75%	86%	83%
⑭	13の取組内容	読み聞かせ 95% 推薦図書コーナー 82% 読書週間 76%	本の帯・POP作り 89% 読書週間 78% 読書記録カード 78%	一斉読書 78% 推薦図書コーナー 76% 本の帯・POP作り 67%	推薦図書コーナー 94% 本の帯・POP作り 47% 読書週間 44%	推薦図書コーナー 79% 本の帯・POP作り 51% ピブリオバトル 20%	推薦図書コーナー 98% 本の帯・POP作り 58% 読書週間 37%	読み聞かせ 66% 推薦図書コーナー 37% 読書記録カード 31%
⑮	児童生徒がより読書に親しむために有効だと考える取組	子どもが好む本を置く 94% 学校司書の配置 82% 学級文庫の充実 81%	子どもが好む本を置く 78% 学級文庫の充実 78%	子どもが好む本を置く 89% 学校司書の配置 68% 授業で図書館を活用 68%	子どもが好む本を置く 94% おすすめ本の紹介 64% 授業で図書館を活用 64% 図書館の雰囲気 64%	子どもが好む本を置く 80% 授業で図書館を活用 61% 学校司書の配置 58%	子どもが好む本を置く 84% 授業で図書館を活用 76% 図書館の雰囲気 58%	子どもが好む本を置く 83% 授業で図書館を活用 55% 図書館の雰囲気 52%

※1 府立高校、支援学校は学校図書館担当者について

※前回との比較については質問項目や選択肢の変更が多数あるため省略あり

### ④⑤ 調査対象【教育保育施設】

番号	調査項目	教育保育施設	
3	えほんコーナーを設置している割合	89%	
5	保護者を対象にした取組の実施割合	56%	
⑥	5の取組の内容	家庭への絵本貸出 62% 家庭への絵本提供 24%	おすすめ絵本の紹介 60%
⑦	5の取組をおこなっていない理由	人的な余裕がない 51% 保護者の要望がない 40%	時間的な余裕がない 50%
8	職員以外の子ども読書の取組をおこなっている割合	47%	
⑨	8の取組の実施者	読書ボランティア 69% 公立図書館司書 14%	保護者 16%

⑩	8の取組の内容	絵本の読み聞かせ 96% パネルシアター 33%	紙芝居 46%
12	公立図書館との連携をおこなっている割合	51%	
⑬	12の連携内容	団体貸出 68% 配送システム 21%	図書やイベント等の情報共有 22% 図書館見学 20%
⑭	12をおこなっていない理由	公立図書館が遠い 38% 時間的な余裕がない 28%	人的な余裕がない 28% 連携の方法がない 23%

※前回は施設ごとに集計していたため、比較については省略

⑥ 調査対象【図書館】		
番号	調査項目	図書館
3	子ども読書活動推進の取組の実施割合	98% (98%)
④	子ども読書活動推進の取組の内容	おはなし会 100% (94%) 子ども向け資料の展示 97% (97%) 親子向けイベントの実施 96% (—) 広報誌等への情報掲載 95% (82%) 公立図書館見学の受入 92% (78%)
⑥	今後有効だと考える図書館等の取組内容	おはなし会 95% 子ども向け資料の展示 93% 親子向けイベントの実施 92% 公立図書館見学の受入 82% 広報誌等への情報掲載 72%
7	乳幼児が本に親しむための取組の実施割合	100% (98%)
⑧	乳幼児が本に親しむための取組の内容	乳幼児対象のお話し会 95% (82%) 低い書架の設置 88% (94%) 絵本リストの配布 84% (79%)
10	日本語を母語としない子どもが本に親しむための取組の実施割合	88% (70%)
⑪	日本語を母語としない子どもが本に親しむための取組の内容	日本語以外の絵本等の配置 100% (98%) 文字のない絵本の配置 57% (66%) 日本語以外の絵本リスト等の配置 57% (48%)
13	障がいのある子どもが本に親しむための取組の実施割合	96% (84%)
⑭	障がいのある子どもが本に親しむための取組の内容	点字図書の配置 94% (77%) バリアフリーの本の配置 85% (71%) 拡大図書の配置 63% (56%) 施設のバリアフリー化 62% (76%)
16	学校や教育保育施設と連携している割合	99% (94%)
18	社会教育施設と連携している割合	77% (72%)
20	子育て支援に関する施設と連携している割合	91% (79%)
⑳	子育て支援に関する施設との連携内容	団体貸出 85% ブックスタートの実施 73% 図書やイベント等の情報共有 68%
㉑	ブックスタートの取組み内容 ※21でブックスタートと回答した場合のみ回答	図書館の利用案内やおすすめの絵本リスト等の配布 95% 読み聞かせやおはなし会の実施 74% 絵本コーナー等の設置や貸出 41%

⑦ 調査対象【公民館・社会教育施設等】

番号	調査項目	公民館・社会教育施設等
3	図書ルーム等の設置	48% ⇒ 500冊以上…77% 貸出…82%
4	子ども読書活動推進の取組の実施割合	43%
⑤	子ども読書活動推進の取組の内容	おすすめ絵本の展示やおすすめ絵本リストの作成・配布 51% 絵本等の読み聞かせ講座 49% おはなしボランティア入門講座 18%
7	読書ボランティアによる取組の実施割合	27%
⑧	読書ボランティアによる取組の内容	絵本等の読み聞かせ 95% 紙芝居 46%
9	図書館と連携している割合	79%
⑩	図書館との連携内容	図書やイベント等の情報共有 41% 配送システム 22% リサイクル図書 13%
⑫	今後、図書館と望む連携内容	図書やイベント等の情報共有 51% 司書の派遣（読み聞かせ等） 37%

※前回は施設ごとに集計していたため、比較については省略

## 報告事項 1（周知・報告）

大阪府立学校条例及び府立高等学校再編整備計画に基づく再編整備対象校の事務機能等の取扱い及び特色ある取組み等の継承について

標記について、別紙の通り報告する。

令和8年3月27日

(周知・報告事項)

大阪府立学校条例及び府立高等学校再編整備計画に基づく再編整備対象校の  
事務機能等の取扱い及び特色ある取組み等の継承について

令和8年3月27日

大阪府教育委員会

## 1 令和6年度及び令和7年度実施対象校の事務機能等の取扱いについて

- ・ 令和6年度及び令和7年度の再編整備による募集停止校の閉校予定日以降の各記録文書の保存及びそれらに関する各種証明書発行業務等を含む事務（以下、事務機能等）については、中央高校にて取り扱うこととする。

なお、中央高校において、事務機能等を取り扱う時期は以下とおりとする。

令和6年度対象校（大正白稜高校・福泉高校）：令和10年4月から

令和7年度対象校（門真西高校・懐風館高校）：令和11年4月から

中央高校 大阪府中央区釣鐘町1-1-5 平成4年開校 昼夜間単位制

平成4年に大阪府立中央高校として開校し、令和4年に大阪府に移管。府内公立で唯一の昼夜間単位制の高校で、昼間から夜間まで自分のライフスタイルに合わせ、進路希望や興味・関心に応じて学習内容を選び、卒業をめざすことができる。

## 2 令和7年度実施対象校である門真西高校及び懐風館高校の特色ある取組みについて

- ・ 門真西高校の地域連携や生徒の居場所づくりに関する取組みを、門真なみはや高校へ引き継ぎ、これまで門真なみはや高校が取り組んできた地域との連携や生徒支援の充実を図る。
- ・ 懐風館高校のスポーツや保育に関する教育活動に係る取組みを、金剛高校へ引き継ぎ、金剛高校が地域と連携して取り組んでいるスポーツや保育に関する実習等、学びの充実を図る。

門真なみはや高校 門真市島頭4-9-1 平成13年開校 総合学科

門真高校と門真南高校の統合により平成13年度に普通科総合選択制として開校し、平成29年度に総合学科に改編。生徒一人ひとりを大切にし、その個性を伸ばし、確かな学力と豊かな人間性を持つ人材の育成をめざした教育を実施。また、大学進学から就職まで多様な進路に対応する進路指導を、3年間を通して計画的に行っている。

金剛高校 富田林市藤沢台2-1-1 昭和54年開校 普通科

平成30年度に普通科総合選択制から普通科専門コース設置校に改編。多様な学びを通じて生徒一人ひとりの興味、関心や学ぶ意欲を育み、地域社会を支える人材の育成をめざしている。また、ともに学びともに育つ教育を推進するなかで、豊かな人権感覚を持ち地域や社会に貢献しようとする姿勢を育んでいる。

令和6年11月11日教育委員会会議 決定事項

募集停止する学校

対象校 (所在地)	募集停止時期
<small>たいしょうはくりょう</small> 大正白稜高校 (大阪市大正区)	令和8年度 入学者募集時
<small>ふくいずみ</small> 福泉高校 (堺市西区)	令和8年度 入学者募集時

令和7年11月10日教育委員会会議 決定事項

募集停止する学校

対象校 (所在地)	募集停止時期
<small>かどまし</small> 門真西高校 (門真市)	令和9年度 入学者募集時
<small>かいふうかん</small> 懐風館高校 (羽曳野市)	令和9年度 入学者募集時

## 報告事項 2（周知・報告）

令和 10 年度以降の大阪府立知的障がい高等支援学校職業学科  
入学者選抜について

標記について、別紙のとおり報告する。

令和 8 年 3 月 27 日

# 令和 10 年度以降の大阪府立知的障がい高等支援学校職業学科入学者選抜について

令和 8 年 3 月  
大阪府教育委員会

大阪府教育委員会が令和 7 年 3 月に定めた「大阪府立高等学校入学者選抜制度改善方針」においては、令和 10 年度以降の府立知的障がい高等支援学校職業学科（本校）入学者選抜（以下「高等支援選抜」という。）及び府立高等学校に設置する共生推進教室入学者選抜（以下「共生推進教室選抜」という。）の日程等について、学力検査等実施の基準日を 2 月 16 日とする、「帰国生選抜等」（\*）と同一日程で実施するとしている。令和 10 年度選抜以降、現行の選抜と変更となる点について、日程を含めて以下に示す。

（\*）海外から帰国した生徒の入学者選抜、日本語指導が必要な帰国生徒・外国人生徒入学者選抜及び知的障がい生徒自立支援コース入学者選抜

## I 大阪府立知的障がい高等支援学校職業学科入学者選抜の主な変更点

### 1 選抜日程

- (1) 高等支援選抜及び共生推進教室選抜の検査等実施の基準日は 2 月 16 日とする。
- (2) 高等支援選抜においては、一日め（2 月 16 日）に適性検査を、二日めに面接を実施する。  
なお、高等支援補充選抜及び共生推進教室補充選抜は、高等支援選抜及び共生推進教室選抜の合格発表後に実施する。

### 2 選抜資料

選抜資料は、適性検査、調査書、面接の中から、それぞれの入学者選抜において定める。面接は、エントリーシートを参考資料として行う。

なお、これまで中学校等が作成する資料としていた推薦書は廃止とする。

## II その他

ここに定めるもののほか、入学者選抜に関する必要な事項は、入学者選抜実施要項で定める。

### 報告事項 3（意見聴取）

府立学校施設長寿命化整備方針（第2期）（案）について

標記について、別紙のとおり報告し、委員会に意見を求める。

令和8年3月27日

# 府立学校施設長寿命化整備方針（第2期）について（概要）（案）

## 目的・位置づけ等

### ○背景

- ・昭和50年前後の生徒急増期に多くの学校施設を整備。老朽化対策の平準化が必要。（築年数41年以上：73%）
- ・府立学校を取り巻く環境の変化（Society5.0時代、少子化など）に対し、「新しい時代の学びを実現する教育環境向上」が必要。
- ・『府立高校改革アクションプラン』において「学校の魅力化」を推進（建て替え、内装リニューアル、トイレ洋式化等、空調設備整備）

### ○目的

「新しい時代の学びを実現する教育環境向上」及び「学校の魅力化」と老朽化対策を一体的に進めるための整備方針を示して、  
学校施設の整備を計画的に実施すること

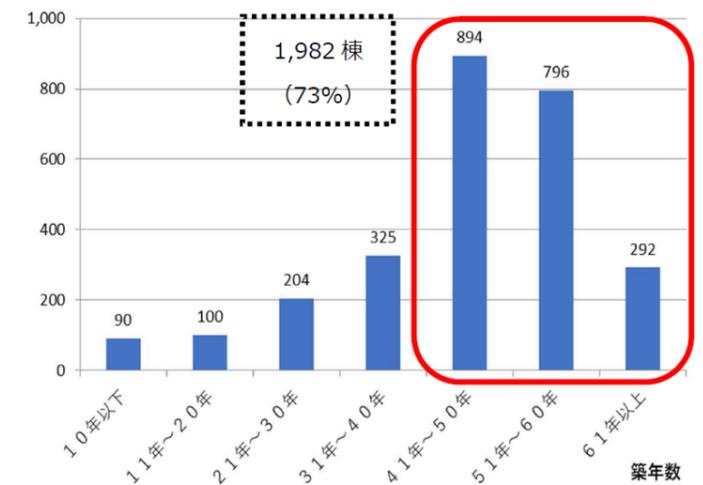
### ○位置づけ

「大阪府ファシリティマネジメント基本方針」（R8.3月策定）に基づく「個別施設計画」

（→「長寿命化（長期使用）を前提とした維持保全」、「総量最適化・有効活用」、「計画的な更新（建替）」の三つの柱）

### ○取組期間：令和8年度から令和17年度まで（10年間）

棟数 府立学校築年数別棟数（令和7年3月31日現在/2,701棟）



## 基本的な方針

### 1 長寿命化と予防保全

- (1)施設の長寿命化の推進、維持・改築経費の平準化・事業費縮減
- (2)劣化度調査等ふまえた施設管理システム(データベース)の整備、予防保全の実施

### 2 適正配置と有効活用

- (1)幼児児童生徒数の増減、教育的ニーズの多様化等に合わせた施設の整備・配置
- (2)既存施設の有効活用(高校から支援学校への転用、未利用施設の売却・貸付等)

### 3 計画的な改築

- (1)改築にあたっての検討 (2)改築の計画的な実施
- 築年数が使用年数の目安である70年を経過する場合の整備の方向性は改築
  - ・安全性や良好な学習環境を確保できない状態等
  - ・地域の学びの拠点としての役割を期待される学校等
 築後70年に関わらず改築を検討

### 4 めざすべき学校施設のあり方

### 5 緊急対策

## 整備水準

### 1 耐久性・安全性の向上

- 構造躯体の劣化対策(劣化状況の把握・中性化対策・ひび割れ補修等)
- 外壁・屋上防水、設備機器の老朽化対策(耐久性の高い部材での改修・更新等)等

### 2 学習環境面の機能性の向上

- 魅力・特色ある学校づくり(選ばれる高校となるよう、一層の魅力化・特色化の実現)
- 幼児児童生徒の主体的な活動の支援(自主・自立的活動に向けた空間・機器の導入)
- 安全でゆとりと潤いのあるスペース等の整備 ○地域との連携 等

### 3 生活環境面の機能性の向上

- 省エネルギー化(ZEB化、LED等) ○ユニバーサルデザイン化の推進 ○断熱性能向上
- 快適性の向上(トイレ洋式化等・空調設備整備・内装リニューアル、木材利用等)

## 整備方針

### 1 整備の実施方針

- 築年数・劣化度調査(総合劣化度)等を基に学校・棟単位での計画的な改修等を実施  
→更新時期の近い建築部位・設備を集約し改修するなど事業費の平準化・縮減を図る
- 築後70年を目安に、概ね20年ごとの修繕・改修等の周期を設定
- 築年数による5グループに分類し、総合劣化度等をふまえた改修等を実施  
(築年数：A 20年以下、B 21～40年、C 41～60年、D 61～70年、E 71年以上)
- 長寿命化改修にあたっては、建物の継続使用年数等を考慮するだけでなく、新しい時代の学びを実現するための学習環境面及び生活環境面での機能向上や学校の魅力化推進を考慮して実施していく。

### 2 事業費の縮減方策及び土地の有効活用の検討

- 中長期的にみた学校施設全体の事業費の更なる縮減方策等を検討
- 事業費縮減方策(仮設校舎の工夫、施設保有のあり方の検討等)
- PPP手法導入 ○土地の有効・高度利用

### 3 施設整備と再編整備との関係

- 施設整備にあたっては、府立高等学校再編整備計画等で示した今後の方向性を踏まえた再編整備の動きとあわせて、整備規模等を検討する。

### 4 実施方針に基づく整備の取組み

- 長寿命化整備方針の継続的運用
  - ・データベースの整備・活用
  - ・推進体制等の整備
- 実施計画の策定  
事業実施計画を5年ごとに策定し、学校・棟ごとの計画的な改修等を実施。  
(R8年3月に事業実施計画(第2期：R8年度～R12年度)を策定。)

# 府立学校施設長寿命化整備方針

(第2期：令和8年度～令和17年度)

(案)

令和8年3月

大阪府教育庁

## 目 次

第 1 方針策定の目的等	P. 1
1 方針策定の目的	
2 本方針の位置づけ	
3 取組期間	
第 2 府立学校施設を取り巻く状況と課題	P. 6
1 府立学校の現状	
2 府立学校施設の現状	
3 府立学校施設の役割	
4 府立高等学校の再編整備等	
5 府立支援学校の動向	
6 府の財政状況	
第 3 府立学校施設の整備に関する基本的な方針	P. 13
1 長寿命化と予防保全	
2 適正配置と有効活用	
3 計画的な改築	
4 めざすべき学校施設のあり方	
5 緊急対策	
第 4 基本的な方針を踏まえた施設整備の水準等	P. 22
1 耐久性・安全性の向上	
2 学習環境面の機能性の向上	
3 生活環境面の機能性の向上	
第 5 府立学校施設整備の実施方針	P. 28
1 整備の実施方針	
2 事業費の縮減方策及び土地の有効活用の検討	
3 施設整備と再編整備との関係	
4 実施方針に基づく整備の取組み	

## 第1 方針策定の目的等

### 1. 方針策定の目的

わが国では、「第二次ベビーブーム<sup>i</sup>」に生まれた児童生徒の増加に対応するため、昭和40年代後半から多くの学校が建設された。

大阪府においても、昭和40年代後半から50年代前半の児童生徒急増期に、多くの府立学校を建設した結果、令和7年4月1日現在で、全府立学校188校<sup>ii</sup>（高等学校146校、支援学校42校）のうち、主な校舎（管理棟、普通校舎棟）が築後41年以上の学校は74%（140校）、うち築後51年以上の学校が全体の35%（66校）を占める状況となっている。

教育委員会では、平成19年度まで築後60年を目途に老朽化対策として学校施設の改築<sup>iii</sup>を行ってきたが、「大阪府住宅・建築物耐震10カ年戦略プラン」（平成18年12月）及び「府有建築物耐震化実施方針」（平成19年3月）策定以降、老朽化に伴う学校施設の改築よりも耐震化を優先し、重点的に取り組んできた。

その後、大阪府においては、「行財政改革推進プラン（案）」（平成27年2月）に位置付けられた「公共施設等の最適な経営管理（ファシリティマネジメント）」を推進するため、すべての府の公共施設を対象とした全庁方針として「大阪府ファシリティマネジメント基本方針（大阪府公共施設等総合管理計画）」を平成27年11月に策定し、その目的及び取組は継続した上で、新たな課題の解決及び基本的な考え方を示すため、令和8年3月に「大阪府ファシリティマネジメント基本方針（第2期）」を策定した。

この「大阪府ファシリティマネジメント基本方針（第2期）」では、今後多数の老朽化が進むことから、これまでの長寿命化（さらなる長期使用）や総量最適化・有効活用<sup>iv</sup>の取組に加え、「計画的な更新（建替）」が基本方針の柱に追加された。

このため、府立学校施設においても、上記の全庁方針に基づき、新規の施設整備は抑制しつつ、今後とも長期的に維持・存続していく施設については、「予防的な保全、改修による長寿命化」と「改築」を組み合わせ適切な投資を行うことにより、維持管理コストは抑制しつつも、安全性等を確実に担保していく必要がある。

i ベビーブーム…出生率が急激に上昇すること。第二次大戦後の日本では、1947～49年（昭和22～24）、71～74年（昭和46～49）の二度にわたって見られた。（出典：大辞林 第三版）

ii 同一敷地内の学校は1校として計上。

iii 改築…老朽化により構造上危険な状態にあたり、教育上、著しく不適当な状態にあたりする既存の建物を「建て替える」こと。（出典：学校施設の長寿命化計画策定に係る手引き（平成27年4月 文部科学省））

令和4年3月には、文部科学省に設置されている「学校施設の在り方に関する調査研究協力者会議」において、『新しい時代の学びを実現する学校施設の在り方について』の最終報告がとりまとめられ、Society5.0時代、少子化の進行などの社会情勢の変化を背景に、新しい時代の学びを実現する学校施設のビジョンを表すキーコンセプトとして、「Schools for the Future 『未来思考』で実空間の価値を捉え直し、学校施設全体を学びの場として創造する」が示された。その推進方策として、学校設置者においては、既存施設についても、長寿命化改修等を通じ、自然災害等に対する安全性や温熱環境など基本的な建物性能の確保を含め、新しい時代の学びを実現する教育環境向上と老朽化対策を一体的に進めることなどが提言されている。

一方、大阪府においては、府立高校を取り巻く環境の変化に対応していくため、府立高校改革の大きな方向性として『府立高校改革グランドデザイン』を策定し（令和7年3月）、このグランドデザインに掲げる府立高校改革を具体的に進めていくために策定した『府立高校改革アクションプラン』（令和7年11月）では、施設・設備整備の取組みとして、「府立高校の建て替え」、「府立高校の内装リニューアル」、「施設の学習環境整備（トイレの洋式化等）」、「施設の学習環境整備（空調設備整備）」を掲げ、府立高校の魅力化を推進していくこととしている。

また、今後、児童生徒数の減少が見込まれることから、「府立高等学校再編整備方針」（令和5年3月）に基づき、高等学校の再編整備を進めていくとともに、支援学校については、幼児児童生徒数の変動に対応し、効率的な学校の配置に努めなければならない。

このような状況を踏まえ、「府立学校施設長寿命化整備方針（第2期）」は、府立高校を取り巻く環境の変化に対応し、幼児児童生徒、教職員が安全かつ良好な環境のもとで学ぶことができるよう、「新しい時代の学びを実現する教育環境向上」及び「学校の魅力化」と老朽化対策を一体的に進めるための整備方針を示して、学校施設の整備を計画的に実施することを目的とする。

## 2. 本方針の位置づけ

### (1) 「大阪府ファシリティマネジメント基本方針（第2期）」の概要

平成27年11月策定した「大阪府ファシリティマネジメント基本方針」の取組期間においては、公共施設等の長寿命化と予防保全型の維持管理体制の構築や施設総量の最適化・有効活用に取り組むこととしており、特に建物においては、更新時期を概ね築後50年から築後70年以上として施設の長寿命化を推進し、維持・更新経費の軽減・平準化を図ることや、新規施設整備を抑制し、将来の利用需要に応じた施設の有効活用や総量最適化に取り組んできた。

「大阪府ファシリティマネジメント基本方針」の目的及び取組は継続した上で、新たな課題の解決及び基本的な考え方を示すため、令和8年3月に「大阪府ファシリティマネジメント基本方針（第2期）」が策定され、「長寿命化（長期使用）を前提とした維持保全」、「総量最適化・有効活用」、「計画的な更新（建替）」の三つの柱が示されている。

#### ア 長寿命化（長期使用）を前提とした維持保全

##### (ア) 基本方針

- ・ 建物を長期に使用せざるをえないことを前提に、安全・安心に使用するために必要な維持保全(予防保全・事後保全)を着実に実施する。

##### (イ) 実施方針

- ・ 多くの建物においては、「築後70年」以上、長期間使用せざるをえなくなることから、それらの建物を安全・安心に使用し続けるための維持保全（予防保全及び事後保全）がさらに重要となる。
- ・ 予防保全及び事後保全など工事実施にあたっては、更新予定時期等を十分に勘案して、要否を判断する。
- ・ なお、記念性、文化性又は芸術的価値のある建物等は、その価値を踏まえて適切な維持保全に努める。

#### イ 総量最適化・有効活用

##### (ア) 基本方針

- ・ 新規施設整備については、必要性を十分に精査することとし、将来の利用需要に応じた施設の有効活用や、総量の最適化を図る。

##### (イ) 実施方針

- ・ 本格的な人口減少社会の到来、少子高齢化の進展等、今後の社会情勢の変化を踏まえた施設の必要性、規模・水準、府内における相互の施設配置等を確認し、施設の統合・集約化、建替、廃止等により施設保有量の縮減及び最適化を図る。  
また、用途廃止後の建物や、建物を撤去した後の土地については、「資産」として有効に活用していく視点を持ちつつ、民間ニーズや費用対効果・府施策・地

域のまちづくり計画等を確認しながら多角的に処理方針を検討し、適正かつ最も有効な売却や貸付等の活用に取り組む。

- ・ 新たなニーズに対応する場合は、既存施設の有効活用や転用について十分に精査したうえで、これらができない場合は、新設、増設を検討する。また、既存施設の有効活用度等を的確に把握し、多機能化や転用等、より少ない投資での柔軟な行政ニーズへの対応に努める。

## ウ 計画的な更新（建替）

### （ア）基本方針

- ・ 集中する更新時期を分散し、事業量を平準化させながら、計画的かつ着実に必要な更新（建替）を進める。

### （イ）実施方針

- ・ 現在保有する建物の多くにおいては「築後 70 年」以上を目安として使用せざるをえない。ただし、更新時期の集中を回避するとともに、行政ニーズに的確に対応する観点から、各建物においては、築後 70 年に関わらず柔軟に検討し、必要な建物について計画的に更新を進める。
- ・ 劣化が著しい場合や物理的な狭隘の度合が著しく高い場合で、更新をしなければ、通常の維持・修繕を加えても安全性や府民サービスの確保が困難なことが見込まれる場合は、優先的に更新の検討を行う。

更新の検討においては、学校や警察署といった施設種別ごとの視点も含めて行うこととし、施設が提供すべき行政サービスの特性に応じた機能、便益の低下状況、民間との競合性等を勘案する。その際には、他の施設への集約化や国・府内市町村の施設との合築や近傍への移転、民間施設の利用等の代替策についても検討する。

- ・ 更新（建替）の実施にあたっては、将来の利用需要に応じた適正規模・配置変更、機能向上・転換等、多角的な要素についての検討を行った上で各施設所管部局が策定する建替計画等を基に協議し、府としての方針を決定する。

## （２）ファシリティマネジメント推進体制

「大阪府ファシリティマネジメント基本方針」においては、対象財産が本府の保有する全ての施設に及ぶことから、部局横断的な協議調整の場である「ファシリティマネジメント推進会議」（事務局：財産活用課）を設置し、全庁的にファシリティマネジメントの推進に取り組んできた。

「大阪府ファシリティマネジメント基本方針（第 2 期）」においても同推進会議を継続し、財政担当や行政経営担当、保全担当が連携して、府有財産の統一的・効果的なマネジメントを進めるとしている。

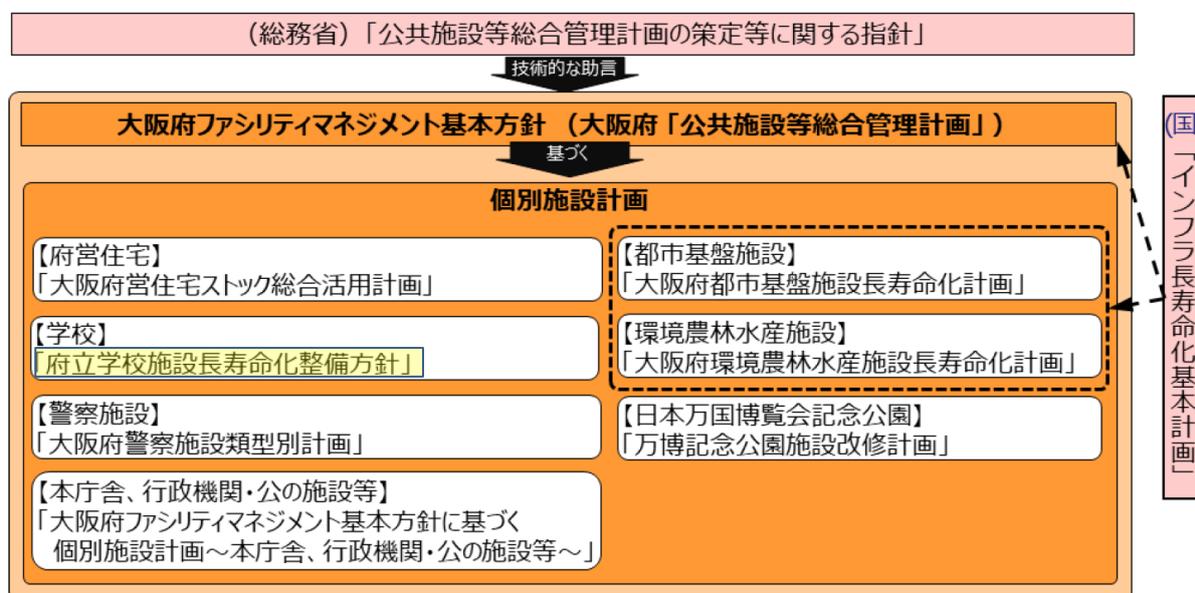
### (3) 「ファシリティマネジメント」の取組期間

「大阪府ファシリティマネジメント基本方針（第2期）」では、公共施設等の管理が長期にわたる継続的な取組であることを前提としたうえで、令和8年度から令和17年度までの10年間を計画期間とし、計画期間中であっても社会経済情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて見直しを行うとしている。

### (4) 「府立学校施設長寿命化整備方針（第2期）」（本方針）の位置づけ

本方針は、「大阪府ファシリティマネジメント基本方針（第2期）」のもとに定める施設類型別の計画（「個別施設計画」）として位置づけ、高等学校と支援学校について、「長寿命化（長期使用）を前提とした維持保全」、「総量最適化・有効活用」、「計画的な更新（建替）」のための具体的な方策を定めるものとする。

大阪府ファシリティマネジメント基本方針と個別施設計画との関係図



## 3 取組期間

「大阪府ファシリティマネジメント基本方針（第2期）」を踏まえ、本方針の取組期間は、令和8年度から令和17年度までの10年間とし、ファシリティマネジメント推進のための手法や体制を整備していく。

学校施設については、劣化が著しいなど特に緊急対応を要する施設整備を進めるとともに、10年以上の長期を見通しつつ、計画的に改修・改築等を進めるため、5年間を計画期間とする実施計画（第2期：令和8年度～令和12年度）を策定する。

## 第2 府立学校施設を取り巻く状況と課題

### 1. 府立学校の現状

府立学校には、高等学校（併設型の中学校を含む。以下同じ）と支援学校がある。高等学校では、生徒が興味や関心、進路希望等に応じて学習できるように、特色ある学校・学科を設置しており、支援学校では、障がい種別毎に学校を設置し、幼児・児童・生徒一人ひとりの障がいの状況に応じた教育を行っている。

学校数は、令和7年4月1日現在、高等学校で164校（学校校地数は146校）、支援学校で47校（学校校地数は42校）となっており、生徒数は、令和7年5月1日現在、高等学校で約10万4千人、支援学校で約1万人となっている。

（学校数の内訳は次のとおり）

府立高等学校		163（1）
昼間の高校		145（1）
全日制普通科（単独校）		62
全日制普通科（専門学科併置）		15
全日制総合学科（専門学科併置）		1
全日制普通科単位制		4
全日制総合学科（エンパワメントスクール、ステップスクール及びクリエイティブスクールを除く）		15（1）
専門高校		37
全日制総合学科（エンパワメントスクール）		6
全日制総合学科（ステップスクール）		2
全日制総合学科（クリエイティブスクール）		1
多部制単位制（クリエイティブスクール）		1
昼夜間単位制		1
定時制		17
通信制		1

※令和7年度入学者選抜で生徒募集を行った学科等で分類し、生徒募集を行っていない学校は、最後に生徒募集を行った学科等で分類した。（ ）は分校で外数。

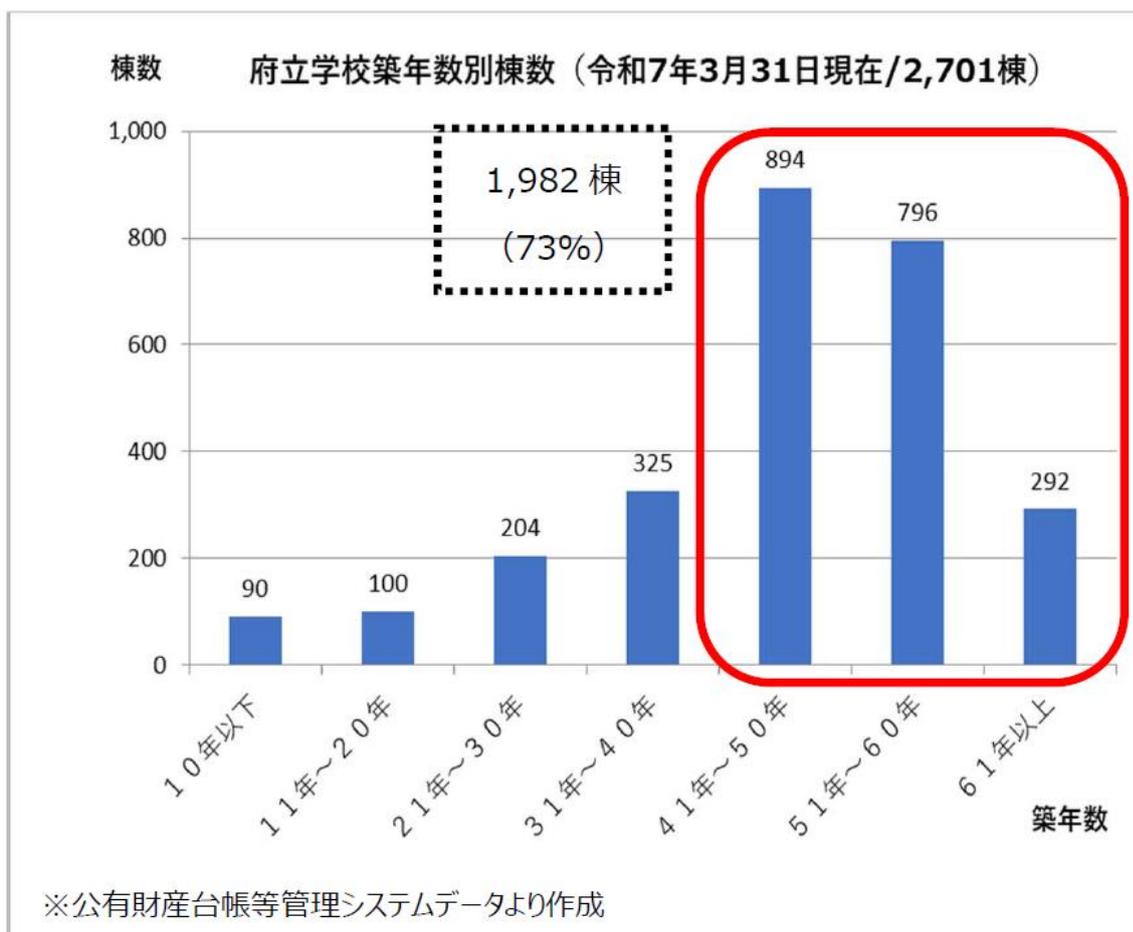
府立支援学校		45（2）
視覚障がい		2
聴覚障がい		4
知的障がい		25（1）
肢体不自由		12（1）
病弱		2

※（ ）は分校で外数

## 2. 府立学校施設の現状

府立学校施設の棟数は、令和7年3月31日現在、高等学校2,253棟、支援学校448棟、合計2,701棟となっている。

築年数別棟数は次のグラフに示すとおり。築後41年以上が1,982棟（73%）で築後51年以上が1,088棟（40%）と老朽化が進んでいる。



府立学校築年数別棟数（令和7年3月31日現在）

## 3. 府立学校施設の役割

府立学校は、幼児児童生徒にとって学習の場であるとともに一日の大半を過ごす生活の場でもある。このため、学校施設が何よりも安全で、安心して学べる場となるよう、十分な防災・防犯機能を備え、安全性を担保するとともに、豊かな人間性を育むのに相応しい、学習・生活の場となるよう、機能性、快適性等の向上が求められる。

#### 4. 府立高等学校の再編整備等

府立高校の再編整備については、平成 25 年 3 月に策定した「府立高等学校再編整備方針」（以下「再編整備方針」という。）及び、平成 26 年度から平成 30 年度、令和元年度から令和 5 年度を計画期間とする「大阪府立高等学校・大阪市立高等学校再編整備計画」に基づき、取組みを進めてきた。

令和 5 年 3 月には、令和 5 年度から令和 14 年度までを対象期間とする再編整備方針を新たに策定するとともに、令和 9 年度までを計画期間とする「府立高等学校再編整備計画」（以下「再編整備計画」という。）も策定した。なお、計画期間中に 9 校程度の募集停止を公表することとしている。

「再編整備方針」では、今後の生徒数減少を見据え、これまでの再編整備の検証や社会のニーズを踏まえた「教育内容の充実」と、就学機会の確保を前提とした効果的かつ効率的な「学校の配置」を両輪とし、活力ある学校づくりをめざした再編整備を推進することとしている。

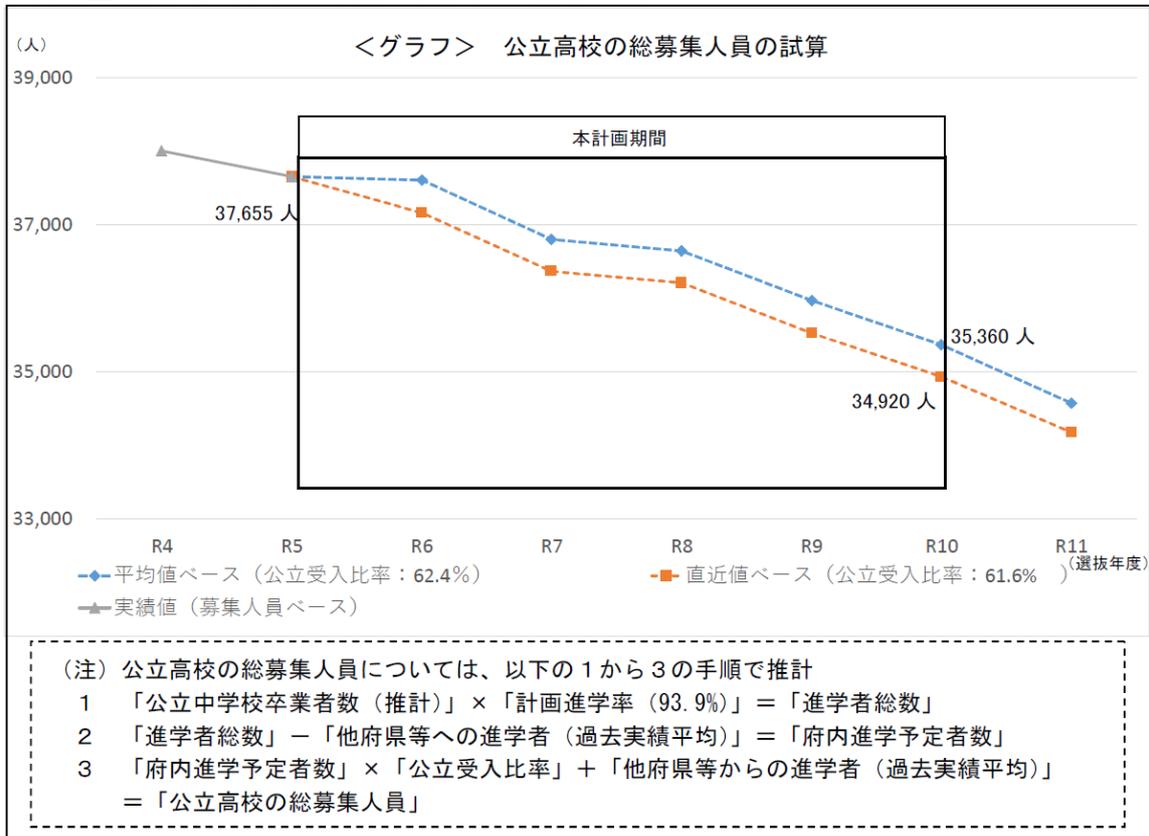
「学校の配置」に関しては、府立高校は教育の普及及び機会均等を図りつつ、効果的かつ効率的に配置する必要があることから、今後の昼間の公立高校における総募集定員を検討したうえで、府立高校において必要な募集定員を確保するとともに、各学校の魅力や特色をさらに高め、府立高校が担うべき役割を確実に果たしていく観点から、個別校についての精査を行うこととしている。

なお、公立高校の総募集定員については、府内公立中学校卒業者数（以下「府内中卒者数」という。）の将来推計をもとに、志願動向の変化を見定めながら検討する必要がある。「再編整備方針」においては、平成 26 年以降、府内中卒者数は減少傾向にあり、令和 3 年では 65,551 人、令和 4 年には 67,118 人と一旦増加したが、公立小・中学校在籍者数による推計では再び減少をはじめ、令和 14 年以降の出生数による推計においても、生徒数の減少傾向は続く見込んでいます。

また、府立高校改革アクションプランにおいて、府立高校の将来像を展望しながら、府立高校改革の計画的な実現を図るため、2040 年（令和 22 年）における府内中卒者数等の試算をもとに学校数を算出したところ、2025（令和 7 年）年に比べ、32 校程度減少する試算となった。学校の配置については、本アクションプランにおける取組みの状況や、今後の社会情勢の変化等を踏まえる必要があることから、具体的な進め方については、次期（令和 9 年度中に策定予定）再編整備計画において精査し検討することとしているが、今後の再編整備の方向性として、再編整備により府立高校数の減少が進む地域においては、地域の拠点的な学校の設置や、専門的な学びの学校の設置、さらには、中学生から選ばれる学校となるよう統合整備における建替え等による刷新感の打ち出し等の検討を進めることとしている。私立高校も含めた高校等の授業料完全無償化により、子どもたちの学校選択の幅が広がる中、公教育の両翼を担う公私がより一層切磋琢磨しながら、大阪の教育の質を向上させていくことが求められている。

今後の学校施設の整備にあたっては、これらの状況も勘案し、今後の再編整備の動きとあわせて整備規模等を検討することが必要である。

※「再編整備計画」（令和5年度から令和9年度）より



## 5. 府立支援学校の動向

令和2年度に行った児童生徒数の推計については、令和3年度から6年度の実績値が推計値を下回っていたが、令和7年度においては実績値が推計値を上回った。年度により、伸び率が異なるものの、依然として在籍者数が増加傾向にある。引き続き、在籍者数の推移等を見極めながら、今後の施設整備について検討することが必要である。

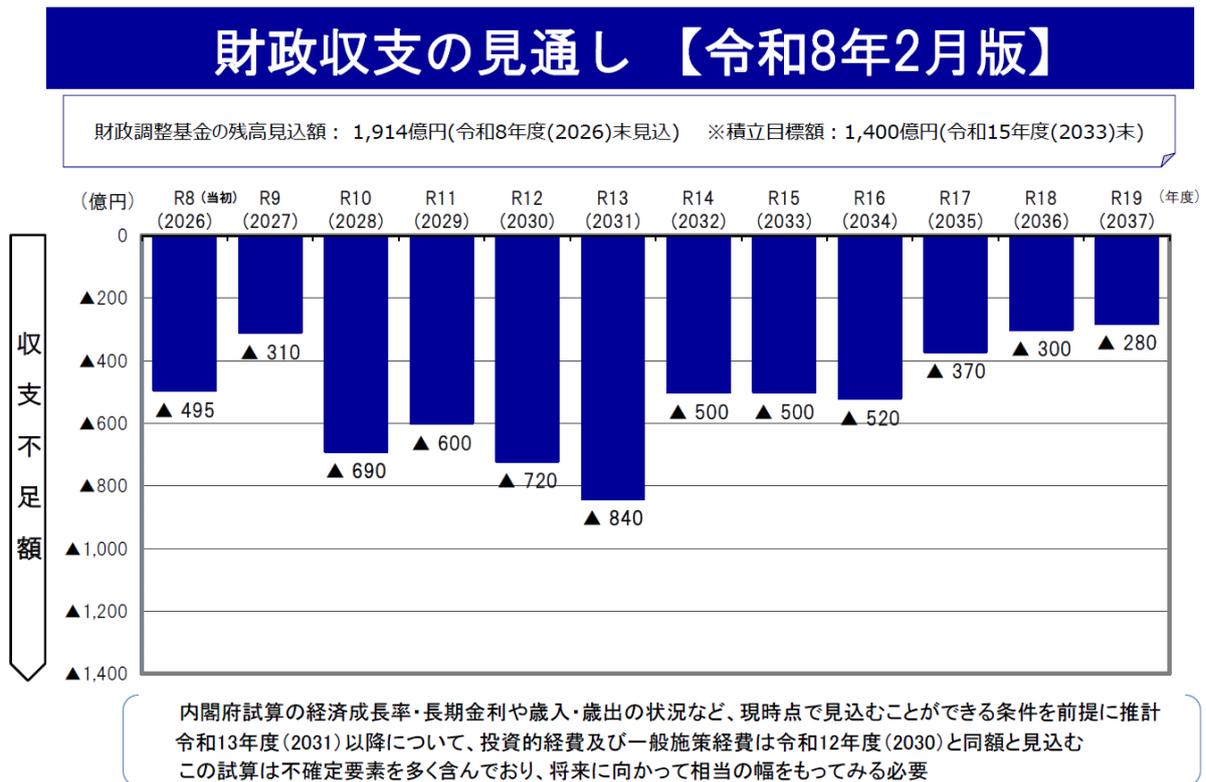
(大阪府立支援学校における知的障がい児童生徒数の将来推計(令和2年度実施)結果と実績)



## 6. 府の財政状況

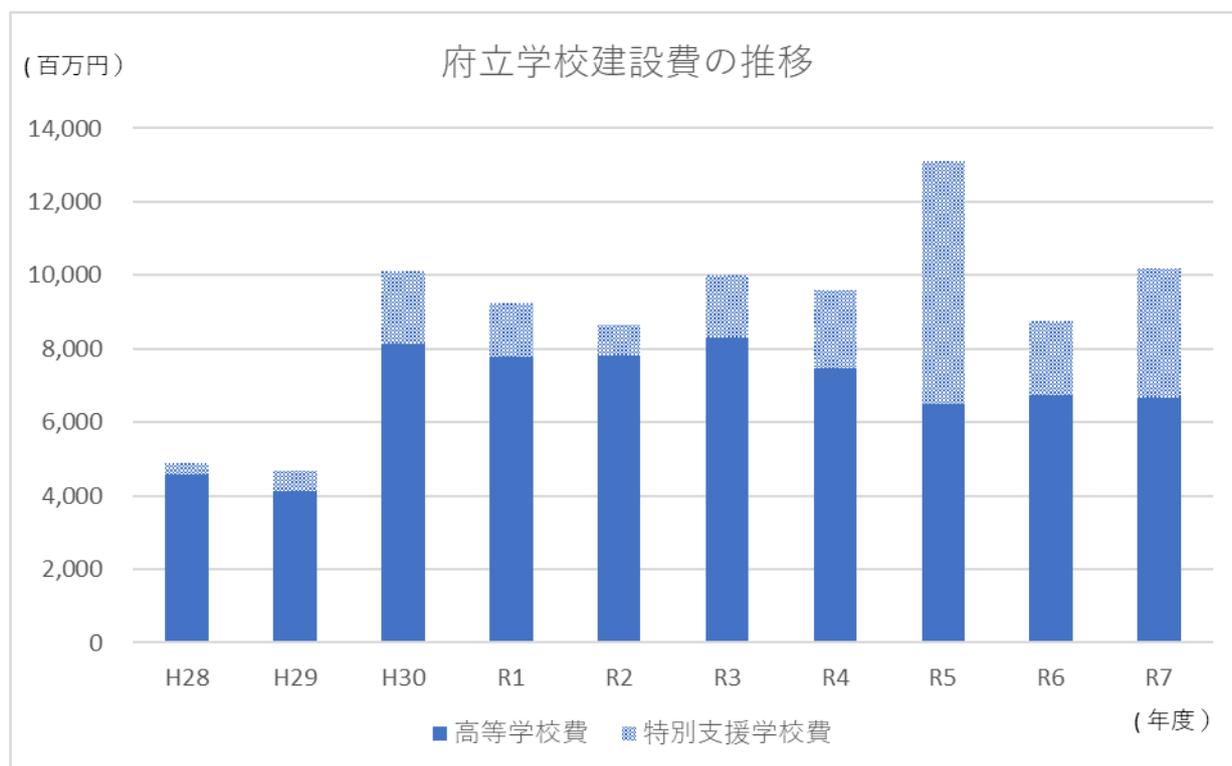
本府の「財政状況に関する中長期試算」では、令和13年度まで、バブル後に大量発行した府債の最終償還の到来などがあり、今後も収支不足が続くと見込まれる。

また、主たる税収である法人二税の景気による変動に加え、人件費や社会保障関係経費など義務的支出の増加や金利上昇の傾向があるため、引き続き財政規律を堅持する必要がある。



※出典「財政状況に関する中長期試算（粗い試算）（令和8年2月版）」

## ●府立学校建設費の推移



平成28年3月に策定した「府立学校施設整備方針」に基づき、施設の改修・改築等が一時期に集中しないよう、改修・改築時期の平準化など計画的な施設整備を実施してきた。

### 第3 府立学校施設の整備に関する基本的な方針

「大阪府ファシリティマネジメント基本方針（第2期）」において、府が今後検討すべき課題としている「長寿命化」、「総量最適化・有効活用」、「更新（建替）」に対応するため、府立学校施設の整備（総合的な管理）については、次のとおり実施する。

また、実施にあたっては、安全・安心な施設環境の確保はもとより、将来の児童生徒数の予測や教育的ニーズ等を見据えためざすべき学校施設のあり方や、その実現に向けた整備水準等の検討が必要となる。

（ポイント）

#### 1 長寿命化と予防保全

- (1) 施設の長寿命化の推進、維持・改築経費の平準化・事業費削減
- (2) 劣化度調査等を踏まえた施設管理システム(データベース)の整備、予防保全の実施

#### 2 適正配置と有効活用

- (1) 幼児児童生徒数の増減、教育的ニーズの多様化等に合わせた施設の整備・配置
- (2) 既存施設の有効活用(高校から支援への転用、未利用施設の売却・貸付等)

#### 3 計画的な改築

- (1) 改築にあたっての検討
- (2) 改築の計画的な実施

#### 4 めざすべき学校施設のあり方

- (1) 安全・安心な施設環境の確保
- (2) 学習環境の質的向上
- (3) 生活環境の質的向上
- (4) 地域に開かれた学校

#### 5 緊急対策

- 予防保全とは別に行う緊急対策  
(事故防止対策、ブロック塀改修、トイレ改修、外壁・屋上防水改修等)

## 1. 長寿命化と予防保全

### (1) 長寿命化の推進

#### ア 長寿命化の推進

学校施設の使用年数については、築後 70 年を目安とする。

また、事後保全型ではなく予防保全型の維持管理によって学校施設の安全・安心を確保するとともに、長寿命化を図り、維持・改築経費の平準化と事業費削減をめざす。

#### イ 計画的な改修の実施

計画的な改修を実施するにあたり、学校施設の点検・劣化度調査等を実施し、その結果に基づき、また、府の厳しい財政状況を踏まえて財政負担の平準化を十分に考慮し、中長期保全計画<sup>iv</sup>等を策定する。

その際、施設の耐用年数の見通しについても併せて検討し、特に築後 70 年を経過する学校施設は、耐震改修やこれまで行われた修繕実績など施設の状況を踏まえ、更なる長寿命化が可能かどうかを検討する。

### 【 点検・劣化度調査の実施 】

#### ① 日常点検

施設管理者が日ごろから学校施設の劣化状況等について点検を行う。

#### ② 建築基準法第 12 条に基づく点検

建築基準法第 12 条に基づき、建築物や建築設備が損傷や腐食など、劣化により危険な状況にないかを確認するため点検するもので、建築物（床面積が 100 ㎡を超える校舎等）は 3 年以内ごと、建築設備は 1 年以内ごとに行う。また、建築物の点検時に、非構造部材等の点検についても合わせて実施する。

#### ③ 劣化度調査

②の点検では捕捉できない設備等の劣化状況を把握するため、平成 28 年度からの 3 年間で、延床面積が 1 千㎡以上の棟（調査対象の棟の機能維持に不可欠な設備（受変電設備、ポンプ設備など）で、当該棟と別に設置されている場合は、調査対象の棟に含むものとする。）を対象として劣化度調査を行った。（令和 4 年度に大阪市から移管された学校の劣化度調査も追加実施。）

---

<sup>iv</sup>中長期保全計画…個々の建物ごとに長寿命化の取組の実行性を担保するため、中長期的視野にたった取組内容とスケジュールを定めた保全計画。

## ウ 長寿命化対策に有効な技術の研鑽

効果的に維持管理を行っていくため、長寿命化対策に有効な新たな技術の使用を検討するとともに、計画的に行う改修等についても、改修後にその有効性を検証し、効果的な維持管理を推進していく。

## エ 民間手法の活用

改修、改築にあたっては、PPP<sup>v</sup>、PFI<sup>vi</sup>等民間手法の積極的な活用を検討する。具体的には、改修の際のESCO<sup>vii</sup>事業の導入や、改築の際におけるPFI等の導入の可能性を検討し、コスト削減を図る。

## (2) 予防保全型の維持管理体制の構築

### ア 計画的・効率的な維持管理の実施

#### (ア) 点検・劣化度調査等の実施

児童生徒及び教職員の安全・安心を確保するため、学校施設については、建築基準法第12条に基づく点検に加え、同点検では補捉できない設備等の劣化状況について、平成28年度から平成30年度までの3年間で劣化度調査を実施した。また、施設管理者による日常点検を実施し、施設の状態を把握する。これらの取組みにより、学校施設の適切な機能保持を図り、事故を予防する。

#### (イ) 施設関連データの一元管理

現在、学校施設をはじめとする府有施設に関する名称や構造、建設年、延べ床面積などの基本情報については大阪府公有財産台帳において電子データで一元管理されている。今後は、学校施設の保全関連情報に関してデータベース化するため、随時データを入力することで一元管理を図っていく。

## イ 予防保全の実施

学校施設については、点検・劣化度調査等で得たデータを含め、学校施設に関するデータベースを活用し、計画的・効率的に予防保全を実施する。

また、予防保全の結果についても、今後の維持管理等に活用できるようデータベースに集約する。

---

<sup>v</sup> PPP…Public Private Partnership の略。

公共サービスの提供に民間が参画する手法を幅広く捉えた概念で、民間資本や民間のノウハウを利用し、効率化や公共サービスの向上をめざすもの。

<sup>vi</sup> PFI…Private Finance Initiative の略。

公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用することで、効率化やサービスの向上を図る公共事業の手法。

<sup>vii</sup> ESCO 事業…Energy Service Company の略。

省エネルギー改修にかかる費用を光熱水費の削減分で賄う事業。

### ウ PDCAサイクル<sup>viii</sup>の構築

上記ア、イの取組みを通じ、学校施設の点検・劣化度調査等の結果を踏まえ、中長期保全計画や実施計画等を作成し【P】、同計画に基づく改修や予防保全を行い【D】、改修や予防保全の結果等の情報を適切に管理・蓄積するとともに、改修効果の検証、点検・調査水準の検証を行い【C】、次の点検・劣化度調査等【A】に活用するというPDCAサイクルの構築を推進していく。

---

<sup>viii</sup>PDCA サイクル…事業活動における生産管理や品質管理などの管理業務を円滑に進める手法の一つ。  
Plan (計画) → Do (実行) → Check (評価) → Action (改善) の 4 段階を繰り返すことによって、業務を継続的に改善する。

## 2. 適正配置と有効活用

### (1) 学校施設の適正配置

府立学校については、今後とも、幼児児童生徒数の増減等とともに障がいの状況や教育的ニーズの多様化等に合わせて適正に整備・配置する。

府立高等学校の配置については、令和5年3月に策定した再編整備計画の中で、計画期間中（令和5年度から令和9年度）に9校程度の募集停止を公表するとしている。また、府立高校改革アクションプランにおいて示した2040年の学校数の試算や今後の方向性（「第2 4. 府立高等学校の再編整備等」参照）については、今後策定する次期再編整備計画において検討・精査の上、進めることとしている。

そのため、これらの動きにもあわせて整備・配置の検討を進める。

### (2) 既存施設の有効活用の推進等

今後、新たな学校施設を設ける必要がある場合は、既存の学校施設の有効活用や、改修の上、転用（例：「高等学校を支援学校に」等）することを検討し、検討の結果、既存の学校施設の有効活用、転用では対応できない場合には、新たな施設の建築や増築を検討する。

また、学校内において、空き教室等が多数ある場合は、使用する校舎を集約化し、未利用となった校舎の使用停止や、学校以外の行政機関への転用、複合化など、施設の利用のあり方について検討する。

また、再編整備等により閉校となった学校や未利用財産については、過去の投資を無駄にしないよう、他の公共施設等への転用など有効活用を推進する。

転用の見込みがない場合は、将来に大きな財政負担を残さないことに加え、残存する学校施設を維持更新していく費用を確保する観点からも、地元市町村の要望や民間ニーズを確認しながら多角的に処理方針を検討し、適正かつ最も有効な売却・貸付を進める。

### (3) 築後50年目の施設の活用方針の検討

高等学校の再編整備の動き、学校施設の劣化状況、児童生徒数の推移や教育的ニーズ等を見据えた必要性や適正規模の詳細な点検、市町村等との連携も含めた公有財産の適正利用や施策との関連などの多面的な点検を踏まえ、学校施設の改築、改修による維持（長寿命化）、廃止（売却）等将来的な活用方針を検討する。

なお、改築や改修による維持（長寿命化）を行った学校施設は、原則として、その他の学校施設に優先して活用することを検討する。

### 3. 計画的な改築

#### (1) 改築にあたっての検討

主たる校舎の築年数が使用年数の目安である 70 年を経過する場合の整備の方向性は、改築（又は更なる長寿命化）とする。

また、「大阪府ファシリティマネジメント基本方針（第2期）」においては、更新時期の集中を回避するとともに、行政ニーズに的確に対応する観点から、各建物においては、築後 70 年に関わらず柔軟に検討し、必要な建物について計画的に更新を進める旨が示されている。

府立学校においても、改修を行っても安全性や良好な学習環境を確保できない状態や他の施設への集約化等の代替策がない場合等（劣化が著しい場合や物理的な狭隘の度合いが著しく高い場合など）については、築後 70 年に満たない場合でも学校施設の改築を検討する。

府教育庁においては、これまでも生徒数減少を好機と捉え、学校の魅力化・特色化と効果的な学校配置を両輪として取り組み、大阪の教育の質の向上を図ってきた。一方、AI 等の急速な技術革新や産業構造の変化、グローバル化等社会の急激な変化が想定される中、生徒・保護者の教育ニーズも多様化しており、それらに対応した学校づくりが今後はより一層求められている。そのため、社会情勢の変化や、それを見据えた府立高校の魅力化・特色化の取組状況、また、府立高校改革アクションプランに示した今後の再編整備の方向性を踏まえながら、効果的な学校配置を進めることが必要となる。

このような観点から、中長期的にニーズが高い学校や、地域の学びの拠点としての役割を期待される学校、生徒の学びの保障を担う学校などを中心に、築後 70 年に関わらず柔軟に検討し、必要な建物について効果的な改築を進める。また、検討にあたっては、他の自治体の取組みや私立高校などの学校施設の状況も勘案しながら、ニーズに即した学校施設となるよう整備を図る。

改築の検討については、再生（改修・設備更新等）により継続使用する場合と改築する場合の費用を長期で試算の上、いずれが有利か検討する。

なお、改築にあたっては、長寿命化対策として、計画の段階から、改築後の維持管理の簡便さやライフサイクルコストの検証、間仕切りの変更や用途転用しやすい構造体・内装を計画する「スケルトン・インフィル」の視点を踏まえる。

また、現状どおりの規模で改築するのではなく、適正な規模について十分に検討するとともに、可能な場合は校舎の高層化等を検討し、残余の土地については売却・貸付に努める。

## (2) 改築の計画的な実施

毎年度の財政負担や工事等執行能力を考慮しつつ、集中する改築時期を分散し事業量を平準化させながら、計画的かつ着実に必要な改築を進める。

改築の実施にあたっては、将来の利用需要に応じた適正規模・配置変更（再編整備の動き）、機能向上・転換等、また、府教育庁における教育施策の方針など、多角的な要素を踏まえ、関係部局と協議し、実施計画を策定する。

## 4. めざすべき学校施設のあり方

### (1) 安全・安心な施設環境の確保

- ・ 災害及び万一の事故や犯罪から児童生徒等を守るため、建築基準法や消防法などの法令等の遵守のみならず、より安全・安心な施設環境の整備・確保をめざしていくことが必要である。

(耐震・防災対策、事故防止対策、安全対策等)

### (2) 学習環境の質的向上

- ・ 近年の教育内容・方法の進化や技術革新等の発展に対応できるよう、ICTを利活用するための基盤整備など、時代に即した機能的な施設環境を整備・確保することが必要である。

(特色ある学校づくり、GIGAスクール構想実現(ICT環境整備)への対応等)

### (3) 生活環境の質的向上

- ・ 将来を担う子どもたちの生活の場として、児童生徒等が快適な学校生活を送れるよう、健康的で豊かな施設環境を整備・確保すること、また、脱炭素社会の実現に貢献する、持続可能な教育環境の実現も必要である。

(省エネルギー化(ZEB化)、ユニバーサルデザイン化への対応、快適性の向上(トイレ洋式化等、空調設備整備、内装リニューアル、木材利用)等)

### (4) 地域に開かれた学校

- ・ 学校は地域コミュニティ形成の核となる等の多様な役割を担っていることを踏まえ、学校と地域や社会が連携・協働し、ともに創造的な活動を企画・立案したり、交流したりするための「共創空間」を生み出していく必要がある。

## 5. 緊急対策

劣化が激しく特に緊急対応が必要な施設設備については、予防保全とは別に次のとおり緊急対策を講じる。

### (1) 事故防止対策

建築基準法や消防法等に基づく法定点検や定期点検の結果、学校の施設設備に改善の必要性が指摘された項目や、施設利用中に事故につながるおそれのある事項については、早期に是正する。

(昇降機、消防設備、受変電設備、ブロック塀、ガス埋設管、体育館床 等)

### (2) トイレ改修

老朽化が顕著で排水管からの漏水や衛生設備の破損など、劣化の激しいトイレについて必要な対策を講じる。

トイレ改修未実施となっている高等学校について、排水系統を考慮した1系統(1階から最上階まで垂直方向に位置する1列のトイレ)の改修を引き続き進めていく。

### (3) 外壁・屋上防水改修等

モルタル等の落下、内部鉄筋の露出、雨漏り等が発生している学校施設については、外壁や屋上防水改修等を行う。

## 第4 基本的な方針を踏まえた施設整備の水準等

学校施設の改修等の実施にあたっては、単に数十年前の建築当時の状態に戻すだけでなく、躯体や内外装部材、設備等の改修や更新等により、学校施設の耐久性を高めるとともに、多様な学習形態や省エネ化などによる活動が可能となる環境の提供など、将来のめざすべき学校施設の実現に向けた整備水準等についても検討の上、適宜実施する。

### 1. 耐久性・安全性の向上

#### (1) 構造躯体（鉄筋コンクリート）

##### ア 劣化状況の把握

耐震改修にあたって耐震診断を実施した建物は、基本的に耐震改修時に蓄積した各種の耐震診断データを用いて評価するが、大規模改修等を行う際に、劣化の進行等がみられる場合は、必要に応じ、下記項目の調査を実施する。

- ・コンクリートのひび割れ調査、中性化深さ試験、コンクリート強度の調査
- ・鉄筋の腐食状況調査、鉄筋のかぶり厚さの調査

なお、調査の結果、構造耐力上、主要な部分のコンクリート強度が著しく低いなど改修には適さない場合は、改築を検討する。

##### イ 劣化の種類・原因・程度に応じた適切な補修

- ・ひび割れ対策：エポキシ樹脂の注入、樹脂製塗膜で被覆
- ・中性化対策：中性化抑制剤やアルカリ性付与剤の塗布 等

#### (2) 外壁・屋上防水

##### ア 外壁の劣化対策

外壁が劣化すると、一部が欠けて落下する恐れや、雨水の浸透等により構造躯体の耐久性に影響を及ぼすことがあるため、劣化の程度に応じた適切な対策を行う必要がある。全面塗り直しを基本とし、外壁材は耐久性の高い材料を使う。

##### イ 屋上の防水改修

躯体や建物内部への漏水を防ぎ、建物の劣化を抑えるためには防水対策が重要であるため、改修時は、原則、全面的な防水改修とし、耐久性や断熱性の高い「アスファルト防水」を基本とする。

### (3) 設備機器

設備機器の老朽化対策として、物理的な耐用年数を経過している設備機器は更新を基本とするが、日常的な目視点検や消耗部品の定期交換によって、故障を未然に防止する対策も必要である。

更新の際には、配管は物理的耐用年数の長い材質に取り替えたり、躯体に打ち込まれていた設備配管を外部露出配管にすることや設備シャフト内に敷設し直すことを検討する。また、維持管理の容易性を確保するため、日常の清掃作業や点検・調整等に必要なスペース等の確保を図る。

また、火災など万一の事故等から児童生徒等を守るため、消防や避難等に係る設備、器具等について検討する。

### (4) 非構造部材

「学校施設の非構造部材の耐震化ガイドブック(文部科学省)」では、天井、内外装材、窓ガラス、照明器具など躯体と区分された部材を非構造部材としており、これと同等の範囲での非構造部材の点検及び必要な補強工事を実施する。

#### ア. 点検

- ・学校の協力も得ながら、建築基準法第 12 条に基づく点検と合わせた非構造部材の劣化状況確認を実施する。

#### イ. 補強工事

点検結果等を踏まえ、必要に応じた非構造部材の補強を行う。

- ・天井：木下地から金属下地への変更、下地補強材の追加
- ・照明器具：照明器具の交換に伴う揺れ止め 等

### (5) 外構・工作物（塀・防球ネット支柱・擁壁等）

- ・劣化等が認められるコンクリートブロック塀の撤去及びフェンスの設置
- ・防球ネット支柱等の転倒防止対策 等

### (6) 吹き付けアスベスト対策

アスベスト含有吹き付け材が残存する府立学校 28 校（令和 7 年 2 月現在）においては、「府立学校の施設に関するアスベスト管理マニュアル（令和 6 年 3 月 12 日改正）」に基づき、今後とも適正に管理していく。

## 2. 学習環境面の機能性の向上

施設整備では、幼児児童生徒の個性化・多様化、高等学校及び支援学校の施設整備指針等を踏まえ、次の配慮・対応を行う。

### 【高等学校】

#### (1) 魅力・特色のある学校づくりの推進

子どもたちの学校選択の幅が広がる中、選ばれる府立高校となるよう、これからの時代に必要となる教育を展開していくための施設等、府立高校の一層の魅力化・特色化の実現に資する施設の整備。

#### (2) 生徒の主体的な学習活動の支援

生徒の主体的な活動を支援する工夫や、児童生徒の持つ豊かな創造性を発揮できる空間として整備。また、自主的な学習等のために、図書室、自習室等の機能を充実。

#### (3) 安全でゆとりと潤い

児童生徒や教職員の生活の場として、安全かつゆとりと潤いのあるものとし、スペース等を有効的に配置し、快適な空間を整備。

#### (4) 余裕教室の有効活用

少人数指導や習熟度別指導などの教育方法、教育内容等の変化への適応を図り、余裕教室の有効活用を推進。

### 【支援学校】

#### (1) 支援教育の推進

幼児児童生徒一人ひとりの障がいの状態や特性、教育的ニーズを把握し、それらを踏まえた指導計画の実施に配慮した施設を整備。

#### (2) 幼児児童生徒の主体的な活動の支援

幼児児童生徒の主体的な活動を支援する工夫や持てる能力を高め、豊かな学校生活を送ることができる空間として整備。また、幼児児童生徒の学習意欲を引き出し、最新の学習内容の習得や自立活動の実施ができるよう、それらに必要な教育機器等の導入や、各種技術の進展に対応。

### (3) 安全でゆとりと潤い

- ・ 幼児児童生徒の学習のための場であるのみならず、生活の場として、ゆとりと潤いのあるものとし、障がいの状態や特性、行動特性、人体寸法を考慮するとともに心理的な影響も含めた施設整備。
- ・ 調理場のドライシステム化など、安全・安心な給食を提供するための施設の整備、機能の充実。

### 【高等学校・支援学校（共通）】

#### (1) 地域との連携

児童生徒等の教育に与える影響を勘案しつつ、府民の生涯学習の場としての体育施設等の地域への開放を検討した上で、必要に応じ、セキュリティ設備導入やユニバーサルデザイン等に配慮した環境整備。

#### (2) G I G Aスクール構想実現（I C T環境整備）への対応

情報機器の整備に対応したファシリティの構築

（フリーアクセスフロア、空調、P C用無停電電源装置、サージプロテクト等）

情報化への対応として、高速大容量回線の整備、Wi-Fi 環境整備、大型提示装置による教材提示・プレゼンテーション等の授業を支援するI C T環境の整備・拡充。

### 3. 生活環境面の機能性の向上

生活環境面での機能・性能を向上させるため、次の対策を講ずる。

#### (1) 省エネルギー化の推進

Z E B化の推進、太陽光発電設備の導入、節電効果の高い電気機器（L E D等）

#### (2) ユニバーサルデザイン化の推進

- ・ 段差解消、適切なスロープ、滑りにくい床面仕上げ
- ・ 多目的トイレやエレベータ等を設置

#### (3) 快適性の向上

- ・ トイレ改修（洋式化、湿式から乾式）や水まわりの改善
- ・ 特別教室等への空調設備整備
- ・ 内装リニューアル                      ・ 木材利用

#### (4) 断熱性能の向上

- ・ 屋上、外壁、開口部等の断熱化
- ・ 庇による日射遮蔽（ライトシェルフ）、複層ガラス、遮熱フィルム

## ■ 部位・設備ごとの標準仕様（例）

改修等の整備水準の設定について、予め標準的な仕様等を定めておくことで、学校間での整備内容等のばらつきを回避することができるとともに、設計・工事の工期短縮化等によるコストの縮減を図ることで、安全性や機能性の向上に必要なコストをかけることにつなげることができる。

また、改築における標準的な仕様等については、建築条件（敷地条件、校舎配置や校舎全体又は1棟のみの建替え）などを踏まえつつ、直近の建替え事例等を参考に検討する。

### （1）屋根・屋上防水

- 耐久性に優れるアスファルト防水を基本とし仕様の統一化を図るが、現状の仕様からの変更が大規模な工事を要する場合などは、耐久性を考慮しつつ個々の建物状況に応じた仕様を検討する。

### （2）外壁

- 既存仕様の更新を基本とし、現状が複層仕上げ塗材の場合は、原則同仕様とする。
- タイル貼りの更新にあたっては、タイル剥落防止工法の採用や剥落防護ネットの設置等の落下防止対策についても適宜検討する。
- 石貼りや特殊な材料・形状を有するなど更新時に高額な改修費を要することが予想されるものについては、意匠性、仕様変更の難易度・コストなどから総合的に判断し、仕様の変更を検討する。

### （3）外部建具

- 耐久性の観点から、可能な限り錆びが生じにくいアルミ製やステンレス製の建具材料を採用する。
- 窓・サッシについては安全性を考慮し、耐久性に優れる仕様を採用する。  
（例：強化ガラス、強化プラスチック等）

#### (4) 内装

- 天井材は、既存使用の更新を原則とするが、必要に応じてより遮音性の高い天井材を採用することについても検討する。
- 床材は、ビニル系シート、フローリングやカーペット等、各諸室の利用形態に応じて仕様を検討する。
- 壁材は、遮音性、耐久性、断熱性が要求される場合には、機能向上を含めた仕様・部材を検討する。
- 管理諸室はOAフロア（原則として床スラブと床の間に配線を行うことが可能なように数センチのスペースを設ける）を検討する。

#### (5) 電気

- 設備機器の仕様選定にあたっては、耐久性、環境性、コスト(省エネ性能等)等の観点から最適なものを採用する。
- 照明設備については、原則事後保全対象とするが、改修等実施時に老朽化が顕在化している場合はあわせて更新する。
- 蛍光灯・水銀灯については、今後生産が終了する予定であることから、計画的にLED照明への更新を実施する。

#### (6) 空調

- 府内高等学校、支援学校は既に普通教室の全空調化が進められている。  
また、特別教室及び体育館の空調についても導入を進めている。
- 更新時には、設備機器の技術革新にあわせ、高効率な機器を導入しライフサイクルコストの低減に努める。

#### (7) 衛生・給排水

- 概ね既存仕様の更新を原則とするが、利便性、耐久性、コスト等の観点から総合的に検討し仕様を定める。
- 給水方式（直圧給水方式、受水槽加圧方式、高置水槽方式）の変更は、総合的に検討・判断を行う。
- 給水・排水管については、耐久性の高いものが開発・採用されていることから、更新時には積極的に採用する。
- また、更新を容易にするため、配管経路を考慮することとする。
- 多目的トイレについては、各学校施設への設置を進める。

## 第5 府立学校施設整備の実施方針

### 1. 整備の実施方針

#### (1) 学校・棟単位での改修等の実施

学校施設の改修等を計画的に進めるため、延床面積1千㎡以上の建物を対象に平成28年度から平成30年度の3年間で、劣化度調査及び中長期保全計画を作成した。

- (対象校・棟)
- ・高等学校 135校、466棟
  - ・支援学校 41校、125棟

さらに令和4年4月に大阪市から移管された高校

- (対象校・棟)
- ・高等学校 17校、195棟

について、追加の劣化度調査を行った。

なお、棟数算定にあたっては、建物の配置状況や築年次等を踏まえて、今後の改修・改築に際して一体的に実施することが想定される建物をまとめて1つの棟として整理している。

また、延床面積1千㎡未満の建物については、建築基準法第12条に基づく点検結果等を踏まえ中長期保全計画を作成していくこととしている。

今後、上記の劣化度調査等の結果を踏まえ、計画的な更新・改修等を進めていくことにより、学校施設の健全化を図ることが重要となる。

一方、これまで学校施設整備においては耐震化対策に重点を置いて実施してきたことから、新耐震基準<sup>ix</sup>以降に建設された学校施設について大規模改修を見合わせるなど、劣化等が進行した建築部位や設備機器等が多く存在する。

これら建築部位・設備の修繕・改修等にあたり、各々の更新時期を踏まえた改修等を行うこととなるが、多くの建築部位・設備を更新時期ごとに行う場合、工事の長期化を招き、在校生への影響が大きくなる。このため、更新時期の近い部位などの改修等を集約して実施するなど、学校及び棟単位での総合的な劣化状況等を見極めた上で、棟ごとの改修等を基本に工事实施していくこととし、これにより事業費の平準化・縮減を図る。

ただし、既に施設機能に支障をきたしているなど緊急的な対応を要する建築部位・設備については、個別に改修等工事を実施する。

<sup>ix</sup> 新耐震基準: 建築基準法に定められる設計基準。1978年(昭和53年)宮城県沖地震で多数の家屋倒壊被害が発生したことを機に1981年(昭和56年)に耐震基準が強化され、それ以前の基準(旧耐震基準)と区別する意味で新耐震基準と呼ぶ。新耐震基準以前に建設された府立学校施設の多くは、平成27年度までに実施した耐震補強工事に併せて、外壁など外部改修を実施している。

## (2) 教育環境向上・学校の魅力化推進

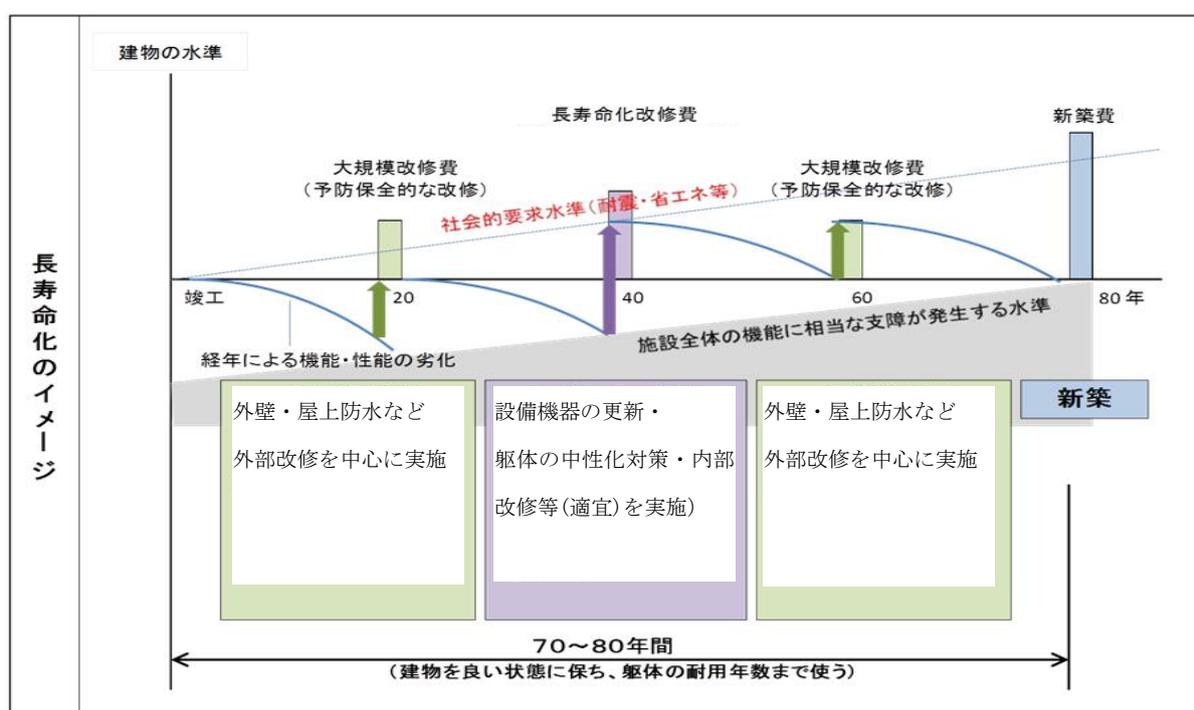
長寿命化改修にあたっては、建物の継続使用年数等を考慮するだけでなく、新しい時代の学びを実現するための学習環境面及び生活環境面での機能向上や学校の魅力化推進を考慮して実施していく。

## (3) 改修等の周期

学校施設においては、使用年数について築後 70 年を目安に、改修等の周期を設定した上で、計画的な修繕・改修等を進めていく。

[改修等周期のイメージ]

(文部科学省「学校施設の長寿命化計画策定に係る解説書」を基に作成)



(緊急対策について、築年数に関わらず必要に応じて実施)

## (4) 改修等の計画的な推進

長寿命化を実現するためには、適切な時期に適切な改修等を行うことが重要である。このため、次期改修メニューが同一となることが想定される学校について、築年数により 5 グループに設定した上で、劣化度調査等を基に学校・棟ごとの総合的な劣化度を算定し、計画的な改修等を進めていく。

なお、各学校の築年数としては、各学校の主たる校舎の最も築年数が経過した棟をもって当該校の築年数として扱う。

【 「(3)改修等の周期」に沿って実施する場合の整備の方向性・工事内容 】

類型	築年数	整備の方向性	工事内容
グループ A	築年数 20 年 以下	・学校・棟単位では概ね健全な状態と想定されるが、劣化が顕著な部位等については修繕・改修等を適宜実施。	劣化が顕著な部位・設備の修繕・改修等
グループ B	築年数 21 年 以上 40 年以下	・学校・棟単位での総合的な劣化度を考慮した上で、順次、外部（屋根・屋上・外壁）改修を実施。  ・劣化状況等に応じた建築部位及び設備の改修及び機能向上メニューの整備等について適宜実施。	外部改修 ○屋根・屋上改修 ○外壁改修 （劣化状況等に応じ） ○外部建具 ○設備改修・更新 ○機能向上メニュー ・ ICT 環境・空調整備 等
グループ C	築年数 41 年 以上 60 年以下	・過去の大規模改修の実施時期及び学校・棟ごとの総合的な劣化度を考慮した上で、順次、外部改修を実施。  ・劣化状況等に応じた建物内装を含めた建築部位及び設備の改修及び機能向上メニューの整備等について適宜実施。	外部改修 ○屋根・屋上改修 ○外壁改修 （劣化状況等に応じ） ○躯体の中性化対策 ○建物内装(天井・壁・床等) ○外部建具 ○設備改修・更新 ○機能向上メニュー ・ ICT 環境・空調整備 等
グループ D	築年数 61 年 以上 70 年以下	・劣化状況等に応じた修繕・改修等を実施し、70 年以上の使用をめざす。	劣化が顕著な建築部位・設備の修繕・改修等
グループ E	築年数 71 年 以上	・建物使用の目安としている築後 70 年を超過しており、ライフサイクルコスト等を勘案した上で、改築(又は更なる長寿命化)を実施。	改築（又は更なる長寿命化）

上記グループごとに分類し、総合劣化度を踏まえた改修工事等を実施していくこととするが、特に、建物使用の目安としている築後 70 年を超過している学校施設や大規模改修未実施等により劣化が顕著な学校施設など、学校施設の築年数及び劣化状況等に基づき計画的に実施していくこととする。また、高等学校と支援学校では現状課題や整備水準等が異なることから、個別に検討していくことが必要である。

なお、改修・改築等の実施にあたり、建物・棟単位での実施を基本とするが、築年数や劣化状況が概ね同様であるなど、複数の棟を一体的に改修・改築等を実施することが費用面や効率性の観点で有利となる場合は、一体的な改修・改築等を検討、実施することとする。

また、着手時期等については、下表の様々な要因も勘案した上で設定していくこととする。

観点	留意点
政策的観点	教育施策（適正配置・機能強化等）の方針・計画等
	教育以外施策（防災・環境等）の方針・計画等
財政的観点	各年の財政支出（平準化）
コスト的観点	複数棟を一体的に工事することによるコスト削減の可能性
	同一工種の一括発注によるコスト削減の可能性

## 2. 事業費の縮減方策及び土地の有効活用の検討

### (1) 事業費縮減方策

工事実施にあたり工法の工夫によるコスト縮減方策を検討する。また改築時等における、閉校した校舎の活用など、仮設校舎に関する工夫や使用実態・運営上の工夫による施設保有のあり方について検討する。

### (2) PPP手法導入によるコスト縮減

建設・維持管理や事業運営における民間活用の可能性を検討する。またPFI方式を活用した学校整備や改修等を通じ、民間事業者の経験を活かしたコスト縮減を行う。

### (3) 土地の有効活用と処分

未利用地・低利用地については、関係部局等と協力しながら、市町村及び民間への処分を含め、土地の売却等を進める。

また、再編整備等により閉校となった学校や未利用財産については、過去の投資を無駄にしないよう、他の公共施設等への転用など有効活用を推進する。

転用の見込みがない場合は、将来に大きな財政負担を残さないように学校施設を維持更新していくため、売却・貸付を進める。

### (4) 土地の高度利用

改築等にあたり学校施設の土地利用を精査し、更に高度利用が図れると想定される学校施設については、教育活動への貢献や周辺地域への影響等を勘案しつつ、「施設の増築・高層化」や「他の公共施設との複合化・合築」などを検討していく。

## 3. 施設整備と再編整備との関係

生徒急増期に建設された学校施設について、改修等の時期が一時期に集中するなど老朽化対策に要する整備コストが増加するなか、長期的な人口動向などを踏まえた場合、相当の幼児児童生徒数の減少が見込まれている。

府立高校の施設整備にあたっては、府立高等学校再編整備計画及び府立高校改革アクションプランで示した今後の方向性を踏まえた再編整備の動きとあわせて、整備規模等を検討する。

## 4. 実施方針に基づく整備の取組み

### (1) 長寿命化整備方針の継続的運用

#### ①情報基盤(データベース)の整備と活用

学校施設の状態や過去の改修履歴等の状況について、学校施設に関するデータベースを整備・活用し、情報の蓄積を図る。

#### ②推進体制等の整備

関係課や学校と連携・協力しながら、劣化状況の的確な把握及び学習環境の実態把握に努めるとともに、関係部局との協力体制の構築を図る。

### (2) 実施計画の策定

本方針に基づき、学校及び棟単位での計画的な改修工事等を進めていくが、劣化が著しいなど特に緊急対応を要する建築部位・設備の改修等を先行して実施していく必要がある。

また、建築基準法第 12 条に基づく点検で確認された建築部位等の劣化状況の情報を集約化、データを一元管理し、必要に応じ計画に反映していく。

改修等の実効性確保のため、令和 3 年度に策定した「府立学校施設長寿命化整備方針に基づく事業実施計画（第 1 期：令和 3 年～7 年度）」に引き続き、第 2 期実施計画（令和 8 年～12 年度）を策定し、令和 8 年度から実施計画に基づいて改修等に着手することとする。

なお、実施計画については、5 年ごとに策定し、その計画期間中であっても、整備の進捗状況等に応じ、適宜見直しを行うこととする。

## 「府立学校施設長寿命化整備方針に基づく事業実施計画」 (第 2 期：令和 8～12 年度) の策定 について (案)

### 位置づけ

「府立学校施設長寿命化整備方針（第 2 期）」に基づき、学校・棟単位での計画的な改修等に取り組むための実施計画。

計画期間：第 2 期 令和 8～12 年度

### 実施計画

#### (改築)

主たる校舎の築年数が使用年数の目安である 70 年を経過する場合の整備の方向性は、改築（又は更なる長寿命化）とする。

改修を行っても安全性や良好な学習環境を確保できない状態や他の施設への集約化等の代替策がない場合等については、築後 70 年に満たない場合でも学校施設の改築を検討する。

中長期的にニーズが高い学校や、地域の学びの拠点としての役割を期待される学校、生徒の学びの保障を担う学校などを中心に、築後 70 年に関わらず柔軟に検討し、必要な建物について効果的な改築を進める。

- ・ 寝屋川高校(築 88 年：令和 8 年 3 月末)は、令和 9 年度から改築工事に着手予定。
- ・ 旭高校(築 71 年)、東住吉高校(築 69 年)は、令和 8 年度より改築の検討に着手予定。
- ・ これらに続き、築年数や老朽化の状況をふまえ、計画的に改築を検討・実施していく。

#### (改修)

##### ① 予防保全

第 1 期計画に基づき「d 判定」の箇所を解消。今後も劣化度調査や日常点検等の結果を踏まえ、計画的な改修等を進めていく。

##### ② 教育環境向上・学校の魅力化推進等

長寿命化改修にあたっては、建物の継続使用年数等を考慮するだけでなく、トイレ洋式化等、空調設備整備、内装リニューアルなど、新しい時代の学びを実現するための学習環境面及び生活環境面での機能向上や学校の魅力化推進を考慮して実施していく。

- a) **トイレの洋式化等**：令和 8 年度末までに、トイレ洋式化目標値（92%以上）達成に向け改修。令和 9 年度以降、床の乾式化や照明の LED 化等を検討・実施。
- b) **空調設備整備**：空調設備を設置していない特別教室等について、計画的に整備を実施。
- c) **内装リニューアル**：築 30～60 年（令和 7 年度末）の 128 校（高校 98、支援 30）の普通教室等の内装リニューアルを令和 8～12 年度に計画的に実施。

府立学校施設長寿命化整備方針に基づく事業実施計画  
(第2期:令和8～12年度)  
(案)

令和8年3月

大阪府教育庁

## 1 本計画の位置づけ

本計画は「府立学校施設長寿命化整備方針(第2期)」(令和8年3月策定)に基づき、学校・棟単位での計画的な改修等に取り組むための実施計画(第2期:令和8～12年度)として策定するものである。

## 2 実施計画

主たる校舎の築年数が70年を超える学校が年々増加していくことから、築年数に加え老朽化の状況を鑑みて、改築対象校を検討し、改築を計画的に進める。

長寿命化改修として、第1期計画(令和3～7年度)に基づく改修により、劣化度調査「d判定」については概ね解消することができたが、調査時点(平成28～30年度)から一定の期間が経過し、劣化度調査「d判定」以外と評価されている箇所についても劣化が進んでいることが想定されることから、未改修の学校施設については築年数や劣化状況等を踏まえ、計画的に改修を進める。

また、教育環境向上・学校の魅力化推進を老朽化対策と一体的に実施していく。

なお、高等学校と支援学校では現状課題や整備水準等が異なることから、個別に検討していく必要がある。

計画期間中、教育施策の方針・計画、社会情勢、整備の進捗状況等に応じて、実施計画の見直しを行う。

## (1)改築

主たる校舎の築年数が使用年数の目安である 70 年を経過する場合の整備の方向性は、改築(又は更なる長寿命化)とする。

改修を行っても安全性や良好な学習環境を確保できない状態や他の施設への集約化等の代替策がない場合等については、築後 70 年に満たない場合でも学校施設の改築を検討する。

中長期的にニーズが高い学校や、地域の学びの拠点としての役割を期待される学校、生徒の学びの保障を担う学校などを中心に、築後 70 年に関わらず柔軟に検討し、必要な建物について効果的な改築を進める。

改築の検討については、再生(改修・設備更新等)により継続使用する場合と改築する場合の費用を長期で試算の上、いずれが有利か検討する。

改築にあたっては、長寿命化対策として、計画の段階から、改築後の維持管理の簡便さやライフサイクルコストの検証、間仕切りの変更や用途転用しやすい構造体・内装を計画する「スケルトン・インフィル」の視点を踏まえる。

また、適正な規模について十分に検討するとともに、可能な場合は校舎の高層化等を検討し、残余の土地については売却等に努める。

改築における標準的な仕様等については、建築条件(敷地条件、校舎配置や校舎全体又は1棟のみの建替え)などを踏まえつつ、直近の建替え事例等を参考に検討する。

- ・ 主たる校舎(本館)の築年数が 88 年(令和8年3月末現在)を経過している寝屋川高校は、令和9年度から改築工事に着手予定。
- ・ 旭高校(築 71 年)、東住吉高校(築 69 年)については、令和8年度より改築の検討に着手予定。
- ・ これらに続き、築年数や老朽化の状況をふまえ、再編整備の動きとあわせて、計画的に改築を検討・実施していく。

## (2)改修

### ①予防保全

学校施設の改修等を計画的に進めるため、延床面積1千㎡以上の建物を対象に平成28年度から平成30年度の3年間の劣化度調査を実施し、第1期計画に基づき「d判定」の箇所を解消した。

今後も劣化度調査や日常点検等の結果を踏まえ、計画的な改修等を進めていくことにより、学校施設の健全化を図ることが重要となる。

なかでも屋根・屋上防水、外壁等は躯体の耐久性に直結するため、それらの工事を優先する。

設計時において築年数を勘案し、長期的に性能を維持できる仕様を基本に改修サイクル、メンテナンスの容易性を考慮し、事業内容を決定するとともに、設備等、更新時期の近い部位を原則、棟ごとに集約して改修を実施することで、工期の短縮、コスト削減、効率化を図る。

設備機器の老朽化対策として、物理的な耐用年数を経過している設備機器は更新を基本とするが、日常的な目視点検や消耗部品の定期交換によって、故障を未然に防止する対策も必要である。

- \* 施設機能に支障をきたしているなど緊急的な対応が必要な部位は、個別に工事を実施。
- \* 改修予定校が高等学校再編整備の実施対象校となった場合は、閉校まで生徒及び教職員が安全・安心に施設利用するために必要な改修を効率的に実施する。
- \* 劣化が進行した(予測される)部位については、一体的な改修を行い、予防保全を効率的に実施する。

## ②教育環境向上・学校の魅力化推進等

長寿命化改修にあたっては、建物の継続使用年数等を考慮するだけでなく、トイレ洋式化等、空調設備整備、内装リニューアルなど、新しい時代の学びを実現するための学習環境面及び生活環境面での機能向上や学校の魅力化推進を考慮して実施していく。

### a) トイレの洋式化等

令和8年度末までに、トイレ洋式化目標値(92%以上)達成に向け改修。令和9年度以降、床の乾式化や照明のLED化等を検討・実施。

### b) 空調設備整備

空調設備を設置していない特別教室等について、計画的に整備を実施。

### c) 内装リニューアル

築30～60年(令和7年度末)の128校(高校98、支援30)の普通教室等の内装リニューアルを令和8～12年度に計画的に実施。